

平成 29 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

地域共生社会を実現するための
新しい包括的支援体制と住民主体の地域づくりの構築事例の収集
及び自治体、地方厚生（支）局等の役割に関する研究事業
報 告 書

平成 30 (2018) 年 3 月

一般財団法人 日本総合研究所

目 次

序章 調査研究の概要.....	1
1 背景と目的.....	3
2 事業実施概要.....	5
(1) 検討フロー.....	5
(2) 「地域共生社会」及びそれを実現するための「新しい包括的支援体制」と 「住民主体の地域づくり」仮説と本事業における検討の範囲の確認.....	6
(3) 調査実施概要.....	7
3 実施体制.....	12
(1) 検討体制.....	12
(2) 検討経過.....	13
 I 基礎自治体の「地域共生社会」実現に向けた現状と意向～市町村アンケート結果.....	15
1 調査概要.....	17
2 「地域共生社会の実現」の政策上の位置づけと庁内外の連携体制.....	18
(1) 「地域共生社会の実現」の政策上の位置づけ.....	19
(2) 地域共生社会の実現に向けて、行政の福祉部局間で協働して行っていること.....	20
3 介護保険制度地域支援事業を活用した取組（現状、今後の意向、課題）.....	23
(1) 地域住民が主体となって実施している事業.....	23
(2) 今後、新たに地域住民等を主体として取り組みたい事業.....	27
(3) 住民主体の取組を進めて行く上での悩みや困りごと.....	29
4 住民主体の取組促進に向けた自治体としての取組や課題（把握方法、支援の内容等）....	30
(1) 住民主体の取組の把握状況.....	30
(2) 住民主体による取組の把握方法.....	31
(3) 住民主体の取組を推進していくための自治体としての支援.....	36
(4) 自治体としての責務を果たしていく上での県や国（地方厚生局）に期待する支援..	39
5 市町村アンケート結果のまとめ.....	43
 II 実践事例.....	45
1 本事業における「地域共生社会の実現に資する実践事例」の考え方（枠組み）.....	47
(1) 事例収集にあたっての考え方.....	47
(2) 収集・訪問事例.....	51
2 実践事例.....	55
(1) 社会福祉法人住田町社会福祉協議会（岩手県住田町）.....	55
(2) 岩崎地区自治会議（秋田県湯沢市）.....	59
(3) 特定非営利活動法人秋田県南 NPO センター（秋田県横手市）.....	63
(4) 天童市地域づくり委員会（山形県天童市）.....	67

(5) 特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）	71
(6) ラジオ体操&歩こう会（福島県郡山市）	75
(7) 鳥取市地域食堂ネットワーク（鳥取県鳥取市）	79
(8) 南部町東西町地域振興協議会（鳥取県南部町）	83
(9) 雲南市地域自主組織（島根県雲南市）	87
(10) 株式会社 Community Care（島根県雲南市）	91
(11) 特定非営利活動法人なでしこ会（岡山県岡山市）	94
(12) 特定非営利活動法人かさおか島づくり海社（岡山県笠岡市）	98
(13) 障がい者千五百人雇用事業（岡山県総社市）	102
(14) 特定非営利活動法人もちもちの木（広島県広島市）	106
(15) 有限会社親和 鞆の浦・さくらホーム（広島県福山市）	110
(16) iikoto メイト（山口県宇部市）	114
(17) 特定非営利活動法人とかの元気村（高知県佐川町）	118

III 考察 ～「地域共生社会」実現に向けた調査からの示唆.....123

1 地域共生社会を考える前提 ～踏まえておくべき視点	125
2 調査から明かになったこと① ～自治体の意識と動き（主にアンケート調査から）	127
(1) 地域共生社会の実現と地域包括ケア施策としての「地域共生社会の実現」の 位置づけ	127
(2) 「地域共生社会の実現に向けた住民主体の取組」への自治体の認識	127
3 調査から明かになったこと② ～住民・地域の意識と動き（主に事例調査から）	128
(1) 「入口」は別でも「中身」は分野横断・多機能で複合的	128
(2) 取組のプロセスと促進要因	131
4 調査から明かになったこと③ ～基礎自治体の県や厚生局への期待.....	135
(1) 基礎自治体が県に期待していること	135
(2) 基礎自治体が厚生局に期待していること	136
5 まとめにかえて ～今回調査を機に今後引き続き検討が必要なこと.....	137
(1) 「住んでいる地域」に対する住民（特に子どもや若者）の愛着や帰属意識、 参加経験をどのようにつくるか.....	137
(2) 基礎自治体の役割の観点から	139
6 地域共生社会の次の一歩に向けて ～本事業を通じた気づき	141
(1) 東北ブロックから	141
(2) 中国ブロックから	146

おわりに	151
------------	-----

IV 参考資料.....	155
1 事例一覧	157
2 アンケート調査票	172
3 ブロック報告会	177
(1) 東北ブロック報告会	177
(2) 中国ブロック報告会	197

序 章 調査研究の概要

1 背景と目的

(背景)

これまで対象者ごとに進められてきた福祉政策は、人口減少・高齢化、家族・地域社会の変容等により縦割りのシステムでは対応が難しくなっており、制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化が進んでいる。

市町村や都道府県には、地域の自主性や主体性に基づきながら、高齢者はもとより、すべての住民の孤立防止や尊厳の維持と自立支援を目指した地域包括ケアシステムを推進していくこと、そしてそのことによって地域共生社会の実現を目指していくことが求められている。

東北地方では基礎自治体の6割超が、中国地方においては74%が過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域に指定されている。特にこのような地域においては、その資源も限定的であり、環境条件から見ても、地域の実情に応じた制度の枠を超えた取組みを地域包括ケアの手法を深化させながら推進していくことが求められており、そのことがまさに「地域共生社会の実現」につながるものと思われる。

国においては、「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－」において、新しい地域包括支援体制（高齢者、障害者、児童等の分野を問わない包括的な相談支援及び分野横断的・包括的なサービスの提供）の確立とともに、総合的な福祉人材の確保・育成の必要性が提言された。また、「ニッポン一億総活躍プラン」においては、高齢者・障害者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されている。こうした「地域共生社会」を実現するため、平成28年度には厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、関連施策の推進に着手したところである。

参考

「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに創る「地域共生社会」の実現へ

子ども・高齢者・障害者など全ての人々が暮らしと生きがい、地域を共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

【パラダイムシフト】

○「我が事・丸ごと」の地域づくりへ
⇒ 住民が主体的に地域の課題解決を試みる仕組みを構築。住民相互の支え合いと公的サービスが協働し、誰もが役割を持ち孤立を生まない地域を育成。

○「タテワリ」から「丸ごと」へ
⇒ 対象者ごとに整備されている公的サービスの包括化の推進。

【具体的方策】

○市町村による、住民主体の地域課題の把握や解決を支援する体制や、複合的な課題に対応する包括的な相談支援体制の整備を制度化

【社会福祉法改正】

○地域における一体的なサービス提供を支援するため、介護保険と障害福祉両制度に新たに「共生型サービス」を創設

【介護保険法等の改正】

*今後、施設・人員基準、報酬の見直しを検討。

○担い手の資格や養成課程の見直しを検討。

資料) 厚生労働省

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(概要)
(平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

はじめに(P1～7)	
○地域共生社会の実現が必要 ・福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠。 ・地域共生社会の考え方と地域福祉推進の目的は相通ずるものであり、地域福祉の推進が求められている。 ・社会福祉法改正後も平成14年の社会保障審議会福祉部会のとりにとめて掲げられた考え方の重要性・必要性に変わりはない。 ・他方、地域力強化検討会 最終とりまとめで示された5つの視点(①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な場の創造)を重視しながら取組を推進していく必要。 ・地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。	
第一 社会福祉法改正の趣旨について(P8～12)	
(1)法第4条第1項関係(地域社会の一員として様々な活動に参加する機会が「与えられる」→「確保される」)	(5)法第106条の2関係(相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へつなぐ)
(2)法第4条第2項関係(地域福祉の推進の理念の明確化(地域住民等は本人及びその世帯に著目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する))	(6)法第106条の3第1項関係(市町村における包括的な支援体制の整備の推進(市町村の努力義務))
(3)法第5条関係(福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携)	(7)法第107条、第108条関係(市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実(努力義務化、記載事項の追加等))
(4)法第6条第2項関係(地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化)	
第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(P13～28)	
1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
4 市町村における包括的な支援体制の構築に対する都道府県の支援について	66
第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29～52)	
1 市町村地域福祉計画	(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 (2)計画策定の体制と過程
2 都道府県地域福祉支援計画	(1)支援計画に盛り込むべき事項 (2)支援計画の基本姿勢 (3)支援計画策定の体制と過程

6

出典：厚生労働省資料

(目的)

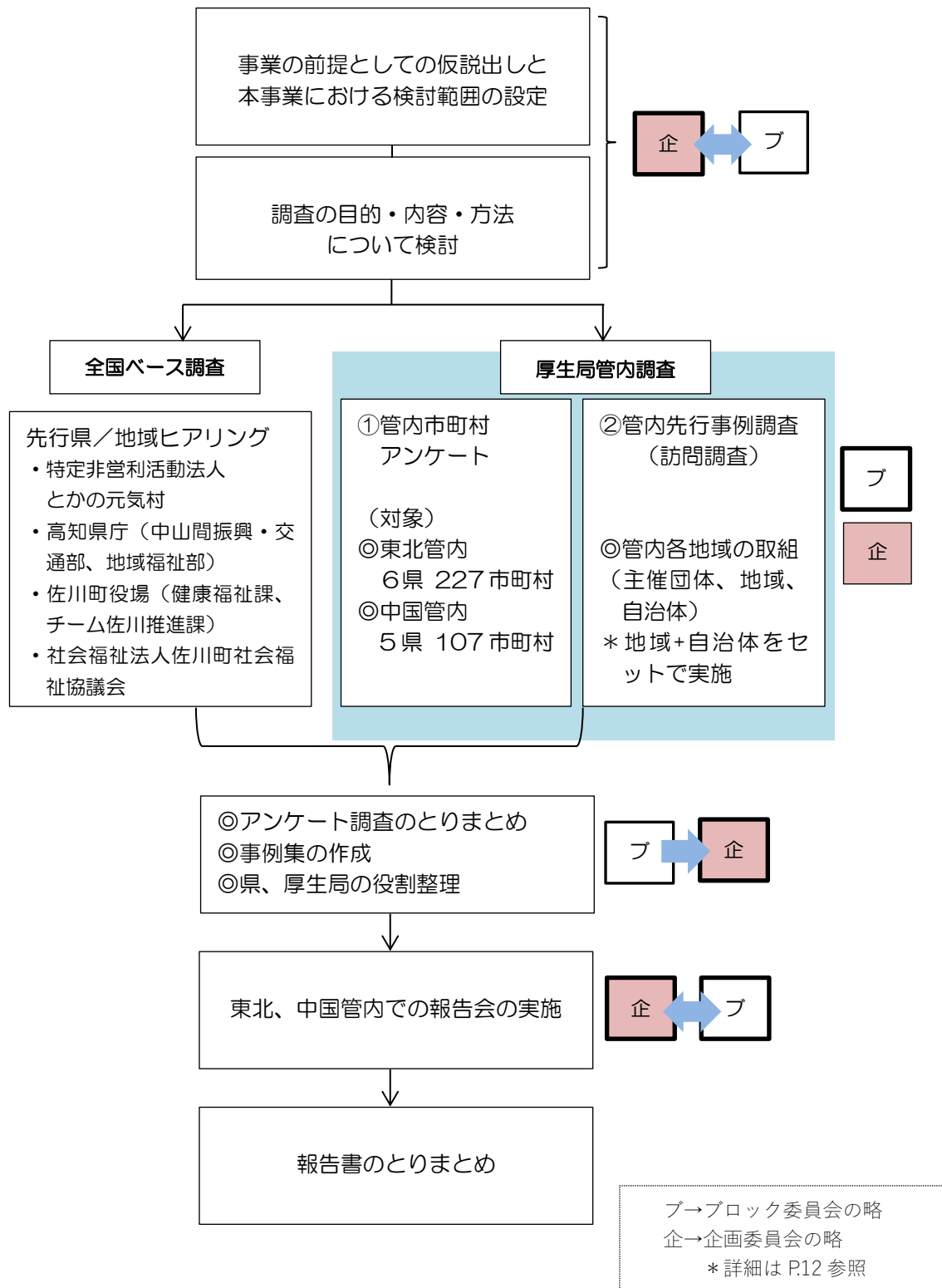
こうした背景を踏まえ、本事業は、管内に過疎・中山間地域を多く含む東北厚生局、中国四国厚生局（中国ブロック）管内で、今後、地域共生社会を実現していくための新しい包括的支援体制や住民主体の地域づくりを進めるための各地域の自治体等の取組を促進することを目的として実施する。その際、基礎自治体・都道府県・地方厚生（支）局の役割についても検討し、提案を行うこととした。

上記目的を達成するために、以下の検討を行った。

- ・「地域共生社会」のイメージ、その実現のために必要となる包括的支援体制のあり方、住民主体の地域づくり等についてのイメージの共有・創造を図る（仮説出し）。
- ・各地域で実践されている地域共生社会の実現に資する先行事例等を主に東北厚生局、中国四国厚生局単位で収集し、地域ニーズや取組手法の違いなどによる類型化を試みる。
- ・あわせて、各地で実践されている地域の実情に応じた住民主体の地域づくりの先行事例において、そのプロセス、促進要因等を分析する。
- ・また、それらの取組促進に向けた県、厚生局の役割について検討し提案する。
- ・上記成果について、事業報告会等を実施するとともに、事例集等としてまとめ、それらを通じて自治体の支援に資するものとする。

2 事業実施概要

(1) 検討フロー



(2)「地域共生社会」及びそれを実現するための「新しい包括的支援体制」と「住民主体の地域づくり」仮説と本事業における検討の範囲の確認

はじめに、目指すべき「地域共生社会」とは、どのような社会なのか、多様な個人や家族の暮らしの営みの場面から、具体的に仮説出しをしながら、今回研究で明らかにしていく「新しい包括的支援体制」や「住民主体の地域づくり」の内容等について検討した。

その際、国で示されている事項を補完するものとして、以下のような方針や考え方を参考・踏襲することとした。

- ・現在の「地域共生社会」の考え方のある種のモデルともなっている「共生型ケア」の概念
- ・現在進行している「地域包括ケアシステム」は、「地域共生社会」を実現していくための「システム」あるいは「仕組み」であるという整理
- ・そのためには、地域包括ケアの「植木鉢」の各要素とともに、底流にある「地域づくり」が基盤となること

参考

◆日本社会事業大学 平野隆之氏等による「共生型ケア」の整理 例

- ①地域のなかで当たり前暮らしのための小規模な居場所を提供し、
 - ②利用の求めに対しては高齢者、子ども、障害者という対象上の制約を与えることなく、
 - ③その場で展開される多様な人間関係を、共に生きるという新たなコミュニティとして形づくる営み
- 平野隆之編（2005）『共生ケアの営みと支援―富山型「このゆびとーまれ」調査から』CLC

◆地域共生社会と地域包括ケアシステムとの関係性についての整理 例

- すでに、介護サービス事業者による、障害者向けのサービスや子育て関連事業の実施は珍しくなくなっている。また、2015 年度から開始された生活支援体制整備事業は、住民主体の活動を重視しているが、住民活動はそもそも対象者や分野を区切った対象者別の活動を行っているわけではない。その意味で、地域づくりは、地域共生社会を実現するための取組そのものといえる。
 - 「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組として提示されている「困りごとの総合相談窓口の設置」や「専門人材のキャリアパスの複線化」、あるいは「障害や介護におけるサービス資源の共有」等も、地域包括ケアシステムと共有できる地域の基盤であり、また地域包括ケアシステムがこれまで模索してきた方向性と一致している。
 - 地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係について整理すると、「地域共生社会」とは、今後、日本社会全体で実現していこうとする社会全体のイメージやビジョンを示すものであり、高齢者分野を出発点として改善を重ねてきた「地域包括ケアシステム」は「地域共生社会」を実現するための「システム」「仕組み」であるとまとめられる。
 - ⇒そのうえで、2040 年に向けた事業者の姿として以下を提案
 - ・介護・福祉版の地域連携推進法人の設立
 - ・地域単位で人員配置を考える段階に向かう
 - ⇒自治体に求められる地域マネジメント
- こうした適切な判断を保険者職員が行うためには、単なる法令の理解や解釈だけでなく、それぞれの地域の実情や課題の適切な理解と、地域が向かうべき方向性やサービスが目指している機能の適切な理解が最低限必要である。

「地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業報告書 地域包括ケア研究会報告書 -2040 年に向けた挑戦-」（事務局 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 2017.3）より抜粋

(3) 調査実施概要

①東北厚生局、中国四国厚生局（中国ブロックのみ）管内市町村アンケート

地域共生社会の実現に向けた両管内自治体の取組の現状や課題、あるいは、自治体で芽生えている地域共生社会の実現に向けて有効と思われる取組事例等について把握すること、また、今後厚生局の支援のあり方等の参考に資することを目的として、自治体向けアンケート調査を実施した。調査実施概要は下記のとおりである。

【配付・回収状況】

調査対象：東北厚生局及び中国四国厚生局

（中国ブロックのみ）管内の市町村

発送・回収方法：各県から県内自治体担当課へ

メール配信、メールにて回収。

調査期間：平成 29（2017）年 11 月 8 日～27 日

発送数：東北ブロック 227 自治体

中国ブロック 107 自治体

回収数：計 235 票（回収率 70.4%）

* 内訳は右表の通り

		市町村数	回収数	回収率
東北	青森県	40	35	87.5%
	岩手県	33	33	100.0%
	宮城県	35	25	71.4%
	秋田県	25	16	64.0%
	山形県	35	23	65.7%
	福島県	59	30	50.8%
中国	鳥取県	19	10	52.6%
	島根県	19	16	84.2%
	岡山県	27	14	51.9%
	広島県	23	20	87.0%
	山口県	19	13	68.4%
	全体	334	235	70.4%

* なお、本アンケートでは、「地域共生社会」について、以下のような定義・解説を添付した。

◎「地域共生社会」の定義（ご参考）

厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料によれば、「地域共生社会」は次のように定義されています。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

そして、そのために、自治体は、住民等による「我が事・丸ごと」の地域づくりへの支援や包括的な支援体制の整備を進めることとされています。

- ◎ また、地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係について、本研究事業では、平成 28 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「地域包括ケア研究会報告書-2040 年に向けた挑戦」で示された下記内容と理解しています。

「『地域共生社会』とは、今後、日本社会全体で実現していこうとする社会全体のイメージやビジョンを示すものであり、高齢者分野を出発点として改善を重ねてきた『地域包括ケアシステム』は『地域共生社会』を実現するための『システム』『仕組み』であるとまとめられる。したがって、地域包括ケアシステムの深化と進化は、地域共生社会というゴールに向かっていく上では、今後欠かせないものといえるだろう。」

◎ 本調査票で使用している「種」、「芽」のイメージ

「種」:あくまで資源であり、そのままではそのまま止まりになるもの（「芽」の前段階）

「芽」:いくらかの水分や栄養になるような刺激や外部からの支援、関わりが始まったばかりのもの

②管内で実施されている「地域共生社会」の実現に資する事例の収集と訪問調査

主に管内自治体において、制度内外で取り組まれている「地域共生社会を実現していくための取組」をイメージし普及していくため、両管内において、地域共生社会の実現に資する取組と思われる事例を抽出し、訪問調査を行った。

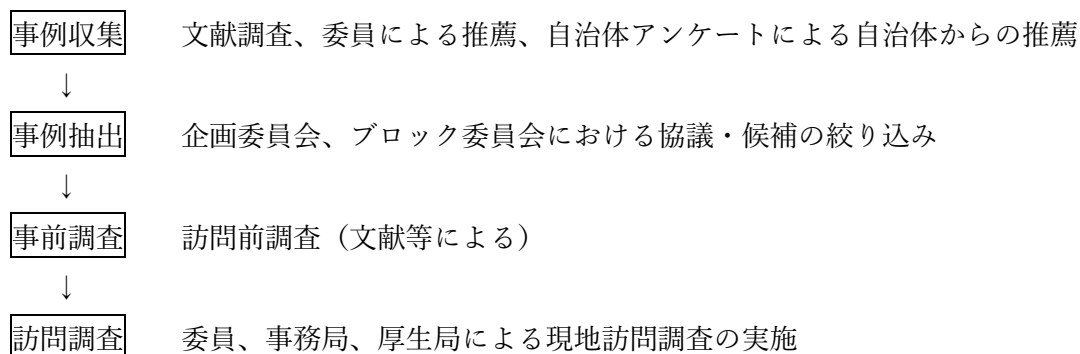
調査実施概要は次の通りである。

◇収集対象とする事例イメージ

「地域共生社会を実現するための取組」として、取組の「芽」になりそうな事例から、すでに取組が一定程度進んでいる事例まで幅広く収集した。具体的には、以下4点のいずれかについて該当部分があることを、抽出・推薦の条件とした。

- ・制度・分野ごとの「縦割り」を超える
- ・「支え手」「受け手」という関係を超える
- ・地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画する
- ・人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる

◇事例収集・調査の手順



*なお、訪問調査に際しては、地域での取組プロセスを多面的に把握するために、可能な限り、活動主体とともに、地元行政、関係する地域住民や組織等への訪問を試みた。

◇訪問調査時の調査項目

訪問調査における調査項目は、次の通りである。

【実施主体向け】

◎実施主体の事業概要

- ・法人のプロフィール（従事者数、設立年、設立の経緯等）、事業内容 等

◎取組概要

【取組の概要】

- ・対象エリア（地区）、利用者の状況・特徴、関係団体、財源（整備費・運営費）等

【取組の経緯（きっかけから取組開始まで）】

- ・取組のきっかけから法人内の合意形成の方法、取組開始に至るまでの経緯、工夫したことや苦労点（住民との関係も含めて）
- ・取組を始める背景としての地域課題や地域のニーズ
- ・取組開始に至るまでの「キープレイヤー」や重要な役割を果たした関係者

【取組開始後から現在に至るまで】

- ・取組を展開するにあたって、地域の他の主体との連携する機会
 - * 関係者や住民を上手に巻き込む方法や工夫した点はありますか。また、その際、関係者とのような役割分担をしていたのでしょうか。
- ・利用者や支援者等の拡大に向けた取組促進上の工夫・要因
- ・取組を進める上での課題
- ・取組による地域や地域住民の変化

◎自治体のかかわりや連携について

- ・自治体からの支援（人的支援や資金的支援等）
- ・取組を進める上での自治体に期待すること、求める役割

◎今後に向けて

- ・取組を継続していく上での秘訣、取組の成果、今後さらに実施予定の事業や取組

【自治体向け】

◎「地域共生社会」実現に向けた自治体としての方針、施策

- ・自治体としての方針、自治体の役割と事業者へ期待すること、事業者に対する支援施策
- ・自治体として苦労されている点 等

◎当該事例に対する自治体としてのかかわり、サポート

- ・自治体からの支援内容（人的支援や資金的支援等）
- ・取組開始前から現在に至るまでの当該事例との接点・かかわり方

◎自治体において、「地域共生社会」を実現する取組に該当すると思われる事例

◎地域共生社会の実現に向けて自治体内の取組を進めていくにあたって

- ・県や厚生局への期待、基礎自治体・県・厚生局の役割
- ・県や厚生局にどのような支援を期待するか 等

◇収集事例並びに訪問調査結果

No	県	市町村	訪問先	訪問日
(1)	岩手県	住田町	・社会福祉法人住田町社会福祉協議会	1月12日
(2)	秋田県	湯沢市	・岩崎地区自治会議	12月25日
(3)	秋田県	横手市	・特定非営利活動法人秋田県南 NPO センター ・横手市役所（まちづくり推進部地域づくり支援課）	1月9日
(4)	山形県	天童市	・天童市地域づくり委員会 ・天童市役所（教育委員会生涯教育課）	3月7日
(5)	山形県	川西町	・特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク	12月21日
(6)	福島県	郡山市	・ラジオ体操&歩こう会	1月16日
(7)	鳥取県	鳥取市	・鳥取市役所（中央人権福祉センター） ・社会福祉法人鳥取福祉会 ・パーソンサポートとっとり	2月27日
(8)	鳥取県	南部町	・東西町地域振興協議会 ・南部町役場（健康福祉課）	1月19日
(9)	島根県	雲南市	・雲南市役所（政策企画部、健康福祉部）	2月1日
(10)	島根県	雲南市	・特定非営利活動法人おっちラボ ・Community Nurse Company 株式会社 ・株式会社 Community Care	2月1日
(11)	岡山県	岡山市	・特定非営利活動法人なでしこ会 ・岡山市役所（保健福祉局、市民協働局、建部町公民館）	2月26日 ・27日
(12)	岡山県	笠岡市	・特定非営利活動法人かさおか島づくり海社	1月26日
(13)	岡山県	総社市	・総社市役所（保健福祉部福祉課） ・国民宿舎サンロード吉備路 ・サンガーデン吉備路（社会福祉法人三穂の園）	1月18日
(14)	広島県	広島市	・特定非営利活動法人もちもちの木	12月18日
(15)	広島県	福山市	・有限会社親和 鞆の浦・さくらホーム ・特定非営利活動法人鞆の人と共に暮らしを ・水呑地域包括支援センター・サブセンター鞆	11月29日
(16)	山口県	宇部市	・iikoto メイト ・宇部市役所（地域福祉課）	11月30日
(17)	高知県	佐川町	・特定非営利活動法人とかの元気村 ・高知県庁（中山間振興・交通部、地域福祉部） ・佐川町役場（健康福祉課、チーム佐川推進課） ・社会福祉法人佐川町社会福祉協議会	1月24日

※日程の都合が合う場合は、委員、各厚生局からのご同行いただいた。

③東北、中国各ブロックにおける報告会

本報告会では、地域共生社会を実現するための各地での取組を促進させることを目的として、事業内で実施したアンケート調査・訪問調査の報告・事例紹介とともに学識者・有識者等の講演を行った。

○タイトル（共通）：地域共生社会の実現に向けて

～地域の試みから学ぶプロセスとエッセンス～

○東北ブロック報告会

・日 時：平成 30（2018）年 2 月 9 日（金） 13：00～16：30

・場 所：フォレスト仙台 第 1・第 2 フォレストホール

・参加者：98 名

※実施の詳細については、「IV. 参考資料」に記載

・オブザーバー：

東北厚生局 局長 藤原 禎一

東北厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課 課長 東 基幸

○中国ブロック報告会

・日 時：平成 30（2018）年 2 月 24 日（土） 13：00～17：00

・場 所：TKP ガーデンシティ広島駅前大橋 ホール 4 A

・参加者：210 名

※実施の詳細については、「IV. 参考資料」に記載

・オブザーバー：

中国四国厚生局 局長 片岡 佳和

中国四国厚生局健康福祉部 部長 村上 洋二

中国四国厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課 課長 高原 伸幸

中国四国厚生局健康福祉部医事課臨床研修審査専門官 光井 聡

中国四国厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進官 高橋 孝一

中国四国厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課 地域支援事業係長 佐藤 功

④各県の担当課との意見交換会（東北ブロックのみ）

東北ブロック報告会のタイミングで、各県の「地域共生社会」関連の担当課とブロック委員会委員との意見交換の場を設けた。

・日 時：平成 30（2018）年 2 月 9 日（金） 10：00～11：30

・場 所：フォレスト仙台 第 9 会議室

・出席者（県担当課）：青森県（健康福祉部 健康福祉政策課）

岩手県（保健福祉部 地域福祉課） ※東北ブロック委員会委員

宮城県（保健福祉部 長寿社会政策課）

秋田県（健康福祉部 地域・家庭福祉課）

・意見交換内容：各自治体からのアンケート結果の共有、地域共生社会づくりに向けた各県の方針や支援のあり方 等

3 実施体制

(1) 検討体制

本事業の検討体制は下記の通りである。委員会は、東北・中国地域の各「ブロック委員会」と両ブロック委員並びに委員長から構成される「企画委員会」の2構成とした。

◆企画委員会：事業の企画・調整・評価等を担う

委員長 曾根 直樹 日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科 准教授
委員 池田 昌弘 特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長
大坂 純 東北こども福祉専門学院 副学院長
黒宮 亜希子 吉備国際大学保健医療福祉学部社会福祉学科 准教授
丸山 法子 一般社団法人リエゾン地域福祉研究所 代表理事
オブザーバー：東北厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課 課長 東 基幸
中国四国厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課 課長 高原 伸幸

◆ブロック委員会：エリア担当会議。企画委員会と連携しながら企画を進めるとともに、 ブロック内の実査（訪問調査等）、とりまとめなどを担う

◇東北ブロック委員会

リーダー 池田 昌弘 特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長
委員 阿部 真治 岩手県保健福祉部地域福祉課 生活福祉担当課長
大坂 純 東北こども福祉専門学院 副学院長
佐藤 博 社会福祉法人雄勝なごみ会 事務局長
増川 悦裕 山形市福祉推進部生活福祉課 課長補佐
オブザーバー：東北厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課 課長 東 基幸

◇中国ブロック委員会

リーダー 丸山 法子 一般社団法人リエゾン地域福祉研究所 代表理事
委員 小澤 幸生 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 課長
北尾 慶子 社会福祉法人恵寿会 理事長
黒宮 亜希子 吉備国際大学保健医療福祉学部社会福祉学科 准教授
篠原 功 山口県宇部市地域福祉課 課長
オブザーバー：中国四国厚生局 局長 片岡 佳和
中国四国厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課 課長 高原 伸幸
中国四国厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課地域支援事業係長 佐藤 功

事務局：一般財団法人日本総合研究所
主任研究員 白紙 利恵
主任研究員 内田 誠一
研究員 高野 祥代

(2) 検討経過

①企画委員会

第 1 回	
日時	平成 29 (2017) 年 8 月 5 日 (土) 13 時 30 分～16 時 30 分
内容	(1) 事業の目的と検討方針について (2) 調査の内容と方法について (3) 今後の進め方について
第 2 回	
日時	平成 29 (2017) 年 9 月 18 日 (月) 15 時 30 分～17 時 30 分
内容	(1) 議論経過 (報告) (2) 管内自治体アンケート案の検討 (3) 事例調査の進め方について 選定の考え方と候補例 (4) 報告会の目的、組み立てについて
第 3 回	
日時	平成 29 (2017) 年 12 月 26 日 (火) 17 時 00 分～19 時 30 分
内容	【報告】 (1) 第 3 回東北ブロック委員会(12 月 20 日開催)議事報告 (2) アンケート調査結果の報告 ①アンケート結果 速報版について ②事例紹介シートについて (3) 事例調査の進捗ご報告 【協議】 (1) 全国調査について～調査の方針・考え方と訪問先のご協議 (2) 報告会プログラムと広報・集客について ～広報ご協力先、開催概要についてのご協議 (3) 報告書、事例の整理方法について
第 4 回	
日時	平成 30 (2018) 年 3 月 13 日 (火) 14 時 00 分～17 時 00 分
内容	【報告】 (1) 東北ブロック・中国ブロック報告会の報告 (2) 事例調査報告 【協議】 (1) 事例のポイント振り返り (2) 報告書の目次構成、作成方針 (3) 本研究事業からみえてきたもの (報告書考察部分についての意見交換)

②ブロック委員会

第 1 回	
日時	東北：平成 29（2017）年 9 月 1 日（金） 9 時 30 分～12 時 30 分 中国：平成 29（2017）年 8 月 28 日（月） 14 時 00 分～16 時 40 分
内容	（1）事業の目的と検討方針について *第 1 回企画委員会での議論と企画等の変更点 *自治体委員、法人委員からの報告 （2）調査の内容と方法について （3）今後の進め方について
第 2 回	
日時	東北：平成 29（2017）年 10 月 20 日（金） 9 時 30 分～12 時 00 分 中国：平成 29（2017）年 10 月 11 日（水） 14 時 00 分～16 時 30 分
内容	（1）企画委員会等（9 月 18 日）の議論経過（報告） （2）管内自治体アンケート案について（報告） （3）事例調査について（協議） ①全国先行事例調査 ②管内事例調査（事例調査の実施方針、選定基準、事例集の作成イメージ） （4）報告会の実施方針について（協議）
第 3 回	
日時	東北：平成 29（2017）年 12 月 20 日（水） 9 時 30 分～12 時 00 分 中国：平成 30（2018）年 1 月 16 日（火） 14 時 00 分～16 時 30 分
内容	（1）前回ブロック委員会の議論の振り返りとその後の経過 （2）自治体アンケート調査結果（速報版）について （3）事例調査について ①管内事例調査（進捗と今後のスケジュール） ②全国先行事例調査（実施方針等） （4）報告会の実施方針について
第 4 回	
日時	東北：平成 30（2018）年 2 月 9 日（金） 17 時 00 分～18 時 00 分 中国：平成 30（2018）年 2 月 24 日（土） 19 時 30 分～20 時 30 分
内容	（1）報告会内容に対する意見交換 （2）報告書のとりまとめ方法 （3）今後のスケジュール 等

I 基礎自治体の「地域共生社会」実現に向けた 現状と意向 ～市町村アンケート結果

1 調査概要

本事業の一環として、地域共生社会の実現に向けた取組の現状把握等を行うため、自治体に対してアンケート調査を行った。

調査概要は、以下の通りである。

調査目的：地域共生社会の実現に向けた自治体の取組の現状や課題、あるいは自治体で芽生えている地域共生社会の実現に向けて有効と思われる取組事例等について把握すること

調査対象：東北厚生局及び中国四国厚生局（中国ブロックのみ）管内の市町村

発送・回収方法：各県から県内自治体担当課へメール配信、事務局がメールにて回収。

調査期間：平成 29（2017）年 11 月 8 日～27 日

発送数：東北ブロック 227 自治体、中国ブロック 107 自治体

【回収状況】

		市町村数	回収数	回収率
東北	青森県	40	35	87.5%
	岩手県	33	33	100.0%
	宮城県	35	25	71.4%
	秋田県	25	16	64.0%
	山形県	35	23	65.7%
	福島県	59	30	50.8%
中国	鳥取県	19	10	52.6%
	島根県	19	16	84.2%
	岡山県	27	14	51.9%
	広島県	23	20	87.0%
	山口県	19	13	68.4%
全体		334	235	70.4%

本章では、アンケート調査の結果について、全体集計結果（単純集計結果）、行政区分（政令市・中核市／市／町村）別の集計結果を掲載した。なお、政令市・中核市の該当件数は 12 件であるため、参考扱いとする。

2 「地域共生社会の実現」の政策上の位置づけと庁内外の連携体制

◎回答部署（回答のとりまとめ部署）

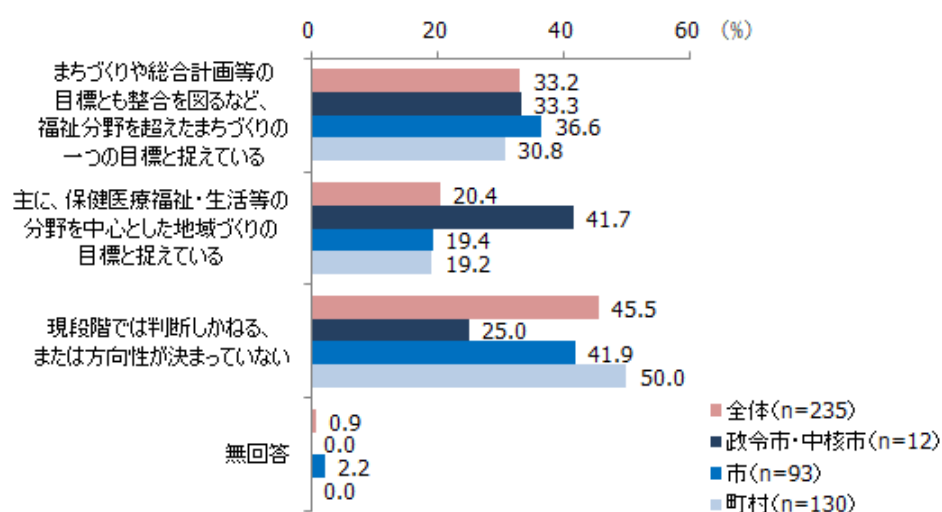
	東北	中国	合計		東北	中国	合計
福祉全般	69	16	85	地域包括ケア	6	6	12
福祉課	25	3	28	地域包括支援センター	2	1	3
保健福祉課	16	4	20	地域包括ケア推進室	1		1
住民福祉課	7		7	地域介護課		1	1
住民生活課	4		4	地域包括ケアシステム推進室	1		1
町民福祉課	4		4	地域包括ケア推進課	1	1	2
福祉政策課	3		3	地域包括ケア担当室		1	1
福祉保健課	1	2	3	地域包括支援班	1		1
社会課	1	1	2	保健課（地域包括係）		2	2
福祉あんしん課	1	1	2	地域福祉	7	2	9
福祉総務課	1	1	2	地域福祉課	7	2	9
厚生課	1		1	医療・介護		2	2
生活課	1		1	医療介護連携課		1	1
生活福祉課	1		1	健康医療対策課		1	1
長寿障害福祉課		1	1	子ども・家庭	2		2
福祉・子ども課	1		1	児童家庭課	1		1
保健課		1	1	福祉こども課	1		1
保健福祉企画総務課		1	1	福祉事務所	2		2
保健福祉総務課	1		1	福祉事務所	2		2
保険健康課		1	1	その他	7		7
保護福祉課	1		1	住民課	6		6
高齢・介護	68	45	113	政策推進課	1		1
健康福祉課	29	10	39	合 計	161	71	232
社会福祉課	9		9				
介護保険課	1	6	7				
高齢福祉課	3	5	8				
介護福祉課	6	2	8				
高齢者支援課		6	6				
長寿福祉課	6		6				
健康長寿課	1	3	4				
長寿支援課	1	3	4				
健康保険課	2	1	3				
高齢介護課	2	1	3				
高齢者福祉課		3	3				
健康推進課	2		2				
長寿社会課	1	3	4				
いきいき健康推進課	1	1	2				
健康介護課	1		1				
健康福祉企画課	1		1				
高齢者総合支援課		1	1				
長寿介護課	1		1				
福祉介護課	1		1				

（１）「地域共生社会の実現」の政策上の位置づけ

自治体における「地域共生社会の実現」の政策上の位置づけは、全体で見ると「現段階では判断しかねる、または方向性が決まっていない」が半数近く（45.5%）を占める。「まちづくりや総合計画等の目標とも整合を図るなど、福祉分野を超えたまちづくりの一つの目標と捉えている」は33.2%、「主に、保健医療福祉・生活等の分野を中心とした地域づくりの目標と捉えている」は20.4%であった。

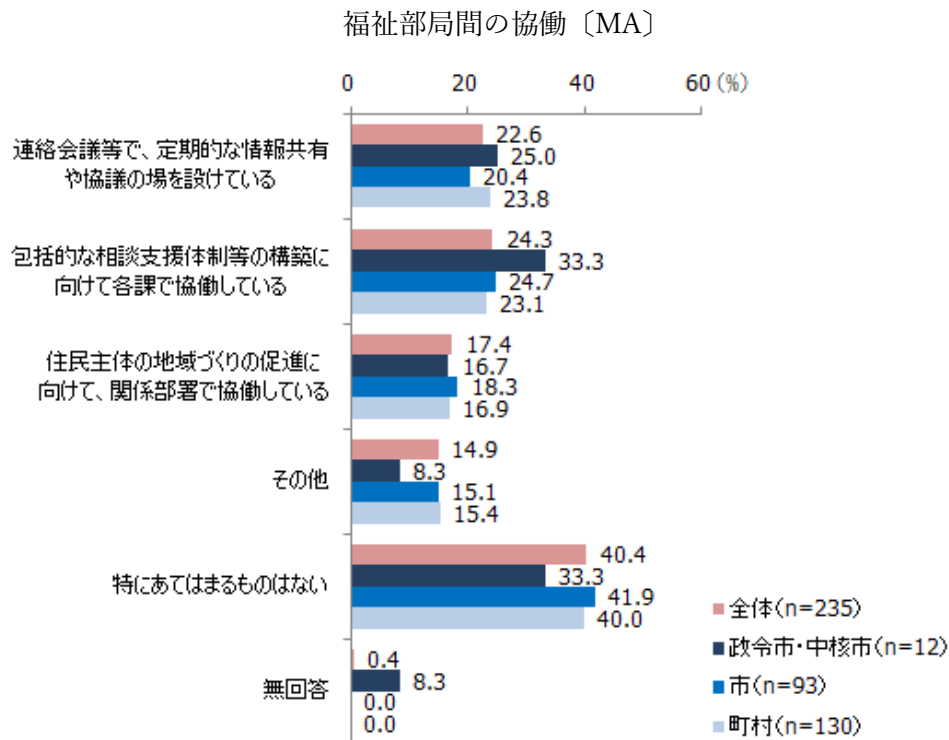
行政区分別にみると、「現段階では判断しかねる、または方向性が決まっていない」は、政令市・中核市が25.0%であるが、市では41.9%、町村では50.0%と割合が高い。

「地域共生社会の実現」の政策上の位置づけ〔SA〕



（２）地域共生社会の実現に向けて、行政の福祉部局間で協働して行っていること

地域共生社会の実現に向けて行政の福祉部局間（例えば高齢分野、障害分野、子ども・子育て分野等）で協働して行っていることについては、全体では「特にあてはまるものはない」が40.4%で最も多かった。その他の回答としては、「連絡会議等で、定期的な情報共有や協議の場を設けている」は22.6%、「包括的な相談支援体制等の構築に向けて各課で協働している」は24.3%、「住民主体の地域づくりの促進に向けて、関係部署で協働している」は17.4%であった。



【自由回答】具体的に（その他を含めて記載）

選択肢「1.連絡会議等で、定期的な情報共有や協議の場を設置」〔地域/行政区分/人口規模〕

- ・業務の中でケース会議や連携会議を設け、情報共有を図っている。〔東北/町村/3万～10万人未満〕
- ・高齢者と障害者分野で困難事例等の情報共有を実施している。〔東北/町村/1万～3万人未満〕
- ・子ども、成人、高齢者、障がいの担当課で庁内のチームをつくり、それぞれの部署で取り組んでいる内容を共有したり、協議したりしている。〔中国/市/3万～10万人未満〕
- ・誰もが安心して地域で暮らし続けられるまちづくりを進めるため「閉じこもり予防戦略」および「安心戦略」といった関係する部門の職員が協議する場を設けている。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・月のはじめの庁議（課長等会議）後に、福祉課（本課・分室・包括支援センター）の課長補佐以上の会議で、情報提供や協議事項等について打ち合わせを毎月行い、必要に応じて社会福祉協議会事務局長を交えて連絡調整会議を開催している。〔東北/町村/1万～3万人未満〕
- ・行政内での協議ではなく、社会福祉協議会と健康福祉課が協働するための場を設けている。健康福祉課の職員（健康推進・障害・地域包括）が社会福祉協議会の職員と情報交換しながら、分野を超えた連携について検討している。また、社協との協働により「生活支援体制整備事業の専門職部会」＝「多職種連携ワーキングチーム」という想定をしており、社協今年度第1回ワーキングでは、行政（健康福祉・子ども・教育・まちづくり）・社会福祉法人・介護医療機関・生活支援事業所・相談事業所が参加している。〔東北/町村/1万～3万人未満〕

選択肢「2.包括的な相談支援体制等の構築に向けて各課で協働」

- ・「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に取り組み、高齢・障害・子育てに限らず、複合的な課題を抱えている世帯に対しての支援を実施している（事例検討の場も設置している）。全庁横断型のプロジェクトを立ち上げ、福祉部局以外（社会教育、防災、公営住宅、水道、公共交通など）の部局も巻き込んだ、生活支援策の検討を行っている。〔東北/町村/1万～3万人未満〕
- ・本市では、地域共生社会の実現に向けた一つの事業として「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を実施している。この事業を実施するに当たり、生活困窮者自立支援事業で設置した市生活困窮者自立支援庁内連絡会議を活用し、福祉部局のほか、こども部局・市民部局・教育委員会等の関係部署と情報共有を図っている。〔東北/政令・中核・特例市/10万人以上〕
- ・高齢者、障害者（児）、児童（教育以外）の分野は、班内で業務を実施（窓口一本化）しており、教育分野との連携も図っている。〔東北/町村/1万人未満〕
- ・高齢分野と障害分野については、地域包括支援センター（ブランチ）が主催する「地域ネットワーク会議」に参加し、地域の高齢者・障害者に係る状況について、民生委員から聞き取り等を行い、とくに個別支援上課題のある高齢者等については、ケアマネ・相談支援専門員等との連携を図るなどの取組を行っている。〔中国/市/1万～3万人未満〕
- ・高齢分野と障害分野の相談窓口を同じ場所に置いている。〔東北/政令・中核・特例市/10万人以上〕
- ・他部署にわたる相談も多く、同行訪問やケース会議の開催など、連携して対応できる体制を整えている。〔東北/市/1万～3万人未満〕
- ・複合的課題を持つケースにも対応できるよう、各担当窓口には社会福祉士・保健師を配置し、連携体制を整えている。〔中国/市/3万～10万人未満〕
- ・問題事例が発生した際には、ケース会議等で各分野の担当者が情報を共有し、問題解決を図っている。〔東北/町村/1万人未満〕

選択肢「3.住民主体の地域づくりの促進に向けて、関係部署で協働」

- ・高齢者の移送サービスについての自治振興会（地域住民）と福祉課と企画課で連携し調整している。地域見守りの体制について、自治振興会、社会福祉協議会、福祉課で連携し調整している。総合事業による訪問介護事業をシルバー人材センターに委託事業として実施している。社会福祉協議会と連携し、小地域のニーズの把握に取り組んでいる。生活支援コーディネーターにより、地域の訪問により地域の課題の把握に努めている。地域課題の把握や対策について協議体での協議を行っている。〔中国/町村/1万人未満〕
- ・市内20の公民館を地域コミュニティ交流センターに移行し、まちづくり協議会を組織して運営している。目的は、①支えあいの仕組みづくり、②ひとづくり、③地域づくりを3本柱として、それぞれの組織に地域づくり計画を策定してもらい、今後10年間で総額10,000千円を助成する。このうち、支えあいの仕組みづくりについては、福祉部門で進める地域包括ケアシステムの構築に共通する考え方であり、まちづくり部局と福祉部局と連携して進めつつある。ただし、「地域共生社会」という言葉はまだ浸透しておらず、あまり使われていない。〔中国/市/1万～3万人未満〕
- ・生活支援協議体の会議に関係部署に参加してもらい、地域の支えあい体制づくりの話し合いをしている。現在は、高齢担当と障害担当だけの参加であるが、子ども子育てや生涯学習部署の参加も検討中である。〔東北/町村/1万人未満〕
- ・地域包括ケアシステム構築に係る取組について、関係部署間で情報共有し、住民主体の地域づくりの必要性、重要性を認識することにより、それぞれの役割に応じた取組を展開している。〔東北/市/3万～10万人未満〕

選択肢「4.その他」

- ・「青森県型地域共生社会」の実現に向けたトップセミナーを受けて、町でも全庁を挙げての地域共生社会実現に向け取り組み始めた。12月には、町長を講師に管理職・中堅・若手の3回に分けて、全職員を対象にした職員研修会を実施予定。〔東北/町村/1万～3万人未満〕
- ・地域包括支援センターで受けた個別ケースにおいて、高齢者及びその家族で障害者等がいる場合は、担当課職員（障害、児童、生保）を招集した個別ケア会議を開催している。住まいの関係では、高齢者及び家族に精神障害者がいる場合に、住宅関係部署、保健所と連携をとりながら支援を行ったケースがあった。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・高齢や障がいなどの複合化した課題への対応を強化する観点から、高齢分野と障害分野の機関が連携し包括的な支援を今後行っていくこととしている。〔中国/市/10万人以上〕
- ・平成28年3月より「協働推進ネットワーク庁内会議」を設置しており、出席する関係部課の業務内容について把握・調整する場を設けている。現在のところ「地域共生社会の実現」というキーワードを確認・共有しそのための取組を実行するまでには至っていないが、今後はそのようなことを協議することができる場となる可能性がある。〔中国/市/3万～10万人未満〕
- ・平成29年度「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業（補助事業）で、多機関の協働による相談支援体制構築事業に取り組むことから、上記の関係づくりをこれから構築していく。〔東北/市/1万～3万人未満〕
- ・本課において平成28年度に地域包括ケアシステムに関するビジョン策定を行い、このなかで共生型地域包括ケアシステムを目指していくことを掲げている。これを受け、今年度から共生型相談支援事業を委託しており、委託先は障害者相談支援事業として、障害者担当班から委託している事業所である。近年、障害者でかつ高齢者の方が増え相談等を受ける機会も増えてきている現状を受け、高齢部署から共生型相談事業として委託したものである。また、本課において在宅医療・介護連携協議会を設置しているが、次年度から障害担当班で実施している定例の相談支援事業所担当者支援会議に、地域包括支援センターや介護事業所等を交え（仮称）共生型相談支援部会として位置づけ、共生型地域包括ケアシステム構築に向け取組を強化していきたい。〔東北/市/3万～10万人未満〕

3 介護保険制度地域支援事業を活用した取組（現状、今後の意向、課題）

（１）地域住民が主体となって実施している事業

介護保険制度の地域支援事業は、地域住民の主体的な取組を促進させるための手段として有効と考えられる。そこで、現在、自治会・町内会など、地域住民が主体となって実践している事業について伺った。

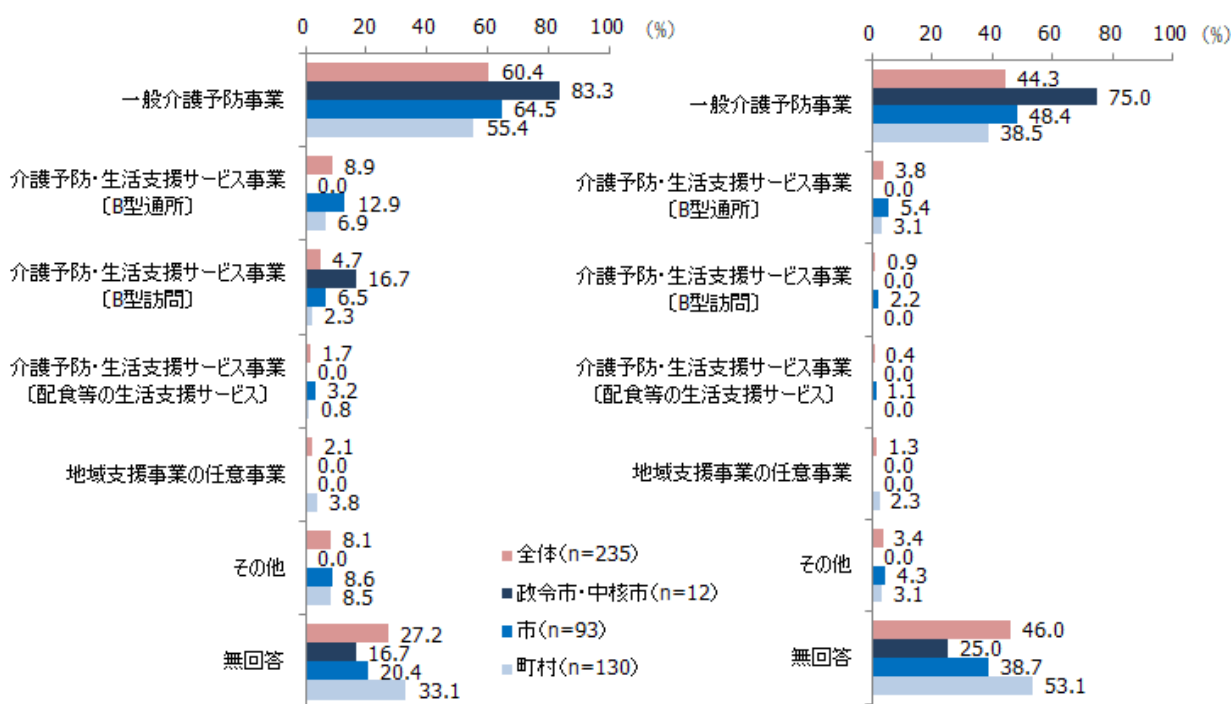
現在、地域住民が主体となって実施している事業としては、「一般介護予防事業」が最も多く、全体で 60.4%、行政区別にみると、政令市・中核市が 83.3%、市が 64.5%、町村が 55.4%であった。

同様に、効果を感じられた事業を挙げてもらったところ、「一般介護予防事業」が最も多くなっている。ただし、「無回答」（効果を感じていないものと解釈）も全体で半数近くを占めた。

地域住民が主体となって実施している事業

【実施している事業（MA）】

【特に効果を感じられた事業（SA）】



【自由回答】事業実施による効果等があれば、特に効果を感じられたもの1つを選んで簡潔にご記入ください。

選択肢「1.一般介護予防事業」

〔地域/行政区分/人口規模〕

◆健康・体力づくり

- ・住民全体の通いの場をつくることにより、体力づくり・仲間づくり・見守りなどの地域づくりの場となっている。〔東北/町村/1万～3万人未満〕
- ・100歳体操。通いの場普及と介護予防の一環として平成27年度から実施している。今年度10月末時点で市内35箇所で開催。次年度も15箇所程度の新規実施箇所を見込んでいる。誰でも簡単にでき、かつ効果も現れていることから非常に好評である。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・地区の集会所を利用して、元気リーダーを中心に町内会単位で体操など健康づくりに参加している。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・一般介護予防事業として、地域の集会所等で住民主体で週1回以上体操や脳トレなどに取り組むハツラツサークルを行っている。取組を開始した地区の住民からは、毎週続けることで体が楽になった、週のメリハリができたなど、肯定的な意見が多数出ている。〔中国/町村/1万～3万人未満〕
- ・高齢者健康づくり教室：年11回開催。身体計測からはじまり、ストレッチ、筋力トレーニング、有酸素運動、バランス運動を行う。散策や市専門職活用した出前講座を取り入れ、最終回には皆勤表彰や反省会（懇親会）などを行い、楽しみながら継続できる工夫がなされており、10年以上継続している参加者も多い。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・週一回集まり体操を行う。住民自らが会場を運営している。町からは体操に必要な錘やCDを貸与し、開始当初3回の指導を行い支援している。事業実施から間もないので、認定率の低下等の効果はまだ見られないが、参加者個人単位の体力改善等の効果は出ている。〔中国/町村/1万人未満〕

◆交流機会の創出

- ・地区のボランティアが中心となって、各地区で会食交流を行っている。地区によって活動内容は様々だが、会食交流の他に花見や芋ほり、餅つきなど季節の行事を取り入れたり、警察署や消防署、病院等から講師を招いて詐欺対策やリハビリ講習等に積極的に取り組んでいる地区もある。継続的に開催することで地域にも定着し、毎回参加するのを楽しみにしている方も多い。〔中国/町村/1万人未満〕
- ・高齢者等と高齢者等を支える人たちが一緒に活動できる場づくりの支援。参加する高齢者等も支えあいながら活動できる。介護予防、認知症予防など。〔中国/町村/1万～3万人未満〕
- ・一般介護予防事業で、地域住民等により組織化された団体やNPO法人等による週2回以上の居場所づくり運営費等に対する補助を行っている。運営ボランティアや参加者の介護予防はもちろんのこと、定期的に地域住民同士が顔を合わせることで地域力の向上につながっていると感じる。〔中国/政令・中核・特例市/10万人以上〕
- ・週1回、身近な通いの場（公民館等）で、体操や他参加者との会話や交流により下肢機能改善や日常生活動作の改善、精神的励みとなっている。定期的に顔を合わせることで、仲間づくりにもつながっている。〔東北/町村/1万人未満〕
- ・地域の自治会、町内会ボランティアが中心となり、引きこもり防止のため【通いの場】を提供している。地域での参加を促すため、地域での声掛けを行い引きこもり防止と会への参加者増に努めている。〔中国/政令・中核・特例市/10万人以上〕
- ・一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業として、高齢者ふれあいの場支援事業を実施している。町内会や老人クラブ単位で取り組む地域での交流の場づくりを支援しており、体操やゲーム等による介護予防や認知症予防、外出機会を作ることや企画運営することにより生きがいづくりにつながっており、効果が大きいと感じている。〔東北/町村/1万～3万人未満〕

◆参加者増加、事業定着・拡大

- ・高齢者サロンについては、ほぼ全ての地区で実施されているため、身近な地域での集いの場となっている。今後は、サロンへの専門職派遣等、介護予防事業を地域で展開する上での母体と

して活用が期待できる。百歳体操については、日常的に取り組めるトレーニングとして、個人や数人のグループ単位で実施。参加者が増加傾向にあり、サロンより小地域での活動としての展開が期待できる。〔中国/町村/1万人未満〕

- ・週1回集うことによる地域のコミュニティ及び運動（体操）の定着化が見られるようになった。〔中国/町村/1万～3万人未満〕
- ・介護予防体操の実施を通じた地域における住民主体の「通いの場」の立ち上げが徐々にではあるが拡大しており、活動も継続されている。〔東北/政令・中核・特例市/3万～10万人未満〕

◆住民の意識向上

- ・高齢者の閉じこもり防止、地域として介護予防に取り組む意識の醸成。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・住民の自発的な活動を通じ、お互いに見守り助け合う意識が醸成している。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・高齢者の社会参加・仲間づくりの機会を増やすだけでなく、支援する側も高齢者が多いので、生きがいや社会貢献にもつながっている。〔中国/市/3万～10万人未満〕

◆住民の主体性創出

- ・介護予防のための運動を行う教室やサポーター養成講座を開催しており、地域住民らが運動やサロンを実施するための人的・財政的支援も実施している。また、個人の生きがい活動の支援として、介護施設等でのボランティア活動に対するポイントを付与し、転換交付金を支給する事業も実施しており、徐々にではあるが介護予防活動が各地域で実践されるきっかけとなっている。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・各介護予防事業終了後に結成された自主活動グループ等の活動支援（講師派遣・事務補助等）を行っており、地域住民の間に継続できる介護予防の活動促進に寄与している。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・地域住民が主体で、介護予防に資する「いきいき百歳体操」を通いの場として運営しており、介護予防への意識の高まりから、年々通いの場の取り組みが増加し、市内58箇所で行われている。〔東北/政令・中核・特例市/10万人以上〕
- ・地域介護予防活動支援事業：介護予防に関するボランティア等の人材育成をするための研修や介護予防に資する活動組織の育成及び支援等を通じて、地域に介護予防に資する住民主体のグループが市内に192か所できている（平成28年度末時点）。〔東北/政令・中核・特例市/10万人以上〕

◆情報収集の場

- ・ボランティアから、サロン参加者など認知症が疑われる住民の情報が得られたケースがあった。〔中国/市/3万～10万人未満〕

◆地域づくり

- ・社会参加の促進による介護予防として、介護予防に資する住民主体の通いの場である「介護予防自主活動団体」へ活動費の助成及び、健康相談や体操指導、レクリエーション、栄養教室の実施などの支援を行っている。身近な地域での通いの場の創出により、参加意欲を引き出し、生きがいや介護予防につながっている。また、ボランティアや住民自身の介護予防に関する意識の向上、普及啓発となっている。〔東北/町村/1万～3万人未満〕
- ・参加者本人の心身の活動のみだけでなく、欠席者の情報、相互の見守りや声がけなどの波及効果がある。〔東北/町村/1万人未満〕
- ・介護保険課では、介護予防事業の中で、社会参加・生活支援・介護予防が重なり合うことで、地域づくり・健康寿命の延進につながる趣旨を参加者に啓発し、教室の中で集いの場づくりに向けた支援を行ってきた。また、地域包括支援センターと社協のCSC(地域福祉コーディネーター)が相互に連携し、サロン活動への移行を支援することで、毎月新規サロンが立ち上がっている。生活支援の事業までとはいかないが、コミュニティ形成や見守り体制が確立されていると思われる。〔東北/市/10万人以上〕
- ・介護予防の取り組みとして、いきいき百歳体操の集いの場の開拓を行っている。体操の集いが発展して、地域のつながりがより深くなってきており、茶話会の開催や参加者同士の見守り、支え合いの活動に発展している。〔中国/市/3万～10万人未満〕

選択肢「2. 介護予防・生活支援サービス事業〔B型通所〕」

- ・地域の高齢者の通いの場の創出による、高齢者の閉じこもり防止〔中国/市/3万～10万人未満〕
- ・平成29年度から事業開始したB型通所事業は、生活支援サポーターがサービス提供を行っている。定期的に運営会議を行っており、活動内容を検討していく中で、B型訪問事業へ事業拡大することができた。〔中国/町村/1万人未満〕
- ・市内でも少子高齢化が顕著で町内会活動も衰退する地域において、高齢者の社会参加の場の提供や介護予防に寄与している。また地域に向き合い団結力の強化にもつながっている。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・活動の財源として補助金をあてることで、活動の充実を図ることができる。ボランティアポイント制度を活用することで、ボランティアの意欲向上につながっている。〔中国/町村/1万～3万人未満〕
- ・身近な地域で、住民主体で様々な交流や活動を行い、地域福祉の拠点となっている。体操（運動）、趣味活動、茶話会等の実施により、高齢者の健康づくり、介護予防に寄与している。〔中国/市/10万人以上〕

選択肢「3. 介護予防・生活支援サービス事業〔B型訪問〕」

- ・地域による見守り訪問〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・B型訪問サービスにより、日常の困りごと（ゴミだし、草刈等）を行う自治会が出てきたが、高齢者のみならず、障害者等へのサービス提供も行える。〔中国/市/10万人以上〕

選択肢「4. 介護予防・生活支援サービス事業〔配食等の生活支援サービス〕」

- ・市内66か所で高齢者の筋力アップ体操として、「いきいき百歳体操」を地域のボランティアが担い手として実施しており、閉じこもり予防となっている。〔中国/市/3万～10万人未満〕

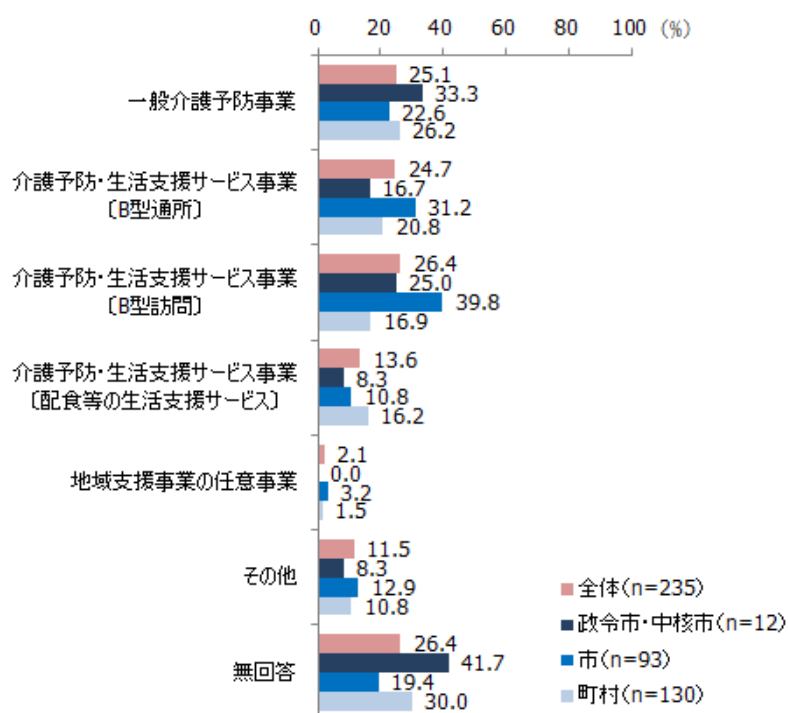
選択肢「5. 地域支援事業の任意事業」

- ・避難先で行った方々が町に戻ってから継続して行っている。住民同士が互いの健康状態等を含め、気遣い、支え合える会に成りつつある。〔東北/町村/1万～3万人未満〕

（２）今後、新たに地域住民等を主体として取り組みたい事業

今後（第７期の介護保険計画等）、新たに地域住民等を主体として取り組みたい事業としては、全体でみると「一般介護予防事業」と「介護予防・生活支援サービス事業〔Ｂ型通所〕」、「介護予防・生活支援サービス事業〔Ｂ型訪問〕」が、それぞれ４分の１ずつ挙げられた。行政区分別にみると、市では「介護予防・生活支援サービス事業〔Ｂ型通所〕」（３１．２％）、「介護予防・生活支援サービス事業〔Ｂ型訪問〕」（３９．８％）の割合が比較的高くなっている。

今後取り組みたい事業〔MA〕



付問 今後、地域支援事業の任意事業として、新たに創設を希望する事業があれば、
具体的にお答えください。

〔地域/行政区分/人口規模〕

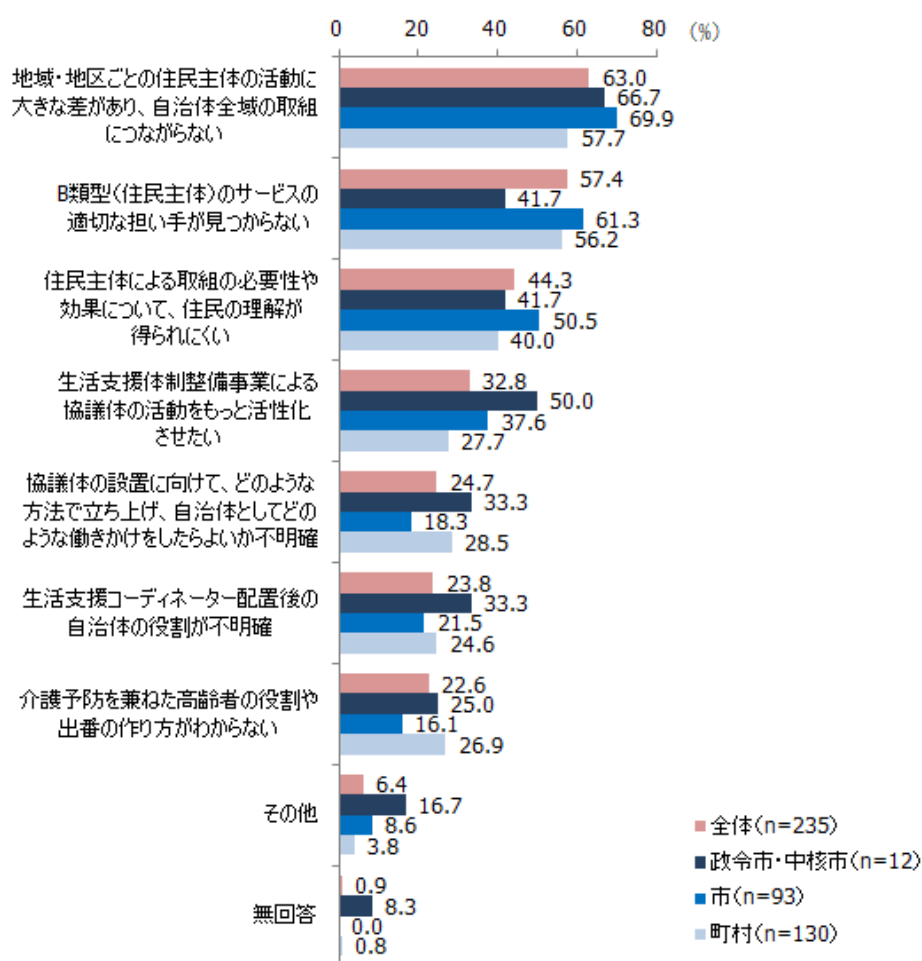
- ・ 65 歳以上の高齢者の運転免許証返納割引制度（運転免許証を返納した方が、タクシーやバスを利用した場合の割引制度や市内での各種買物の割引制度）〔東北/市/3 万～10 万人未満〕
- ・ 免許返納者に対する新たな交通手段確保のための支援〔東北/町村/1 万～3 万人未満〕
- ・ 中山間地域では住民主体の B 型通所は難しい。ケアマネも不足しており、サロンだけでは対応できないので、過去に一般財源化された生きがい活動支援通所事業の復活を望んでいる。〔中国/市/1 万～3 万人未満〕
- ・ 高齢者の移動支援に係る事業（総合事業で実施すると、対象者により事業費を按分する必要があり、加えて上限管理の面でも総合事業での実施は厳しい）。〔中国/市/1 万～3 万人未満〕
- ・ 例えば「訪問理美容サービス」等の生活支援サービスについて、保険者の裁量で支援できるメニューを任意事業の「家族介護継続支援事業」に新たに創設して欲しい。〔東北/政令・中核・特例市/10 万人以上〕
- ・ 野菜等の食材の生産から調理まで年間を通じた活動を伴う地域食堂（子どもからシルバーまでの）〔東北/町村/1 万人未満〕
- ・ 新たな創設ではないが、介護者激励会を年に一回開催しているが、介護者のリフレッシュ事業をもっと拡充したいと思っている。例：介護者の集いとか、介護の悩みを共有し、ストレスを発散し、ゆったりできるような会を複数回行いたい。〔東北/町村/1 万～3 万人未満〕
- ・ 交通対策の事業〔東北/町村/1 万人未満〕
- ・ 福祉用具等の支援〔中国/町村/1 万～3 万人未満〕
- ・ 地域ごとに①見守り、安否確認、②簡単な家事支援等の体制整備を行う。〔中国/市/3 万～10 万人未満〕
- ・ 見守りネットワーク〔東北/市/3 万～10 万人未満〕
- ・ 地域住民による外出支援、買い物支援〔中国/町村/1 万人未満〕
- ・ 防災組織を主体とした見守り体制、ゴミだしなどの生活支援〔中国/町村/1 万～3 万人未満〕
- ・ 家事や買い物、ごみ捨てなどの生活援助の面で創設を検討している。〔東北/町村/1 万～3 万人未満〕

（３）住民主体の取組を進めて行く上での悩みや困りごと

介護保険制度の地域支援事業を活用した地域住民主体の取組を進めていく上での悩みや困りごとについては、「地域・地区ごとの住民主体の活動に大きな差があり、自治体全体の取組につながらない」が63.0%で最も多く、次いで「B類型（住民主体）のサービスの適切な担い手が見つからない」（57.4%）と続く。

行政区分別にみると、「地域・地区ごとの住民主体の活動に大きな差があり、自治体全体の取組につながらない」は政令市・中核市（66.7%）や市（69.9%）の割合が高く、「B類型（住民主体）のサービスの適切な担い手が見つからない」は市（61.3%）や町村（56.2%）の割合が高い。

取組を進めて行く上での悩みや困りごと〔MA〕

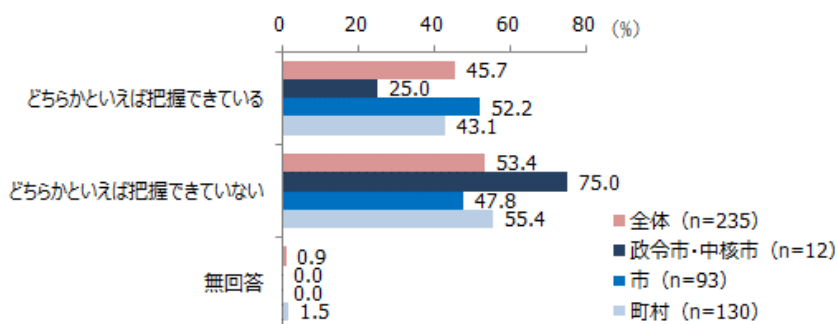


4 住民主体の取組促進に向けた自治体としての取組や課題（把握方法、支援の内容等）

（１）住民主体の取組の把握状況

住民（組織）主体で行われている活動は、介護保険制度以外にも日常の支え合いからまちづくりまで、幅広い取組がみられる。それらの住民主体の取組の把握状況について、「どちらかといえば把握できている」は45.7%、「どちらかといえば把握できていない」が53.4%であった。

住民主体の取組の把握状況〔SA〕



付問 具体的には、どのような分野の取組が確認できていますか。〔地域/行政区分/人口規模〕

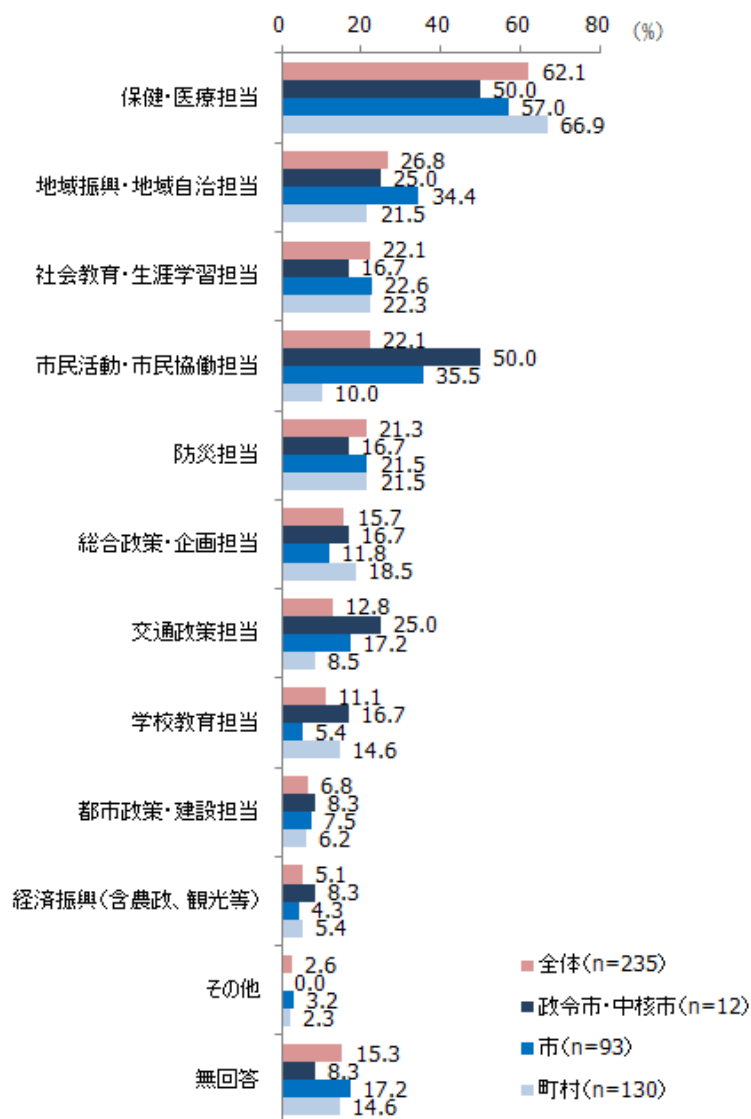
- ・移送サービス、家事援助サービス（ふれあいネットワーク互助事業）〔東北/町村/3万～10万人未満〕
- ・交通手段の確保（自治会内のデマンド輸送）、生活支援（有償ボランティア団体活動）、まちづくり（地域ビジョンの策定を契機に、住民活動を株式会社化した取組）〔中国/市/3万～10万人未満〕
- ・NPOによる地域おこし〔東北/町村/1万人未満〕
- ・特養のシーツ交換ボランティア、特養の洗濯たたみボランティアなど〔東北/町村/1万人未満〕
- ・庭の手入れ、草刈、枝切り等の困りごとへの有償ボランティア活動〔中国/政令・中核・特例市/10万人以上〕
- ・一人暮らし高齢者・高齢世帯や障害を持つ方に対する弁当の調理や配達のボランティア、障害を持つ方の就労施設等での喫茶ボランティア、福祉センター来所者に対する喫茶ボランティア、一人暮らし高齢者との会食交流〔東北/町村/1万人未満〕
- ・ゴミ捨てや灯油入れ、買い物支援などを、自治会有志、老人クラブで支援している活動〔中国/町村/1万人未満〕
- ・市社会福祉協議会で実施している地域福祉ゆいづくり事業において、市内12地区が福祉マップの作成や一人暮らし交流会、雪かき支援等に取り組んでいる。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・住民同士が集うカラオケ体操において、町に対する意見・要望等を聞いている。〔東北/町村/1万～3万人未満〕
- ・地域の体操、地域のサロン（社会福祉協議会が立ち上げにかかわるサロン）、認知症カフェ…居場所／子ども食堂、住民主体の生活支援サービス活動、見守り活動〔中国/政令・中核・特例市/10万人以上〕

(2) 住民主体による取組の把握方法

①行政内の福祉部局以外で、定期または必要に応じて情報共有を図っている部署

行政内の福祉部局以外では、「保健・医療担当」が62.1%で最も多く、行政区別にみると政令市・中核市が50.0%、市が57.0%であるのに対し、町村は66.9%で最も高い。

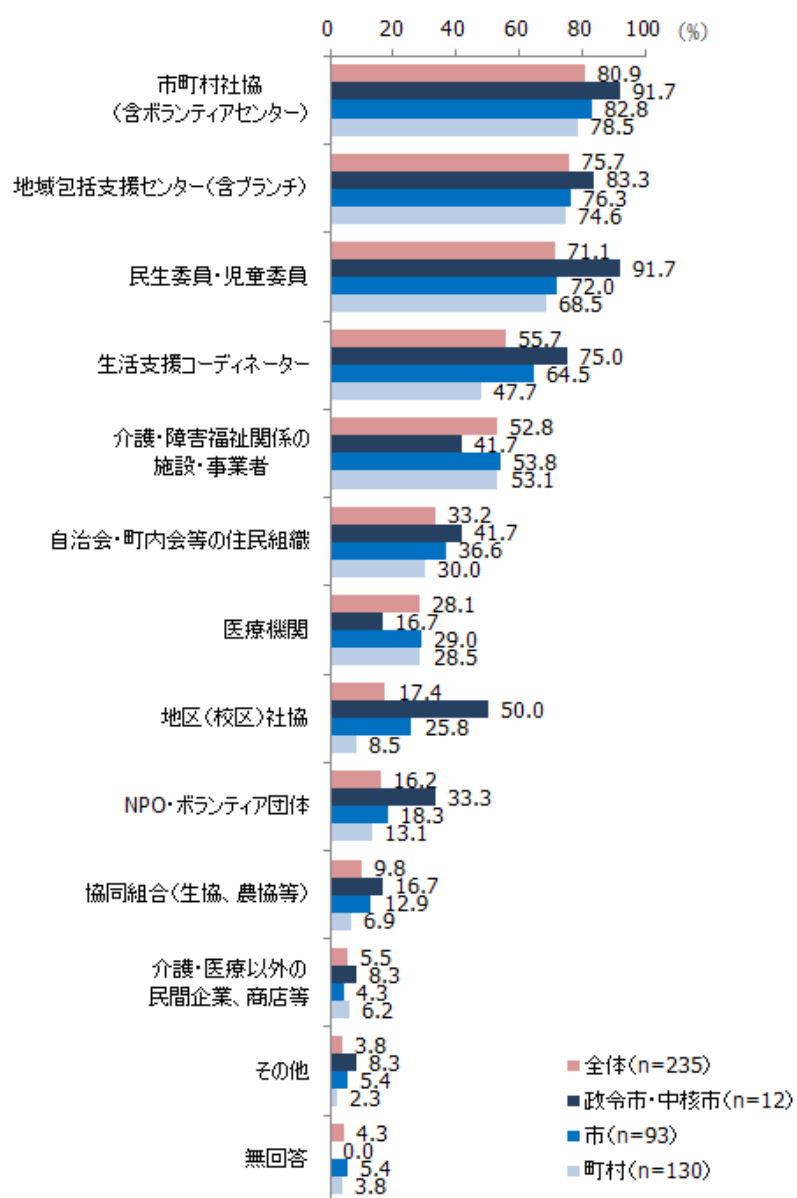
情報共有を図っている部署〔MA〕



② ①にあげた以外で、定期または必要に応じて情報共有を図っているところ

行政以外の関係機関・部署との情報共有については、「市町村社協(含ボランティアセンター)」が80.9%で最も多く、次いで「地域包括支援センター(含ブランチ)」の75.7%、「民生委員・児童委員」の71.1%と続いている。

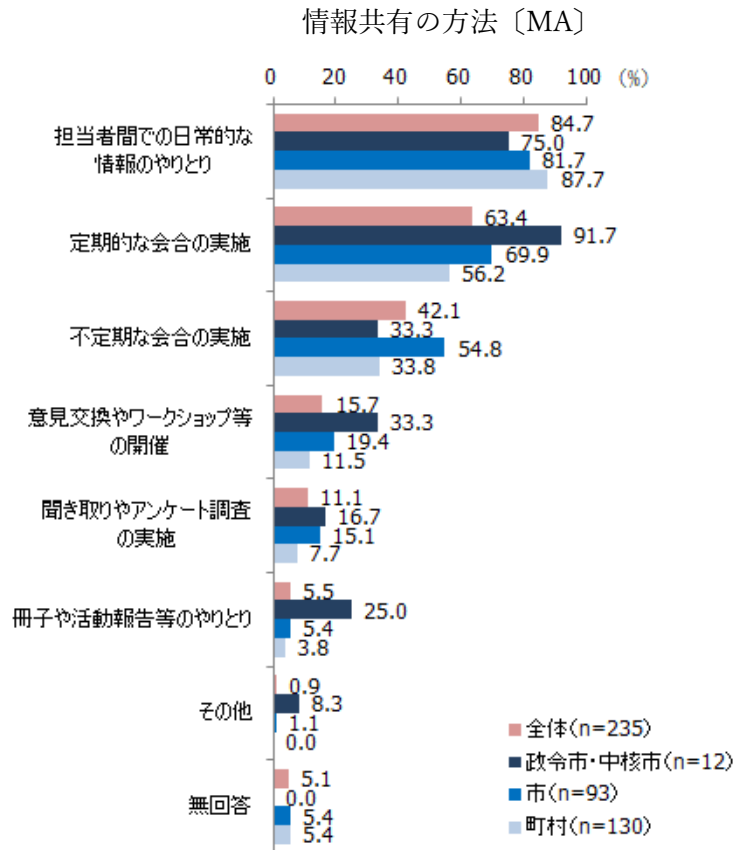
行政以外で情報共有を図っているところ(行政以外)〔MA〕



③ ②であげた機関との情報共有の方法

情報共有方法では、「担当者間での日常的な情報のやりとり」が84.7%で最も多く、次いで「定期的な会合の実施」の63.4%、「不定期な会合の実施」の42.1%と続く。

行政区分別にみると、「担当者間での日常的なやりとり」は町村が87.7%で最も高く、「定期的な会合の実施」は政令市・中核市が91.7%、市でも69.9%と高くなっている。



地域での住民主体の取組を把握していくうえでの課題や困っていることがあれば、お教えください。

〔地域/行政区分/人口規模〕

◆行政内、関係機関との連携に課題

- ・地域の細かな社会資源・つながり・行事等の把握ができていない。〔中国/市/3万～10万人未満〕
- ・行政内すべての住民主体の取組の把握は困難である。〔中国/市/3万～10万人未満〕
- ・行政内で横断的な把握とその取りまとめを行う部署がはっきりしていないため、全体的に把握することが困難である。〔東北/町村/1万～3万人未満〕
- ・従来の制度別、部署別の縦割り意識が強く、関係部署が横断的につながる場がなく、情報が把握しづらい。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・総人口が減少していく中で、様々な部署が自治会等の住民団体に取組を依頼することで、住民の負担感が大きくなるとの声が、協議体で多く聞かれている。関係部署で情報共有し、整理した上で、地域へ話を持っていく必要があると感じている。〔中国/町村/1万人未満〕
- ・当市は、地域の振興部門（総括組織）と地域づくり部門は連携・協議の場があるが、住民主体の生活支援については、意識の高い地域を中心に個別協議している状況である。今後は、地域

共生社会の実現の視点からも、地域づくり部門も交えた全体的な連携の体制づくりが必要と感じている。〔東北/市/3万～10万人未満〕

◆情報収集のあり方

- ・市及び市社協等で保有あるいは把握している情報（問題や課題など）はあるが、整理されておらず、タイムリーに共有できる状況にない。（数値データ、地域情報、サロンなどの住民主体の通いの場の状況など） ※これを解消するため、平成29年度において「地域福祉カルテ」を作成中。〔中国/市/10万人以上〕
- ・住民主体の取組の詳細を把握するとともに、定期更新を行っていくための手法やネットワークづくり。〔東北/町村/1万～3万人未満〕
- ・どのように把握するか、その把握方法について効果的な方法を見つけれられていない。〔中国/市/3万～10万人未満〕
- ・何をどこから取り組めばよいか、その手法が不明確。そのためのマンパワー不足。〔中国/町村/1万～3万人未満〕
- ・把握したい情報の整理や把握する方法、把握した情報の結合などの考え方が必要。把握した情報の記録方法や集計方法が必要。〔東北/市/3万～10万人未満〕

◆専門職の役割

- ・聞き取りの体制が不十分であるので、生活支援コーディネーターによる今後の活動に期待しています。〔東北/町村/1万人未満〕
- ・現在、生活支援コーディネーターが地域の団体等への訪問を重ね、課題等の掘り起こしを行っているが、広域であり、回りきれないのが現状である。〔東北/市/10万人以上〕
- ・生活支援コーディネーターの役割が不明確。またどこまでの支援が必要かわかりにくい。〔中国/町村/1万～3万人未満〕

◆地域住民の意識

- ・住民組織に協力や協働を働き掛けた場合、積極的・消極的な組織に分かれる。〔東北/政令・中核・特例市/10万人以上〕
- ・未だに、福祉サービスは、行政で実施するものという意識が強く、住民が主体的実施することに消極的な人もいるため、理解促進が進まない。〔東北/町村/1万～3万人未満〕
- ・介護保険制度の利用が根付いており、インフォーマルサービスの利用に繋がらない。〔中国/市/3万～10万人未満〕
- ・行政、社協主導で施策・事業を進めてきたこと、情報社会・交通社会で住民の行動範囲が広がったことなどにより、地域内のつながりが希薄になり、地域の自主性（活動）や協働性がすたれてきている。〔東北/町村/1万人未満〕
- ・住民主体の取組を把握しようとすると、行政の支援（補助等）の要望がでる。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・地域で「他人事」を「我が事」として気づく、地域住民自身が変わろうとする意識改革が、各地域で大きな差がある。その意識改革のためどのように具体的に行政としてサポートしていくか課題である。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・一人でも多くの住民が地域の困り事を「我が事」として捉えてもらうための方策。〔東北/政令・中核・特例市/10万人以上〕

◆小さな取組の情報収集が困難（行政関与なし）

- ・大きく展開している活動は把握できているが、それ以外の活動は把握しきれていない部分が多い。少しずつ、生活支援コーディネーターが情報収集を行っている状況である。〔東北/町村/1万～3万人未満〕
- ・市全域となるとかなりの取組があると考えられ、特に制度化されていない住民主体の取組まで目を向けると、とても多岐な活動の把握が必要となるため、把握には時間を要する。人的資源は限られることから、情報共有の仕組みづくりが必要。〔中国/政令・中核・特例市/10万人以上〕
- ・市全体の大きな取組というよりも、各集落ごとの細やかな取組を行っているところも多く、実際に住んでいる住民に話を聞かないと把握できないことも多い。取組として意識していないことも多く、単純なアンケートなどでは把握できないことも多い。実態を把握するためには従来

の広く浅い調査方法では難しいと感じています。〔東北/市/1万～3万人未満〕

- ・地域住民の取組は非常に幅が広く、すべてを把握するのは困難である。また、住民の活動を制度化する専門的な技術や蓄積がなく、介護保険の住民主体サービスをどのように認めていけばよいかわからない。〔中国/市/1万～3万人未満〕
- ・地域には大小様々な活動があり、市役所の中においても担当部署が分かれており、どのような形で活動の把握やまとめを行ったらよいか悩んでいる。〔中国/市/3万～10万人未満〕
- ・地域の座談会等に赴いて意見等を伺ったりしているが、十分な意見把握ができていない。〔中国/町村/1万人未満〕
- ・力のある地域は、自発的積極的に様々な活動を計画して実施しているが、反面行政側で把握しにくい面がある。〔東北/町村/1万～3万人未満〕
- ・町内会長や民生委員等の役員が把握している活動から、人伝で情報を得ているが、地域内のコミュニティが希薄化していることもあり、なかなか小さい単位の取組にたどり着けずに時間だけを要している。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・特に村や社協が関わっていない取組については、情報を持っている方とのつながりや情報交換の場が確立されていない点。〔東北/町村/1万～3万人未満〕
- ・取組の中で町との関わりが無ければ把握が困難である。〔東北/町村/1万～3万人未満〕

◆取組の人材・担い手不足

- ・医療、介護、福祉以外の取組を行っているキーパーソンが誰か。〔中国/町村/1万～3万人未満〕
- ・高齢者の転入が増加する一方で若者人口の流出により、取組の担い手が高齢化してきている。取組の担い手が固定化されてきており、複数の組織を同一人が掛け持ちする場合がある。〔東北/町村/1万人未満〕
- ・地域福祉活動の中心となる施設人材（リーダー等）が不足しており、特定の人に役割が集中している。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・B類型（住民主体）のサービスの適切な担い手が見つからない。〔中国/市/3万～10万人未満〕
- ・高齢化が思った以上に早く、地域での担い手不足の地区が多い。介護保険の施策で地域に働きかける事業が多くなってきたが、役場職員、地域包括支援センターの職員確保も容易でないため、事業実施が困難。今実施中の事業を整理しないで、新規の事業が多く、応じきれない。〔東北/町村/1万人未満〕
- ・住民主体のNPO法人がなく、住民が主体となって活動するという地域性がない。また、地域が広く、高齢化率が高いため、集会所等までの移動手段がない。（比較的）若く健康な人は仕事をしているため、担い手になるリーダーがいない。〔東北/町村/1万人未満〕
- ・村域が広く、集落が点在しているため、地区ごとの取組となることが多く、住民主体の活動への参加人数等が制限され、また、高齢化率も高いため、不活発な状況。限界集落も懸念されている。〔東北/町村/1万人未満〕
- ・地域での住民主体の活動において、地域の活動の参加者の固定化や担い手が固定化しており、人材の確保や育成が課題です。中山間地域では、地域の活動の場までの移動手段がないといった問題もあります。〔中国/市/3万～10万人未満〕
- ・ボランティア団体などの構成員が高齢化しており、後継者・担い手の確保が難しい。〔東北/町村/1万人未満〕

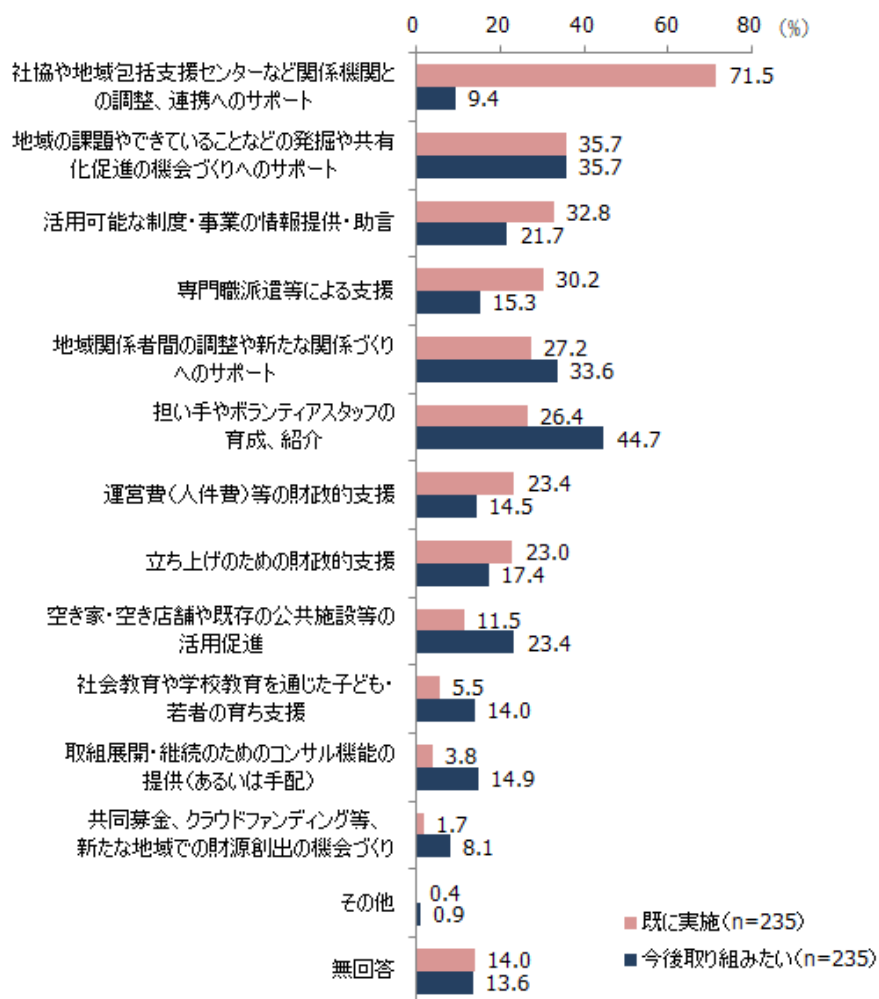
◆取組の定義づけ

- ・各分野によって住民主体の取組の定義、捉え方が統一できていないように感じる。〔東北/町村/1万～3万人未満〕
- ・住民主体の取組の定義づけが難しい。（例：個人で行っている見守り、仲良しが集まるお茶会、井戸端会議、など）〔中国/政令・中核・特例市/10万人以上〕

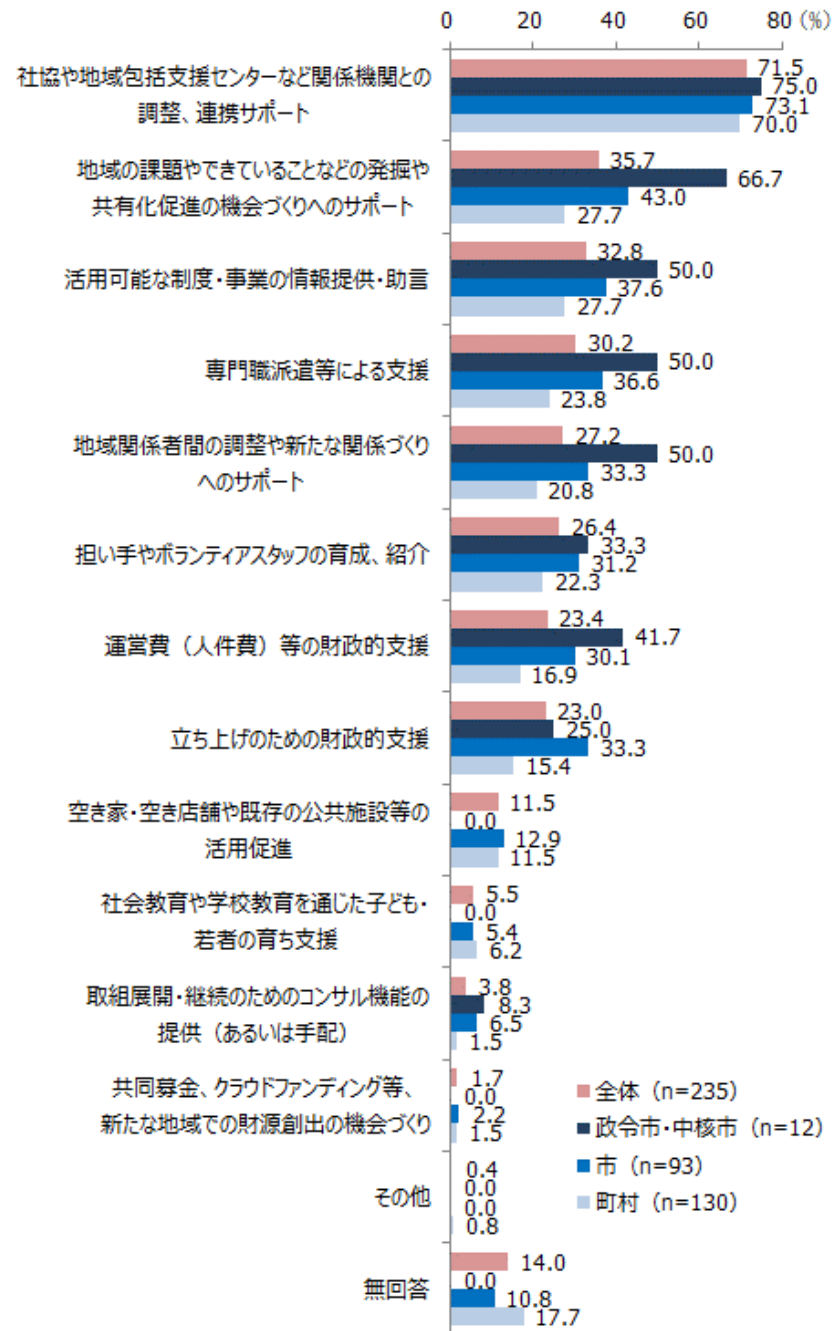
（３）住民主体の取組を推進していくための自治体としての支援

住民主体の取組を推進していくための自治体の支援について、既に実施しているものと今後取り組みたいものについて聞いたところ、既に実施している支援の中では「社協や地域包括支援センターなど関係機関との調整、連携へのサポート」が71.5%で最も多く、今後取り組みたい支援としては「担い手やボランティアスタッフの育成、紹介」が44.7%で最も多い。

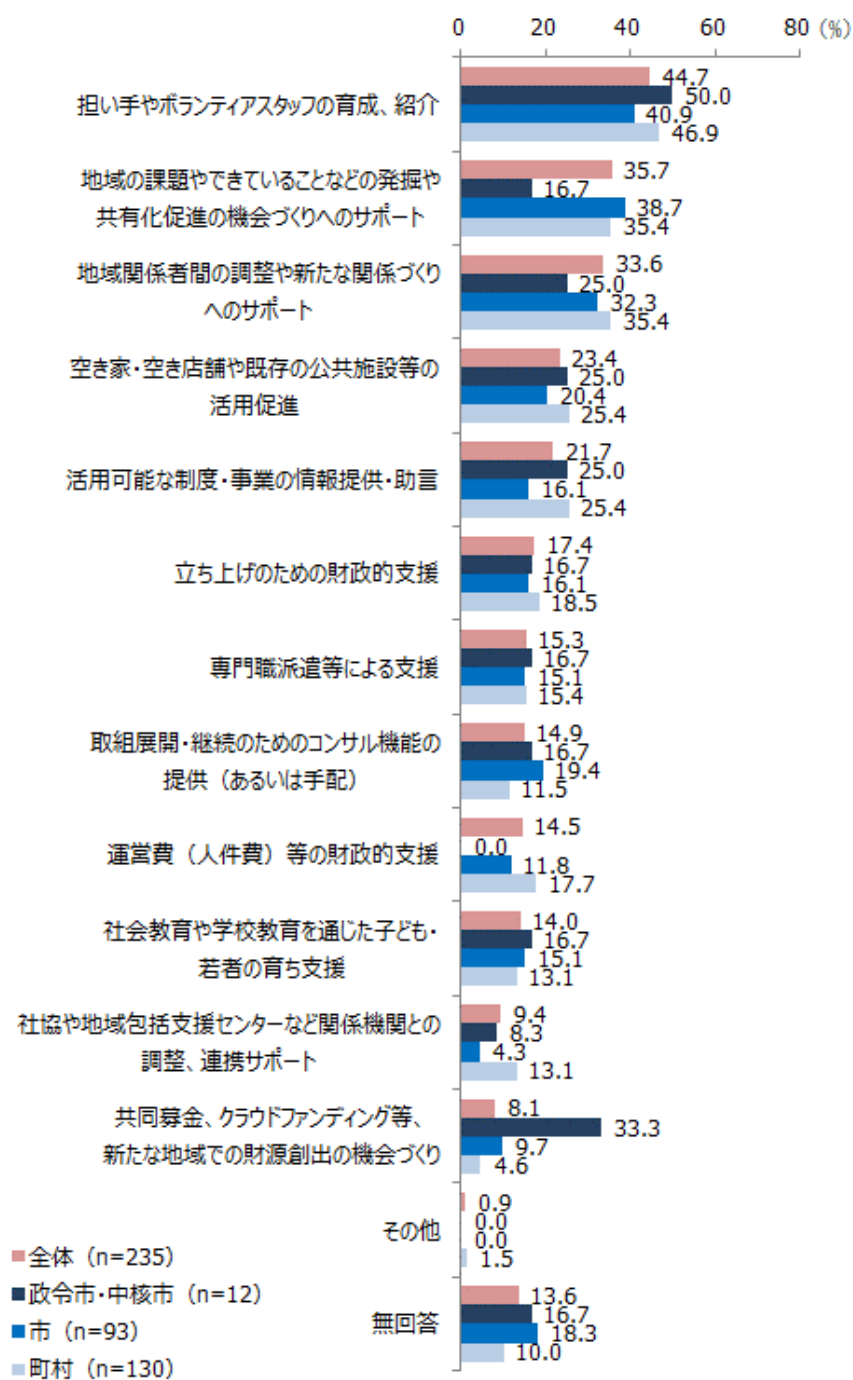
自治体として行いたい支援〔MA〕



【参考】既に実施している自治体としての支援・行政区分別〔MA〕



【参考】 今後取り組みたい自治体としての支援・行政区分別〔MA〕

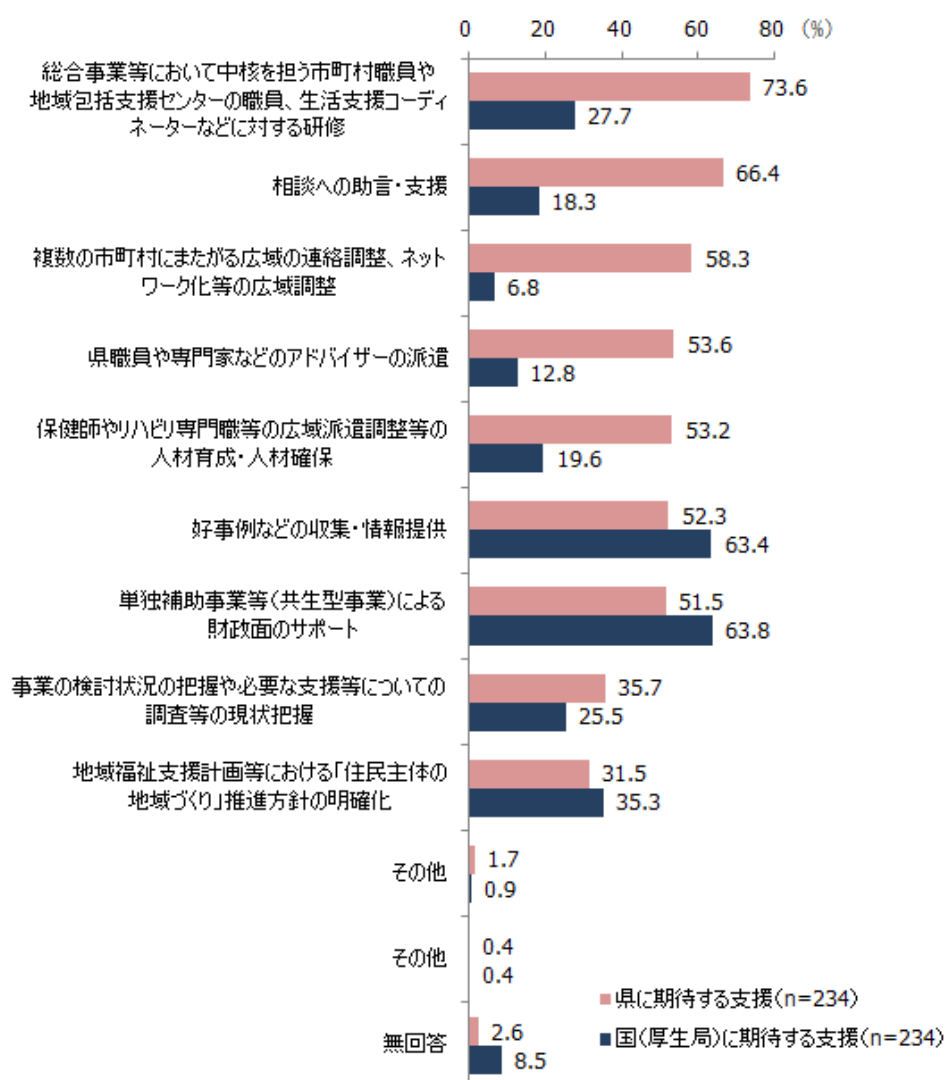


（４）自治体としての責務を果たしていく上での県や国（地方厚生局）に期待する支援

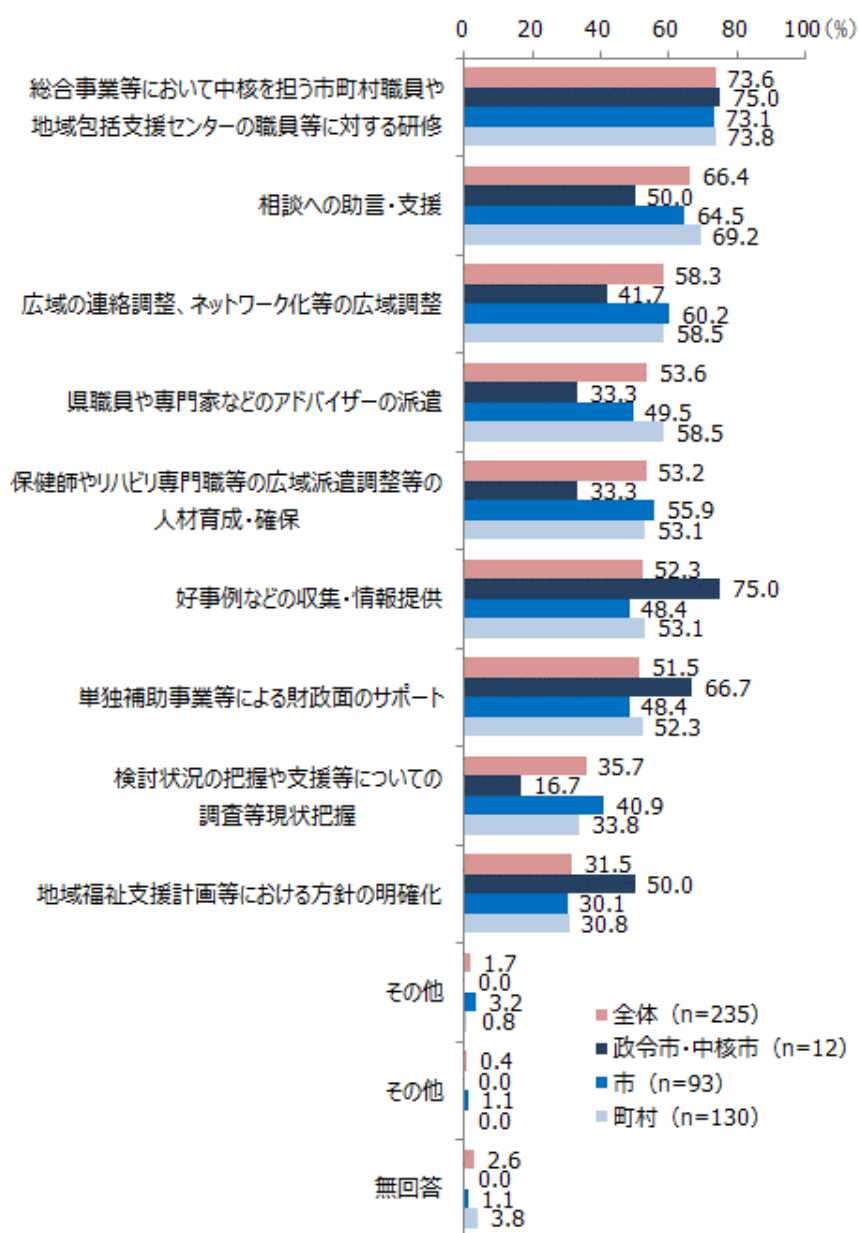
地域共生社会の実現に向けて、基礎自治体として県に期待する支援として最も多かったのは「総合事業等において中核を担う市町村職員や地域包括支援センターの職員、生活支援コーディネーターなどに対する研修」(73.6%)で、次いで「相談への助言・支援」(66.4%)、「複数の市町村にまたがる広域の連絡調整、ネットワーク化等の広域調整」(58.3%)などが上位であった。

国（地方厚生局）に期待する支援では、「単独補助事業等（共生型事業）による財政面のサポート」(63.8%)と「好事例などの収集・情報提供」(63.4%)に回答が集中した。

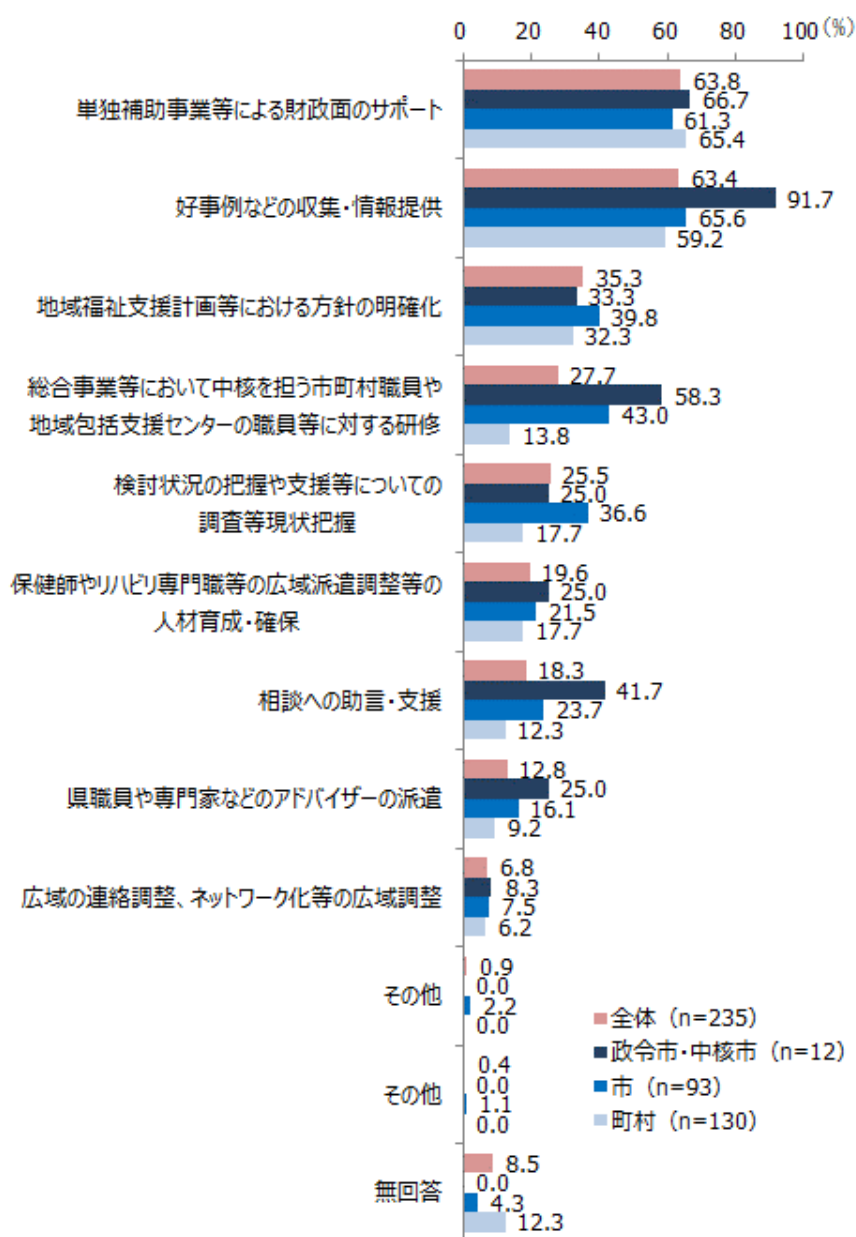
県や国（地方厚生局）に期待する支援〔MA〕



【参考】県に期待する支援・行政区分別〔MA〕



【参考】国（地方厚生局）に期待する支援・行政区分別〔MA〕



付問 1 上記に関連して、具体的な要望事項等があれば、ご記入ください。

〔地域/行政区分/人口規模〕

◆研修

- ・地域包括支援センター新人研修は、なぜ有料となったのか。県単位で実施してほしい。研修地が遠いので配慮してもらいたい。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・参加してみたい研修があっても大きい都市部だけの研修が多い、近場での研修実施を希望します。〔中国/町村/1万人未満〕
- ・地域共生社会の実現にかかわる多分野の担当者が共に学べる研修会の開催。〔中国/市/3万～10万人未満〕

◆財源

- ・補助金等の使用目的の拡大、書類等の簡素化。〔東北/町村/1万人未満〕
- ・制度改正等により事務量が大幅に増加しているため、外部委託等に係る財政面のサポートを希

望したい。また、町村部では事務組合や広域連合への事務委任といった広域連携が必要と考える。〔東北/町村/1万～3万人未満〕

- ・全国（県）一律な方向性を定めるのではなく、市町村が独自の事業に自由に使える財源を増やしてほしい。〔東北/町村/1万人未満〕
- ・総論での必要性は感じられるが、各論での実現性が絵に描いた餅ではないか。取組に要する財源等の具体性等が見えない。〔東北/町村/1万人未満〕

◆情報提供

- ・現状把握に加えて、分析した結果の情報提供。地域共生社会の実現に向け、国の補助金の統合等、整理（縦割りから丸ごとへ）。〔東北/市/10万人以上〕
- ・事業実施に係る中、長期的な補助事業等による財政措置。高齢・介護・生活困窮・子育て等の垣根を越えた地域共生社会の実現に向けた自治体等の取組事例等の情報共有。〔東北/政令・中核・特例市/10万人以上〕
- ・各市町村の、現状をきちんと確認して欲しい。また、同等規模の自治体の好事例を各市町村へ情報提供して欲しい。好事例研修だけではなく、参加してよかったと思える研修希望。〔中国/町村/1万～3万人未満〕
- ・ノウハウの少ない自治体や、実は先駆的な取組であるにもかかわらず自分たちがそのことに気づいていない自治体もあるように思われる。そういった事情も踏まえて、事例収集を行っていただき、結果を基礎自治体に対して還元していただけると、どこから取組もうか迷っている自治体には効果的なのではないのでしょうか。〔東北/町村/1万～3万人未満〕

◆人材

- ・専門職の派遣や確保についての補助。〔中国/町村/1万～3万人未満〕
- ・地域のリーダーを育成するサポート。〔東北/町村/1万～3万人未満〕

◆方法論・ノウハウ

- ・国から示されている新しい取組なので、県が県としての地域共生社会の実現に向けての方向性を明確にし、市町村をけん引して欲しい。地域包括ケアシステムにおいても県がリーダーシップを発揮し、市町村は取組を支援しているところは、市町村が大きな負担を感じないで事業に取り組んでいると聞いている。〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・公助以外の互助、共助の必要性の共通した明確化〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・地域共生社会の理念を地域に周知していくことが最も重要であり、そのための効果的な取組を行政として実施したいと考えるが、十分な浸透が困難であると予測する。浸透させていくための効果的な手法や、国や県が例えばマスコミ等を活用して広報するなど、直接的・間接的な支援をお願いしたい。〔中国/市/3万～10万人未満〕
- ・地域包括ケアシステムは、市町村が地域の特性に応じて構築していくものであることから、全国統一下でのアンケートや調査の見直しが必要だと思われます。（アンケートや調査の件数が非常に多く、アンケートの記入やその後の追跡調査などで事務量が増加している）〔東北/市/3万～10万人未満〕
- ・範囲が広く漠然としすぎて、何から取組んだらよいかわかりづらい。せめて、在宅医療・介護連携事業のように項目を示してほしい。国や県レベルで、好事例を模した研修等を開催してほしい。〔中国/市/1万～3万人未満〕

5 市町村アンケート結果のまとめ

◆「地域共生社会の実現」の政策上の位置づけ 19 頁

全体の半数近くが「まだ方向性が決まっていない」と回答しているものの、都市部（政令市・中核市）では「保健医療福祉・生活等の分野を中心とした地域づくりの目標」（41.7%）、市・町村ではまち全体の取組として「福祉分野を超えたまちづくりの一つの目標」（それぞれ 36.6%、30.8%）が多い。自治体の規模や社会資源の量などによっても、政策上の位置づけが異なる。

◆介護保険制度（地域支援事業）を活用した取組 23～28 頁

既に実施している事業では、全体的に「一般介護予防事業」を挙げる自治体が最も多く（政令市・中核市 83.3%、市 64.5%、町村 55.4%）、「介護予防・生活支援サービス事業（B 型通所・B 型訪問）」はわずか。しかし、今後取り組みたい事業では、「介護予防・生活支援サービス事業（B 型通所・B 型訪問）」を挙げる自治体が全体の 4 分の 1 程度見られ、今後は地域住民を担い手とした通所・訪問事業に取り組みたいという意向を持つ自治体が多い。

◆住民主体の取組を進めていく上での悩みや困りごと 29、36～38 頁

全体的に最も多いのは「地域・地区ごとの住民主体の活動に大きな差があり、自治体全域の取組につながらない」（63.0%）。市・町村では「B 型のサービスの担い手が見つからない」（それぞれ 61.3%、56.2%）で、上記「今後取り組みたい事業」では B 型のサービスを展開したい意向がある一方で、担い手探しの点で課題を抱えている自治体が多い。

それに関連して、住民主体の取組を推進していくための自治体としての支援について、既に実施している支援では、全体的に「社協や地域包括支援センターなど関係機関との調整、連携へのサポート」（71.4%）が最も多いが、それに対して、今後取り組みたい支援としては、「担い手やボランティアスタッフ育成、紹介」（44.7%）が挙げられている。

◆住民主体の取組の把握状況 30～35 頁

全体的に「どちらかといえば把握できていない」（53.4%）が上回っており、特に、政令市・中核市では 75.0%が把握できていないと回答している。

取組を把握していく上での課題や困りごと（自由回答）では、「取組の人材・担い手不足」のほか、「小さな取組の情報収集が困難」や「行政内、関係機関との連携方法」、「情報収集のあり方」等に関連する回答を挙げる自治体も多く、自治体が補助等で関与している取組はともかく、住民の主体的な、小さな取組を把握するための手段の構築が課題といえる。

◆県や国（厚生局）に対する基礎自治体からの期待 39～42 頁

県に対する期待は、専門職の研修や相談への助言、広域調整、アドバイザー派遣、情報提供、財政支援など、ほとんどの選択肢に対して 50%以上の自治体が期待していると回答した。それに対して、国に対する期待はかなり集約されており、ポイントは好事例などの情報提供と財政面のサポートであった。

II 实践事例

1 本事業における「地域共生社会の実現に資する実践事例」の考え方（枠組み）

（１）事例収集にあたっての考え方

「地域共生社会の実現」とは、具体的にどのような社会を実現していくことなのか。国から示されている問題意識やそれに基づく基本コンセプトは、次のようである。こうした国の基本コンセプトを念頭に置きながら、事例収集にあたり、具体的にはどのようなことをポイントとして捉えるべきか、企画委員会等において検討した。

①厚生労働省社会・援護局資料

【問題意識】

- 制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題の存在（複合課題、制度の狭間…）
- 社会的孤立・社会的排除への対応
- 「支え手側」と「受け手側」が固定化
- 地域の「つながり」の弱まり
- 地域の持続可能性の危機

【我が事・丸ごとの地域共生社会】

- 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
- 地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、
- 人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、
- 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

②企画委員会での「地域共生社会」に関するイメージ、キーコンセプトなど
（企画委員会、ブロック委員会議事から）
企画委員会等で出された主な意見や問題意識は以下の通りである。

◆「地域共生社会」についての企画委員会での主な意見◆

○「共生社会」と「地域共生社会」の関係について

- ・障害福祉の分野での「共生社会」とは、「入所施設や病院ではないところ」という、ある種「権利・平等」の文脈での「共生社会」。ここでは、「地域共生社会」と、頭に「地域」という言葉がついているが、この意味するところは何なのか。高齢分野では、「日常生活圏域」等一定のエリアやコミュニティを想定した「地域」という概念が共通言語として使われているが、障害分野の場合は、「対施設・病院〔施設でも病院でもないところ〕」というイメージとしてしか持てないのではないかと。また、「地域共生」というと、福祉サービスのことを指しているように感じるのではないかと。どのように考えていけば、障害者の人たちにとってもよいものだとして理解してもらえるのかについて、考えていく必要があるのではないかと。

○「地域共生社会」と「共生型サービス」

- 「地域共生社会」とは、多様な人たちが誰もがりのままに、役割をもって暮らせる社会ではないかと思う。新設の「共生型サービス」は、現状では、障害と高齢の乗入れという側面の改善に留まっている印象である。「共生型サービス」に限らず、制度のサービスは一人一人個別に提供される。地域でのくらしは実は「つながり」であるのだが、制度サービスではそこが切られてしまっている。「共生型サービス」がそのことを意識して設計されているわけではない。
- 福祉等のサービスという点から見ると、たとえば介護保険制度では、これまでは住民も介護保険を利用することがよいと思っていたし、自治体側も制度サービスを充実することを目指してきたが、果たして本当にそうなのか。「地域共生社会」を目指すということは、これまで制度や専門職に任せていたことを、いかに自分たち（住民）の手に取り戻していくか、つまり、専門職といかにうまくかみ合わせながら自分たちの暮らしを守っていくか、ということなのではないか。介護保険制度の改正もそのような趣旨で行われているのかと思うが、果たして実態は本当にそのような方向で動いているのか。

- 「新しい包括的支援体制」とは、つまるところ、縦割りではないしくみ、「ごちゃまぜ」（制度/非制度、対象、領域すべてに関して）ということではないか。

○しごと・収入・地域経済の循環

- 同時に、これからの取組は、地域の中で仕事を生み出すこと、何らかの収入につながることで、地域の中で人に加えてお金も循環していくことが重要。地域で支えることに対して、制度の中でどうお金をつけられるか、という視点も重要なのではないか。
- このことは、単に個人の経済に留まらず、むしろ、地域の中での人的、経済的な大きな循環を生み出していくことの大切さである。

○「地域共生社会」（国の定義）を暮らしの言葉に置き換えてみよう

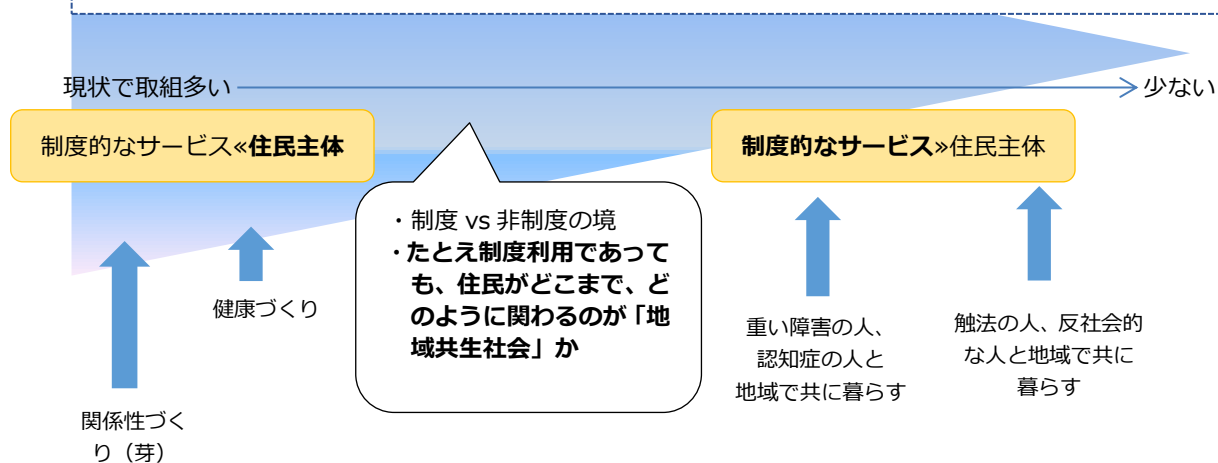
- 共生社会のキーワードは、「わかっていることと、わかられていること」にあると思う。自分の存在を周りにわかってもらっていること（あるいは、わかってもらうように自ら働きかけること）と、自分も周りにいる人のことをわかっている、ということ。
- （地域での）つながりを切らないこと。往々にして制度サービスを利用すると、これまでの地域の中での交流等が切れてしまう傾向にある。プロの気につけ、一般の人の気につけ、プロのおせっかい、一般の人のおせっかい、本当は、つながりをつくるものはいろいろある。
- そのためには、（地域とのつながりを切らない）専門職をどう育てるか、がとても重要になる。
- できていることを評価することが大事なのではないか。課題・ニーズばかりに目を向けない。
- 自己決定の尊重が前提であろう。「地域共生社会」だからと言って、それに合わせて生活するのも変な話ではないか。例えば、一つ屋根の下に皆が集まることを強制されないなど。

③事例収集にあたり念頭においた事柄

事例収集に先立って、どのような視点からのアプローチが必要か、企画委員会において検討を行った。以下に、そのポイントについて紹介したい。

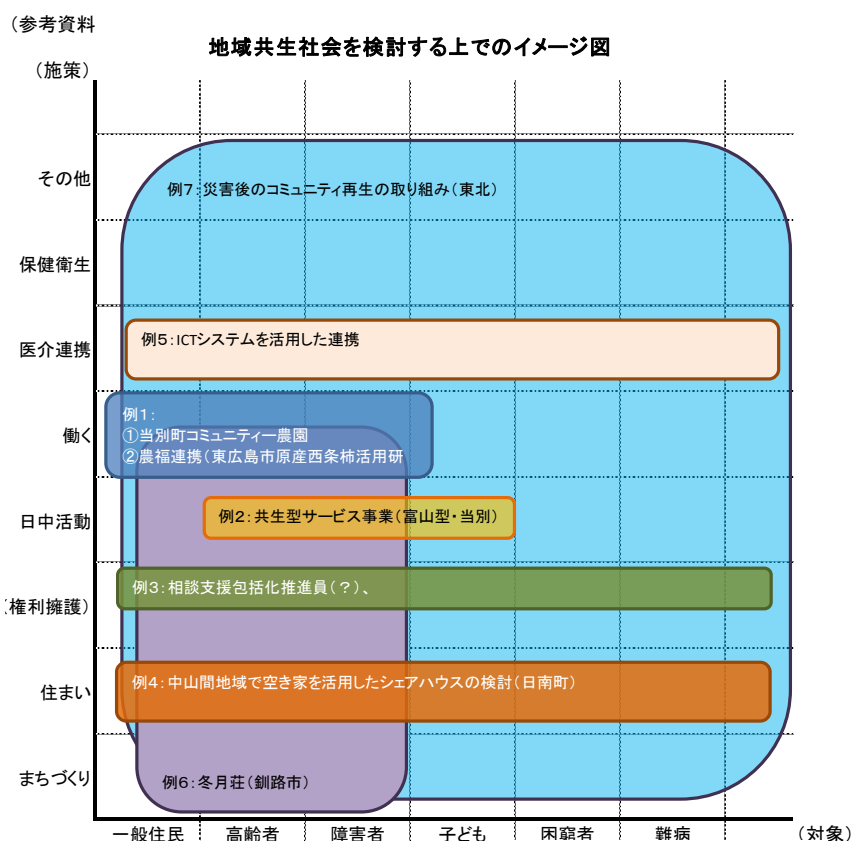
●制度サービス・制度外の取組のイメージ仮説

- ・多様な年齢や個性、特徴を持った人が、地域で共に生きていくことを想定した場合、関係性が希薄化した地域では、まずは「関係性をつくる」取組があり、仲間同士の健康づくりや趣味の活動などに代表される社会参加がある。ここまでは、制度利用というよりも、住民主体の取組の力が大きい分野であろう。
- ・図の右に行くにつれて、サービスの充実とともに地域住民の意識等も問われていく課題となり、現状では取組数も限定的になってくるのではないかと。また、制度サービスと住民主体の取組の関係性も地域によって異なるであろう。「地域共生社会の実現」といった場合、こうした見取り図を念頭に置いて考える必要もあるのではないかと。



●生活領域・対象層のイメージ

- ・地域での生活継続を念頭に、多様な対象グループと生活領域をマッピングすることで、特に対象を分けない取組が重要となる生活領域が見えてくるのではないかと。

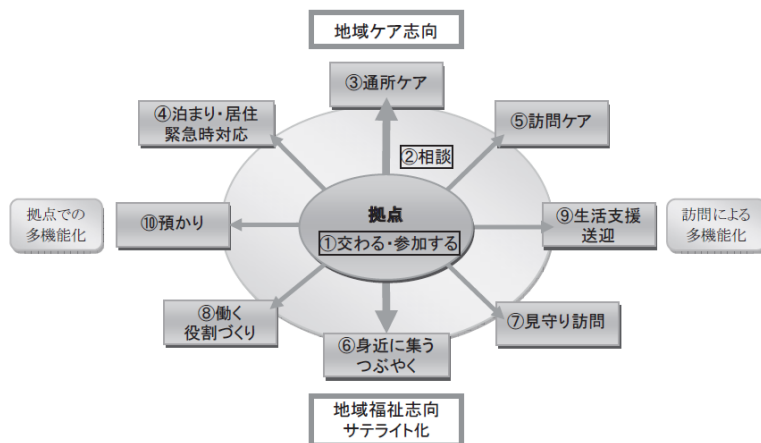


資料：企画委員会にて作成

●地域の「拠点」からみた整理

- ・地域住民が、地域の中で、何らかの取組を行っていく上では、地域の中に拠点となる「場」が必要ではないか。そうした場を、誰が（行政、団体、住民等）、どのような方法で、住民の自由度の高い「場」として機能させているのか。既往研究によれば、住民のニーズ（利用目的）からみた地域の「場」の機能は、多様にあることが明らかとなっている。

◎利用者ニーズ（目的）で分類



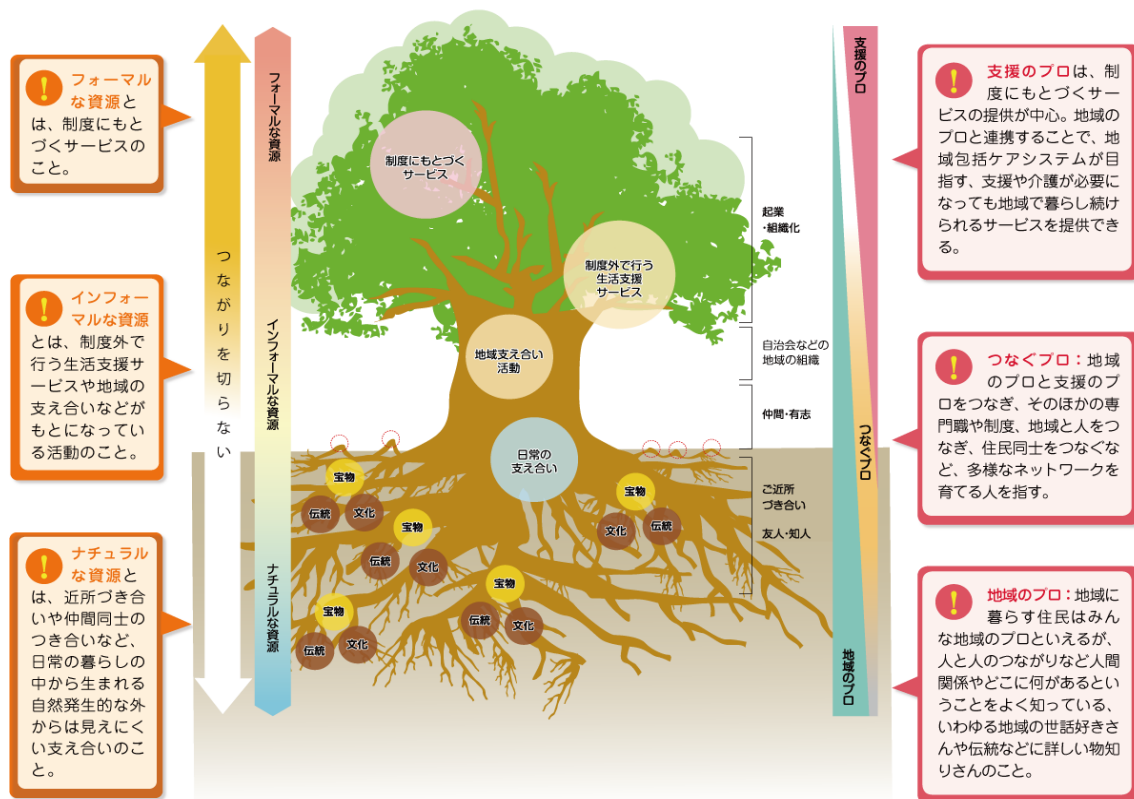
図IV-1 多機能型福祉拠点における10つの機能

資料)「多世代交流・多機能型福祉拠点のあり方に関する研究」報告書
(厚生労働省 平成 27 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業)
平成 28 (2016) 年 3 月 特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター

●地域の「人」と「資源」を「つなぐ」ための組合せ

- ・地域にある資源を見ると、「フォーマルな資源」「インフォーマルな資源」に加えて、「ナチュラルな資源」があり、実は、「地域共生社会」を考える上では、この目には見えにくい「ナチュラルな資源」をどのように評価意識化していくか、ということが重要なのではないか。
- ・他方、それら資源を担う人材を見ると、「支援のプロ」、「つなぐプロ」と「地域のプロ」に分けられる。
- ・地域共生社会の構築に当たっては、各地域で、こうした多様な資源と人材がいかに組み合わせさせていくか、が重要なポイントではないか。

地域づくりの木



資料：「生活支援体制整備事業をすすめるための市町村ガイドブック」（2017 年、CLC）

（２）収集・訪問事例

委員会では、前項（１）を踏まえつつも、「地域共生社会」の捉え方は様々であり、一つの視点に絞り込むことは困難であるし、また、一つの視点に絞れないことも地域共生社会がもつ多様性の証でもあるのではないかと、いう結論に達した。そこで、まずは、緩やかな認識の中で、どのような取組が紹介・推薦されてくるのか、それらに何か共通性があるとしたら、そこに何らかの意味があるのではないかと、いうことで、

- ・「地域共生社会の実現に資する」と思われる取組について委員による紹介・推薦
- ・自治体アンケートでは、下記国の定義を明記した中で、どのような取組が挙がってくるか、を確認することとした。

※自治体アンケートでは、以下４点のいずれかについて該当部分がある（と思われる）ことを、抽出・推薦の条件とした。

- ・制度・分野ごとの「縦割り」を超える
- ・「支え手」「受け手」という関係を超える
- ・地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画する
- ・人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる

その結果、今回訪問させていただいた事例は、次ページ表に示した団体・地域である。今回調査では、現在の団体の取組とともに、取組開始の背景や経過、協働して取り組んでいる組織・団体とその連携プロセス、地域の他の主体の反応や意向、その変化、行政との関係・行政からの支援等の実態についても何うことを目的として、可能な限り、実施主体団体と地元行政、関係団体、住民等の話も何うなど、地域を面的に捉える調査の実施を心掛けた。

※なお、今回訪問調査を実施した事例以外で、自治体アンケート等で推薦をいただいた取組については、参考資料でその概要を掲載しているので、併せて参照されたい。

表 「地域共生社会」の実現に資する取組として訪問した団体・地域等

No	タイトル	取組主体・所在地	拠点
1	住民の「やってみたい」をバックアップ、住民同士のつながりづくりと介護予防を实践	社会福祉法人住田町社会福祉協議会 (岩手県住田町)	中心型：空き店舗 地域型：自宅・公民館等
2	住民発意の自治組織による対話・協働のまちづくりと地域の生活・文化の継承	岩崎地区自治会議(任意団体) (秋田県湯沢市)	湯沢市ふるさとふれあいセンター(かしま館)(指定管理者)
3	人と人、組織間をつなぎながら、集落の生活課題の解決と人づくりを支援	特定非営利活動法人秋田県南 NPO センター(秋田県横手市)	秋田県南部男女共同参画センター(指定管理者)
4	公民館を拠点とした住民組織による課題発見・学び・解決活動を市が伴走支援	天童市地域づくり委員(任意団体) (山形県天童市)	市立公民館
5	地域丸ごと法人化(既存資源の再編)による地域おこし・人づくり	特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク(山形県川西町)	コミュニティセンター(公民館)
6	日常、無意識に行っている活動の中にある「地域共生社会」づくりの根っこ	ラジオ体操&歩こう会(任意団体) (福島県郡山市)	マンションの集会所、コンビニ、居酒屋
7	「子ども食堂」から「だれでも食堂」へ、居場所と食の提供による地域包括ケアの推進	鳥取市地域食堂ネットワーク (鳥取県鳥取市)	地域の多様な場所
8	町の新たな住民自治組織による地域の居場所づくりが、住民同士のつながりと安心なまちをつくる	南部町東西町地域振興協議会 (鳥取県南部町)	協議会：町借上げの建物 コミュニティホーム：戸建の空き家活用
9	「地域主体」に徹底的にこだわった地域自主組織と、行政とのチームワークによる地域づくり	雲南市地域自主組織(認可地縁団体、任意団体が混在)(島根県雲南市)	各自主組織：交流センター(指定管理)
10	市のまちづくり人材育成プログラムで誕生した訪問看護と地域自主組織のコラボによる多機能自治	株式会社 Community Care (島根県雲南市)	みとや世代間交流施設「ほほ笑み」(まちづくり協議会+就労支援施設との3者による共同運営)
11	障害者支援の事業所発、公民館がつなぐまちづくり	特定非営利活動法人なでしこ会 (岡山県岡山市)+公民館	なでしこ共同作業所(市の遊休施設を無償貸与)
12	高齢化率 67%の島嶼部、住み慣れた島でのその人らしい生活継続を介護保険と有償活動で支える	特定非営利活動法人かさおか島づくり海社(岡山県笠岡市)	・海社社屋 ・高齢者共同生活住居「石切りの杜」指定管理
13	市をあげての障害者雇用促進による「働く障害者」の見える化・交流経験の蓄積がもたらす地域の変化	総社市障がい者千五百人雇用 (岡山県総社市)	障がい者千人雇用センター(市社協内)
14	介護保険事業と独自のコミュニティ支援事業を活かした、多世代参加による、都市部ならではのつながりの紡ぎ直し	特定非営利活動法人もちもちの木 (広島県広島市)	遊休旅館などまちなかの既存の施設をカフェやシェアハウスに
15	認知症になっても、重い障害があっても、ありのままに暮らし続けられる地域を住民と共に。制度もそのための手段。	有限会社親和 鞆の浦・さくらホーム (広島県福山市)	さくらホーム Ⅰ～Ⅲ 旧保育園跡を活用した障害児の放課後デイ施設
16	住民による自由でゆるやかなサロン活動が施策と連動することで更なる地域のセーフティネットへ	iikoto メイト(任意団体) (山口県宇部市)	代表の自宅倉庫(市の助成金で改修)
17	新しい NPO の創設による、拠点の管理と自由な地域住民の交流・居場所づくり	特定非営利活動法人とかの元気村 (高知県佐川町+高知県)	あったかふれあいセンターとかの(指定管理)

訪問調査対象事例における「地域共生社会」の切り口（入口）は、大きく

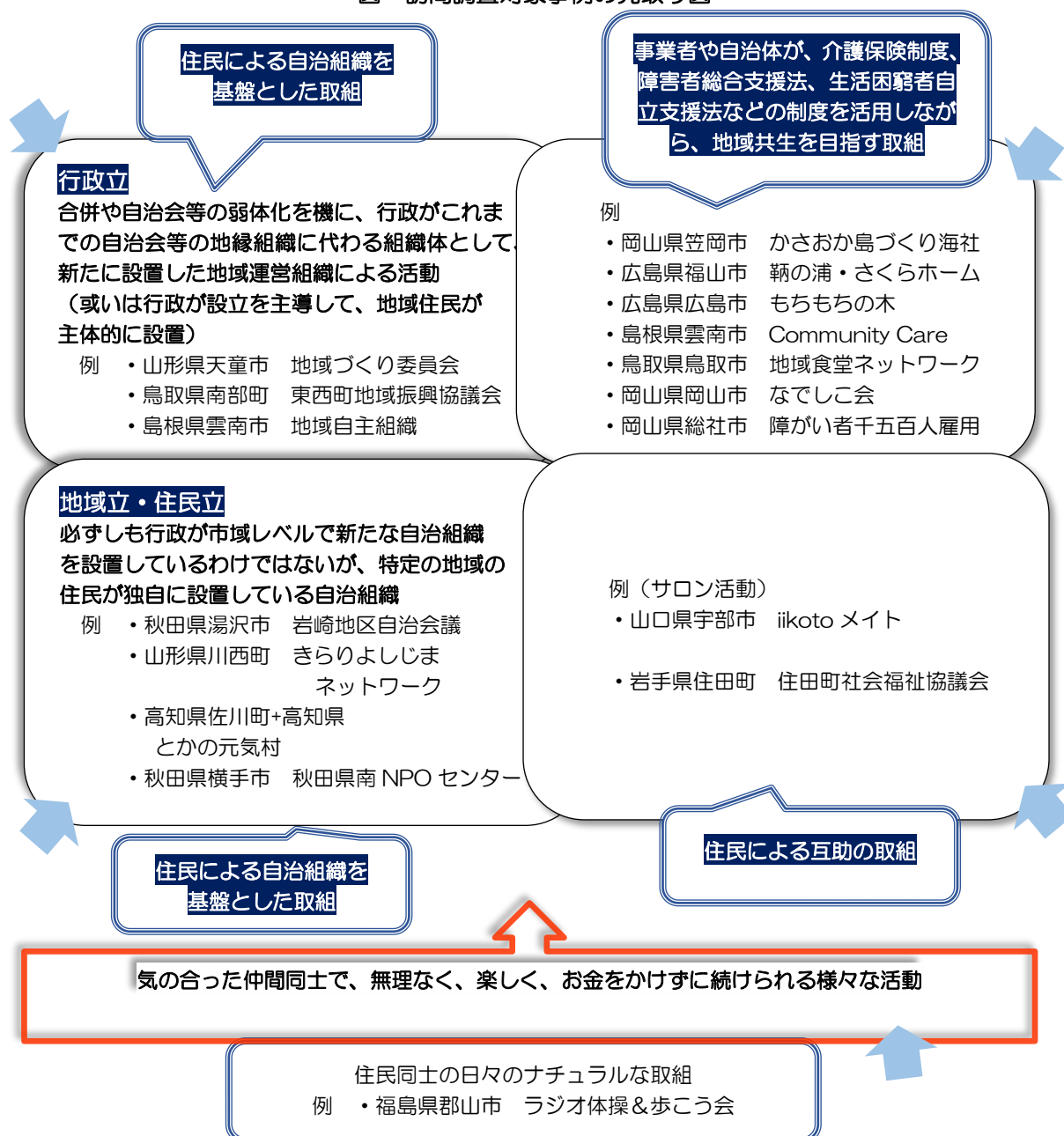
- 「住民による自治組織を基盤とした取組」
- 「住民による互助の取組」
- 「介護福祉等の制度サービスを活用しながら地域共生を目指す取組」

の3点に整理できる。

このうち、「住民による自治組織を基盤とした取組」は、地域自治組織が行政のコミュニティ施策として自治体全域で位置づけている場合と、一連の行政施策あるいは地域事情のあるターニングポイントをきっかけに、自治体内の一部の地域立・住民立で設立された自主組織の場合との、2つのタイプがある。

今回は、その3点に加え、「住民同士の日々のナチュラルな取組」を、上記3つの取組のベースとなる取組として位置づけた。

図 訪問調査対象事例の見取り図



ここで、「住民同士の日々のナチュラルな取組」について、少し触れておきたい。

「ナチュラルな取組」とは、P.50 の図「地域づくりの木」で「ナチュラルな資源」と表現されたもので、「近所づきあいや仲間同士の日常の取組から生まれる自然発生的な、外からは見えにくい支え合いのこと」と定義されている。（『生活支援体制整備事業をすすめるための市町村ガイドブック』（2017 年、CLC））

なぜ、仲間同士の日常の取組が支え合いなのか。今回訪問した事例は、近所の仲間が始めた、毎日同じ場所に集まってのラジオ体操とそのあとの散歩の会である。この活動が、単に、ラジオ体操の時間と場所を共有するだけの活動ではないことは、例えば以下のような点から垣間見える。

例えば、

連絡せずにラジオ体操を休むと…

メンバーの携帯から電話が入り、散歩の途中で様子を見に寄ってくれる

メンバーが骨折や病気をした時…

おかずを差し入れたり、灯油運びをしたり、入退院時の送迎をしたり

毎日立ち寄るコンビニ・イートインのコービーの後は…

（身ざれいに整えるために）服を一緒に買いに行ったり、電化製品の使い方を教え合ったり
切れた電球を交換したり、単身の男性が女性のメンバーからレシピや料理を習ったり

これらは、介護予防的な取組であると同時に、見守り活動、生活支援活動でもある。もう少し踏み込むと、一人暮らしの高齢者が、自ら「今日も元気、大丈夫だよ」というサインを仲間に発信していく、いわば孤立を自ら予防する活動とも読める。

本企画委員会では、「地域共生社会」が成立していく上では、こうした一人一人の住民の意識の持ち方（「気にかけたり」「気かけられたり」）や行動（生活の中で無理のない範囲で助け合う、アピールする）が、土台としてある（必要な）のではないかと考えた。

現在、一般介護予防事業等で多く取り組まれている「体操教室」が、こうした外からは見えにくい、日常に根付いた確かな支え合いの場になっていくような意識づけ、あるいは仕掛けがなされているのか、「体操」そのものだけでなく、その前後周囲に目を配りながら、生活に根差した地域共生を見つけていくことが重要と考えた。

また、各事例の中には、市町村立の地域自治組織・地域運営組織以外にも、例えば、鳥取県南部町東西町地域振興協議会が実施している「コミュニティホーム」のように、鳥取県が地域共生モデル事業として実施していた取組が契機となったり、市の地域サロン施策と住民の自発的な取組が相乗したものであったり、実施のきっかけや経過に自治体の支援策が大きく関与している取組も見られる。

次頁以降で、各事例の取組を紹介したい。なお、各事例の冒頭 1 頁目下段に、「地域共生社会の実現に向けたプロセスと促進要因」を掲載したが、記載内容については、あくまで今回訪問調査で得られた結果を事務局試案として整理したものであることをご了承いただきたい。

2 実践事例

(1) 住民の「やってみたい」をバックアップ、 住民同士のつながりづくりと介護予防を実践 － 住田町社会福祉協議会（岩手県住田町）－

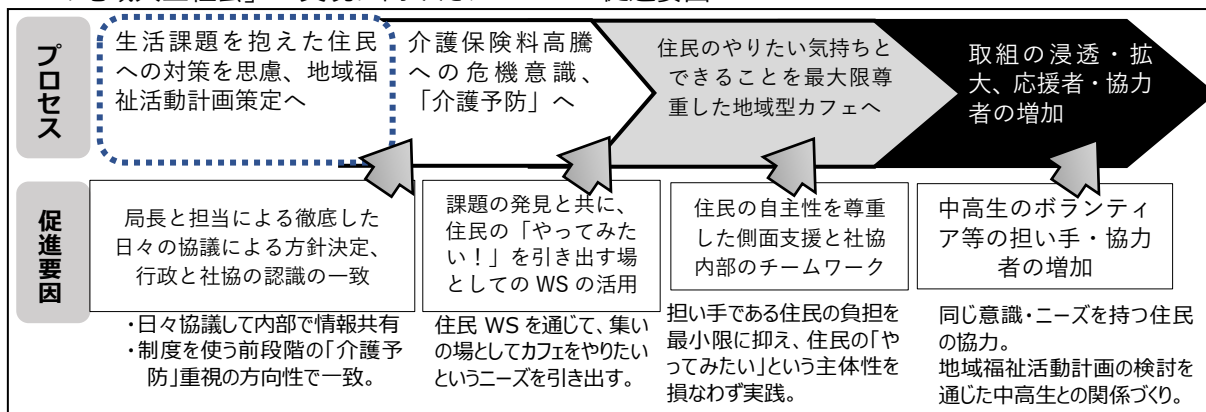
■ 取組の概要 ■

主体者	社会福祉法人 住田町社会福祉協議会																
所在地	岩手県気仙郡住田町世田米																
地域の状況	岩手県の東南部に位置。県立自然公園 五葉山、種山ヶ原を望み、町の中央にはアユやヤマメなどが生息する気仙川が流れる農山村地域。 《住田町の基礎情報》 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>住田町</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td><td>335</td></tr> <tr> <td>人口</td><td>5,660</td></tr> <tr> <td>世帯数</td><td>2,200</td></tr> <tr> <td>65 歳以上 (割合)</td><td>2,420 42.8%</td></tr> <tr> <td>75 歳以上 (割合)</td><td>1,497 26.5%</td></tr> <tr> <td>小学校区</td><td>2</td></tr> <tr> <td>中学校区</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>		住田町	面積	335	人口	5,660	世帯数	2,200	65 歳以上 (割合)	2,420 42.8%	75 歳以上 (割合)	1,497 26.5%	小学校区	2	中学校区	2
	住田町																
面積	335																
人口	5,660																
世帯数	2,200																
65 歳以上 (割合)	2,420 42.8%																
75 歳以上 (割合)	1,497 26.5%																
小学校区	2																
中学校区	2																
活動年数	3 年（平成 27 年～）																
対象エリア	町内の各小地域																
法人格	社会福祉法人																
担い手・参加の形	地域住民、高齢者、中高生																
財源	町からの委託費、町社協からの助成																
取組概要	町社協で地域福祉活動計画策定中に、「住田町の介護保険料が県内で最も高くなる」との知らせを受け、介護予防を目的とした事業の必要性を行政と共有。ワークショップの中でも住民ニーズの高かった、誰もが気兼ねなく集まれるカフェ（中心型・地域型）を開所することに。住民が担い手の地域型カフェの開所場所は、自宅や公民館などどこでも可、月 1 回以上通年開催することを条件とした。運営者の負担感を最小限に減らし、住民の「楽しそう」「やってみたい」という意欲を実践につなげるよう社協はそっと背中を押す。3 年間で 13 か所の地域型カフェが開所。																
自治体の所管課・関係課	保健福祉課																

岩手県住田町



■ 「地域共生社会」の実現に向けたプロセスと促進要因 ■



■■ 取組の始まり ■■

行政と社協とで危機感を共有～制度利用から介護予防へ（～平成 25（2013）年）

●地域課題解決に向けた社協内での地道なワークショップ

- ・住田町社協では「地域福祉活動計画」を策定するにあたり、平成 25（2013）年度に町内のすべての自治公民館（22 か所）において福祉座談会を開催、また様々な世代層の住民ワークショップを開催し、地域住民のニーズ把握を行った。
- ・計画検討の最中、住田町の「介護保険料が 6,000 円を超え、県内で最も高くなる」との報道。行政、社協ともに、この状況に危機感を感じた。すべての高齢者が介護保険制度を活用するのではなく、制度を利用する前段階で何とか食い止めよう（介護予防）という思いで、行政も社協も方向性が一致。平成 26（2014）年から社協内の担当部署ごと、あるいは部署をまたいで、地域課題解決に向けたワークショップを開催。まずは社協内で共通認識、共通言語をつくることから入った。

●地域住民のニーズを基に事業を構想、「集いの場」づくりを計画に盛り込む

- ・町内には保健推進委員（33 の各行政区に 1 人、現在は 32 人）が活動。保健推進委員の任期は 2 年、自治公民館に配属される。その経験者からなる「ヘルスサポートの会」会員から、ワークショップの場で、地域住民の集いの場（居場所）としてカフェをやりたいという要望が挙げられた。町内には、ふらっと立ち寄れて、コーヒーやお茶が飲める場所がほぼなかったため、「居場所」に対するニーズがあることがわかった。

■■ 取組の促進・進展 ■■

住民ニーズ（シーズ）から実践へ

～取組のハードルを下げ、できることから実践する（平成 27(2015)年）

●中心型と地域型、まずは住民主体の地域型からスタート

- ・当時検討中の地域福祉活動計画は、平成 27（2015）年度からの計画で、その中の重点施策として「よりあいカフェ事業」（おもしろく暮らせるまちづくり）を盛り込んだ。実際にカフェ（地域型）ができたのは、平成 27 年の 4 月のことだった。
- ・当初から、カフェを設置するとしたら、社協が主体的に実施するモデル的存在としての「中心型カフェ」、そして地域住民が主体的に実施する「地域型カフェ」の 2 種類を想定していた。地域型は、平成 27 年 2 月に行政連絡員を通じて、チラシ（回覧）で担い手を募集したところ早速応募があり、中心型カフェの設立に先んじて、平成 27 年 4 月に「菜の花カフェ」が設立。菜の花カフェの運営代表者は食生活改善委員、そして協力者の中に当時の民生委員や代表者の近隣住民が加わっていた。
- ・中心型カフェは、平成 27 年 6 月、最初の「よりあいカフェしょうわばし」が開所した。地域型よりも 2 か月遅くなったが、拠点となる場所の確保がなかなかスムーズに進まなかったことが理由である。中心型カフェは、「しょうわばし」と「あんるす」、「なるせ」がモデル的にオープン。中心型の運営は、一



般社団法人邑サポートに委託。

●運営者（担い手）の抵抗感・ハードルを下げ、社協はマネジメントを徹底

- ・地域型カフェの応募者には、社協が事前に実施要綱と設立までの流れを説明。よりあいカフェの設置目的は、「誰でも気兼ねなく寄り合えるカフェをつくることで、認知症、障害者、ひきこもり者、生活困窮者、高齢者の居場所をつくる、また利用者間やボランティアとの交流を通じて、生きがいを見出し、介護予防と社会参加を推進する」こと。
- ・よりあいカフェの開設までには、通年開催が可能かなどの条件面を確認し、社協との打ち合わせを行い、助成金交付申請書に記入する。また、年度末に提出する事業実施報告書に転載すればよいように、「よりあいカフェ日記」への記入をお願いする。住民にとっては、申請書や実施報告書の作成がネックになるため、書類作成の負担をできるだけ省いている。毎年 3 月には、よりあいカフェの情報交換会を行い、その年の実施報告書を作成、あわせて次年度の申請書を記入してもらう。

■■ 取組の深化 ■■

取組の普及、応援者・支援者の拡大～住民の主体性を重視、社協は背中を後押し（現在）

●運営者（担い手）は自由な発想でいきいきと、3 年間で 13 か所の地域型カフェが開所

- ・地域型カフェの運営者は、自由な発想でやりたいことをしているからか、とてもいきいきとしている。それが利用者にも伝わって、利用者もいきいきとしている。運営者は女性がほとんどで、男性は縁の下力持ち。「野の花カフェ」では、その地区のお不動様参りを企画し（月 1 回）、実施するために男性陣が車の運転や草刈り、雪かきなどを行う。「みっちゃんカフェ」は、製材の事務所で開催。不定期開催であるが、薪ストーブの煙が煙突から上がるとカフェがオープン。参加者の送迎が入ると難しくなるので、すべて歩いて行ける範囲で活動している。
- ・平成 27 年、最初の「菜の花カフェ」の開所以来、3 年間で 13 か所の地域型カフェが開設された。事業開始当初、チラシを回覧した際に、一気に 4～5 か所の応募があった。それだけ地域住民も、気兼ねなく集まれる居場所がほしいという、同じ意識を持っていたと思われる。菜の花カフェの様子が、地元テレビや地元紙で取り上げられたことで、近所の人がいきいきと活動している様子が幾度となく流れ宣伝効果になった。
- ・住田町では従来からの「ふれあいいきいきサロン」も開催されているが、運営者や参加者にとって、より自由に参加できるのがよりあいカフェでもある。地域内の現在取り組まれている事業を活かしながら、多様な仕掛けを提供できればよい。

●学生ボランティアが、次第に学校の文化・伝統に

- ・地域福祉活動計画の検討作業中、高校生からも今後の住田町のことについて意見を聞きたいと考え、地元の住田高校にアプローチしていた（ワークショップを開いて、地域のために何ができるか考えてもらった）。子どもや若い世代は、進学や就労などで町を離れてしまうかもしれないが、小さいころの思い出が、生まれ育った地域のことを思い出したり、帰ってきてくれたり、何らかの形で地域と関わってもらえるかもしれない。そのような経緯で、高校ともつながりもできていた。よりあいカフェしょうわばしのオープン前、店舗の改修等（ペン

キ塗りや家具づくり)には、高校福祉ボランティアが手伝ってくれた。移住したばかりの家具職人も自主的に指導にきてくれて交流が深まった。

- ・そのうち高校生側から自主的に、社協に対してボランティアの提案書を持ち込まれるようになり、さらに世田米中学校からも参加したいとの要望も出てきた。現在、「すみたおたすけ隊」を結成し、中高生が独居高齢者宅で雪かきや窓ふきのボランティア活動を行っている。このような生徒の自主的な活動が、次第に学校の文化・伝統として根付いてきている。

■■ 財源 ■■

- ・中心型カフェは、コーディネーターの邑サポートに対して準備資金・運営資金を助成（町役場からの委託費と社協からの消耗品費）。地域型カフェは、運営費（初年度 1,000 円、2 年目から 2,000 円）を助成。助成金は、「よりあいカフェ事業助成金交付申請書」の提出により社協が審査の上事前に交付、事業終了後は「よりあいカフェ事業実施報告書」を提出する。

■■ 今後に向けて ■■

- ・社協では介護保険事業を行っているが、介護保険事業だけではなく、介護保険事業と地域福祉を両輪で動かしていく必要がある。町内には、例えば、地元で長く商売をしている小売商店等まだまだ埋もれている資源や、困っている住民がたくさんいると思うので、そのような資源と住民、そしてアイデアを組み合わせ、より良い地域づくりに貢献していきたい。



(2) 住民発意の自治組織による対話・協働のまちづくりと
地域の生活・文化の継承
－ 岩崎地区自治会議（秋田県湯沢市）－

■ 取組の概要 ■

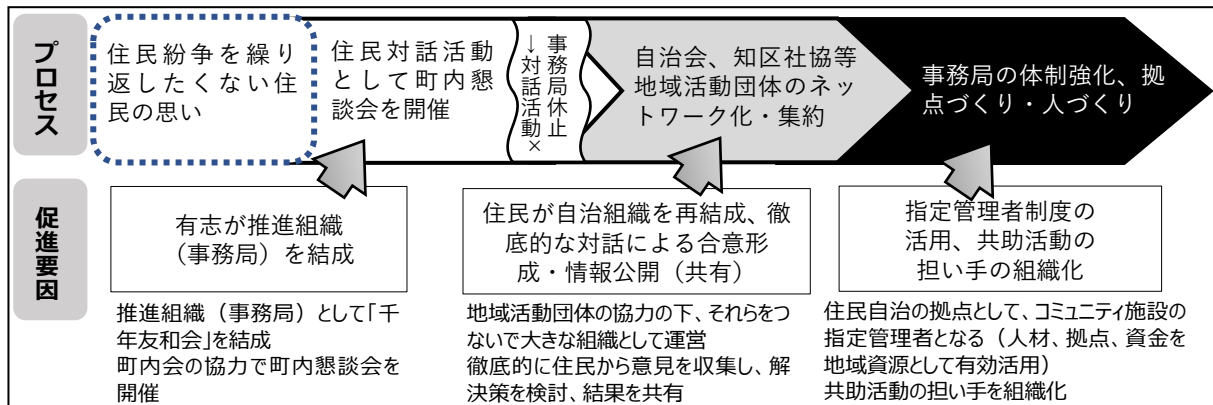
主体者	岩崎地区自治会議																									
所在地	秋田県湯沢市岩崎（湯沢市ふるさとふれあいセンター かしま館）																									
地域の状況	岩崎地区は湯沢市の北端に位置する城下町。岩崎地区は岩崎・成沢の2地域、9町内会が組織化。現在、約500世帯が町内会に加入（加入率約80%）、うち独居高齢者世帯は74世帯、高齢夫婦のみ世帯は59世帯。 《湯沢市の基礎情報》 <table><tr><td></td><td>湯沢市</td><td>岩崎地区</td></tr><tr><td>面積</td><td>790.91</td><td></td></tr><tr><td>人口</td><td>46,395</td><td>1,998</td></tr><tr><td>世帯数</td><td>18,029</td><td>697</td></tr><tr><td>65歳以上 (割合)</td><td>17,105 36.9%</td><td>525 26.3%</td></tr><tr><td>75歳以上 (割合)</td><td>9,551 20.6%</td><td></td></tr><tr><td>小学校区</td><td>11</td><td></td></tr><tr><td>中学校区</td><td>6</td><td></td></tr></table>			湯沢市	岩崎地区	面積	790.91		人口	46,395	1,998	世帯数	18,029	697	65歳以上 (割合)	17,105 36.9%	525 26.3%	75歳以上 (割合)	9,551 20.6%		小学校区	11		中学校区	6	
	湯沢市	岩崎地区																								
面積	790.91																									
人口	46,395	1,998																								
世帯数	18,029	697																								
65歳以上 (割合)	17,105 36.9%	525 26.3%																								
75歳以上 (割合)	9,551 20.6%																									
小学校区	11																									
中学校区	6																									
活動年数	48年（昭和45年～）																									
対象エリア	中学校区																									
法人格	任意団体																									
担い手・参加の形	地域住民、高齢者																									
財源	指定管理料（かしま館）、交付金（湯沢市）																									
取組概要	かつて住民紛争を経験した住民が、住民対話活動を開始。後継者不足による事務局休止により、活動が一時ストップしたが、地域活動団体をつなぐ自治組織として「岩崎地区自治会議」を設立、その事務局や共助活動の担い手を組織化し、地縁組織と志縁組織による一体的・重層的な活動を展開。「町内懇談会」で収集した住民意見を仕分け、その対応も含め広報誌で全戸配布。地域交流センター「かしま館」の指定管理者として、活動拠点と人材の確保、行政と地域住民（自治組織）の対等なパートナー関係の構築に取り組む。																									
自治体の所管課・関係課	－																									

秋田県湯沢市

秋田県湯沢市



■ 「地域共生社会」の実現に向けたプロセスと促進要因 ■



■■ 取組の始まり ■■

住民対話型活動の基礎づくり

～少数の有志が住民全員を巻き込む（昭和 45（1970）～平成 4（1992）年）

●住民紛争を目の当たりにした住民が住民対話のための場づくりを開始

- ・昭和 43（1968）年から 2 年ほど、公民館の新設（建設場所の選定）に伴う住民紛争が起きていた。それを目の当たりにした有志 10 数人が参集し、昭和 45（1970）年に「千年（ちとせ）友和会」を結成、地域の話し合いの場づくり（住民対話活動）に取り組み、まずは住民紛争の議論の経過を書き起こし全戸配布した。
- ・昭和 50（1975）年、いくつかの町内会から賛同を受け住民会議を発足。その後、すべての町内会が参加し、毎年町内会ごとに「町内懇談会」を開催、地域課題を抽出した。課題解決に向けては、道路整備委員会（昭和 56 年発足）や仏事祭壇共同利用事業（昭和 61 年発足）、岩崎盆踊り継承委員会（平成元年発足）等の専門部を設置してきた。
- ・平成 4（1992）年、ここまで事務局機能を担ってきた千年友和会が解散。事務局を失ったことで、これまで続けてきた町内懇談会が休止し、それに伴い地域課題を把握できなくなり活動が停滞してしまった。

■■ 取組の促進・進展 ■■

推進団体の見直しと組織化～住民対話活動の再開（平成 11（1999）年～）

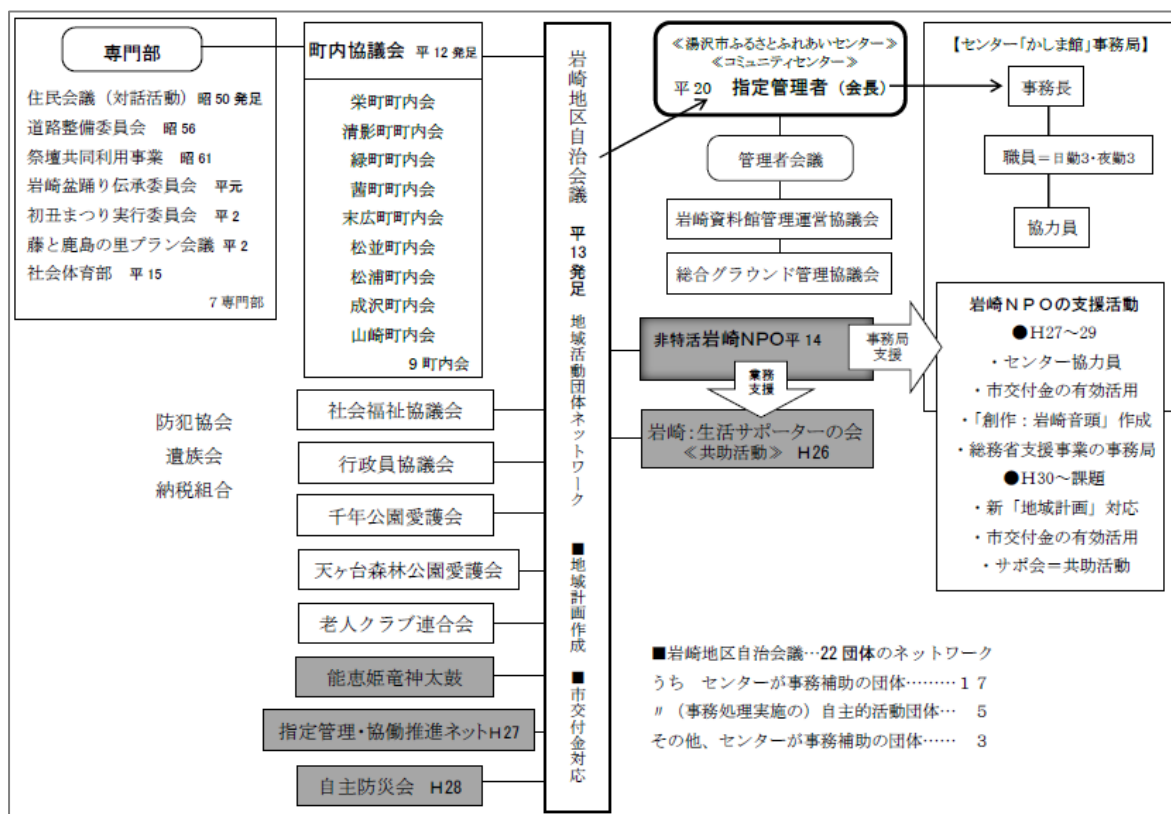
●多様な地域団体をつなぎ、地域を経営する一つの大きな組織として運営

- ・平成 4 年には町内会長の情報交換の場として町内会長会がつくられ、それを母体に平成 12（2000）年に「岩崎地区町内協議会」が発足、その下に従来の各専門部を配属。
- ・平成 11（1999）年、千年友和会の OB が地域の組織の見直しにあたった。地域には、町内会以外にも様々な団体がある。高齢化・人口減少が進む中で、既存の地域活動団体も弱体化が予想される中で、それらの団体の活動や機能をネットワーク化・集約する形で、新たな地域運営組織として、平成 13（2001）年に「岩崎地区自治会議」を設立。自治会議には、町内協議会に加え、地区社協、行政員協議会（湯沢市により配置。かつては、行政の出先のな役割を担っていたが、今日では町内会に加入していない世帯への広報活動を主に行っている。）、老人クラブ連合会、千年公園愛護会、自主防災会など 22 団体が参画、自治会議はそれら団体の連絡調整機関となっている。
- ・なお、町内協議会と自治会議には、千年友和会のような事務局機能がなかったので、それを担う組織として平成 14 年（2002）年に「NPO 法人岩崎 NPO」を設立。

●住民対話活動の再開

- ・町内会ごとの町内懇談会では、参加者から生活する上での困り事や相談事などを話してもらう。懇談会を担当する（専門部）住民会議のメンバーは、それを次につなげる橋渡しの役割も担う。住民意見は、「自分でできること」、「地域でできること」、「行政に任せること」に仕分け、行政へ報告。集めた情報は公表・共有しなければ発言する意味がない、ということで、住民意見とその対応については、広報誌（かしま報）にすべて掲載し全戸配布。地域住民の方々も、自分の思いや意見を懇談会で伝えていくという考え方が定着しつつある。

- ・住民意見を踏まえて、行政の課長クラスとの対話集会（年1回）、さらに市長との対話集会（年1回）を開いている。



■■ 取組の深化 ■■

行政との対等なパートナー関係の構築

～協働の足掛かりとしての指定管理者制度の活用（平成 16(2004)年～）

●同じ轍を踏まないために（事務局の体制強化、拠点づくり・人づくり）

- ・事務局機能を担っている岩崎 NPO に人材が集まらなければ活動継続もままならず、千年友和会と同じ轍を踏むことになる。そこで着目したのがコミュニティ施設の指定管理者制度である。地域自治・住民自治のための



拠点として、また行政と自治組織の協働の足掛かりとして、岩崎地区自治会議が地区公民館でもあった湯沢市ふるさとふれあいセンター(かしま館)の指定管理者となった(平成 20(2008)年)。指定管理者は民間企業や法人に運営が移管されるケースが多い中、住民主体で地域自治を行うための人材と拠点、資金を地域の資源として有効活用できるよう工夫した。また、行政と地域が対等なパートナーとなるべく、「協働」の定義づけ、指定管理の目的・ルール of 明確化等のため数年間勉強会を開催。指定管理者として管理を適切・円滑に行うため、「岩崎地区かしま館 管理定例」(※)を定め、利用しやすく喜ばれるかしま館の管理・運営に取り組む。

※「定例（じょうれい）」とは定まっているならわし。湯沢市と岩崎地区の協働事業は「対等な関係、対等なパートナー」を原則とし、行政の「条例」に対等な形で、管理規定の名称を「定例」とした。

●志縁団体（有償ボランティア）の組織化

- ・岩崎 NPO（平成 14 年設立）では、発足当初から有償ボランティア事業を行っていた。それを共助活動として専門的かつ組織的に担う「岩崎・生活サポーターの会」を平成 26（2014）年に設立。いわゆる地縁組織と志縁組織の一体的な協力による住民自治の仕組みができた。
- ・岩崎 NPO では当初、ポイント制ボランティア事業として、公園の除草や清掃等の美化活動を行う。平成 19（2007）年から、有償ボランティア事業（会員登録制）に発展、会員が可能な範囲・時間帯で、軽作業 1 時間につき 500～600 円を謝礼金としてもらい受ける。現在の会員は 30 名、草刈りやお墓掃除、雪かき・雪下ろしなどを行う。受託件数は、平成 19（2007）年の 5 件（謝礼金 3 万 5 千円）から、平成 25（2013）年には 61 件（謝礼金 72 万 9 千円）まで増加。そのような中で、共助地域づくりを専門的・組織的に行うため、平成 26 年に岩崎・生活サポーターの会を設立した。

■■ 財源 ■■

- ・自治会議の財源は、加入団体の負担金のほか、かしま館の指定管理料（情報活動費等）や市交付金（まちづくり事業）もあり、それらを活動資金に充てている。

■■ 今後に向けて ■■

- ・かしま館を利用している地域の活動団体・利用者の自立的な活動継続はもとより、地域自治・住民自治の拠点としてのかしま館とするためにも、自治組織や地域の活動により多くの住民を巻き込んでいきたい。
 - ・行政と自治組織との「協働」のためには、双方の「協働のまちづくり」に対する意識の共通認識が必要で、また行政の現役職員や OB と地域で一緒に活動していければ、さらに地域づくりが良い方向に回っていく。行政職員や OB 誰もが住んでいる地域はあるはずなので、自分の住んでいる地域にも目を向けていくことが大切だと思う。
-

(3) 人と人、組織間をつなぎながら、集落の生活課題の解決と人づくりを支援
－秋田県南 NPO センター（秋田県横手市）－

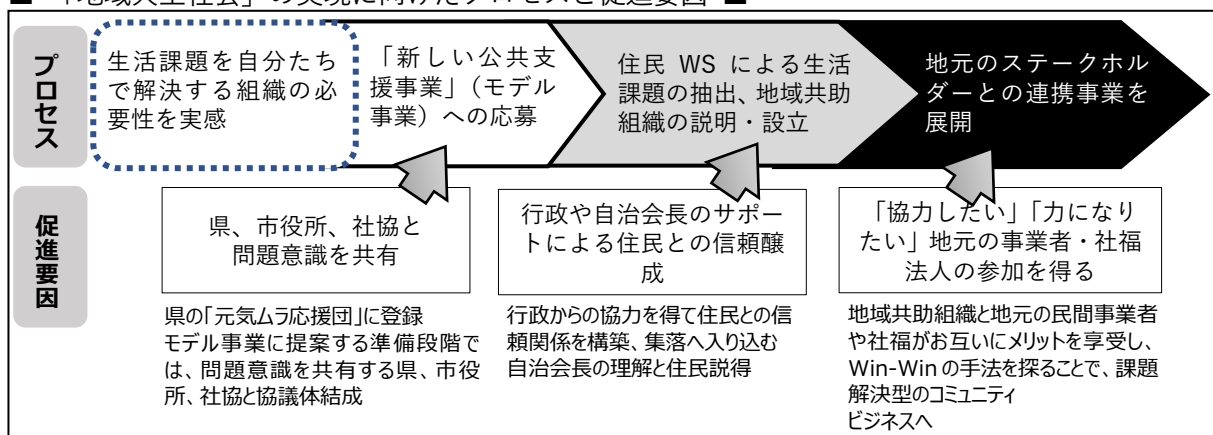
■ 取組の概要 ■

主体者	各集落の共助組織（秋田県南 NPO センターが中間支援）																
所在地	秋田県横手市																
地域の状況	秋田県は県北・中央・県南の3地域に分かれる。秋田県南 NPO センターの活動エリアは、仙北市・大仙市・湯沢市・横手市・美郷町・羽後町・東成瀬村からなる県南エリア、すべてが過疎地域の指定を受ける。横手市は秋田県内でも有数の豪雪地帯。 「横手市の基礎情報」 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>横手市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td><td>692.80</td></tr> <tr> <td>人口</td><td>91,915</td></tr> <tr> <td>世帯数</td><td>34,352</td></tr> <tr> <td>65 歳以上 (割合)</td><td>33,072 36.0%</td></tr> <tr> <td>75 歳以上 (割合)</td><td>18,548 20.2%</td></tr> <tr> <td>小学校区</td><td>17</td></tr> <tr> <td>中学校区</td><td>7</td></tr> </tbody> </table>		横手市	面積	692.80	人口	91,915	世帯数	34,352	65 歳以上 (割合)	33,072 36.0%	75 歳以上 (割合)	18,548 20.2%	小学校区	17	中学校区	7
	横手市																
面積	692.80																
人口	91,915																
世帯数	34,352																
65 歳以上 (割合)	33,072 36.0%																
75 歳以上 (割合)	18,548 20.2%																
小学校区	17																
中学校区	7																
活動年数	7 年（平成 23 年～）																
対象エリア	各地域での活動は小学校区																
法人格	NPO 法人（共助組織は任意）																
担い手・参加の形	地域住民、高齢者																
財源	国（総務省）、秋田県、横手市等からの事業委託・補助																
取組概要	「自分たちのことは自分たちで解決できるように」との思いで、自立可能な地域共助の核となる「地域共助組織」を設立・運営。組織の活動内容は地域住民が主体的に考案するが、必要に応じて、NPO センターがサポート役を担う。生活課題の解決を事業として成立させるため、地元事業者との連携など、関わる人たちがすべて Win-Win になるよう計画。																
自治体の所管課・関係課	まちづくり推進部地域づくり支援課																

秋田県横手市



■ 「地域共生社会」の実現に向けたプロセスと促進要因 ■



■■ 取組の始まり ■■

地域共助組織の着想～自分たちのことは自分たちで解決（平成 16(2004)年～）

●自分たちのことは自分たちで―地域共助の核となる地域共助組織をつくる

- ・地域共助組織の考案者（現 理事）は中央省庁を退官後、民間企業で働いた後、自分の経験を地元のために活かせる場として、秋田県南 NPO センターの理事に就任。
- ・秋田県（元気ムラ支援室）が、集落の活性化を図る「元気ムラ応援団」を募集、当センターも登録した。最初は、集落で花植えや山菜取りなどの活動を行っていたが、冬になって集落の高齢者宅（独居高齢者）が雪に埋もれ、集落の住民と一緒に除雪を行った。
- ・秋田県は、少子高齢化による人口減少が著しく、特に横手市では、冬季の「雪」が深刻な問題だった。“今は、まだ何とかなくても、ますます問題が深刻化する。10 年後、20 年後には、できるだけ行政に頼らなくても、自分たちのことは自分たちで解決できるような、自立可能な地域共助の核となる地域共助組織をつくろう”との思いを抱いた。
- ・提案型の「新しい公共支援事業」で、横手市をフィールドにモデル事業に手を挙げたのが活動の発端である。その準備段階では、県、市役所、社協とともに協議体を結成し、「高齢過疎地域における共助力アップ支援事業」の提案に至った。



●社会資源の「見える化」、地域住民（自治会等）との対話

- ・モデル事業では、横手市内の 4 地区を選定した。4 地区は、横手市内の周縁部に位置し、降雪量も多く、高齢化率も高い地域である。一方、住民のまとめ役を任せられそうなリーダー（自治会長）もいて、まだ住民同士の助け合いという文化も残る。4 地区の選定には、病院や銀行、商店、郵便局等の社会資源を地図上にプロットして、社会資源がより少ない地区、少子高齢化が著しい地区を選定した。

■■ 取組の促進・進展 ■■

地域住民との信頼関係の構築と地域課題の共有化（平成 23(2011)年～）

●行政の協力を得ることで、地域（集落）の信頼を得る

- ・まずは自治会長及び自治会理事に話を持ち掛け、それから自治会全体（地域住民）へと段階的に進めていった。4 つのモデル地区には、当センターが主導で座談会「困り事ワークショップ」を開催。しかし、「NPO」では自治会も相手にしてくれず、行政と当センターの連名で開催通知を配布、また行政から当センターの紹介をしてもらうなど、行政に取り次ぎ役をしてもらった。

●ワークショップの開催による地域課題の共有化

- ・その年は豪雪だったこともあり、座談会では「雪対応」が全住民に共通した課題として挙げられた。課題の共有、自分事になるという点では、「雪対応」は住民がまとまりやすいテーマだった。ただし、自治会では動きづらいこともあり（会則や一律の会費制もあり）、任意組織（共助組織）で対応することとなった。
- ・現在では、全県で 38、県南エリアで 19 の自治共助組織（うち 10 組織が横手市内）が組織化

され、活動している。活動内容や料金設定は、共助組織が地域性に即して決定。必要に応じて、中間支援組織として当センターが関わっている。

- ・共助組織には「お助け隊」として 30～50 人の住民が登録している。担い手は 60～70 代の元気高齢者が中心である（足の不自由な方も登録）。お助け隊の活動場所は、交流の場にもなっており、高齢者の楽しみにもつながっている。
- ・意識的にメディアでリリースし、社会的な注目が活動に参加している住民のモチベーションになったり、地元の事業者や行政からのサポートを受けやすくなってきた。活動を発信していくことで、その地区の出身者が手伝いにくてくれるようになった。



■■ 取組の深化 ■■

地域共助組織間の連携体制づくりと地元関係者との協働～互いに助け合いながら地域で暮らす（平成 24(2012)年～）

●課題解決型ビジネスへー地元事業者との連携 Win-Win の関係構築

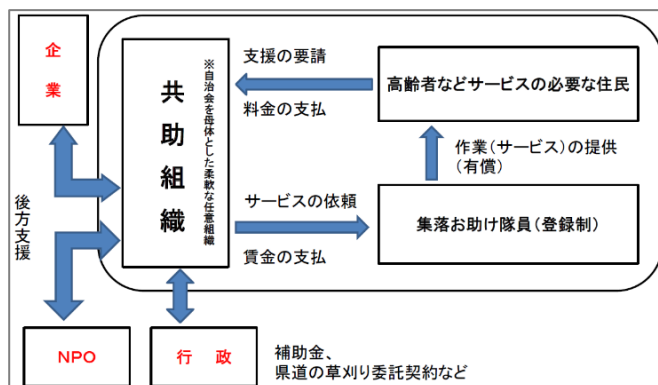
- ・共助組織から買い物・通院のための移動支援の提案があった。狙半内地区（滝ノ下集落）は、近くのバス停まで 2～3km の道のりがある。高齢者にとって雪の中の歩行は困難を伴う。狙半内共助運営体の会長が住民を説得して実現した。当初は、社会実験（ボランティア）として行ったが、事業が成り立たず中断した。そこで、スーパーを手掛ける（株）マルシメと協定を結んで無料シャトルバスを運行。シャトルバスは、滝ノ下集落の近くのバス停までの往復ではなく、バス停から集落まで運行する。その先導役は、毎回、共助組織の会長が担っている。無料シャトルバスの運行は、固定客の確保という企業戦略にもプラスであり、また遊休バスの有効利用にもなっている。



無料シャトルバスの運行は、固定客の確保という企業戦略にもプラスであり、また遊休バスの有効利用にもなっている。

- ・南郷共助組合では、地域に一店舗しかない商店を地域通貨によって支えている。元気な住民は、市街地の方へ買い物に出かけていくが、それでは地元の商店が経営難になる。南郷共助組合の有償ボランティアの対価を地域通貨とし、地元の商店で利用している。買い物支援には 2 種類あり、商店がない地域にはシャトルバスの運行によって街中へ向かうもの、そして既存の商店を維持するものに大別できる。

- ・社会福祉法人相和会とは「安心作業支援協定」を結んで、雪寄せ・雪下ろし作業に係る保険料を負担してもらっている。
- ・家庭で野菜をつくっても、食べてくれる人が少なくなってきた。そこで、「生きがい食材納入活動」を立ち上げ、地元でつくった野菜を相和会が食材とし



て買い取るという仕組みをつくった。

■■ 財源 ■■

- ・地元自治体や県からの委託事業・補助、国の補助事業。
- ・平成 16（2004）年に秋田県南 NPO センター設立。現在、常勤職員 10 名、非常勤職員 11 名で活動。年間事業費は約 4 千 5 百万円、ほぼ公費によって賄う。当センターは 6 部門から成り立っており、それぞれに担当理事が配される。特に、横手モデルに関連している部門は、過疎地域等活性化ネットワーク形成支援事業（総務省）の地域活性化プラン策定事業部門、共助による除排雪等支援部門（秋田県）である。後者は、除排雪等を通じた自治会組織の活性化、コミュニティの再生を手掛ける。
- ・横手市では、平成 24（2012）年度から共助組織への補助金制度（「みんなで支え合う地域づくり補助金」）を設けた。県からは、県道の草刈りに対して委託支援してもらっている。

■■ 今後に向けて ■■

- ・距離的に近い共助組織同士の連合会を立ち上げ、組織が縮小してきた際には協力して活動にあたるよう体制を整えつつある。地域や集落の維持・継続には、圧倒的にマンパワーが不足しているので、近隣の共助組織体でそれをカバーしていきたい。
 - ・集落維持には「生業」が不可欠である。幸いにも地域資源が豊富にあるので、耕作放棄地などを活用する「集落の集約化」にも取り組んでいる。
-

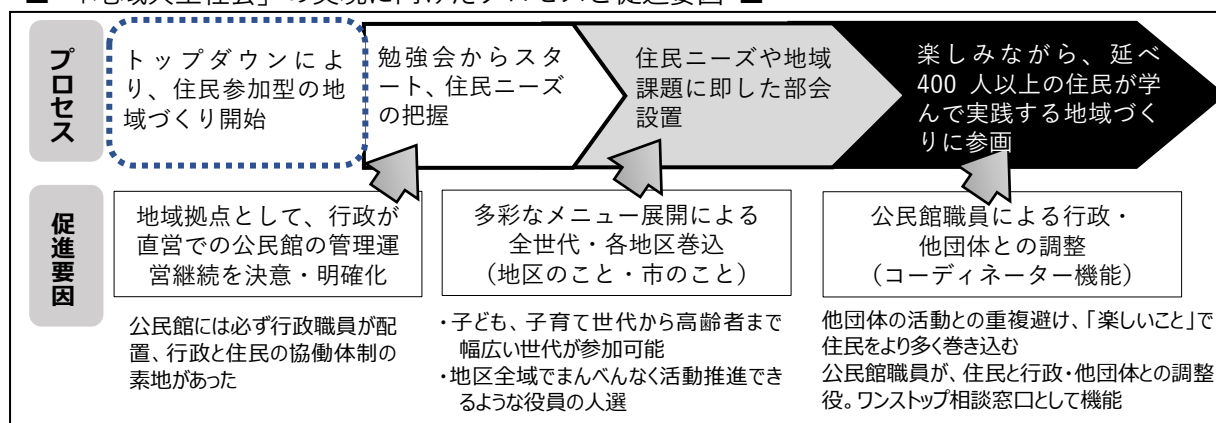
（４）公民館を拠点とした住民組織による
課題発見・学び・解決活動を市が伴走支援
－天童市地域づくり委員会（山形県天童市）－

■ 取組の概要 ■

主体者	高掬地域づくり委員会																
所在地	山形県天童市清池（天童市立高掬公民館）																
地域の状況	高掬（たかだま）地区は、縄文・弥生時代の遺跡もある。明治時代は 5 千（800 戸）が居住。現在の地区人口 4,700 人（1,500 世帯）とほぼ変わらないが、世帯員数が減少。高掬地区は城下町、教育と文化の町等の特徴がある。 「天童市の基礎情報」 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>天童市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td><td>113.01</td></tr> <tr> <td>人口</td><td>62,012</td></tr> <tr> <td>世帯数</td><td>21,783</td></tr> <tr> <td>65 歳以上 (割合)</td><td>17,800 28.7%</td></tr> <tr> <td>75 歳以上 (割合)</td><td>9,051 14.6%</td></tr> <tr> <td>小学校区</td><td>12</td></tr> <tr> <td>中学校区</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>		天童市	面積	113.01	人口	62,012	世帯数	21,783	65 歳以上 (割合)	17,800 28.7%	75 歳以上 (割合)	9,051 14.6%	小学校区	12	中学校区	4
	天童市																
面積	113.01																
人口	62,012																
世帯数	21,783																
65 歳以上 (割合)	17,800 28.7%																
75 歳以上 (割合)	9,051 14.6%																
小学校区	12																
中学校区	4																
活動年数	20 年（平成 10 年～）																
対象エリア	中学校区（高掬地区）																
法人格	任意団体																
担い手・参加の形	地域住民、高齢者、子ども																
財源	地域づくり関連予算（天童市）																
取組概要	市長のトップダウンで、地域住民組織「地域づくり委員会」を設立。「自分たちが住んでいる地域をどのようにつくっていくか」という観点から、公民館という地域資源を拠点としながら、多世代にわたる地域住民による課題発見・学び合い・話し合い・課題解決に向けて活動を展開。20 年活動した結果、延べ 400 人以上の住民が地域づくり活動に参画（我が事化）。活動拠点の公民館には、行政職員が必ず配属され、地域づくり委員会と行政の調整役を担う。																
自治体の所管課・関係課	教育委員会 生涯学習課																



■ 「地域共生社会」の実現に向けたプロセスと促進要因 ■



■■ 取組の始まり ■■

きっかけは市長のトップダウン

～わが地域で何をすべきか？勉強会からスタート（平成 9(1997)年～）

●住民による地域づくりへの市の伴走支援の素地

- ・天童市は、市民による地域づくりに力を注いできた。天童市は公民館を直営し、指定管理者を置かない方針。「地域があって市がある」という考えの下、公民館には必ず行政職員を一人配置して、行政と市民の協働体制を整備。高掬地域には、公民館の分館（自治公民館）が 12 施設あり、そこには分館長が置かれ、定期的に情報交換の機会を設けている。



●地域で何をすべきなのか、何が問題なのか、住民アンケートで課題やニーズを把握

- ・前市長が、町内のすべての公民館ごと「地域づくり委員会」を発足させるという方針を打ち出し、平成 9（1997）年に荒谷地域での委員会発足を皮切りに、市内全域（12 地区）で組織化。
- ・平成 10 年（1998）年、高掬地域に地域づくり委員会が設立。前年、設立準備委員会を設置し、勉強会からスタートした。まずは当面 1～2 年くらいを準備期間（検討期間）にあてた。その間、住民の課題やニーズを把握するため、住民アンケートを実施。住民同士意見を出し合い、試行錯誤しながら方向性を考えた。

●地域の課題を自分たちで発掘し、学習しながら行動する

- ・高掬地域づくり委員会の基本方針は、「地域社会が、従来持っている相互扶助や互譲の精神及び伝統・文化、そして人間関係が希薄化している」との問題意識で、「よりよい地域にするために学習し、学び取った知恵や技術を地域づくりや人づくりに活かす」。
- ・高掬地域づくり委員会の活動の特徴は、地域の課題を自分たちで見つけて、（できることできないことはあるものの）自分たちの力で課題解決していくために行動することにある。自分たちが住んでいる地域をどのようにつくっていくかという観点から、課題を発掘し、学習しながら、短期間でできるもの、時間を要するもの、行政に依頼するものに分けて課題を整理し、活動をしている。

■■ 取組の促進・進展 ■■

メンバーを町内会推薦で抽出

～自分たちで地域の課題を発見し、勉強し、解決へ（平成 11(1999)年～）

●多様な層のメンバーを町内会から推薦

- ・委員会のメンバーは、子育て世代の方から高齢者まで幅広い。メンバーは、町内 22 町内会から男女 1 名ずつ推薦。委員会の中には課題ごと 4 つの部会制、定期的に会議をする。委員の任期は 2 年（継続は可能）。これまで 20 年が経過しているので、延べ 400 人以上の地域住民が参画。現在のメンバーは、町内会からの推薦者と自主的な参加者を合わせた 49 人、そして委員経験者によるアドバイザー 12 人で活動。

- ・地域づくり委員会の半数は女性。地元の婦人会が、地域の支え手でもある。各地域や部会のリーダー格には女性も多く、活動の原動力になっている。

●地域の課題に即した4つの部会制により運営

- ・具体的に何をするのか検討した結果、ごみの減量化、地域安全、自治組織と各種団体の活性化の部会を結成した（まずは学習会からスタート）。
- ・「ごみ減量化部会」は、生ごみ等の水切りの啓発から始め、分別方法の検討、実態アンケートやごみ処理場の見学、水切りバケツの開発などに取り組んできた。「高掬宝探し部会」は、地域のことを勉強するために始めたもので、まち歩きをしながらマップを作成、観光にも利用できるパンフレットを作成。その成果は、学校の教材にも活用、JR 東日本とコラボして散策ツアーを企画・実施。
- ・現在の部会は、「生活を良くする部会」「高掬宝探し部会」「すくすくいきいき部会」「ふるさとづくり部会」の4つ。生活を良くする部会では、当初から活動してきたごみ関連の継続的な活動、高掬宝探し部会はパンフレット「高掬歴史ロマン探訪マップ」を基に散策ツアーを実施。すくすくいきいき部会は、親子体験会等を開催した。ふるさとづくり部会は、きれいな水源を確保するための活動を行っている。
- ・そのほか全体活動として、子どもと一緒に花いっぱい活動（サタデー子どもプラン）、自然環境改善への取組（井戸の清掃等）、高掬のハッカの歴史と探求、市道清池南小畑線開通前イベント（ドローンによる人文字撮影）を行った。

各地域づくり委員会の主な取り組み	
地 域	活動内容
天童南部	南部っ子サポーター(子ども見守り)活動、花いっぱい運動、広報紙の発行、歴史文化学習会
天童中部	天童いろはかるたの作成、認知症介護のためのガイドの作成、広報紙の発行
天童北部	花の押切川づくり、EM発酵液作り、雪灯籠まつり、ミステリートラベル、喫茶「いるばある」
成 生	成生橋跡案内看板の設置、世代間交流事業、押切川サケの学習、水辺の楽校、アルミ缶回収
蔵 増	蔵増の夕景写真コンテスト、健康増進事業、文化学習、モンテディオ山形応援
寺 津	干し柿づくり体験、寺津雪まつり、地域内の環境美化活動
津 山	雑誌回収、つやまモンテ応援隊、津山こども見守り隊、食育講座
田 麦 野	美しい地域づくり事業、純米吟醸「たむぎの」限定ラベル品の企画・販売支援、鷹狩り実演・講演会、資源回収
山 口	水島山市民登山の開催、ハシドイの保護活動、お宝巡り研修、ホームページ「おらだのやまぐち」運営、あいさつふれあい運動
高 掬	高掬歴史ロマン探訪散策ツアー、高掬歴史カルタ、立谷川の水質勉強会
長 岡	街路景観美化活動、「明るいまちづくり標語」の募集、地域の史跡調査・研究、長岡あそび塾
干 布	市民農園とひまわり迷路事業、アルミ缶回収、あまよばり登山、モンテ応援隊、地域間交流
荒 谷	アルミ缶回収、さくらんぼ・荒谷マップ配布による荒谷のPR事業、花いっぱい運動「芝桜の里作り」

■■ 取組の深化 ■■

延べ 400 人以上の住民が「我が事」として地域づくりに参画（現在）

●人と人、世代間のつながりづくり

- ・住民が学び、話し合いながら解決していくのは地域づくりで大事な要素で、どちらかという
と住民が楽しみながら人のつながりをつくり、子どもを巻き込んで、住民がやりたいように
やっている。

●地域他団体とのすみ分け（地域資源の効率的な配分・役割分担と連携）

- ・社協や社会福祉法人、地域の各種団体が取り組んでいる活動と同じことをしても、限られた
資源が重複してしまう。地域づくり委員会は、また違った切り口から活動内容を考える。も
ちろん他団体との協力・連携体制はできている。
- ・高嶺地域づくり委員会では、次年度 4 月から地区社協とともに、地元の社会福祉法人と連携
して、月 1 回お茶飲み会を開催することになった（地域カフェ事業）。

●公民館配属の行政職員が調整役となって、ワンストップ窓口となりつつある

- ・公民館という拠点を活かしつつ、地域住民の主体的な活動を行政がサポート。地域づくり委
員会から寄せられる要望や問い合わせは、公民館に配属されている行政職員（生涯学習課）
が窓口・調整役となって、行政の担当課へつなげ、その回答を迅速に住民に返す。公民館が、
いわゆるワンストップの相談窓口になりつつある。
- ・市長と教育長が各地域を回って、地域づくり委員会と話し合いを行う「まちづくり懇談会」
（年 1 回）開催。また、各地域づくり委員会の委員長と事務局長を集めて「地域づくり推進
委員会」（年 2 回）を開催、情報収集や次年度の計画等について話し合う。
- ・将来の担い手でもある中学生も地域活動に参加する。

■■ 財源 ■■

- ・地域づくりの予算（年間 300 万円）を 12 地区で配分。市長と教育長の「まちづくり懇談会」
を基に、公民館に配属されている行政職員が調整し、配分を決めている。

■■ 今後に向けて ■■

- ・天童市では、新興住宅地が急速に開発されている。そのため、地域づくり委員会の活動に、
新住民をどうやって巻き込んでいくかが今後の課題となる。新興住宅地にも町内会が設立さ
れたので、連携を視野に入れて活動していきたい。

(5) 地域丸ごと法人化（既存資源の再編）による地域おこし・人づくり
－きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）－

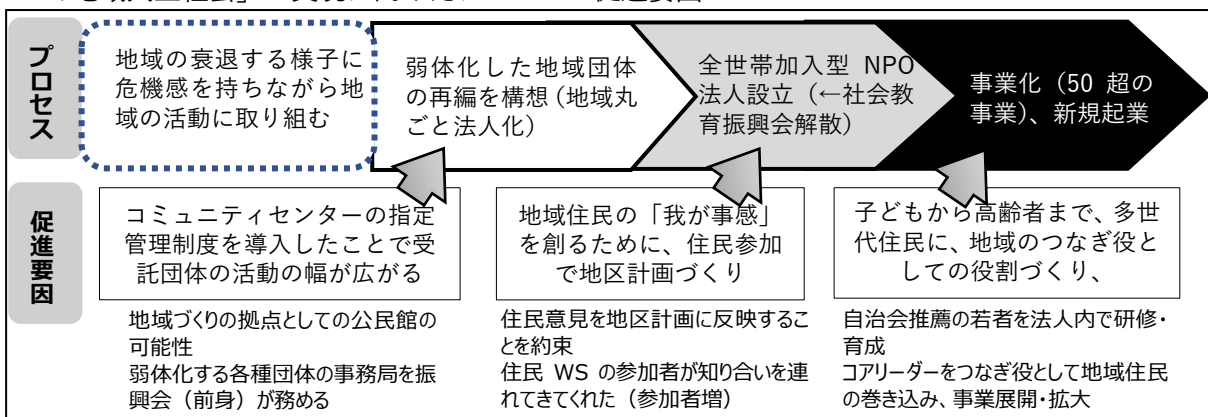
■ 取組の概要 ■

主体者	きらりよしじまネットワーク																						
所在地	山形県東置賜郡川西町																						
地域の状況	置賜地域は3市5町で形成され、川西町はそのほぼ中心に位置。人口約1万6千人、吉島地区は合併当初の5千人から2,500人、約800世帯が723世帯に減少。吉島地区には22の自治会がある。小学校は1校のみ（児童数115人）。中学校は町全体で1校、子どもたちはバスで通学。高齢化率は35%。急速な少子高齢化、町の財政も厳しい。 ≪川西町の基礎情報≫ <table><tr><td></td><td>川西町</td><td>吉島地区</td></tr><tr><td>面積</td><td>166.46</td><td>－</td></tr><tr><td>人口</td><td>15,751</td><td>2,500</td></tr><tr><td>世帯数</td><td>4,553</td><td>723</td></tr><tr><td>65歳以上 (割合)</td><td>5,339 33.9%</td><td>525 26.3%</td></tr><tr><td>小学校区</td><td>7</td><td>1</td></tr><tr><td>中学校区</td><td>1</td><td>－</td></tr></table>			川西町	吉島地区	面積	166.46	－	人口	15,751	2,500	世帯数	4,553	723	65歳以上 (割合)	5,339 33.9%	525 26.3%	小学校区	7	1	中学校区	1	－
	川西町	吉島地区																					
面積	166.46	－																					
人口	15,751	2,500																					
世帯数	4,553	723																					
65歳以上 (割合)	5,339 33.9%	525 26.3%																					
小学校区	7	1																					
中学校区	1	－																					
活動年数	11年（平成19年～）																						
対象エリア	小学校区																						
法人格	NPO法人																						
担い手・参加の形	地域住民																						
財源	県の事業委託費、国の補助、各事業参加者の受益者負担																						
取組概要	地域づくりの実践事業を展開するため、まずは弱体化した地域の社会資源（団体等）を再編し、協議機能と実行機能を兼ね備えた全世帯加入型NPO法人を設立。地域住民と対話しながら「危機感」と「夢（ビジョン）」を共有し、事業化に向け3年間の準備期間を設けた。現在、50を超える事業を行う。設立当初からネットワークを構築できる人材（若者）を組織的に育成していく仕組みを体系的に整えた。																						
自治体の所管課・関係課	まちづくり課																						

山形県川西町



■ 「地域共生社会」の実現に向けたプロセスと促進要因 ■



■■ 取組の始まり ■■

地域丸ごと法人化構想～地域の団体・資源の再編（～平成 16(2004)年）

●公民館のコミュニティセンター化の流れの中で「地域運営組織」を構想

- ・地域の衰退を何とかしようと有志で勉強会をしているときに、公民館の公設民営化の話が浮上。公民館職員への採用の話があり、地域づくりの拠点として公民館を変えていく必要があると思い引き受けた。ただし、そのためには専門スタッフを雇う必要もあり、また地域の各種団体を再編する必要もあった。
- ・平成 14（2002）年、町は 7 つの公民館の公設民営化の施策を打ち出した。各地域には、公民館活動を実施する社会教育振興会（昭和 40 年代に設立、民間主導で公民館活動を担う）があった。平成 20（2008）年には、公民館のコミュニティセンター化の検討委員会が発足、翌年から公民館がコミュニティセンターとして始動、同時に所管は教育長部局の社会教育課から首長部局のまちづくり課に移管された。

●自治会の再生に取り組む中で、「協議機能」と「実践機能」の両輪の必要性を実感

- ・当法人の前身は、吉島地区の社会教育振興会だった。振興会が事務局を務める地域内の各種団体の実態分析により、役員の重複や高齢化が進む一方、若者が参画していない、横のつながりが弱いなど、組織の形骸化が明らかだった。そこで、「協議機能」と「実行機能」を兼ね備えた一体型地域運営組織の必要性を感じ、地域の各種団体への声がけ・再編をした。地域のリーダーとなり得る人が自治会長となるタイミングで話を持ち掛けたり、防犯協会や社協、各種団体へも相談していた。平成 16（2004）年、各種団体が参加する総会で、「地域丸ごと法人化」の構想を提案、平成 19（2007）年に全世帯加入型の NPO 法人として「きらりよしじまネットワーク」を設立。
- ・NPO 法人の合意形成（総会）にあたっては、「結」の再生を図る上で自治会長のリーダーシップが不可欠でもあり、自治会長の代議員制を採用（NPO 法人は、1 人 1 票制が基本であるが、1 世帯 1 票制とした）。
- ・地域づくりの実践事業を行うために、最初の 3 年間はスタートアップ、4～7 年目をランニング、8 年目以降は再企画（チェック）と高度事業化・普及というスパンで計画。

■■ 取組の促進・進展 ■■

地域の担い手は地域で育てる～学びと実践の場を提供（～平成 19(2007)年）

●住民 WS により、「夢」と「危機感」の共有

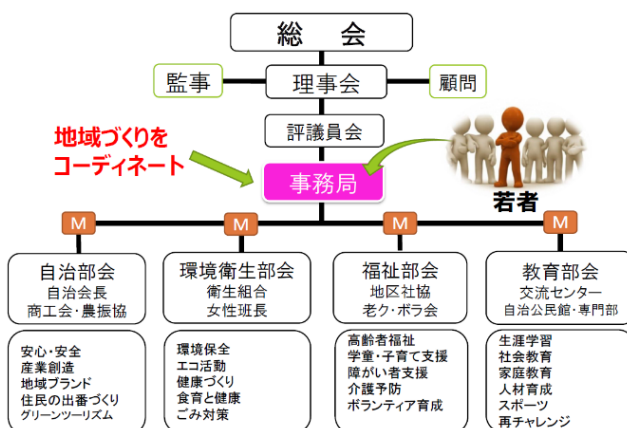
- ・「吉島にこれからも住んでみたいか」といったテーマで住民ワークショップを開催、初回は 9 名、2 回目は 40 名、3 回目は 80 名と参加者が増えた。検討結果を地区計画に反映することを約束したことで参加者が増えた。ワークショップを通じて、夢の共有、危機感の共有ができた。当時、ワークショップに参加してもらった人たちの感想を聞くと、「こんなに喜んでもらえる、感謝してもらえるとは思ってもいなかった」とのこと、そういう住民の方が知り合いを連れてきてくれた。
- ・行政には、総合ビジョンをつくってもらう役割がある。それを目指して、創発的協働の形で地域と行政がともに検討していくことが可能となる。

●人のつながりをつくる若者の人材育成

- ・結の活動を維持していくには、自治会の再生が不可欠である。地域も縦割りの活動が行われていたが、横につながることで、様々な視点から解決策が生まれる。中でも、鍛えられた若者のアイデアが重要である。当法人では、人のつながりをつくる人材育成に力を入れている。特に、地域の若者が課題解決の技術を習得し、実践することが大切と考えていた。地域の担い手育成のため 22 の自治会から概ね 18～35 歳の若者を推薦・派遣してもらい、当法人で 2 年間地域活動に参加して地域を知り、その後 2 年間は事務局研修生として地域づくりに携わる。
- ・事業をする上で大事にしているのが、合意形成、人づくり、資金、ネットワークの 4 つ。合意形成や人づくりという点では、年 4 回のワークショップや各小委員会に住民も参加、研修を受けた若者にファシリテーションを任せている。

●様々な地域住民（対象）向けの 50 を超える事業に取り組む

- ・法人内には「自治部会」「環境衛生部会」「福祉部会」「教育部会」の 4 つの部会があり、地域の各種団体を当法人の組織内に組み込んでいるため、それらの団体と連携しながら、全体として 52 事業に取り組んでいる。



- ・具体的な事業の例として、地元の事業所等で働く現場を子どもたちに体験させる「キッズジョブスクール」。仲間づくり、命の大切さ、食育をテーマにした「わんぱくキッズスクール」。これは、将来吉島に戻ってきてもらうための、地域のことを知ってもらうための事業で、運営サポートには中高生ボランティア、大学生・社会人が関わる。中高年の仕事づくりでは、「フットケアアドバイザー制度（対高齢者サービス）」、高齢者向けには空き教室を使った自主的な活動やよしじま燦燦塾を開催。よしじま燦燦塾（体力づくり・居場所づくり）は企業の CSR と連携することで費用をかけずに介護予防につなげている。そのほか、高齢者買い物支援、「よしじまっ子おはよう隊」、ICT による見守り等を展開している。
- ・ボランティア作業の担い手として元気高齢者や障害者（就労支援）が参加。社協のサロン経験者による自主的なサロン活動へのサポート、放課後児童クラブ（担い手として高齢者が参加）、生活困窮者向けの就労準備（昨年 4 人が就労）も行う。

■■ 取組の深化 ■■

小学生から高齢者まで、地域の「コアリーダー」が人と人とのつなぎ役に（現在）

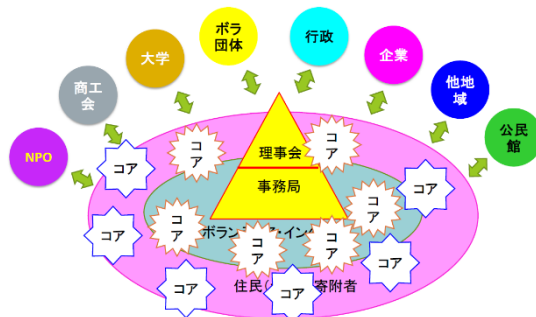
●地域にも貢献する事業への支援

- ・起業支援関係では、活動費を当法人が助成する代わりに、起業家には高齢者のための食事提供を依頼している。高齢者の生きがいづくりでは、「きらり産直市」を設け、高齢者が競い合いながら農作物等を生産・販売している。地域の高齢者の生産物を東京で販売する団体「百笑一揆」も支援している。

●「コアリーダー」が人と人のつなぎ役

- ・地域活動の情報提供や参加者の募集に最も有効なのは人とのつながり。現在、「コアリーダー」として小学生から 80 代の高齢者まで約 160 人が登録。コアリーダーをつなぎ役（ブリッジマン）に、人集めや広報を担っている。コアリーダーは、地域活動の恩恵を受けている人に依頼している。その方が、セールストークが上手で、説得力もある。同世代が同世代を集めるのが基本である。人と人がつながって初めて地域づくり活動が広がる。

コアからコアをつないで外とのつながりを拡充



■■ 財源 ■■

- ・事業規模は年間 6～7 千万円程度、その 8 割が外の資金である。一部は、コミュニティセンターの指定管理料、そのほか県の事業委託費（青森県、宮城県、福島県）、国の補助を受ける。起業・事業支援の運営者には、原則として受益者負担を条件とする。

■■ 今後に向けて ■■

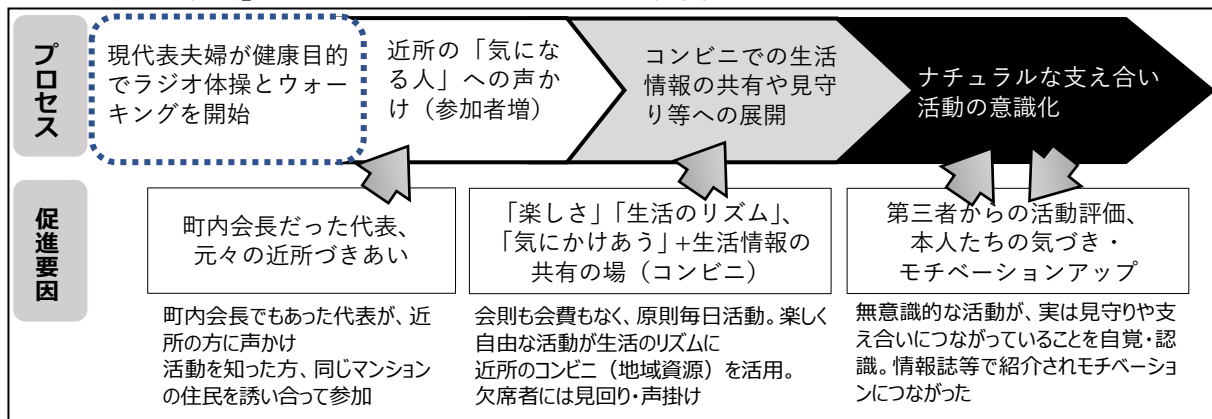
- ・平成 22（2010）年、山形県からの委託事業で置賜地域を活動範囲とした中間支援組織「おきたまネットワークサポートセンター」を設立。行政との協働による人材育成では、川西町の 7 地区から推薦を受けた者を当法人で 1 年間研修する。川西町まちづくりマイスター養成講座があり、将来は小規模多機能自治の仕組みをお互いに助け合えるよう広域多機能自治に応用したい。

(6) 日常、無意識に行っている活動の中にある「地域共生社会」づくりの根っこ
ーラジオ体操&歩こう会(福島県郡山市)ー

■ 取組の概要 ■

主体者	ラジオ体操&歩こう会																
所在地	福島県郡山市麓山																
地域の状況	福島県の中央に位置し、東北地方で仙台、いわき市に次いで第3位の人口規模を誇る、東北の拠点都市(中核市)。 ≪郡山市の基礎情報≫ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>郡山市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td><td>757.20</td></tr> <tr> <td>人口</td><td>334,665</td></tr> <tr> <td>世帯数</td><td>140,904</td></tr> <tr> <td>65歳以上 (割合)</td><td>79,621 23.8%</td></tr> <tr> <td>75歳以上 (割合)</td><td>38,383 11.5%</td></tr> <tr> <td>小学校区</td><td>61</td></tr> <tr> <td>中学校区</td><td>28</td></tr> </tbody> </table> 福島県郡山市 		郡山市	面積	757.20	人口	334,665	世帯数	140,904	65歳以上 (割合)	79,621 23.8%	75歳以上 (割合)	38,383 11.5%	小学校区	61	中学校区	28
	郡山市																
面積	757.20																
人口	334,665																
世帯数	140,904																
65歳以上 (割合)	79,621 23.8%																
75歳以上 (割合)	38,383 11.5%																
小学校区	61																
中学校区	28																
活動年数	17年(平成13年～)																
対象エリア	小学校区(おおむね自治会町内会の範囲)																
法人格	任意団体																
担い手・参加の形	高齢者																
財源	ー																
取組概要	NHK 郡山支局前で毎朝ラジオ体操を行い、終了後は周囲の荒池公園・酒蓋公園など約3kmをウォーキング、さらにコンビニのイートインコーナーでコーヒー等を飲みながらおしゃべり。一見、無理なく、楽しく、経済的に活動できる、どこにでもありそうな仲間同士のサークル活動であるが、健康づくり目的だけでなく、自然な近所付き合いや人間関係づくりの場、コミュニケーションの場、毎日の通いの場、引きこもりがちな高齢者の活動の場、そして緩やかな見守りの場、困っている人がいれば助け合うなど、日常的な生活支援(互助)の場になっている。																
自治体の所管課・関係課	ー																

■ 「地域共生社会」の実現に向けたプロセスと促進要因 ■



■■ 取組の始まり ■■

最初は「近所の気になる人」の声かけから（平成13（2001）年～）

●参加者それぞれが、近所の「気にかけている」人に声かけ、参加を促す

- ・会の松井代表（現在）が、65歳の定年退職を機に、健康管理を目的に夫婦で散歩を始めた。当時町内会長でもあった松井代表が、顔見知りであった近所の方に声をかけ、次第にメンバーが増え始めた。
- ・参加のきっかけは、広報誌を見て活動を知った方、退職後にこれといってやることなく活動を知って参加した方、同じマンションの住民に誘われて参加した方など様々。

●参加者の3分の2は一人暮らしの高齢者

- ・会員数は現在15名（男性4名、女性11名）で、年齢層は65～70歳が5名、70～80歳が5名、80歳以上が5名。そのうち10名が一人暮らし。参加の理由は、両親や伴侶を亡くして一人暮らしとなり、他者と話をする機会を失った、ひきこもりがちになったという理由を挙げる方も多い。

■■ 取組の促進・進展 ■■

参加することは、元気でいることの証（平成23（2011）年～）

●基本メニューはラジオ体操→ウォーキング→数人がコンビニで談笑

- ・毎朝6時半、NHK郡山支局の外部スピーカーからラジオ体操が流れる。ラジオ体操を目当てに、住民が集まってきて、放送が始まると黙々と体操を始める。
- ・ラジオ体操終了後、メンバーは一団を組んでウォーキングをスタート。ウォーキング中は、おしゃべりや冗談しながら和気あいあいとしている。ウォーキングコースである公園や沿道には、四季折々の植物、鳥などの動物を見かけると、立ち止まって感動を分かち合う。コースは、適度なアップダウンがあり、歩行による運動効果もある。
- ・朝食の支度など、その後の予定がある人は、ウォーキングの途中で自宅付近に差し掛かると、また「明日ね」とあいさつを交わして途中で流れ解散していく。
- ・ウォーキング後（7時半～8時頃）は、会のメンバー数人が、近所のコンビニのイートインコーナーでコーヒー等を飲みながら談笑、概ね朝ドラ開始前には解散。



●参加できるのは元気な証

- ・メンバーの中には、隣の町内会から越境して通う方、片道10分以上をかけて車で通っている方（震災後に引っ越したが、その後も活動に参加）もいる。
- ・活動を休むと、その期間が長いほど復帰した時がつらくなる。できるだけ休まないよう努めている。毎朝、決まった時間に来るということで、生活の一部、生活のリズムになっている。また、休むとほかの人に心配をかけてしまうという。交通事故の被害者は、コンビニで



同じマンションの住民から声をかけられ、イートインコーナーでのお茶会で、次第に気持ちが前向きになったという。

●毎日継続して活動すること、高齢者だからこそ経済的負担を強くないこと

- ・会則も会費もない、原則毎日活動している自由参加の会である。雨天を含めて毎日継続的に活動しているので、行けば誰かがいる。サロン活動と違って、メンバー各自が自主的に参加・運営し、コスト・負担が少ない。

■■ 取組の深化 ■■

継続的に活動することが、本人には生活のリズム、仲間内には支え合い、そして活動の中身を第三者が見てみたら…？（現在）

●活動参加によってリハビリにもつながった

- ・メンバーの中には、活動に参加したことで、脳梗塞の後遺症（歩行、発話の不自由など）が回復してきた方もいる。
- ・足腰の痛みに悩んでいた飲食店の店主を活動に誘ったところ、次第に体調が良くなったという。それをきっかけに、年に1～2回ほど、歩こう会をもじって「アルコール会」を開催し、メンバー間の親睦を図っている。

●何気ない会話は、日常生活上の気づきやちょっとした相談事、見守り、支え合いに

- ・ウォーキング中の会話は、メンバーの近況（どこかに行ってきた、健診に行ってきたなど）、地域情報（地域の情報を会員同士で共有）、困り事やちょっとしたお願い事（灯油などの補充の手伝いや車の送り迎えの依頼）、安否の確認（休んでいる人の心配、体調や事情入手）など。例えば、コースわきのごみ集積所のごみを見て、「今日は燃えないごみの日だから忘れずに出さなきゃ」と気づき、メンバーで共有していた。
- ・誰かが体調を崩したり、困りごとを抱えていると、車の送り迎えや食事の用意をする、姿を見せないメンバーがいたら近隣に住む誰かが様子を窺うなど、それぞれができることをして、お互いの生活を支え合っている。
- ・活動を休んだ人の事情は、メンバーの誰かが知っている。休む場合は、メールか電話で連絡を取り合うようにしている。過去に2日間連絡が取れなかったケースでは、息子さんに連絡したこともある。一人暮らしが多いが、見守りという点では、このような心のつながりを通じた関係に安心感もある。
- ・単なる運動、体力づくりではなく、早起きして身だしなみを整え、集まったみんなとおしゃべりして、笑ったり、時には悲しんだり、健康に生き生きと暮らすための工夫であり、一人暮らしが多いメンバーの見守り、孤立しないための工夫でもある。
- ・体調不良などを周りに打ち明けると、メンバーが何らかの形でサポートしてくれる。なかには地域包括支援センターにつないだというケースもあった。

●第三者による活動の意味づけ

- ・地域福祉や地域活動の専門職が、ラジオ体操&歩こう会の取組を発見し、取組の内容を福祉的な視点から解釈・意味づけしてもらったことで、無意識に取り組んでいた活動が、実は見守りや支え合い活動につながっていることを自覚し、また情報誌（「月刊 地域支え合い情報」vol.37）や「郡山市『通いの場』普及推進大会」で紹介・評価してもらうことで、さらなるモ

チバージョンにつながっている。

■■ 今後に向けて ■■

- ・地域には、ひきこもりがちな独居高齢者がまだまだたくさんいる。その人たちを、どうやって、何らかの活動につなげ、表に出てもらうかが今後の課題の一つである。



－鳥取市地域食堂ネットワーク（鳥取県鳥取市）－

主体者	鳥取市 中央人権福祉センター																		
所在地	鳥取県鳥取市幸町 151																		
地域の状況	鳥取県東部に位置し、鳥取県の約 22% を占める山陰最大の都市。平成 16 年、6 町 2 村との市町村合併により 20 万人都市となり 17 年には特例市となった。30 年 4 月 1 日付で中核市へ移行。 ≪鳥取市の基礎情報≫ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>鳥取市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td><td>765.31</td></tr> <tr> <td>人口</td><td>190,030</td></tr> <tr> <td>世帯数</td><td>79,750</td></tr> <tr> <td>65 歳以上 (割合)</td><td>52,612 27.7%</td></tr> <tr> <td>75 歳以上 (割合)</td><td>26,941 14.2%</td></tr> <tr> <td>小学校区</td><td>44</td></tr> <tr> <td>中学校区</td><td>17</td></tr> </tbody> </table> 鳥取県鳥取市				鳥取市	面積	765.31	人口	190,030	世帯数	79,750	65 歳以上 (割合)	52,612 27.7%	75 歳以上 (割合)	26,941 14.2%	小学校区	44	中学校区	17
	鳥取市																		
面積	765.31																		
人口	190,030																		
世帯数	79,750																		
65 歳以上 (割合)	52,612 27.7%																		
75 歳以上 (割合)	26,941 14.2%																		
小学校区	44																		
中学校区	17																		
活動年数	1 年未満 (平成 29 年～)																		
対象エリア	市域	法人格	自治体																
担い手・参加の形	平成 29 年 11 月 27 日設立された「鳥取市地域食堂ネットワーク」は、地域のボランティア団体・NPO・企業等によって運営されている。地域の小・中学生を中心に、引きこもりの人や、高齢者、障害者など多様な人が利用・参加でき、食材の提供、調理、配膳など関わり方も様々である。																		
財源	生活困窮者自立支援制度 (子どもの学習支援事業)、隣保館運営費 (相談機能強化事業)、鳥取市 (子どもの居場所づくり補助金)																		
取組概要	「こども食堂」を核とした、子どもも含む多様な人が利用・参加する「地域食堂」を継続的・安定的に運営していくために、運営団体だけでなく支援団体を募りながら双方が連携し、互いに支え合うネットワーク。事務局は鳥取市中央人権福祉センターが担い、運営を希望する団体には、事務局が情報提供・立ち上げ支援等を行い、支援団体とつなぎ運営をサポートするもの。(運営団体: 10 カ所 9 団体、支援団体: 10 団体)																		
自治体の所管課・関係課	所管課: 中央人権福祉センター ※主体者と同じ 関係課: 総務調整局 (徴収課)、地域振興局 (市民総合相談課)、福祉部 (地域包括ケア推進課、生活福祉課)、健康こども部 (こども家庭課)、都市整備部 (建築住宅課)																		

プロセス

学習支援の場での
子どもの問題を発見
⇒危機感

モデルとして
こども食堂1カ所
からスタート

行政としての位置づけ
明確化、地域食堂ネッ
トワークの設立

だれでも食堂へ、
世帯が抱える問題の
解決を目指す

促進要因

利用者の孤立感の解
消など効果の実感

現場の運営者が、効果の実
感を重ねていく

市施策として地域食堂
ネットワークを計画に
位置づけ

運営団体と支援団体を両方
ネットワーク化、商工会議所や
銀行など福祉以外からも支援

何気ない呟きを拾える
人材の配置

世帯の生活課題解決のための相談機能
強化、民間による自由な運営での参加
者の広がり

■■ 取組の始まり ■■

子どもの現状の発見、危機意識（平成 27（2015）年～）

●学習支援の場所での何気ない会話から、「食事は給食だけ」という子どもも…

- ・平成 27（2015）年 4 月、人権交流プラザ内の中央人権福祉センターに、生活困窮者自立支援相談支援機関が設置された。困窮にかかわる情報などは、市のなかでもこのセンターに集まってきた。同年 9 月から中央人権福祉センターで、寄り添い型学習・相談支援事業（学習支援をしながら、相談にもつなげていく事業）を開始。来ているのは、小・中学生がメインだが、「ごはん食べてきたか」などと聞いていると、きちんと食事をしていない子が多くいたり、「給食だけが唯一の食事」という子がいたりした。計画的というよりはやむにやまれず、平成 27 年 12 月にこども食堂 1 カ所を開始した。開始後、効果・成果も感じられたので、鳥取市全体に広げることとなった。
 - ・こども家庭課では、平成 28（2016）年 8 月に「子どもの成育環境調査」を実施し、年度末に「子どもの未来応援計画」を策定した。この中の目標数値として、鳥取市内のこども食堂を増やし、5 年間で 17 カ所にすることが掲げられた(中学校区 17 区に 1 カ所ずつ)。
 - ・鳥取市はこども食堂に充てられる補助金として「子どもの居場所づくり補助金」を創設した。予算としてはこども家庭課についているが、実際の施行は中央人権福祉センターに執行委任がされ、センターが活用している。
- ※子どもの居場所づくり補助金(約 800 万円／年)：生活困窮世帯等を中心にすべての世帯を対象とした「こどもの居場所づくり」に取り組む団体等の立ち上げ、運営を支援し、団体の育成、取組の推進を図るための用途は、食材費や人件費、学習支援の大学生のアルバイト代など。

■■ 取組の促進・進展 ■■

市がモデルの食堂をつくり、運営と支援の輪を広げていく（平成 29（2017）年～）

●地域食堂ネットワークを設立

・平成 29（2017）年 11 月 27 日の設立総会に向けて、平成 29 年 2 月に設立準備会を発足し、支援・実施の形を模索しながら準備が進められた。支援団体の検討時、最初は福祉関係の法人に意識が向いていたが、思い切って銀行などにも声かけをさせていただいた。すると、非常によい反応をいただくことができ、商工会議所にも支援の輪が広がっていった。食堂の立ち上げ支援、アドバイスも行ったため運営団体も広がり、設立総会を迎えるにいたった。

【運営団体】

食堂名	運営団体名
とっとり こども食堂	NPO法人 こどもらぼ
すなば こども食堂	NPO法人 あゆみ
きりん こども食堂	きりんのまち愛プロジェクト
くるみ食堂	産後ケア やわらかい風
みかん食堂	
寺子屋みらい	NPO法人 ワーカーズコープ
子どもとみんなの食堂	みんなの居場所「ぼっと」
江山 子ども食堂	江山子ども食堂運営委員会
地域共生ホームてらこや	NPO法人 桔梗会
パレット こども食堂	パーソンサポートとっとり

- ・平成 30（2018）年 2 月の市議会定例会の市長の提案説明のなかでも、地域食堂ネットワークを「地域包括ケアシステム構築につなげる取組として進める」とされ、子どもを中心に多様な人や資源がつながる取組として地域包括ケアの推進、地域共生社会の実現に向けた取組として進められている。

■■ 取組の深化 ■■

「地域食堂」ネットワークから地域へ広がる効果（現在）

●居場所に食堂(食の提供)を加えることの効果

- ・いわゆる居場所はたくさんあると思うが、ごはんを食べることを考えたとき、「一緒に食べたい人がいる」「あの人が自分のために作ってくれた」という新たな関係性が生まれ、孤立感の解消につながっている。
- ・食事の機会を提供することで、「久しぶりに食事を味わって食べた」「食事づくりや準備について考えるようになった」という声もあり、自分自身の生活や健康に主体的に関わるようになったということがいえる。
- ・支援者側の話では、「料理作りならお手伝いできる」「参加はできないけど食材は届けるよ」など、食堂をすることで準備などのプロセスから関わり方に幅があり、地域の多様な人たちが関われるようになっている。



●支援の広がりから地域づくりへ

- ・個人レベルの支援から、法人レベルまで支援が拡大している。また鳥取市（行政）が旗を振っていることが、食堂を運営する団体からすると心強い。市全体の取組として進めることで、支援の広がり・ネットワークの広がりのスピードが速くなっている。
- ・多様な支援団体と支援内容

支援団体名(10 団体)
社会福祉法人 鳥取福祉会
鳥取県生活協同組合
株式会社 鳥取銀行
株式会社 山陰合同銀行
鳥取信用金庫
鳥取商工会議所
鳥取市三商工会連絡会
大江ノ郷自然牧場
すなば珈琲
社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会

【支援内容例】

補助金頼みの活動とせず、安定的・継続的な仕組みとするため、「継続的な支援」であることを条件にしている。

生協：ロス商品ではないストック商品の毎週提供

銀行：私募債発行企業から頂いた手数料をもとに資金等（私募債発行額の0.2%相当額）を拠出し、地域食堂ネットワークに寄贈を行う金融商品の提供

商工会議所：会員企業への支援呼びかけ

社会福祉法人：職業体験の機会提供

*上記以外にも、地域のボランティアが「採れた野菜をすべて地域食堂に提供する」地域食堂農園（2カ所）を開設した。

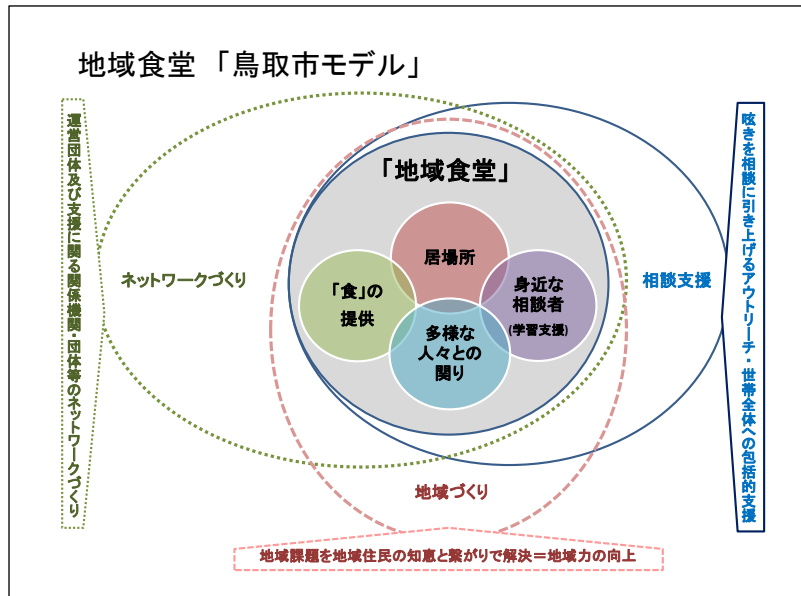
●社会資源としての可能性

- ・即効性のある対応：母子世帯でネグレクト状態にある女子高校生について、高校の先生から相談を受けた。食事をきちんととることと、学習費等を確保するために、地域食堂のアルバイトとして時給をもらいながら働いている。
- ・狭間の課題への対応：生活困窮世帯の学生が就職活動の面接会場へ行くためのバス賃（数百円）がない、ということがあった。センターや食堂でプチバイトのような形で働いてもらいバス代にあてるお金を稼いでもらうようなことをしている。
- ・高齢者向けの配食サービスが、食中毒の心配もあり実施されない期間、地域食堂に来てもら

おうという取組も始まっている。

- ・ネットワークで利用できる「地域通貨」：地域通貨については、導入に向けて研究している最中である。たとえば車いすをピカピカに磨いたら 100 ポイント、など設定して、子どもがそのポイントをもって有料の食堂で使ったり、支援団体の店舗で使ったり、という仕組みを検討している。人の役に立つことや社会での体験・経験によって獲得していく仕組みを目指している。

■■ 今後に向けて ■■



・地域力の向上

「こども食堂」から「だれでも食堂」になればいいと考えていて、実際にそうなっているところもある。例えば、引きこもりの男性が、こども食堂での子どもとの関わりで少しずつ変化していく、ということもある。子どもは怖いもの知らずで、「なにしてるん、おっちゃん」「食べ終わったら、ちゃんと片付けなあかん」などと、その引きこもり男性にもかまわずに普通に接している。そのことが良い効果を生んでいる。男性はだんだんと表情や態度も変化していき、今はこども食堂の学習支援のスタッフをしてもらえるようにまでなった。「こども食堂」として始めているが、子どもだけではなく、関わっている大人にも力を与えている、何かしらの影響を与えるような資源になりつつある。

・相談支援機能の強化

子どもたちの何気ないつぶやきを大切に、聞き逃さず、相談に引き上げるアウトリーチをし、世帯全体への包括的支援につなげていくことを強化したい。そのために専門職（産業カウンセラー、キャリアカウンセラー、社会福祉士、精神保健福祉士など）の食堂への派遣を平成 30 年度に実施予定である。

(8) 町の新たな住民自治組織による地域の居場所づくりが、
住民同士のつながりと安心なまちをつくる
ーコミュニティホーム西町の郷 (鳥取県南部町) ー

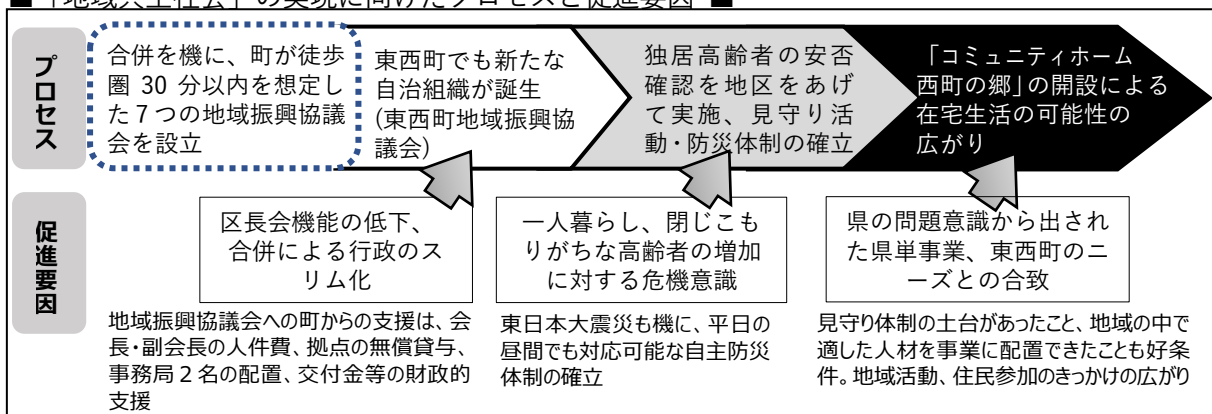
■ 取組の概要 ■

主体者	東西町地域振興協議会		
所在地	鳥取県西伯郡南部町東町 62		
地域の状況	東西町は昭和 44（1969）年に米子ニュータウンとして宅地造成された、郊外型戸建て住宅団地である（1,174 人、469 戸、高齢化率 34.5％）。 《南部町と東西町の基礎情報》		
		南部町	東西町
	面積	114.03	—
	人口	10,950	1,174
	世帯数	3,514	469
	65 歳以上 (割合)	3,721 34.0%	405 34.5%
	75 歳以上 (割合)	1,943 17.7%	— —%
小学校区	3	—	
中学校区	2	—	
活動年数	10 年（平成 19 年～）		
対象エリア	小学校区	法人格	なし（任意団体）
担い手・参加の形	「コミュニティホーム西町の郷」施設長とサポート員（13 名）、送迎ボランティアが運営に関わっている。利用者は東西町に住む高齢者が中心。軽度の認知症の方も利用している。		
財源	・人件費：会長・副会長（町の特別職として手当）、事務局員 2 名（集落支援員（総務省）の財源） ・運営費：交付金、単町費、施設利用料		
取組概要	コミュニティホーム西町の郷は、「鳥取型地域生活支援システムモデル事業」（県単事業）を活用して東西町地域振興協議会が立ち上げた。地域の中で高齢者の日中の居場所を確保するための住民組織による場づくりによって、利用者・スタッフ双方にとって、心身の健康づくり、つながりづくりになっている。空き家を改修する形で、平成 25 年に開所。 ・開所日：月・水・金曜 ・開所時間：10 時から 16 時まで ・登録料：3,000 円／年 ・利用料：300 円／日（昼食代除く） ※ニーズに応じて、短期間の宿泊や長期の住まいとしての利用が可能 ※施設長と、数人のサポート員が常駐。食事の手伝いなどを行うが、基本的には利用者が行う。ボランティアスタッフによる送迎もあり。		
自治体の所管課・関係課	健康福祉課、企画政策課		

鳥取県南部町



■ 「地域共生社会」の実現に向けたプロセスと促進要因 ■

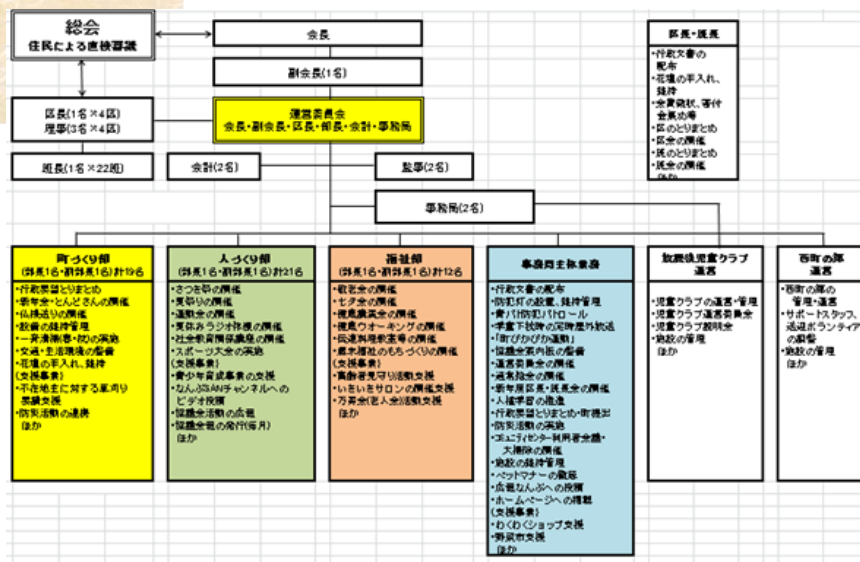
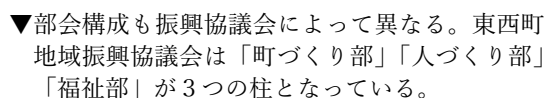


地域でできることは、地域です。自治組織の誕生（平成 19（2007）年～）

- ・平成 16 (2004) 年 10 月、西伯町と会見町の合併により南部町が誕生。平成 19 (2007) 年度に、7 つの地域振興協議会が設立された。「自らが暮らす地域のあり方を考え、地域の力を結集して様々な活動に取り組む場として、かつ、町が町民の意見を町の運営に反映し、町民と共に魅力あるまちづくりをを目的とし、「南部町地域振興



- ・ 徒歩圏内 30 分以内が想定されており、中学校区よりもコンパクトな旧村単位で構成される。
- ・ 会長、副会長は町の特別職として辞令を交付され、交付金規則もあり行政から財政的支援もしている。
- ・ 東西町地域振興協議会では、設立当初から「地域課題の掘り起こし」を主眼に取組がなされていて、住民自身による安全なまちづくり、住民自身による地域課題の解決などの活動をすすめられている。住民による全員総会（約 470 戸、一戸一票制度）があることも特徴の一つ。



■■ 取組の促進・進展 ■■

見守り活動、自主防災体制を確立（平成 22（2010）年～）

●ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者が増加、見守り活動に着手

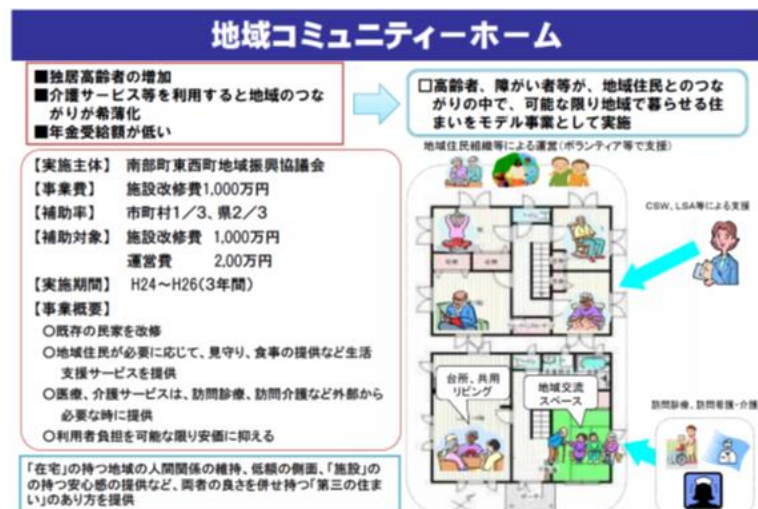
- ・平成 19（2007）年、独居高齢者の安否確認を地区をあげて行うことを地域福祉委員会に提案。
地域の関係者で見守りや手助けが必要な独居高齢者をリストアップして「見守り台帳」を整備した。平成 20（2008）年 11 月、家の中で洋式トイレの便座にはまって動けなくなってしまった高齢者がいたが、数時間後に見守り活動で訪問した人が発見し、助けることができたということがあった。
- ・平成 23（2011）年 3 月 11 日の東日本大震災をひとつのきっかけとして、平日の昼間でも対応可能な自主防災体制（災害時初動体制）を確立した。平成 23 年 9 月 1 日に防災訓練を実施、その 2 日後に台風直撃したが、日常の見守り活動により要支援者の情報を把握できていたため迅速な安否確認、避難誘導ができた。
- ・平成 24（2012）年 4 月には、放課後児童クラブを地区で開設した。町内にあるクラブは地区から遠く、夏休みなどの際はクラブに子どもを送って、米子へ働きに出る、というのは子育て世代にとって負担になっていた。地域の課題は地域で解決しようと、地区の方が支援員となって運営が始まった。

■■ 取組の深化 ■■

県単の事業を機に、「地域の居場所」をつくる（平成 24（2012）年～）

●開設までの苦労 ー空き家はあるが、場所が決まらないー

- ・鳥取県長寿社会課からの提案をきっかけに、平成 24（2012）～26（2014）年の 3 年事業で拠点づくりを開始した。平成 24 年 5 月には、コミュニティホーム企画プロジェクトチーム立ち上げ、場所と人材の確保から始める。空き家はあるものの、条件が合わないなどなかなか貸してもらえず、開設場所とする民家の探しに苦戦した。「家賃不要」を条件とし、半年ほどしてからやっと貸してもらえる家が見つかった。
- ・人員としては、支え愛体制づくりの補助金（県）から、6 名がヘルパー 2 級を取得した。一部上場企業の重役をリタイアした男性をプロジェクトリーダーにし事務的なことを務めてもらった。施設長には、高齢者施設での経験もある民生児童委員の女性（介護福祉士）を配置した。適した人材が配置できたことと、地域の基盤として、住民の見守り体制があり「我が事」と思える人が多かったことも好条件であった。
- ・シーズとニーズの調査のため、全戸対象のアンケート（何ができるか、どんなことをしてほ



しいか)を実施しながら準備を進めた。利用者に制限はないが、東西町の住民が利用している。介護保険サービスとの併用も可能だが、まだ実績はない。

●ボランティアも広がる ―感謝される喜び、外に出ることで生活のリズムも―

- ・コミュニティホームは、事業統括者(1名)、施設長(1名)、サポート員(13名)、送迎(14名)がボランティアスタッフとして運営している。サポート員の中には82歳の方もいて、年齢に関わらず住民が参画している。
- ・ボランティアスタッフにとっては、利用者やその家族に感謝されることによる喜びと同時に、定期的に出かけることで生活のリズムも生まれている。時給300円のため、少しのお小遣い稼ぎにもなる。
- ・食事の盛り付けや配膳、片付けは利用者も一緒に行う。ちまきづくりをしたときには、認知症の利用者が作り方を披露し、スタッフ含めてみんなが彼女に教えてもらったこともある。



■■ 財源 ■■

- ・平成24～26年度
施設改修費；1,000万円　運営費；200万円／年
(補助率　鳥取県：2／3、南部町：1／3)
- ・平成27年度～
運営補助金　100万円／年(南部町)
- ・施設利用料
登録料　3,000円／人、利用料　300円／日、送迎負担金　100円／日

■■ 今後に向けて ■■

- ・ボランティアヘルプ活動として、30分500円で生活の支援(配膳や洗濯のお手伝い)をしている(利用者が料金を支払い、ボランティアスタッフが全額受け取る)。コミュニティホームの利用者以外でも可能で、例えば、コミュニティホーム利用日に晩御飯の配食の希望があれば、コミュニティホームで用意して、「配食」としてご自宅までお届けすることもしている。地域の居場所であるコミュニティホームの機能拡大が期待される。
- ・運営資金としては、町の一般会計から補助を受けているが、事業の安定継続のための理解浸透、資金調達の自立度を上げていくことは課題である。

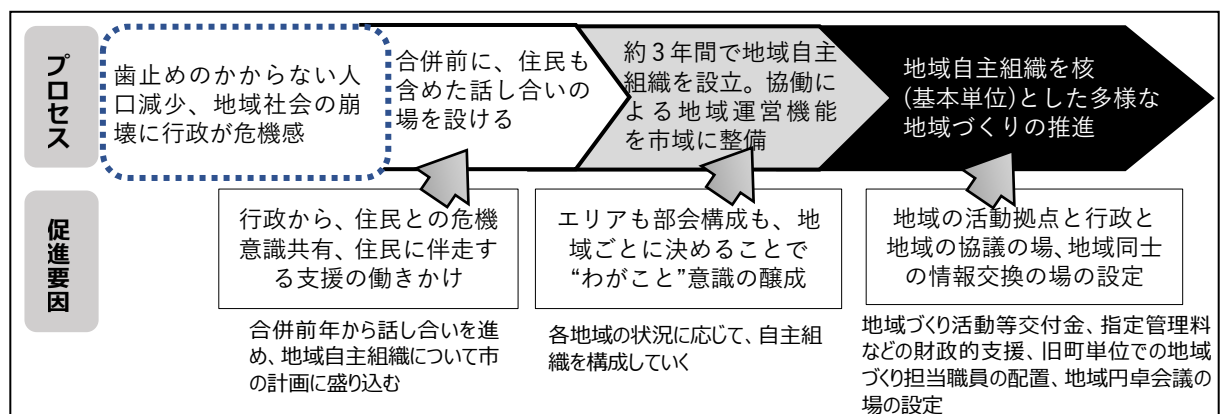


(9) 「地域主体」に徹底的にこだわった地域自主組織と、
行政とのチームワークによる地域づくり
－ 地域自主組織（島根県雲南市）－

■ 取組の概要 ■

主体者	雲南市役所																
所在地	島根県雲南市木次町里方 521-1																
地域の状況	平成 16 年 11 月 1 日、6 町村が合併して誕生。平地か中山間地で構成され全域過疎指定。 ≪ 雲南市の基礎情報 ≫ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>雲南市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td><td>533</td></tr> <tr> <td>人口</td><td>39,338</td></tr> <tr> <td>世帯数</td><td>13,834</td></tr> <tr> <td>65 歳以上 (割合)</td><td>14,706 37.4%</td></tr> <tr> <td>75 歳以上 (割合)</td><td>8,370 21.3%</td></tr> <tr> <td>小学校区</td><td>15</td></tr> <tr> <td>中学校区</td><td>7</td></tr> </tbody> </table> 		雲南市	面積	533	人口	39,338	世帯数	13,834	65 歳以上 (割合)	14,706 37.4%	75 歳以上 (割合)	8,370 21.3%	小学校区	15	中学校区	7
	雲南市																
面積	533																
人口	39,338																
世帯数	13,834																
65 歳以上 (割合)	14,706 37.4%																
75 歳以上 (割合)	8,370 21.3%																
小学校区	15																
中学校区	7																
活動年数	10 年（平成 19 年～）																
対象エリア	地域自主組織はおおむね小学校区を対象としているが、1 小学校区に 4 組織ある地域もありさまざま。																
法人格	30 団体のうち 3 団体は認可地縁団体。それ以外は任意団体。																
担い手・参加の形	地域住民																
財源	地域づくり活動等交付金（地域振興課、1 組織 約 800 万円／年程度）、指定管理料、自主財源																
取組概要	合併を機に立ち上げられた地域自主組織は、概ね小学校区単位の住民組織で、地域住民と自治会・消防団・PTA・老人クラブといった各種団体も加わるなどして構成されている。市が整備する交流センター（指定管理）を活動拠点として、地域づくり・地域福祉・生涯学習（社会教育）の 3 本柱の分野を中心に、様々な活動を展開している。現在、拠点に市の職員はおらず、地域自主組織の会長が住民を雇用する形で事務局を持ちながら活動している。雲南市では小規模ながらも様々な機能を持った課題解決型の住民自治「小規模多機能自治」を、全国に先駆けて地域自主組織が実践している。																
自治体の所管課・関係課	政策企画部地域振興課、健康福祉部健康福祉総務課、地域包括支援センター、健康づくり政策課、医療介護連携室、教育委員会社会教育課、総務部危機管理室 他																

■ 「地域共生社会」の実現に向けたプロセスと促進要因 ■



■■ 取組の始まり ■■

合併前年から地域のあり方について話し合いがもたれる（平成 15（2003）年～）

●これからの地域を維持していくため、「地域自主組織」が計画に位置付けられる

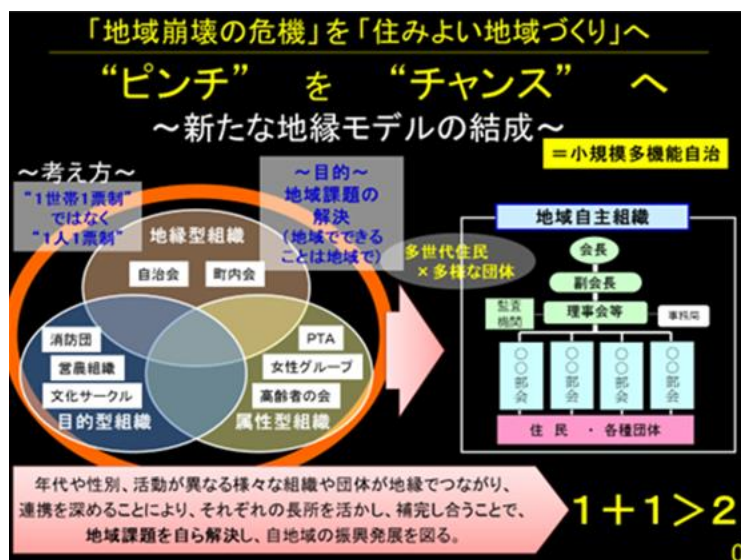
- ・合併前年の平成 15（2003）年、合併に向けた住民も含めた協議会の中で話し合いを進め、地域自主組織について市の計画の中に盛り込まれた。地域自主組織の設立は、平成 16（2004）年からおおむね 3 年間かかり、最後の組織が立ち上がったのが平成 19（2007）年 10 月。当時は 44 組織あったが、統廃合があり現在は 30 組織である。
- ・地域自主組織ができる前、中心にあるのは、地縁型組織であり、同時に目的型組織（消防団、営農組織、文化サークル）、属性型組織（女性グループ、PTA、高齢者の会など）も存在していた。人口が多いうちは地域活動の担い手として集落が大きな役割を果たしていたが、人口減少が進むと複数の組織に属す人も増えるなど負担が大きくなり、だんだんと成り立たなくなっていた。
- ・地域自主組織という形でひとつにまとめることで、それらの課題に対応する仕組みを構築していった。

■■ 取組の促進・進展 ■■

地域自主組織が設立、各地域での取組が始まる（平成 19（2007）年～）

●エリア設定も、部会構成も、地域が決める

- ・地域自主組織の構成は、会長以下、執行機関として理事会などがある。部会構成は各地域で異なっている。少ないところは 2 つ、多いところは 8 つ程度あり、各地域の状況に応じて、住民や団体も入ってそれぞれの力を活かしている。
- ・もともとは公民館や、廃校になった学校を拠点として活動していたが、拠点となる場所が必要となり、もともとは公民館や学校だった場所を市が交流センターとして整備し、その指定管理を地域自主組織が受け活動する形となった。以前は市の職員が配置されていたが、現在は市の職員はおらず、平成 25（2013）年度以降は地域自主組織の会長が住民を雇用する形で事務局を持ちながら活動している。



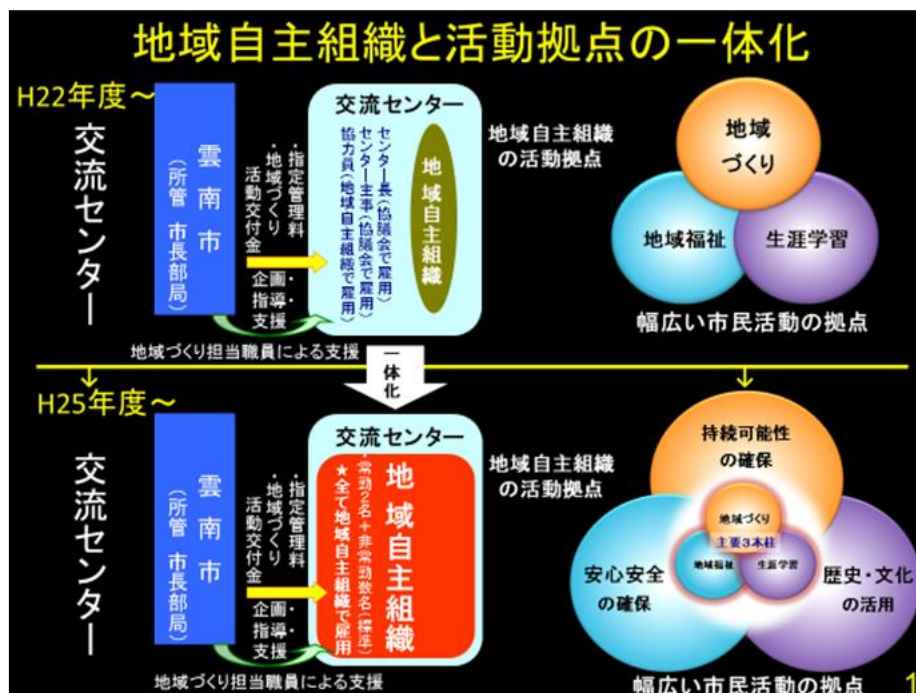
- ・地域の側で、どの単位（エリア）でまとまるか話し合いをして決めているため、人口、高齢化率、面積も様々。人口が最も多いのは、加茂まちづくり協議会で約 6,000 人。最も少ないのは、塩田地区振興会で 150 人を下回る。高齢化率も低いところは 25%、高いところは 50% 超のところもある。エリアとしては、おおむね小学校区だが、1 つの小学校区に 4 つ組織が

あるところもあれば、1校区1組織のところもある。

・行政からの支援

○財政的支援：地域づくり活動等交付金（地域振興課、予算額 約2億7000万円／年、1組織あたり約800万円／年程度）、（交流センターの）指定管理料

○人的支援：合併前の旧町単位にある総合センターに地域づくり担当職員が配置され、様々な部局の職員が継続的に地域自主組織にかかわる仕組みがある。もともと公民館があったところ（生涯学習の場）に、地域づくりと地域福祉の要素も加わり、さらに幅広い活動がなされている。



■■ 取組の深化 ■■

防災と福祉の課題、どう向き合うか ―生活支援体制整備事業に向けて― (現在)

●地域円卓会議で、目標の共有や地域同士の情報交換

・地域と行政の協議の場（地域円卓会議）を設けている。年度初めに、地域振興課、健康福祉部、教育委員会等が全地域を個別訪問して話し、その年に取組むことを話し合う。その後はテーマ別の集まりを設けている。たとえば、平成29（2017）年度には、避難所の運営や避難行動をテーマとした防災地域円卓会議を実施している。

地域同士の情報交換の場をつくり、状況が似た組織を集めるなど工夫しながら9会場で実施した。事務局は地域振興課以外にも、健康福祉部、危機管理室、建設部、教育委員会等などが主となり行うこともある。

・雲南市では、もともとの地域活動の担い手である自治会に地域自主組織が加わる形で地域の核となっており、住民主体の地域づくり、地域福祉など地域ごとに必要な取組が進められている。

平成30（2018）年度から開始予定の生活支援体制整備事業における「第2層協議体」が地域自主組織にあたると考えている。それぞれの地域自主組織の三本柱（地域づくり活動、地域福祉活動、生涯学習活動）のうち、地域福祉活動のなかで、「地域福祉推進員」が配置されて

おり、福祉活動の基本を担っているので、第2層生活支援コーディネーターに相当する役割を既に果たしている。国の要項でいう「おおむね中学校区単位」とは異なるが、雲南市は地域自主組織を基本単位として進めていく方針である。

第1層生活支援コーディネーターについては、「生活支援コーディネートチーム」の中の健康福祉総務課、医療介護連携室、保健師、社協等が連携して取組を進めているが、この中で地域の中に入りながら役割を果たせるよう、生活支援コーディネーターを新たに配置する予定であり。地域振興課では、旧町単位で地域づくり担当職員（正規職員）が、教育委員会では、旧町単位で教育支援コーディネーター（正規職員）が配置されており、それらと連携しながら、社協も含めて市全体で地域を支援していく。地域の中だけでは解決できない問題については、生活支援コーディネートチームと話し合いをしながら、解決へ導いていく。

さらに、解決すべき地域課題の内容に応じて、医療・介護施設、市全体、社協、NPO・法人・民間と円卓会議スタイルで議論をする。この円卓会議を「第1層の協議体」に位置付けて解決につなげていく方針である。

■■ 今後に向けて ■■

・次世代の育成：

地域自主組織の中心になっている人物は、合併当時 60 代の方も多く、10 年経った今現在は 70 代である。取組の承継のため、次の世代との連携、若者の地域活動への参画、定住・雇用が課題となっており、自主組織の中でも協議が進められている。

・地域自主組織の法人格：

雇用責任、会計上の責任の明確化、収益の非収益活動への地域内還元による循環が必要となっており、コミュニティ（地域自主組織）に適した法人格の創設検討が求められている。雲南市が事務局となって小規模多機能自治推進ネットワークをつくり、法人格の検討も進めている。

* 内閣府 HP「地域運営組織の法人化」

http://www.cao.go.jp/regional_management/rmoi/index.html

(10) 市のまちづくり人材育成プログラムで誕生した訪問看護と
地域自主組織のコラボによる多機能自治
—株式会社 Community Care と三刀屋地区まちづくり協議会（島根県雲南市）—

雲南市では、地域自主組織での住民主体の地域づくりを進めるとともに、子ども、若者、大人チャレンジとして課題解決人材の育成に力を入れている。ここでは、以下の3つの流れとともに、地域自主組織と課題解決人材等の協働から生まれた地域共生の姿を示す。

1. 行政がまちづくりのビジョンを描く
2. 中間支援組織（NPO 法人）がより自由な立場で地域課題解決人材を育成する
3. 幸雲南塾で育った人材が地域で活躍する

実践の主体と、ポイント（ヒアリング調査から）

■■ 1. 行政がまちづくりのビジョンを描く ■■

- ・雲南市では行政、NPO、住民等がかかわりながらプロジェクトをまわしており、「子ども×若者×大人 チャレンジの連鎖による持続可能なまちづくり」という目指す方向を明確にするとともに、見える化するための「生態系図」を作成している。ビジョンを実現するための6つのプロジェクトを進めており、各課の担当者や NPO 法人のスタッフ、住民等によるプロジェクトチームをつくり、毎月1回、KPI の進捗等を確認する会議を設定している。



■■ 2. 中間支援組織がより自由な立場で、地域課題解決人材を育成する ■■

●幸雲南塾（こううなんじゅく）の実施

- ・上記の「若者チャレンジ」に含まれる「プロジェクト③課題解決人材の育成による若者チャレンジの創出」の取組である「幸雲南塾」は、市から特定非営利活動法人おっちラボへ事業委託されている。

※幸雲南塾：<http://co-unnanjyuku.com/>

- ・平成 23（2011）年、雲南市が主催する次世代育成事業「幸雲南塾～地域プロデューサー養成講座～」として第 1 期が開講。社会起業や地域貢献を志す若者の企画立案と実績をサポートしている。
- ・平成 29（2017）年度はケア領域のプロジェクトを考える人が多かったが、様々な分野の人が集まることが特徴である。全く分野の異なる人材がともに学び、コミュニケーションをとることで、学びが分野を超えていく。受講生同士で他の事業にも関心を持ち合い、助け合い、事業が協働していくという効果もある。

幸雲南塾2017 受講者一覧(6.3現在)



コース	氏名	プラン概要	出身地 居住・所在地
幸雲南塾 ジャンプ	合同会社 宮内舎	地域資源を活用した食品のプロデュース販売及び 体験交流事業の計画	雲南市
	㈱Community Care (コミケア)	より多くの人に在宅ケアを届けるための組織作り	雲南市
	Community Nurse Company(株) (コミュニティナース)	地域住民と密に関わりながら健康づくりを進める ケア人材の育成と導入支援	雲南市
	光プロジェクト株式会社	ショッピングセンターへの送迎付きデイサービス による介護予防事業	鳥取県 →雲南
幸雲南塾	Aさん	農産物の地産地消促進	雲南市
	Uさん	アレルギー対応食品のプロデュース・販売	雲南市
	Kさん	キャンプ場（かみくの桃源郷）の活性化	千葉県 →雲南市
	Mさん	小児心臓疾患の治療に役立つ器具の開発(仮)	雲南市
	Tさん・Aさん (Nalu助産院)	出産直後の母親ケア支援事業	雲南市 (T) 出雲市 (A)
	Oさん ((一社)マツリズム) Hさんwith大東七太応援計画	伝統的な祭りの継承と交流人口増	東京都 (O) 雲南市 (H)
幸雲南塾 スタート	Sさん、Jさん (Soban)	外国籍の住民も幸せに過ごせるまちにするための 交流の場作り	神奈川県 →雲南市

■■ 3. 幸雲南塾で育った人材が、地域で活躍する ■■

●株式会社 Community Care <<http://comcare.shimane.jp/>>

- ・「まちの看護師になりたい」と考えていた幸雲南塾 5 期生の一人が、株式会社 Community Care(訪問看護ステーション・コミケア)を雲南市三刀屋地区で立ち上げた。
- ・平成 28（2016）年 4 月から開設準備をしながら、幸雲南塾を受講する。最初は、地域ニーズ調査として高齢者サロンや地域自主組織に挨拶をしながら雲南市の現状を聞いていった。また、雲南市の在宅医療事情としては、人口約 4 万人に対し訪問看護ステーションは 2 カ所（うち 1 カ所はサービス付き高齢者向け住宅併設）であり、ほぼ 1 カ所で約 100 人をみている状況で、在宅で過ごしたくても戻ってこれられない状況であることがわかった。
- ・地域の現状を踏まえながら、訪問看護ステーションを 3 人で開業する。訪問看護だけをしていても、目指すまちは実現されないことに気づき、訪問看護とコミュニティナース※の動き、2 本柱で活動することに決めた。①訪問看護師の育成、②山間部での ICT を活用した訪問看護

護の実践、③「きらきら地域医療カフェ」という医療職種を集めた研修、地域医療・訪問看護の価値・魅力を高校生に伝える授業、④訪問看護、⑤住民主体の通いの場づくり等を実践している。

※訪問看護ステーションコミケア 概況

利用者数：182 人、在宅看取り：21 件

・世代間交流施設「ほほ笑み」

訪問看護ステーションコミケアは、地域自主組織である三刀屋地区まちづくり協議会、就労支援事業所「エコカレッジ」と協働して、世代間交流施設「ほほ笑み」を運営している。三者による週替わりでの運営で、第1週目は地域自主組織、第2週目は訪問看護ステーションが、という形で連携した取組となっている。看護師が健康相談、地元の中学生と高齢者が交流する取組、近くの三刀屋高校生に町歩きをしてもらい、地元の将来像を描いたすごろく（人生ゲーム）を作ってもらい、男性のサロンで遊ぶ、という取組も行われている。



※ コミュニティナースとは

病院や福祉施設、訪問看護に従事する看護師と異なり、地域の中で住民とパートナーシップを形成しながら、その専門性や知識を活かして活動する医療人材のこと。地域で中長期的に住民と関わることで、健康的なまちづくりに貢献することを目指す。病院や在宅事業所ではなく、地域で活動し、対象は病の有無に関わらず、いつも住民のそばにいる。病院、クリニックの看護師、訪問看護師、保健師がカバーしきれていない領域で活動し必要に応じて専門家との架け橋になる人材である。

(11) 障害者支援の事業所発、公民館がつなぐまちづくり
 - 特定非営利活動法人なでしこ会（岡山県岡山市） -

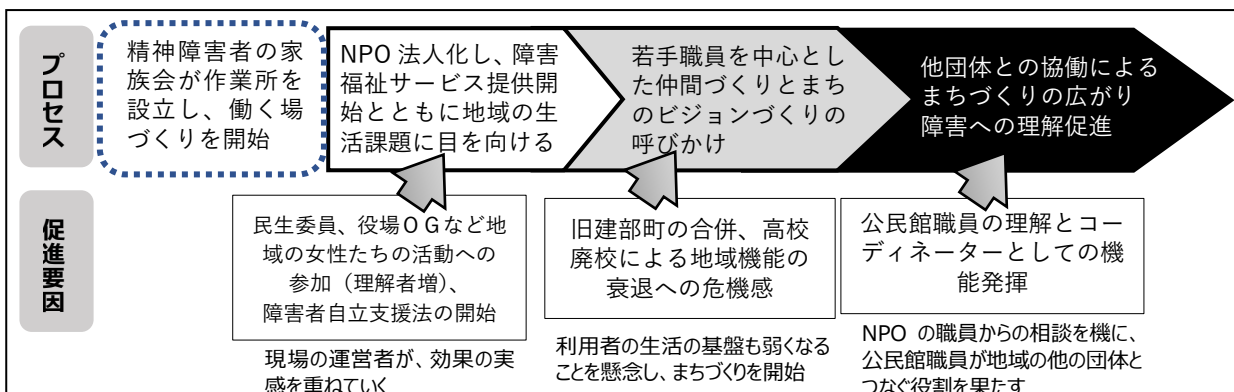
■ 取組の概要 ■

主体者	特定非営利活動法人　なでしこ会																									
所在地	岡山市北区建部町福渡 834-2																									
地域の状況	平成 19 年 1 月、岡山市、建部町、瀬戸町の 1 市 2 町が合併し岡山市誕生。旧建部町は、岡山市内で唯一「過疎地域自立促進計画」の対象地域になっている。中心地の福渡(ふくわたり)地区には、支所、公民館、郵便局、金融機関、中核病院、内科・歯科医院があり、暮らしに必要なものがそろそろ。平成 19 年 3 月に県立福渡高校が廃校となり、地域に高校生がいなくなり、商店の閉鎖が続いた。 《岡山市と旧建部町の基礎情報》 <table><tr><td></td><td>岡山市</td><td>旧建部町</td></tr><tr><td>面積</td><td>789.95</td><td>89.53</td></tr><tr><td>人口</td><td>709,302</td><td>5,594</td></tr><tr><td>世帯数</td><td>324,214</td><td>2,582</td></tr><tr><td>65 歳以上 (割合)</td><td>180,925 25.5%</td><td>2,405 43.0%</td></tr><tr><td>75 歳以上 (割合)</td><td>89,317 12.6%</td><td>1,389 24.8%</td></tr><tr><td>小学校区</td><td>91</td><td>3</td></tr><tr><td>中学校区</td><td>36</td><td>1</td></tr></table> 岡山県岡山市北区 			岡山市	旧建部町	面積	789.95	89.53	人口	709,302	5,594	世帯数	324,214	2,582	65 歳以上 (割合)	180,925 25.5%	2,405 43.0%	75 歳以上 (割合)	89,317 12.6%	1,389 24.8%	小学校区	91	3	中学校区	36	1
	岡山市	旧建部町																								
面積	789.95	89.53																								
人口	709,302	5,594																								
世帯数	324,214	2,582																								
65 歳以上 (割合)	180,925 25.5%	2,405 43.0%																								
75 歳以上 (割合)	89,317 12.6%	1,389 24.8%																								
小学校区	91	3																								
中学校区	36	1																								
活動年数	8 年（平成 21 年～）																									
対象エリア	中学校区																									
法人格	特定非営利活動法人																									
担い手・参加の形	利用者（障害者 11 名、精神・知的・身体、平均年齢は 60 歳）																									
財源	障害者総合支援法による事業（地域活動支援センターⅢ型、特定相談支援、生活支援センター） ※「岡山市協働のまちづくり条例」に規定する協働で課題解決を進めるモデルとなる事業にあたりと指定され、市の遊休施設を無償貸与の支援を受けている																									
取組概要	主な事業は地域活動支援センターⅢ型の「なでしこ共同作業所」の運営。前身の作業所は平成 9 年から家族会が運営していたが、平成 18 年の障害者自立支援法の施行を受け 21 年 4 月から障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターⅢ型へ移行するため、関係機関・地域からの支援を受けて運営母体の N P O 法人化を行った。利用者の生活を支える観点から、作業所のある福渡地域の地域づくりにも町内会や他の団体と連携して取り組んでいる。また、なでしこ会の若手職員が、公民館（岡山市が中学校区に設置しているまちづくりの拠点）の職員と協働することで、移住者も含めた町内での人・資源とのネットワークが広がっている。																									
自治体の所管課・関係課	市民協働局市民協働企画総務課市民活動支援室、建部町公民館																									

岡山県岡山市北区



■ 「地域共生社会」の実現に向けたプロセスと促進要因 ■



■■ 取組の始まり ■■

家族会が立ち上げた作業所に、元気な女性たちもお手伝い（平成9（1997）年～）

●障害者が受け入れられる素地が地域にできてくる

- ・平成9（1997）年の前身団体発足時から、町内会長の奥さんや民生委員、町役場職員の OG など、地域で信頼されている女性たちがボランティアとして支援している。信頼されている元気な女性達が作業所に出入りすることで、作業所やそこに通う利用者も地域住民に受け入れられやすくなっていた。

■■ 取組の促進・進展 ■■

NPO 法人化を機に、もっと地域へ（平成21（2009）年～）

●任意団体から、NPO 法人へ。地域を見つめなおす

- ・作業所の利用者の（作業所以外も含めた）地域での生活を把握するため、ヒアリングをしながら、「建部次郎さん（架空の人）」の一日として整理した。
- ・地域で（社会的）信頼を得るには、地域の中で通う場があること、自分で買い物をしたり、バスに乗ったりすることが日常生活としてあることが大切。自立生活とは何かと考えたとき、寄り道と井戸端会議ができることだと考え、福渡にあれば寄り道も井戸端会議もできる環境がある。しかし、県立福渡高校の廃校もあり、商店の閉鎖が続き地域の元気がなくなってきた。
- ・利用者は、この地域に通うことで自立した生活を営めているので、この地域が元気であることが自立した生活のために不可欠だと考えた。障害者支援とは一見関係ないと思われるが、まちづくりをはじめることとなった。
- ・まちづくりをしよう、というとき、「まち＝建部町」では少し広すぎた。まずは中心部である「福渡（小学校区）」でまちづくりをしていくことを考え、特に利用者の生活につながる「福渡商店街の活性化」を目指すこととなった。

【参考】

建部次郎さんのある一日
(抜粋)

建部次郎さんは建部町内の福渡以外の地域で一人暮らしをしている障害がある50代の男性です。代々の持ち家で長く一人暮らしをしているので、多少の家事が出来ます。近所には小さい頃からの知り合いや親戚が住んでいます。車は運転できませんが、バスには乗れます。ただし、決まった路線しか乗ったことがありません。障害年金を受給しています。

■朝 5:00

起床して、ご飯を炊きます。朝ごはんはインスタントの味噌汁をいただきます。余裕がある時は簡単なお弁当も作ります。洗濯を干して出かけます。

■朝 7:45

家から歩いてバス停に移動し、顔なじみの運転手に挨拶をして生活バスに乗って福渡駅前下車します。朝ごはんが物足りなかったもので、駅前の商店でパンを買ってつまみ食い。まずは障害者生活支援センター“こら〜れ”に寄って仲間と合流し、ラジオ体操をします。作業所の作業開始時間まで間があったので、歯医者に寄りました。

■午前 10:00

なでしこ共同作業所での作業開始。仲間と内職を頑張ります。合間のお喋りも楽しみです。ボランティアさんに花の育て方のコツを教わりました。作業は客入れ・風呂敷折りや野外作業など。年々効率が上がって、取引業者の人に「なでしこさんは作業が早くて正確だ。頼りにしている」と褒めてもらいました。

●仲間づくりのためにイベントを企画・実施（平成 21(2009)年）

・仲間づくりを始めるため、まずは祭り（ふくわたり・ふれあい・ふくし祭り）からスタートした。最初は、福渡の町内会長（町内会関係者）、民生委員、福祉事業所（特養、デイサービスセンター）に声をかけた。デイサービスセンターに広い敷地があったので、初年度はその場所を借りて実施していた。関係者だけ 100 人程度、という小規模なイベントだった。

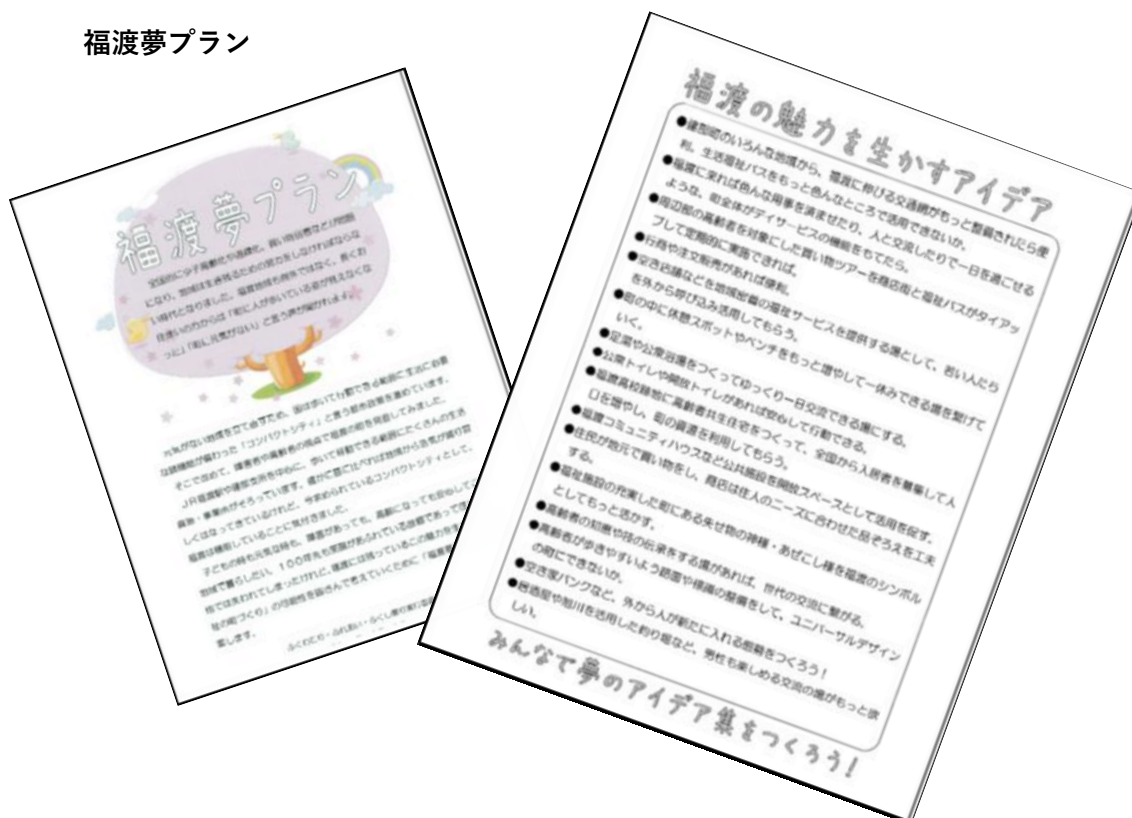


このままでは、参加者が限られてしまうと考え、支所の前の駐車場を借りて実施するようになり、現在もそうしている。屋外の開かれた空間であり、通りがかりの人でも入りやすい場になっている。

●まちのビジョンを描く ―福渡夢プラン（平成 23（2011）年）

・イベントだけやっても進まない、みんなでここを目指そうという未来予想図を作ろうということで「福渡夢プラン」ができた（イベント 3 年目）。1、2 回目の祭りの関係者の中で、福渡の良いところや、こんなことがあったらいい、という声を出し合った。ふふふ祭りの来場者に配ったが、まだ地域へ浸透はしていない。だが昨年頃から、夢プランを「これはどうなったか」と話に持ち出す住民も出てきている。

福渡夢プラン

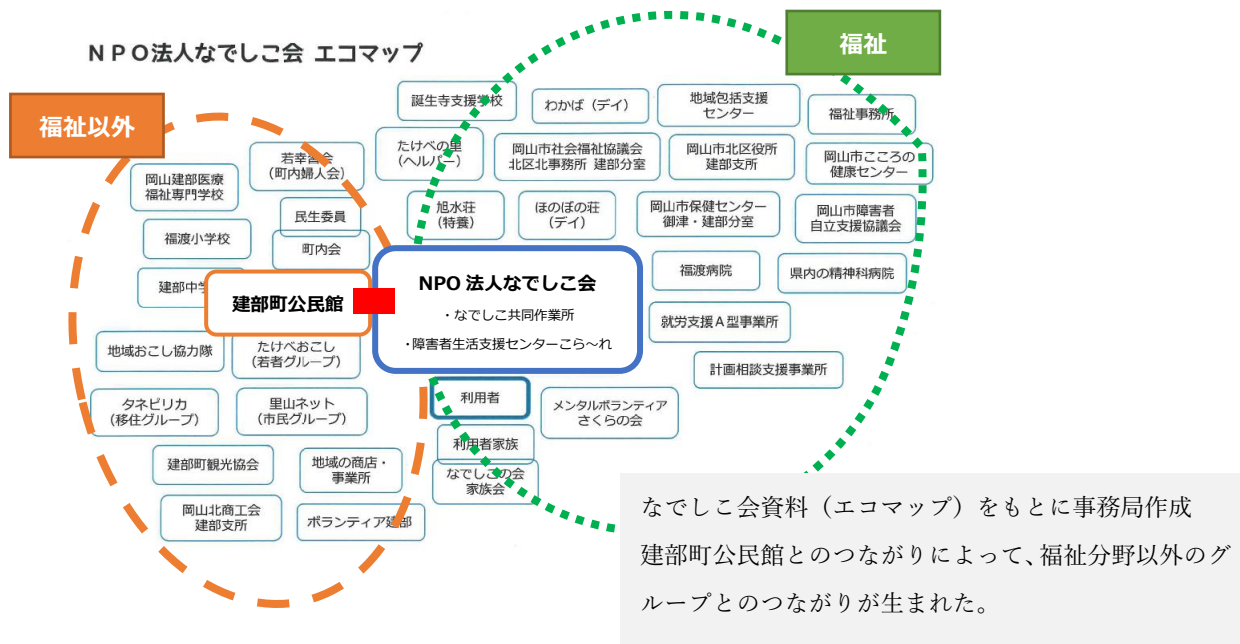


■■ 取組の深化 ■■

●福祉施設の地域展開 —利用者と地域の日常の支え合いも広がる—

- ・祭りは商工会、観光協会、地域おこし協力隊も加わるようになって広がってきた。来場者は約 350 人。外から呼び込むというよりは、福渡に住んでいる方に来てもらいたいと考えている。特養に入所している高齢者もその日は地域に出てきて「あんた久しぶりじゃな」という声も聞こえるような場になっている。
- ・なでしこ会と地域の他団体の関係づくりが進んだきっかけは、公民館職員であった。公民館との関係づくりからスタートして、地域の若者まちづくりグループ、中学校ともコミュニケーションができるようになり、関係性の広がりや変化がある。まちづくりの話をするためにまちの人が障害者生活支援センターに来てくれるようになった。福祉施設の職員、入所者・利用者と地域の顔の見える関係づくりが進み、日常的な支え合いにつながっている。

※若者グループ「たけべおこし」：公民館主催の講座を機に結成されたグループ。25 名の 20～40 代の若者が仕事や子育ての傍ら、地域で活動している。いま建部町で暮らす子どもからお年寄りまでが笑顔になるような自分たちの活動を見せて、「動けば町が少しでも変わる」と思い、ふるさと建部に希望と誇りを持って生きてもらうことを目標にかかっている。



■■ 今後に向けて ■■

- ・祭りとまちのビジョンづくりをきっかけとした、地域の関係機関の協働が進み、顔の見える関係づくり、障害者と地域との日常的な支え合いが広がっている。公民館を核として、多様な団体とのネットワークも構築されているため、イベントの次の一步として身近な生活課題の解決に向けた取組が期待される。岡山市内には、生活支援の助け合いのコーディネーターを公民館で養成している地域もあり、地域共生社会実現に向けて公民館が果たす役割は大きい。
- ・公民館を交流の場として、地元の中学生と大人のつながりをつくっていき、地域の活動とともに動かしていくことを構想している。(中学生の部活動と大人の部活動として、「たけべ部」をつくる予定)

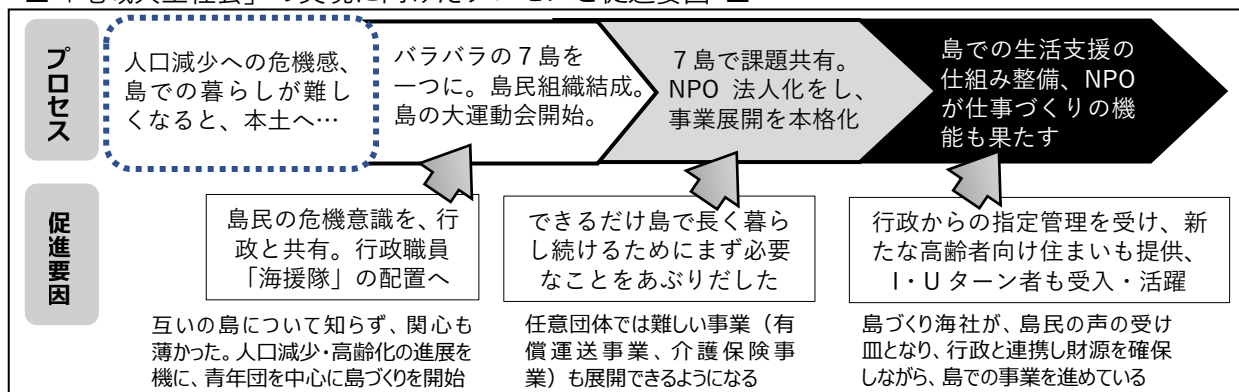
(12) 高齢化率 67%の島嶼部、住み慣れた島でのその人らしい生活継続を
介護保険と有償活動で支える

－ 特定非営利活動法人かさおか島づくり海社（岡山県笠岡市）－

■ 取組の概要 ■

主体者	特定非営利活動法人 かさおか島づくり海社																									
所在地	岡山県笠岡市北木島町 9768-1																									
地域の状況	平成7年から22年の間に、人口が約半減、現在の高齢化率は67.3%。 《笠岡市と笠岡諸島の基礎情報》 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>笠岡市</th><th>笠岡諸島</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積(km²)</td><td>136.39</td><td>15.17</td></tr> <tr> <td>人口(人)</td><td>49,662</td><td>1,791</td></tr> <tr> <td>世帯数(世帯)</td><td>22,424</td><td>1,113</td></tr> <tr> <td>65歳以上 (割合)</td><td>17,388 35.0%</td><td>1,205 67.3%</td></tr> <tr> <td>75歳以上 (割合)</td><td>9,538 19.2%</td><td>818 45.7%</td></tr> <tr> <td>小学校区(区)</td><td>11</td><td>3</td></tr> <tr> <td>中学校区(区)</td><td>7</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>		笠岡市	笠岡諸島	面積(km ²)	136.39	15.17	人口(人)	49,662	1,791	世帯数(世帯)	22,424	1,113	65歳以上 (割合)	17,388 35.0%	1,205 67.3%	75歳以上 (割合)	9,538 19.2%	818 45.7%	小学校区(区)	11	3	中学校区(区)	7	1	岡山県笠岡市 
	笠岡市	笠岡諸島																								
面積(km ²)	136.39	15.17																								
人口(人)	49,662	1,791																								
世帯数(世帯)	22,424	1,113																								
65歳以上 (割合)	17,388 35.0%	1,205 67.3%																								
75歳以上 (割合)	9,538 19.2%	818 45.7%																								
小学校区(区)	11	3																								
中学校区(区)	7	1																								
活動年数	11年（平成18年～） ※前身団体の活動は、平成9年～																									
対象エリア	笠岡諸島内における有人7島 （高島・白石島・北木島・真鍋島・大飛島・小飛島・六島）																									
法人格	特定非営利活動法人																									
担い手・参加の形	島民																									
財源	介護保険サービス（通所介護）、笠岡市受託金（宿泊研修施設管理運営、高齢者共同生活住居管理、離島振興事業）、笠岡市過疎地有償運送事業維持補助金																									
取組概要	①島の産業サポート事業、②島の暮らしサポート事業、③島とまちの交流サポート事業、④島の学びサポート事業の4事業を展開している。一番収益の大きい事業は②の中の通所介護事業。かつては介護サービスがなかったために本土へ行く人もいたなか、「住み慣れた島から離れることなく、その人らしく生きていけるよう地域みんなで支えたい」と空き家を改修した「デイサービスほほえみ」を島民によるNPO法人が立ち上げた。利用者（島民）は職人が多く、じっとせずに体を動かしたいという人が多い。利用者も自然に洗濯物をたたんだり、食事を作ったり、特産品の袋詰めをしたり、ということをしている。																									
自治体の所管課・関係課	企画政策課離島振興係																									

■ 「地域共生社会」の実現に向けたプロセスと促進要因 ■



■■ 取組の始まり ■■

人口減少が進む。互いの島に関心の薄い7島に一体感を！（平成9（1997）年～）

●危機感を持った青年団による呼びかけ

- ・平成8（1996）年、ゲンキ笠岡まちづくり支援事業（笠岡市による市民提案型の事業）が実施されたとき、半数以上が島からの提案であり行政としても島が困っていることを認識した。
- ・バブルが崩壊後、人口減少・高齢化が急速に進み、危機感を抱いた青年団活動の動きから、全員団体「島をゲンキにする会（島おこし討論会）」を市との協働で立ち上げた（平成9年）。これからの島をどうするかを、島の30代・40代が話し合った結果「島の大運動会」を開催することとなった。

- ・事業の根本として、今も「島の大運動会」が続いている（平成29年で19回目）。隣の島に行ったことがない人が大半だったところに諸島を一つとして考えようというコンセプトだった。第2回目の島の大運動会の「島からの主張」というコーナーで話されたのが、「島が一番困っているのは、人。島専属の職員を置いてほしい」という要望だった。それをきっかけに笠岡市の「島おこし海援隊」が設置された。



当時は、どの部署にも属さない市長特命の組織だった。予算をつけられていないので、市や県や国に行って予算をもらってくる形で、市の職員でありながら、市に色々な要望をするので、あくまで「島民側」の立場だった（当時、島おこし海援隊は3名）。

※現在は「島おこし海援隊」という名称はなく、課の中の一つの係になり離島振興係（3名）。

入れ替わりがあり、これまででのべ30名ほど配属された。

●「島をひとつに、心をひとつに」島民組織を立ち上げ

- ・島合同で運動会を行って盛り上がり、島おこしも合同で行うため任意組織「電腦笠岡ふるさと島づくり海社」を設立した。各島の特徴を活かすために、各島に支社を置き、北木島に統括する本社を置いて、6島と行政が協働して組織を運営するようになった。また、たとえば、港の整備を市に要望すると、複数ある港すべてを整備する予算は出せないため「どこの港の整備が必要か、島としての意見を出してほしい」と言われる。そのため、笠岡諸島の意見として、行政へ提案しようという流れが生まれた。そのような流れから、島それぞれでバラバラに考えず一つの島として考えることが始まった。

■■ 取組の促進・進展 ■■

NPO法人化、有償運送・介護保険など事業を開始する（平成18（2006）年～）

●独自の事業展開を見据えて、NPO法人格を取得

- ・島での交通としての過疎地有償運送事業を始めるべく任意団体からNPO法人化を行い、「かさおか島づくり海社」が設立された。このことで介護保険事業も展開できることとなり、のちの事業展開にもつながった。現在、NPO法人が島民の声の受け皿になっている。

●海社デイサービスのはじまり

- ・かつて笠岡諸島の福祉施設やサービスは、動く
デイスサービス船「夢ウェル丸（平成5年就航、
平成26年3月終了）」が各島の港へ月2回ずつ
運行するのみだった。
- ・平成12（2000）年、笠岡諸島ホームヘルパー2
級養成講座を実施（行政主導）。島民総ヘルパー
を目指したが受入先がなく、ボランティア活動
として「ほほえみ会」が立ち上がる。
- ・かさおか島づくり海社では「住み慣れた島から離れることなく、その人らしく生きていける
よう、地域みんなで支えたい」との想いのもと、平成19（2007）年2月、空き家を活用して
北木島に海社デイスサービス「ほほえみ」を立ち上げた。最初は2、3人の利用者だったが、
徐々に増えた。週3日だった運営も今は毎日。利用者もスタッフも地元（北木島）の住民で
ある。
- ・その後「すみれ（北木島）」「だんだんの家（白石島）」「うららの家（真鍋島）」と順に開設し、
今では笠岡諸島内に計4か所運営し、高齢者の願いの実現と島の雇用の確保に努めてきた。
- ・定員は各10名。ご家族が同居している方で要介護5の方はいるが、独居者が大半を占め、要
介護5になると島での生活は難しくなり、本土の施設へ行くこととなる。一人暮らしで重度
な方は要介護3で、見守りを強化しないと難しい状況にある。
- ・デイスサービスとしては、自宅まで送って終わりなのだが、これ以降は勤務外で島の一人のお
ばちゃんとして接している。介護スタッフは、24時間365日という気持ちでやっている。デ
イスサービスの管理者が病院の医師、ご家族、社協、ケアマネジャーなどとも連携して見守り
をしている。
- ・島民は職人が多いので、何か動いていたい、作業していたいという人が多い。利用者の方が
洗濯物をたたんだり、昼食を作ったりしている。特産品事業の商品（のりなど）の袋詰めを
してもらい、デイスサービスで使うスリッパに還元することをしている。利用者の方と畑を耕
すことなどもしている。
- ・倉敷市から作業療法士が月1回北木島へ来て、海社デイスサービスでの機能訓練を実施してい
る。



■■ 取組の深化 ■■

島での暮らしを続けられるように、事業展開の幅の広がり（平成29（2017）年～）

●買い物支援事業「島のきずな便」を始める

- ・北木島豊浦をモデル地区として、総務省の過疎
地域等自立活性化推進交付金を活用し、買い物
支援事業を開始した。買い物難民となっている
人に対し、家までは配達することで見守りを行
うことができる。週に一回、海上タクシーを使
って、六島まで商品を運んでいる。



●独居高齢者の新たな住まい

―笠岡市北木島高齢者共同生活住居「石切りの杜」指定管理

- ・廃校となった旧北木小学校を、学生や企業などを対象とした宿泊研修施設と、一人暮らしに不安がある高齢者が共同で助け合いながら暮らす高齢者共同生活住居に改修。笠岡市から指定管理を受けて運営している。65 歳以上の元気な方を対象としている。

※住まいの機能のみでサービスはついていない。

「石切りの杜」外観



■■ 今後に向けて ■■

- ・中学・高校生に地域のことを学んでもらい、大学で都会に出てもゆくゆくは地域に帰ってきてもらうための授業をしている。せっかく地元の小学校・中学校へあがっても、大学以降は東京に行って帰ってこない地域にとってはマイナス。島の課題は人材不足であり、後継者の人材育成は必須である。
- ・デイサービスの職員の平均年齢は 59 歳。介護の人材も急務の状態である。島の中では限界があるので、外から受け入れていくことを検討していく必要がある。

(13) 市をあげての障害者雇用促進による「働く障害者」の見える化・交流経験の蓄積がもたらす地域の変化
 — 障がい者千五百人雇用事業（岡山県総社市） —

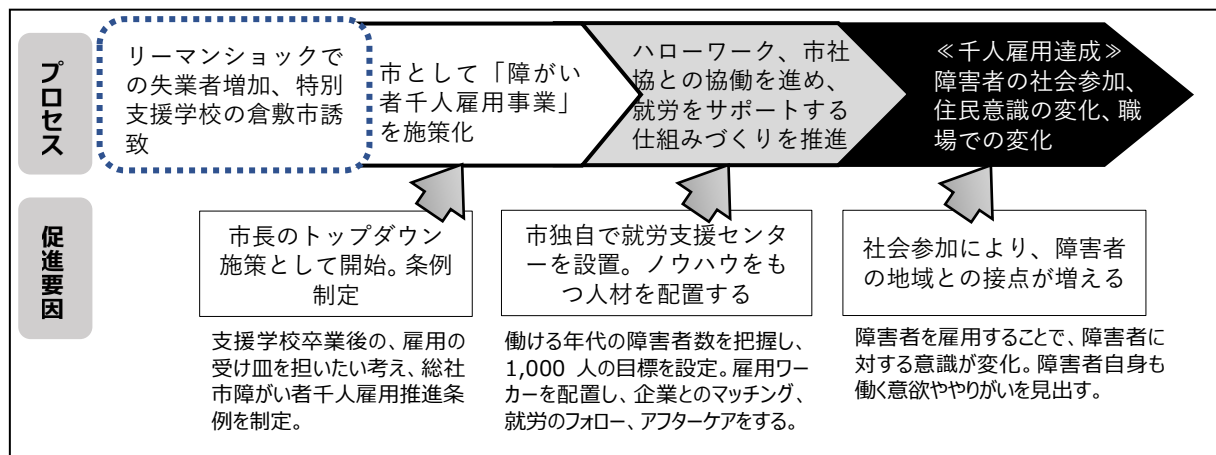
■ 取組の概要 ■

主体者	総社市																
所在地	岡山県総社市中央一丁目 1 番 1 号																
地域の状況	人口流入が多い岡山県南西部に位置し、人口は微増傾向にある。「全国屈指の福祉文化先駆都市」を目指す都市像としている。 ≪総社市の基礎情報≫ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>総社市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td><td>211.90</td></tr> <tr> <td>人口</td><td>68,538</td></tr> <tr> <td>世帯数</td><td>27,084</td></tr> <tr> <td>65 歳以上 (割合)</td><td>18,991 27.7%</td></tr> <tr> <td>75 歳以上 (割合)</td><td>9,205 13.4%</td></tr> <tr> <td>小学校区</td><td>15</td></tr> <tr> <td>中学校区</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>		総社市	面積	211.90	人口	68,538	世帯数	27,084	65 歳以上 (割合)	18,991 27.7%	75 歳以上 (割合)	9,205 13.4%	小学校区	15	中学校区	4
	総社市																
面積	211.90																
人口	68,538																
世帯数	27,084																
65 歳以上 (割合)	18,991 27.7%																
75 歳以上 (割合)	9,205 13.4%																
小学校区	15																
中学校区	4																
活動年数	6 年（平成 23 年～）																
対象エリア	市域																
法人格	—																
担い手・参加の形	障害者（身体・知的・精神・発達）、難病患者、企業、就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所、地域活動支援センター III 型																
財源	障害福祉制度（就労継続支援 A・B、就労移行支援、地域活動支援センター III 型）、障がい者千人雇用事業（単市事業）																
取組概要	平成 23（2011）年 4 月、市長の発案で始まった「市内で、障がい者を千人雇用する」取組。平成 20（2008）年のリーマンショックで市内でも多くの失業者が出たことがきっかけとなり、「こんなときこそ障がい者の就労を支援すべき」という想いから始まる。平成 29 年 5 月に 1000 人雇用を達成し、現在は障がい者千五百人雇用事業となっている。																
自治体の所管課・関係課	保健福祉部福祉課障がい福祉係																

岡山県総社市



■ 「地域共生社会」の実現に向けたプロセスと促進要因 ■



■■ 取組の始まり ■■

障害者の卒業後の働く場を、総社市が担う（平成 22（2010）年～）

●市長の想いと決意 一支援学校卒業後の働く場は、総社市で—

- ・障害を持った子どもが成長してからの生活に対し、保護者が不安を持っているケースが多いことを、市長が認識し課題を感じていた。平成 20（2008）年リーマンショックのときに、一般の方も多くの方が失業したが、このようなときこそ障害者の方に支援をすべきと考え、「障がい者千人雇用事業」の一つのきっかけとなる。
- ・障害者に対し、就学・就労など広く市として支援したい考えで、県立支援学校の誘致の話に手を挙げたものの、倉敷市に誘致が決まった。総社市に支援学校はなく教育における支援は限られるが、学校を卒業した方の雇用の受け皿を総社市が担う、という方針を明確にした。

■■ 取組の促進・進展 ■■

障害者雇用に向けて、数値目標 1000 人を掲げる（平成 23（2011）年～）

●ハローワーク、市社協との協働で、専門スタッフを配置し、センターを立ち上げる

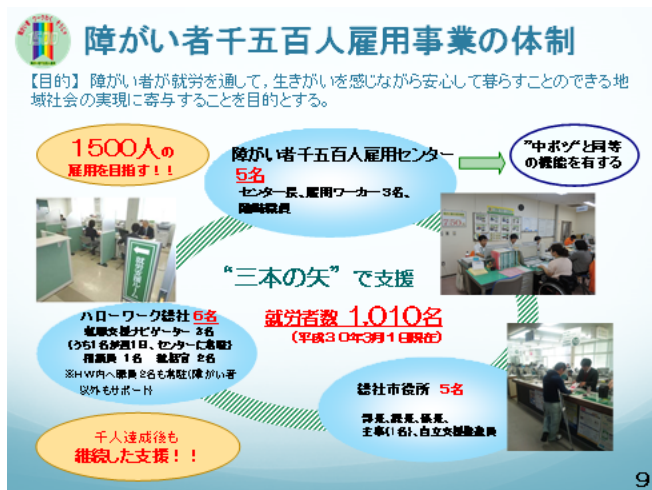
「障がい者千人雇用事業」の経緯

平成 23 年 4 月	障がい者千人雇用を開始
7 月	ハローワークの中に「就労支援ルーム」設置 ハローワークと協定締結。市職員 2 名常駐。
10 月	総社商工会議所と協定を締結
12 月	障がい者千人雇用推進条例を制定
平成 24 年 4 月	障がい者千人雇用センターを設置（社協へ委託）
平成 26 年 6 月	「就労移行支援金制度」の創設
平成 29 年 5 月	障がい者千人雇用事業、就労者 1 0 0 0 人を達成 市長としても次を目指す意向で、「千五百人雇用事業」として 29 年 9 月に再スタート。

- ・本事業の開始時、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持った方が約 3,200 人いた。そのうち働ける 18～64 歳の方が約 1,200 人。そのうち就労が確認できた人数は、180 人であった。まだ働いていない状況であった約 1,000 人の雇用を目指す形で「千人」雇用が掲げられた。
- ・事業実施にあたっては、総社市、障がい者千五百人雇用センター、ハローワーク総社の 3 者で協働している。

・「障がい者千五百人雇用センター」

「障害者就業・生活支援センター（通称中ボツ）」は倉敷市に1カ所あるものの、身近な就労支援窓口の存在の重要性を認識し、総社市自で「障がい者千人雇用センター（当時）」を設置した。このセンターは障害者就業・生活支援センターと同等の機能を有するものとした。



関係機関と協力・連携し、就労支援に尽力し、登録者とのマッチング、就労後のフォロー・アフターケアをしている。雇用ワーカーは3名おり、登録者は約500名。ワーカー1人あたりの件数は増えており、就労相談が可能なセンターの設置は総社市の障害者雇用にとって大きな前進をもたらした。センターの職員は、登録者の状況・特性を把握し、どのような企業・仕事と合うかを見極める。うまくマッチングできず離職する人にも再就職先の支援を行っている。

・ハローワーク総社

ハローワーク総社の2階に「就労支援ルーム」を設置。障害者だけでなく、生活困窮者、外国人なども対象にしている。市職員が2名常駐しているが、1名は自立支援推進員、もう1名はポルトガル語の通訳ができる人材を配置している。平成23（2011）年7月から平成29（2017）年11月までで累計708人の就職につながっている。

・総社市役所 ー他分野の政策との連携や、市独自施策の展開ー

- ・農福連携：農業公社（そうじゃ地・食べ公社）で作っている野菜の苗を、農業に取り組む就労継続支援事業者へ安価で販売し、事業所で作った野菜を農業公社が買い取る取組をしている。事業所から「市販の苗で育てても、なかなか作付けがうまくいかない」という相談があったことから、農林部局と相談をして農業公社との連携につながった。
- ・乗合タクシー「雪舟くん」の活用：交通弱者とされる住民（高齢者等）も利用が容易な乗合型のタクシーであり、新しい形の公共交通として稼働している。電話で予約し、家から目的地まで移動できる仕組みになっている。通常は片道300円だが、障害者手帳を持つ方は片道200円としている。車の運転ができない、自転車通勤が難しい人の通勤や通院の手段としてよく使われている。
- ・「就労移行支援金制度」の創設：福祉的就労から一般就労へ移行し6カ月以上連続勤務した方に就労移行支援金10万円を支給している。（市独自施策）国では、企業に対する補助金があるものの、一般就労した障害者個人に対して出すことはない。障害者にとって一般就労への励みになるという意味がある。
- ・他にも、就労継続支援事業所で作った製品をコンビニエンスストアで販売する取組や、市役所の中庭を活用して市内の就労継続支援事業所が交代で出店し、通所者が接客を通じて社会参加する「セントラルロビーカフェ」の取組も行われている。

■■ 取組の深化 ■■

障害者の社会参加による、事業所・地域の変化（平成 29（2017）年～）

●働く場が増えてきている

- ・福祉的就労の事業所は当初の 2 カ所から 17 カ所へ増えている。事業所同士の連携を深めるため、自立支援協議会の中の日中活動事業所連絡会を設けている（市内の A 型・B 型・就労移行等の日中活動事業所が参加）。民間企業から仕事の依頼が来たとき、連絡会の中で、仕事情報を共有し複数の事業所の共同で仕事を受けるという取組を始めている。

●働く障害者に対する意識・態度の変化

- ・実際に雇用した企業から「障害者の人が、ここまで仕事をやってくれることを知らなかった」という声もあり、障害者に対する企業内での意識の変化がみられている。また、地域によっては、障害者に対する偏見が残る地域もあったが、事業所による信頼獲得のための活動や、働く障害者自身の仕事に対する姿勢が、少しずつ地域の意識をも変えていっている。

●納税者、給与収入総額の増加

- ・成果としては、住民税納税者数の増加、障害者の給与収入総額の増加が挙げられ、多くの障害者の社会参加につながったといえる。

■■ 今後に向けて ■■

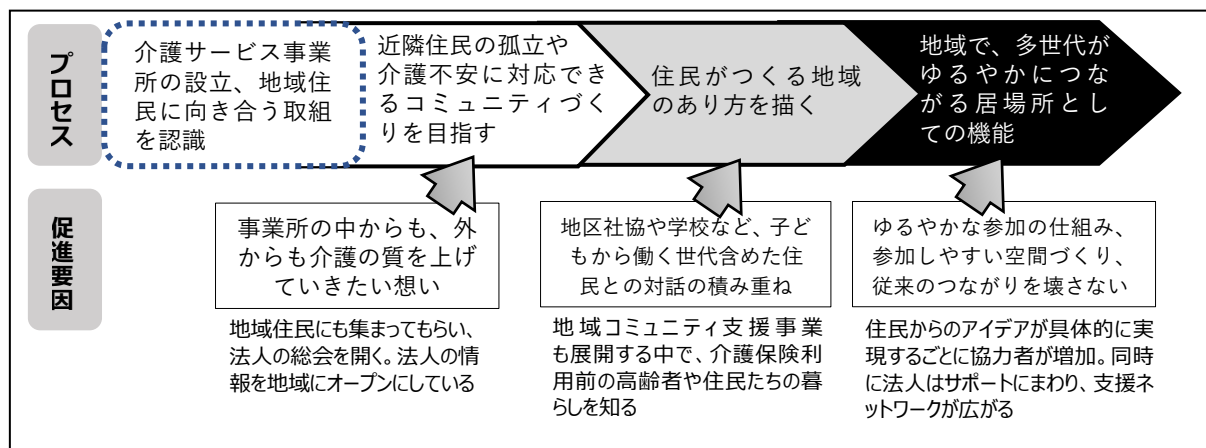
- ・「障がい者千五百人雇用事業」へ向けて、①市外の地域への波及も見越していくこと、②給与・工賃の向上含め、生活の質の向上を目指すこと、③発達障害や精神障害の課題やニーズに対して適切な支援を行うことを目標としている。
 - ・最終的には乳幼児期・就学期、就労期、高齢期といったライフステージの一貫した支援を目指している。
-

(14) 介護保険事業と独自のコミュニティ支援事業を活かした、
多世代参加による、都市部ならではのつながりの紡ぎ直し
－ 特定非営利活動法人もちもちの木（広島県広島市）－

■ 取組の概要 ■

主体者	特定非営利活動法人 もちもちの木																
所在地	(本部)広島県広島市中区土橋町 5-35																
地域の状況	「広島市の基礎情報」 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>広島市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td><td>906.53</td></tr> <tr> <td>人口</td><td>1,195,596</td></tr> <tr> <td>世帯数</td><td>559,670</td></tr> <tr> <td>65歳以上 (割合)</td><td>291,781 24.4%</td></tr> <tr> <td>75歳以上 (割合)</td><td>136,483 11.4%</td></tr> <tr> <td>小学校区</td><td>141</td></tr> <tr> <td>中学校区</td><td>62</td></tr> </tbody> </table> 広島県広島市 		広島市	面積	906.53	人口	1,195,596	世帯数	559,670	65歳以上 (割合)	291,781 24.4%	75歳以上 (割合)	136,483 11.4%	小学校区	141	中学校区	62
	広島市																
面積	906.53																
人口	1,195,596																
世帯数	559,670																
65歳以上 (割合)	291,781 24.4%																
75歳以上 (割合)	136,483 11.4%																
小学校区	141																
中学校区	62																
活動年数	16年（平成13年～）																
対象エリア	事業所のある各小学校区																
法人格	特定非営利活動法人																
担い手・参加の形	高齢者、障害者、子ども、子育て世代 など																
財源	○介護報酬(認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護) ○障害者地域生活支援事業(日中一時支援) ○その他：赤い羽根共同募金(地域テーマ募金)、寄附金、賛助会費、利用料																
取組概要	介護事業として、グループホームとデイサービス事業所を運営（土橋のおうち、古田のおうち）。もう一つの柱として、地域コミュニティ支援事業を行っている。公民館から距離があり足を運びづらい地域で、介護保険事業を運営するNPO法人が、新たな地域の居場所・ゆるくつながるカフェのような場をつくっている。都市部でのセーフティネットとしての多世代コミュニティづくりを目指し、制度にとらわれない新しい住まい方としての「多世代シェアハウス 庚午のおうち」を開設した。																
自治体の所管課・関係課	高齢福祉部介護保険課、地域包括支援センター																

■ 「地域共生社会」の実現に向けたプロセスと促進要因 ■



■■ 取組の始まり ■■

古いビジネス旅館を貸し切り、認知症の方の居場所づくり（平成13（2001）年～）

●「山奥の大きな施設よりも、まちなかの小さな施設」「顔の見えるケア」を目指して

- ・まちの中で、今までの暮らしの延長線上にあるケアをつくりたいと考え、平成13（2001）年11月に「土橋のおうち」を開設した。古いビジネス旅館を1棟貸し切り、改装して1階をデイサービス、2・3階をグループホーム、4階を職員寄宿舎とした。デイサービスでは、個々の暮らしを中心にし、認知症の方の仕事づくり、居場所づくり、役割づくりとしてハンドメイドの商品をオープンスペースで販売する取組もしている。サロンではなく、カフェのような場づくりで、みんながばらばらに座って好きなことをして過ごしている。

■■ 取組の促進・進展 ■■

うちの町にも、こんな場所があるといい…土橋、古田、庚午へ（平成26（2014）年～）



●介護事業と、独自の地域コミュニティ支援事業を融合させていく

- ・介護事業だけ行ってきた法人が、地域コミュニティ支援事業も始めたのは、介護の質を高めることができなかったからだ。外の人が入ってこない施設は、誰にも見られない、誰もこない、そして地域の人もどのようなケアがされているか見えないので選べない。必然的に質が下がると感じた。施設を見せていくことで、法人やスタッフは「選ばれる」ために考えて、変わっていく。法人・施設の中からも、外からも介護の質を上げていきたいと考えた。
- ・そのために地域住民にも集まってもらい、法人の総会を開いている。参加者は、地域住民が半分、職員が半分。介護事業部で、このような看取りをした、起きた出来事を話し、コミュニティ支援事業部からは「こんな活動をしたい」ということを発表し合って交流している。

●キーワードは多世代コミュニティ

- ・子育て支援をしている元職員がデイサービスに子どもを連れて遊びに来たことがあった。そのとき、一生懸命ケアをしている職員以上に、その子どもたちが高齢者からどんどん力を引き出していった。いつもなら動きたくないとしていてる人が、ボールを投げたり、遊んだりする。“多世代”が同じ場にいることの効果を感じた瞬間だった。
- ・今後の社会のあり方を考えると、同じ年代同士では支え合いに限界があるのではないかと考え、つながりが薄くなった都市部の中でも、まざったり、離れたりすることができる、自由な、ゆるいつながりづくりを目指すようになった。
- ・古田学区社協の会長から、地域の倉庫が空いているから福祉の事業で活用しないかとお誘いがあった。古田のおうちは平成 22 (2010) 年 4 月に開設された。開設にあたり、町内会、地域住民、民生委員、学区社協、地域包括、ふれあいサロン参加者へ相談や説明の場を重ねた。そして、その場所にグループホーム、デイサービス、多世代交流広場をつくる。学区社協と民生委員が毎月「ふれあいサロンいろり」を開き、孤食の解消のために週 2 回手作り昼食を提供する地域食堂を開催した。最初は 3 人しか来なかったが、継続していくうち今では約 30 人ほど来る場になっている。

■■ 取組の深化 ■■

住民が主体、法人はサポート。制度外で、新たな住まい方も (平成 26 (2014) 年～)

●「住民主体」で場をつくってもらいたい

- ・平成 26 (2014) 年に開設した「庚午のおうち」は、古田のおうちを見た隣町の方が「うちの町にもこんな場所があるといい」という声で生まれた。ここは、介護保険外事業のみで、多世代シェアハウスと多世代交流の場とした。
- ・多世代交流の場では、地域住民主体の企画で活動を立ち上げてほしいと伝えたが、住民側が戸惑い、なかなか進まなかった。3 年経ち、住民主体の活動が複数立ち上がっている。
- ・庚午カフェ：第一、第三火曜日に開かれるコミュニティカフェ。認知症の高齢者も含め、30～40 人ほど参加している。11～14 時までで、地域住民があつまってラジオ体操をしたり、歌をうたったり、昼ご飯を食べておしゃべりをしたりする。50～70 代のボランティア活動者 7 人ほどで運営している（無償）。配膳は、男性も手伝ってくれている。
この庚午カフェに行く日には、ご近所の方をお誘いしながら来る方や、帰り道に誰かの家でお茶のみをしておしゃべりをして帰るという人もいる。少人数での気心の知れたご近所付き合いと、庚午カフェでの多くの人が集まる場での交流が、地域のなかで共存し、重層的に支え合いの仕組みを強くしている。
- ・庚午カフェに来ていた 80 代の女性から、手を動かしたいからここでマージャンができるといい、という言葉で始まったのは「健康マージャン」。月 3 回、交流広場に 8 卓並べられる。最初は 4 人から始めたが、口コミで広がって今は 8 卓・32 人が参加する活動になっている。

庚午カフェの様子



●孤立予防につながる新たな住まい方のはじまり

- ・認知症のない独居の男性がデイサービス古田のおうちを利用されていて、「私の入れるところを作って欲しい」と希望されていた。その方はグループホーム古田のおうちに入ることを望んでいたが、グループホームは制度内なので管理が強く自由度は低い。

孤立をせず自由に暮らすならばシェアハウスという選択がベストと考えた。また、財布にも優しい金額設定をした。希望していた男性は進行性がんになり入院され、のちに亡くなったが、想いを形にしたのが「多世代シェアハウス庚午のおうち」である。長年閉鎖的に暮らしてきた人は地域で孤立しやすく、課題が見えてからの介入は高度なスキルが必要になる。

孤立予防も見据えた新しい住まい方が始まっている。



■■ 財源 ■■

- ・地域コミュニティ支援事業の財源は、共同募金（社会課題解決プロジェクト）と寄附金。

■■ 今後に向けて ■■

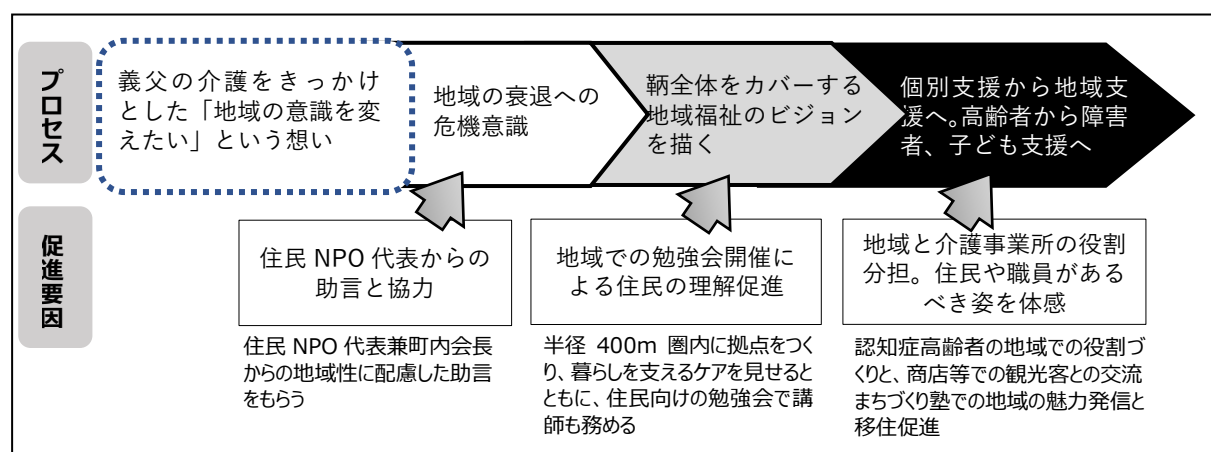
- ・介護事業、地域コミュニティ支援事業の両方を展開していく中でたどり着いた「多世代のコミュニティづくりが、これからのセーフティネット」という考えのもとで、色々な世代の姿が見えてつながっている地域コミュニティをつくる手伝いを、地域に根差して進めていく。

(15) 認知症になっても、重い障害があっても、
ありのままに暮らし続けられる地域を住民と共に。制度もそのための手段。
－ 鞆の浦・さくらホーム（広島県福山市）－

■ 取組の概要 ■

主体者	有限会社親和 鞆の浦・さくらホーム																															
所在地	広島県福山市鞆町鞆 552																															
地域の状況	鞆町は、福山駅から南へ14km の、海沿いに南北に広がる細長い地域。歴史的町並み・伝統文化が残り、近年では年間約 200 万人前後の観光客が訪れる。																															
	≪福山市と鞆町の基礎情報≫																															
		<table><tr><th></th><th>福山市</th><th>鞆町</th></tr><tr><td>面積</td><td>518.14</td><td>—</td></tr><tr><td>人口</td><td>470,826</td><td>3,992</td></tr><tr><td>世帯数</td><td>206,800</td><td>2,018</td></tr><tr><td>65 歳以上</td><td>128,908</td><td>1,841</td></tr><tr><td>(割合)</td><td>27.4%</td><td>46.1%</td></tr><tr><td>75 歳以上</td><td>62,727</td><td>1,046</td></tr><tr><td>(割合)</td><td>13.3%</td><td>26.2%</td></tr><tr><td>小学校区</td><td>78</td><td>1</td></tr><tr><td>中学校区</td><td>34</td><td>1</td></tr></table>		福山市	鞆町	面積	518.14	—	人口	470,826	3,992	世帯数	206,800	2,018	65 歳以上	128,908	1,841	(割合)	27.4%	46.1%	75 歳以上	62,727	1,046	(割合)	13.3%	26.2%	小学校区	78	1	中学校区	34	1
		福山市	鞆町																													
	面積	518.14	—																													
人口	470,826	3,992																														
世帯数	206,800	2,018																														
65 歳以上	128,908	1,841																														
(割合)	27.4%	46.1%																														
75 歳以上	62,727	1,046																														
(割合)	13.3%	26.2%																														
小学校区	78	1																														
中学校区	34	1																														
活動年数	12 年（平成 17 年～）																															
対象エリア	小学校区																															
法人格	有限会社																															
担い手・参加の形	障害児・者、高齢者、地域住民																															
財源	○介護報酬(認知症対応型共同生活介護、通所介護、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護) ○放課後等デイサービス給付費、児童発達支援給付費(重度心身障害児)																															
取組概要	病院で理学療法士をしていた代表が、義父の介護をきっかけに地域へ戻り、地域住民の認知症高齢者や障害者に対する接し方の現状を目にしたことから、「地域の意識を変えていきたい」と考え、福山市鞆町で「鞆の浦・さくらホーム」を始めた。また、以前から地域のために活動してきた自治会長であり、「NPO 法人鞆の人と共に暮らしを」代表の理解・協力、職員と共に実践してきたからこそ、いまでは認知症の高齢者も、障害をもつ人も、自然に地域の中に出て暮らしを営むことができる地域になってきている。																															
自治体の所管課・関係課	介護保険課、高齢者支援課、障がい福祉課																															

■ 「地域共生社会」の実現に向けたプロセスと促進要因 ■



■■ 取組の始まり ■■

地域の現状を見て、「地域の意識を変えたい」想いがきっかけ（平成13（2001）年～）

●だれもが自分らしく暮らせる町をめざす

- ・ 軈の浦さくらホームの始まりは、開設の約10年前の施設長ご自身の経験に遡る。父（義父）の介護をきっかけに、地域の意識を変えたいと思うようになった。当時、父を車いすで居酒屋に連れていくと、「飲ませていいのか」「連れてきていいのか」という地域の目があった。病気になる前と同じようには地域の人と接することが難しくなっていた。介護を始めるまでは、病院で理学療法士として「病院でリハビリして在宅に返す、地域で暮らしていただく」という理念で仕事をしていたのに、地域がそのような状態だったら、その人たちの居場所は作ることができない。「地域の人たちに介護が必要な人のことを理解してもらい、誰もが自分らしく暮らせる町にしたい」という想いで、ボランティア活動から始めるようになった。

■■ 取組の促進・進展 ■■

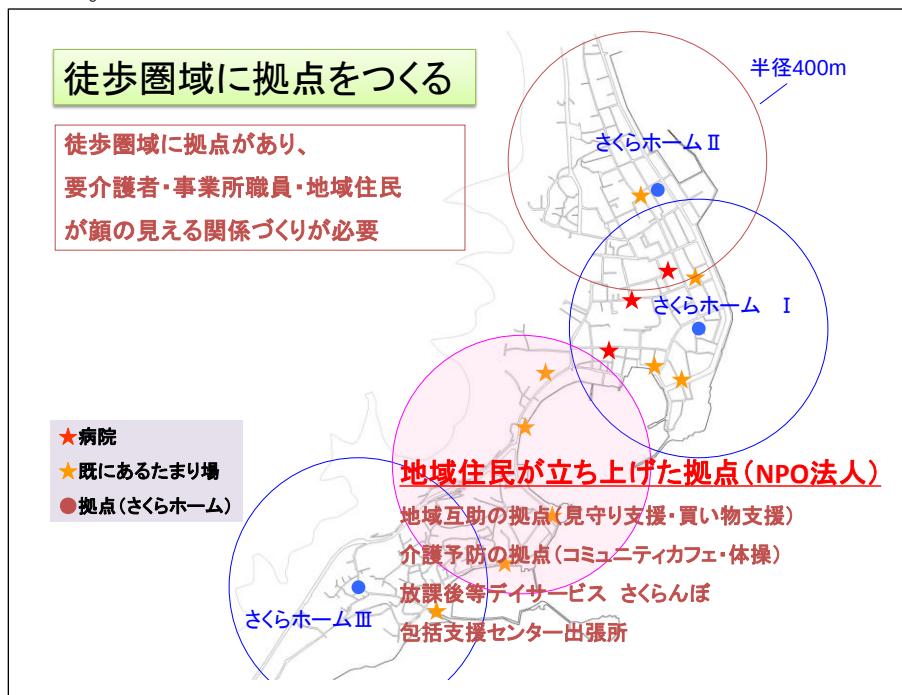
認知症高齢者も障害者も、日常の風景にしていく（平成16（2004）年～）

●軈の浦・さくらホームを開設 ―好きな町の好きな景色・建物を残したい―



- ・ 軈の情緒あふれる建物の一つが取り壊されるという話がでてきた。軈の街並みに馴染むこの建物をどうしても残したいと考え、介護事業を始めることを病院等に打診したが難しかったので、自身で買い取り改修して介護施設を運営することを決めた。
- ・ 平成16（2004）年4月、さくらホームを開所（グループホーム（定員9人）とデイサービス（定員10人））。その人らしさを大切にする、地域・家族とつなげることを実践していたが、最初は、「あんな状態の人を歩かせていいのか」などいろいろなことを言われた。意識を変えるのはとても時間がかかることだった。
- ・ 在宅の利用者さんの暮らしを支えるケアをしていくために、平成21（2009）年には南の地区に「軈の浦・さくら荘」、北の地区に「さくらホーム・原の家」という小規模多機能居宅介護の施設を開所した。利用者にとっていざというときにスタッフがいる環境、スタッフが地域の方と顔の見える関係になる仕組みをつくっていった。また、それぞれの地区に拠点を設けることは、町内会長に介護施設を始める話を相談した際に、助言をされていたことでもあった。
- ・ 施設の運営だけでなく、地域の人達が集まる場で情報発信も行っていた。サロンや勉強会で、地域の人達に向けて認知症のことや見守りの大切さを話すことで、意識の浸透につながって

いった。



■■ 取組の深化 ■■

職員の变化、地域の変化（平成 26（2014）年～）

●「地域密着型」で、どんどん地域の力を借りる

- ・地域密着型の施設だからこそ、外から地域住民やご家族が入りやすく、職員も地域に出て利用者の生活の状況・情報・つながりを把握しやすい。日常的なコミュニケーションから関係づくりができ、お互いを信頼するようになる。一人の人に向き合うときも、介護職が制度の範囲内だけでなんとかしようとするのではなく、地域の力を借りながら、自然な形で地域で支えることができるようになっている。

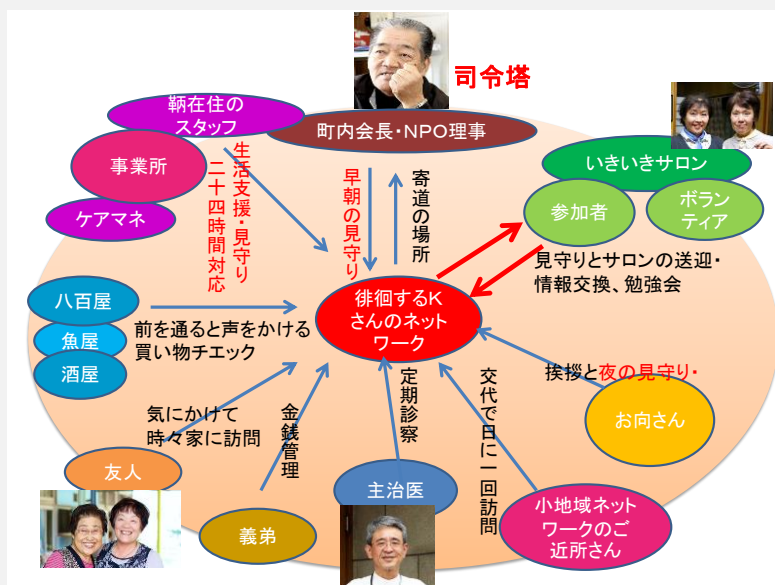
●地域の景色になじんでいく、住民にとっても「わがこと」と思えるように

- ・さくらホームの近所にある駄菓子屋は、ボランティアの方が運営し、利用者さんがお店番をしている。軒唯一の駄菓子屋なので、子どもたちも来て、交流の場になっている。また、観光客がふらっと立ち寄って交流がうまれることもあり、その様子を地域の人が当たり前に見えることが地域の景色と意識を変えていったともいえる。

このように、ホームのスタッフが地域と近づき、認知症のお年寄りが地域に出ていき、地域の子どもたちや観光客の力も借りていくなかで、地域の意識は少しずつ変わっていった。地域のお年寄りのことを地域の人が見てくれて、電話をくれたり連れてきてくれたりする。以前は認知症の人に対して「認知症の人」という意識だったかもしれないが、今は「地域の人」という意識で向き合ってくれている。平成 26（2014）年には、心身の障害をもつ子どもの放課後等デイサービス事業所「さくらんぼ」を開所。ここでも門や扉は開放し、利用者の子どもたちは犬の散歩やお買い物へ地域に出かけている。

●【住民の視点から】

認知症高齢者 K さんを取りまく、地域でのつながり—司令塔は町内会長—



町内会長が司令塔となって、早朝の見守りは町内会長、夜の安否確認はお向かいのご夫婦というように、地域の商店・ご近所さんで役割分担がされながら、認知症高齢者の K さんは地域で暮らしている。いきいきサロンにも通っていて、K さんが参加することで、ボランティア同士の自主的な勉強会も立ち上がった。介護事業所（さくらホーム）は生活支援と 24 時間何かあれば対応するということを約束し、住民の方が安心できる体制をとった。

地域の中でのインフォーマルな資源が、町内会長によってつなげられセーフティネットとなっている。そのなかで住民だけでは難しい部分に医師や介護事業所が連携し、本人にとっても住民にとっても安心して生活できる地域がつけられている。

■■ 今後に向けて ■■

● 鞆の浦まちづくり塾

・鞆町の地域としての機能維持、発展に向けたまちづくりのために鞆の浦・さくらホームが実行委員会を組織して行っている取組。鞆町は高齢化の進展が激しい地域であり、地域が持続するためには若い人に入ってきてもらうことが必要である。鞆の浦まちづくり塾を年に 1 回実施して、鞆の魅力を伝え移住促進につなげている。

● さくらホームの働く場としての魅力

・さくらホームで働きたいという人が、町の外からも集まる。町内での仕事は限られるなか、魅力的な事業所があることは町にとっても大きな意味がある。

(16) 住民による自由でゆるやかなサロン活動が
施策と連動することで更なる地域のセーフティネットへ
- iikoto メイト (山口県宇部市) -

■ 取組の概要 ■

主体者	iikoto メイト																
所在地	山口県宇部市則貞四丁目 19 番 26 号																
地域の状況	iikoto メイトの拠点エリアである常盤小学校区は、30～40 年前の新興住宅地。団体構成員は約 40 年間一緒に近所で生活するメンバーである。 ≪ 宇部市の基礎情報 ≫ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>宇部市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td><td>287.7</td></tr> <tr> <td>人口</td><td>167,139</td></tr> <tr> <td>世帯数</td><td>79,165</td></tr> <tr> <td>65 歳以上 (割合)</td><td>53,109 31.8%</td></tr> <tr> <td>75 歳以上 (割合)</td><td>26,435 15.8%</td></tr> <tr> <td>小学校区</td><td>24</td></tr> <tr> <td>中学校区</td><td>12</td></tr> </tbody> </table> 		宇部市	面積	287.7	人口	167,139	世帯数	79,165	65 歳以上 (割合)	53,109 31.8%	75 歳以上 (割合)	26,435 15.8%	小学校区	24	中学校区	12
	宇部市																
面積	287.7																
人口	167,139																
世帯数	79,165																
65 歳以上 (割合)	53,109 31.8%																
75 歳以上 (割合)	26,435 15.8%																
小学校区	24																
中学校区	12																
活動年数	7 年 (平成 22 年～)																
対象エリア	小学校区																
法人格	任意団体																
担い手・参加の形	地域住民 (高齢者、障害者、子ども)																
財源	宇部市 (ご近所福祉推進事業助成金)、日本認知症ケア学会地域ケア活動支援金、自主財源 (バザーや手作り品の販売収益)																
取組概要	常盤小学校区を主な対象エリアとして、元民生委員のご夫婦と仲間が、市の福祉施策を活用して始めた、自宅倉庫を改修した地域住民のたまり場 (いつでも、だれでも集える拠点) づくり。毎月 20 日程度活動しており、専門職の指導による体操やスクエアステップなど介護・認知症予防を目的とした活動、手芸やものづくり等の参加者の「やりたいこと」に応じて多様なメニューを日替わりで提供することで、参加者の役割づくりや認知症等の早期発見・共生にも貢献している。																
自治体の所管課・関係課	地域福祉課、保健センター、ふれあいセンター、高齢者総合相談センター (地域包括支援センター)																

■ 「地域共生社会」の実現に向けたプロセスと促進要因 ■



■■ 取組の始まり ■■

大正琴のグループが地域課題の発見へ（平成 13（2001）年～）

●住民視点での地域課題への気づき、地域のために何かしたい

- ・健康長寿を目指して大正琴を長年続けてきたグループが宇部市高齢福祉課の認知症予防プログラムに取り組み、予防、ケアの継続、地域での活動の必要性に気付いた。地域の高齢化率が上がってきていることも実感し、認知症者、引きこもりも見聞きするようになって、グループのメンバーみなが我が身の想いとして感じるようになった。

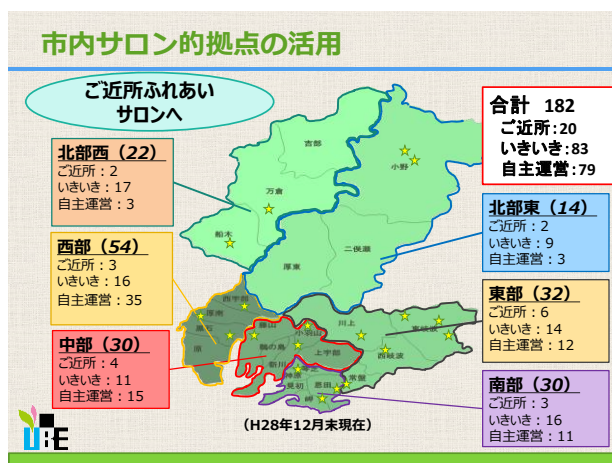
■■ 取組の促進・進展 ■■

ご近所福祉サロン推進事業が施策化、

大正琴のグループがご近所福祉サロン「iikoto メイト」立ち上げ（平成 22(2010)年～）

●宇部市による施策化

- ・「一人ひとりが心豊かに安心して暮らすことができるまちづくりの実現」を目指して、身近な地域で、誰もが気軽に集い、様々な交流や活動を行う地域福祉の拠点をつくり、人や地域とのつながりを強め、地域包括ケアシステムによる安心な地域づくりを推進することを目的として「ご近所福祉活動推進事業」を施策化した。



市民が自主的に設立したボランティア活動を目的とする団体や社会福祉法人等から広く実施団体を募集し、書類審査等により選定された団体に対し助成金の交付を行っている。

○おでかけ型：生きがい対策または仲間づくりを主な目的とするもの

○元気づくり型：介護予防または健康増進を主な目的とするもの

●宇部市の事業と、「やりたいこと」がマッチして

iikoto メイトを立ち上げ

- ・平成 22（2010）年 12 月 12 日開設。6 月に市から認可を受けていたので開設まで約半年の期間があった。代表者（藤本さんの夫）の日曜大工で自宅横の倉庫を改装。
- ・当初、代表含め 8 人だった構成員は現在 16 人。月 1 回以上会議を開き、会計状況などもすべて共有している。
- ・最初は人が集まるか心配だったが、構成員による声かけや大正琴のグループへの声かけと民生委員をしていた経験で気にかけていた人にアプローチしていった。



●参加者は、口コミで広がる

- ・エリアは、常盤小学校区。だいたいの方が徒歩圏内在住。参加条件は自力でここまで来られることなので、バスで来る人、車で来る人も少しだけいる。
半分以上が一人暮らし。大半が女性、男性は1、2名。飛び入り参加も歓迎している。
- ・バスで来ている人は、宇部リハビリテーション病院がかかわっているサロン、スクエアステップの講師で呼ばれたことがきっかけでつながった。サロンでは回数が限られるため、わざわざ少し遠くから参加してくれている。
- ・認知症の兆しがある方も一緒に活動している。少し早い段階から、包括や地域支援員の保健師さんなどへ声をかけるようにしている。
- ・新しく参加しはじめた方たちが、iikoto メイト以外で会う機会などもあるようで見守り状態になっている。
- ・「みんなが楽しくなる会話」がルール：愚痴ばかりの後ろ向き発言やお嫁さんの悪口などと言う人もいたが、みんなが不快になってしまうので、「言っているあなたも楽しくないし、聞いている私たちも楽しくない」と伝えたら言わなくなった。保健室（介護、健康、何でも相談の日）のときは愚痴も出ていいと思うが、普段はそうようにしている。
- ・地域の中で気になる方、引きこもりがちの方などに対し「この人をどうするか」から出発し、一人ひとりの力を活かすような活動になっている。参加者それぞれができることをする。役割をもって活動できている。生きがいにもつながっている。



■■ 取組の深化 ■■

宇部市は小地域へのアウトリーチチームをつくる

ご近所福祉サロンとも連携する可能性（平成27(2015)年～）

●宇部市、福祉部局と市民協働部局で、「地域・保健福祉支援チーム」を配置

- ・平成25（2013）年度、住民主体の地域づくりを進めていくための施策として、地域・保健福祉支援チーム（以下、支援チーム）が配置される。市内6カ所に1チームずつ、保健師1人と地域支援員2人で構成されるチームである。保健師は健康福祉の担当部局になるが、市民協働の分野と大きくかかわるため支援チームは市民環境部市民活動課と北部総合支所に配置された。市民活動課が助成金などの情報提供をしながら、保健師や地域支援員が地域づくりの情報を住民に持ちかけて一緒に考えている。平成28年には、全6チーム、保健師15名、地域支援員18名に拡大した支援チームのバックアップにより、市内24の小学校区で地域計画を策定している。今後は地域の運営組織を再構成して、市民の主体的な地域づくりを進める予定としている。
- ・専門職も含めた支援チームによる地域へのアウトリーチにより、自主運営のサロンには、参加者を広げたり、家にこもっている方などにも案内してよいならば、支援チームからも伝えさせてもらったりしている。また、支援チームが発見した自主運営のサロンを、いきいきサロンに変えたり、さらにはご近所福祉に変えたり、という事例も生まれている。

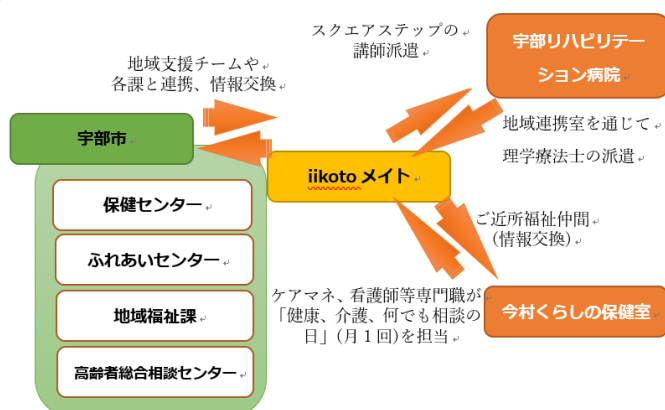
●参加者の「こんなことをしたい」を「ひとまずやってみる」

みんなが楽しむ工夫にあふれ、地域内での輪も広がる

- ・月曜日から土曜日まで、毎月 20 日程度活動をしている。毎週金曜日はものづくりの日、土曜日はパソコン教室。iikoto メイトの活動のカレンダーは、毎月手作り。ボランティアでイラストを描いてくれる方もでてきて、そのカレンダーを気に入ってファイリングしているという女性もいる。
- ・MCI（軽度認知障害）と物忘れをどう見分けるかは難しく、専門職ではないので苦労している。どうしても自分では病院に行きたがらない人に、みんなで病院見学などと言って半分無理に病院へ連れて行こうとしたときもあった。
- ・宇部リハビリテーション病院とのつながりは、B 型機能訓練を目的にして始まった地域のサロン活動を実施していたときに生まれた。当初、市から委託された病院の地域連携室と民生委員が人集めをしていたが、今は病院のボランティアで運営している。今村くらしの相談室はケアマネ、看護師等で立ち上げられたご近所福祉サロン。宇部市が今年度始めた「まちなか保健室」も担当している。その一つとして、iikoto メイトでの開催依頼もあり、月 1 回「健康、介護、何でも相談の日」を設けている。



iikoto メイトの取組関係図



■■ 財源（平成 29 年度） ■■

- ・宇部市からは活動助成が月 8,000 円
- ・認知症ケア学会からは年間 10 万円
- ・バザー、手作り品の販売収益

■■ 今後に向けて ■■

- ・行政の地域支援チームがそれぞれのご近所福祉サロンとのつながりを強化し、よりうまく支援をしていくことで活動の推進につながると考えられる。軽度認知障害と物忘れの違いなど、知識がないとわからない部分なども専門職が関わることで解決スピードが速まることが考えられる。
- ・既に参加されている男性の身体障害者のように、障害者としてではなく、「一人の地域住民」として、住民からアプローチをしていくことによる広がりの可能性がある。

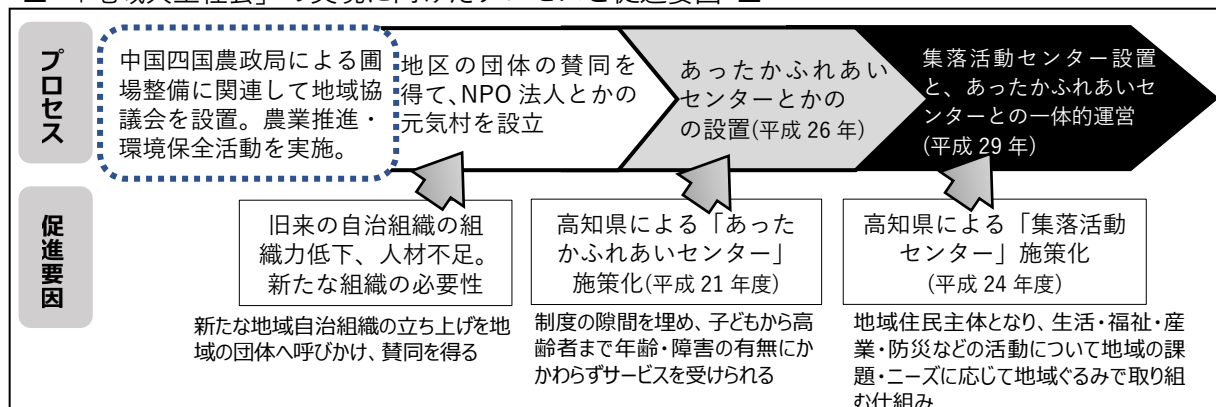
(17) 新しいNPOの創設による、拠点の管理と自由な地域住民の 交流・居場所づくり

－ 特定非営利活動法人とかの元気村（高知県佐川町）－

■ 取組の概要 ■

主体者	特定非営利活動法人 とかの元気村																
所在地	高知県高岡郡佐川町東組 2692																
地域の状況	佐川町は、中心の佐川地区、東部の加茂地区、西部の尾川地区、南部の斗賀野地区、北部の黒岩地区の5地区で形成されている。斗賀野地区の人口は、約3,000人（約1,100戸）。須崎市と隣接している。 ＜佐川町の基礎情報＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>佐川町</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td><td>101</td></tr> <tr> <td>人口</td><td>13,205</td></tr> <tr> <td>世帯数</td><td>6,102</td></tr> <tr> <td>65歳以上 (割合)</td><td>4,915 37.2%</td></tr> <tr> <td>75歳以上 (割合)</td><td>2,777 21.0%</td></tr> <tr> <td>小学校区</td><td>5</td></tr> <tr> <td>中学校区</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> 高知県佐川町 		佐川町	面積	101	人口	13,205	世帯数	6,102	65歳以上 (割合)	4,915 37.2%	75歳以上 (割合)	2,777 21.0%	小学校区	5	中学校区	3
	佐川町																
面積	101																
人口	13,205																
世帯数	6,102																
65歳以上 (割合)	4,915 37.2%																
75歳以上 (割合)	2,777 21.0%																
小学校区	5																
中学校区	3																
活動年数	12年（平成17年～）																
対象エリア	小学校区																
法人格	特定非営利活動法人																
担い手・参加の形	NPOの会員数は149名。あったかふれあいセンターは、登録者数811名。地区内外を問わず多数の利用がある地域住民だれもが集える場。																
財源	会費、寄附金、行政補助金（指定管理料、あったかふれあいセンター運営委託料、集落支援員のイベント活動に対する補助金）、事業収入、集落支援員人件費																
取組概要	地区のまちづくりを担う組織として12年前に、有志によりNPO法人が設立された。旧来の自治会とは異なり、公平・公正を必ずしも問わないNPOという自由な地域自治組織。「何か手伝いたい」という住民ボランティアも集まり、取組が広がっている。組織は、農業振興、自然環境、健康福祉、文化教育、地域づくりの5部会制をとり、それぞれの部会ごとに活動を進め、たらふく秋まつりや公園の管理などに取り組んでいる。活動拠点として、平成17年から住民有志で建築を開始した「とかの元気村役場」が19年に完成し、集会所として会員や一般住民が利用している。18年度から佐川町より斗賀野地区内の施設運営を指定管理で受けており、あおぞら公園、わんぱく広場、29年10月からとかの集落活動センターあおぞらの運営を開始。あったかふれあいセンターは26年5月から元気村役場を利用して運営してきたが、集落活動センターの開設に伴い同施設内に移転。あったかふれあいセンターとかのは、年間延べ11,794人(28年度実績)が利用する県下でも利用者数の多い施設である。																

■ 「地域共生社会」の実現に向けたプロセスと促進要因 ■



■■ 取組の始まり ■■

新たな地域自治の NPO、とかの元気村を設立（平成 17（2005）年～）

●既存の組織力の低下を機に、新たな組織を立ち上げる

- ・平成 2（1990）年から平成 8（1996）年にかけて中国四国農政局による実施された圃場整備に関連して作られた地域協議会を経て、平成 14（2002）年に「とがの里づくり懇話会」という組織が立ち上がり、農業の推進や環境保全などの活動を行っていた。その中で、組織力の弱さ・核となる人材の不足を感じ、地域で新たな組織をつくることを他の団体にも呼び掛けたところ、地区の全団体が賛同し、17 年 5 月に特定非営利活動法人とかの元気村が誕生した。
- ・組織のミッション：
佐川町斗賀野地区で、地域を住みやすく、元気でいきいきと暮らすため、共助による住民参加で地域づくりを行う
- ・組織のビジョン：
 - ①斗賀野流のスローライフを楽しもう
 - ②のんびり・ゆったり・元気よく生きよう
 - ③農業を中心とした活力ある地域をつくろう
 - ④斗賀野の良さを守り・より良くしていこうを掲げ、好きです「とかの」を合言葉に地域が一つになって活動している。
- ・地域密着型の NPO であり、環境・介護などテーマを決めず、地域のための文化の継承も含め、地域のために事業を展開している。

■■ 取組の促進・進展 ■■

県の施策を活用して、あったかふれあいセンターを立ち上げ（平成 26（2014）年～）

●あったかふれあいセンター

- ・地域における支え合いの力を再構築するとともに、中山間地域を含め、支援を必要としている人が必要とするサービスを受けられる体制を確保するため、既存の福祉制度の枠組みを超えて、1 カ所で必要なサービスを提供することが有効な手段と考えたことからできた仕組み（平成 21 年度創設）
- ・制度サービスの隙間を埋め、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、1 カ所で必要なサービスをうけられる。
- ・実施主体：市町村⇒社協等の社会福祉法人、NPO 法人、民間企業等に委託
- ・人員配置：基本形 3 名（地域福祉コーディネーター 1 名、スタッフ 2 名）
- ・「あったかふれあいセンター とかの」の運営
県と町の半分ずつの費用で運営されている。
必須機能と付加機能がある。
 - 必須機能：集い、送迎、訪問、生活支援（ボランティアの活用、買い物支援・通院支援）
 - 付加機能：学ぶ、交わる

＜あったかふれあいセンターとかの機能＞

- ・ **集い**：男性しかいない時間帯もある。夏休みは、子どもの朝学習の日などもある。子どもからお年寄りまで、なるべく気軽に使えるようにしている。
- ・ **学び**：月1回、保健師や薬剤師による健康ミニ講座を実施。地域住民自らが講師となってモノづくりの教室もしている。佐川町は海に面していないので、津波が来ないという意識からか防災意識は低い。防災講座や保育園とともに避難訓練をする、ということもしている。
- ・ **交わり**：隣が保育園、近くに小学校がある、という立地の良さが交流しやすい。
4月には毎年、まきでご飯を炊くイベントをしている。佐川高校との交流も昨年できた。公民館に行けなくなってしまうお年寄りもいるため、その人達を送迎して、毎週火曜日10人くらい集まって100歳体操をしている。認知症の方も参加。
- ・ **生活支援**：斗賀野地区には商店はない。佐川町内に行くと、大きめのスーパーが何軒かある。便はいいものの買い物難民が多い。重いものを買うと大変になったり、タクシーを使うと往復3,000～4,000円かかってしまったり。年金暮らしの高齢者にはつらい。
町のぐるぐるバスも使い、あったかふれあいセンターの送迎車も使ってもらっている。散髪や美容室への外出支援もしている。
- ・ **地域支援**：元気村の敬老会、とかの女子会、などのお手伝い。老人クラブ（よさこいクラブ）がスタンプカードをつくってくれて、あったかふれあいセンターに来るたびにスタンプを一個押し、たまったら珈琲券と交換する、という仕組みになっている。なるべく家に閉じこもらないように、と工夫してくれている。みなさん熱心にスタンプを集めてくれている。
- ・ **ボランティア活動**：あったかお助け隊というメンバーが35～40人くらいいる。40代～70代くらい。カレーの日のお手伝いや、草刈りは男性のボランティアがしてくれる。感謝されるとうれしく思い、またやりたい、という良い連鎖が生まれている。



■■ 取組の深化 ■■

集落活動センターとあったかふれあいセンターの一体運営へ（平成29（2017）年～）

●併設によるメリット

- ・ 集落活動センターでは、移住促進・交流人口の増加という目的があり、空き家情報を把握していく必要があるものの、なかなか情報が入ってこなかったが、あったかふれあいセンターの利用者から情報が入ってくるようになった。また、元気村がそれまで行ってきたイベントを集落活動センターを活用して実施できる、小学校の学習支援や保育園などとの連携が施設を活用することでさらに密になっている、などメリットが大きい。
スケールメリットにより、あったかふれあいセンターの利用者もさらに広がっている。
- ・ あったかふれあいセンターができるまでは女性の活躍する場が少なかったが、あったかふれあいセンターができることで女性が参加しやすく、出番が生まれてきた。

■ ■ 今後に向けて ■ ■

- ・地域包括ケアシステムは、最終的には高齢者が自宅で最期を迎えられることを目指している部分があるが、そのためには地域の中の支え合いの仕組みが必要。「地域に返して、それでおしまい」となりかかっているが、地域のなかの支え合いの仕組みをきちんとしていくことが大事。そのためには地域の拠点施設である集落活動センターやあったかふれあいセンターを活用した取組が必要。NPO 法人で実施することのメリットは、法人格を持つことで対外的信用が生まれること。任意団体では雇用における社会保険の面でも手続きが煩雑なことがある。求人をするときにおいても NPO 法人であれば募集がしやすい。監督庁があることから、報告物などについて手続きは多くあるものの、事務局職員をしっかりと配置できれば問題ないのではないか。
- ・実質的に村役場に近い機能を果たしている。活動を進めていくためには、草刈りなどのイベントの後に次の事業継続につなげるための飲みニケーションや、互いに感謝し、褒め合うように徹底している。

●NPO 法人とのかの元気村組織図



Ⅲ 考察

～「地域共生社会」実現に向けた調査からの示唆

1 地域共生社会を考える前提 ～踏まえておくべき視点

はじめに、様々な立場の人が「地域共生社会」の実現に向けて一步を踏み出す上で共通認識としておきたい特に重要な点として、企画委員会、ブロック委員会、各ブロック報告会等での議論から導き出された以下の3点を示したい。

①「地域包括ケア」「地域共生社会」と「互助」：～なぜ地域の助け合いが大切なのか

当初、高齢分野を入口に進められてきた地域包括ケアの概念は、子ども、障害者、高齢者、生活困窮者などの分野を横断的に捉える「地域共生社会」の実現を目指す手法として位置づけられることとなった。他方、地域包括ケアの推進の手法としては、自助・互助・共助・公助という4つの枠組みが示され、これら4つの手法を組み合わせながら、個人や地域の生活課題を解決していくことが求められている。

期を同じくして改正された社会福祉法では、これまでの地域福祉を進めるに当たって「理解を得る」という位置づけであった地域住民が、地域福祉の主体として、主語として位置づけられることとなった。〔第4条地域福祉の推進〕

参考 社会福祉法（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスが必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域住民が主な主体となる活動手法に「互助」＝「支え合い」がある。今回訪問させていただいた事例も、多くの活動は気づきや思いのある住民による支え合い活動としてスタートしている。こうした活動は、身近な近隣住民の抱える生活課題をいち早く察知し、その人たちへの日常的でさりげない手助けとして、制度を前提とせずを開始される。

では、なぜ地域の助け合いが大事なのか。中国ブロックで実施された本事業の報告会において、次のような説明があった。

「なぜ、互助が大事なのか、その理由は、「本人の側から見る」ことが大事だから。地域の助け合いは、本人にとって気持ちが通じるとか、お互いに支えられたり支えたりする関係ができることで、それがとても大事。一方、公費となると、効率とか公平性とか、どうしても制約が多くなってしまう。両方相まって人の暮らしを支える、という視点が重要なのではないか。」

②「共生社会」と「地域共生社会」：

第1回企画委員会では、障害分野でいう「共生社会」と今回目指すべき「地域共生社会」が同じものであるのか、違うとすれば何が違うのだろうか、という問題提起がなされた。

障害福祉の分野では、直近では障害者総合支援法において、「障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現する」ことが基本的理念として掲げられている。また、障害児施策は既に、平成24（2012）年度の障害者自立支援法、児童福祉法改正時に障害者自立支援法から児童福祉法に移管されており、「障害児」ではなく、「児童の中に障害があ

る児童も含まれる」という理念が法として活かされている。

しかしながら、現実には、「これまで、障害のある方にとって『地域』とは、『施設や病院ではないところ』という大きな捉え方のみで、地域が生活の場という実感は薄く、むしろ障害福祉サービスを思い浮かべてしまうのではないか」という懸念があった。

今回の事業では、岡山市のなでしこ会や鞆の浦の重度障害児の放課後支援活動、総社市の障がい者千五百人雇用施策の推進等の事例を通じて、障害のある方にとっての「ともに暮らし続けられる地域づくり」のプロセスを垣間見ることができた。調査からは、障害のある方が地域で暮らして、地域に出て、地域の方と関わることで初めて、双方の理解や可能性が広がることが実感できた。

③「地域共生社会」における「地域」とは = 「すべての人の生活の基盤」

一方、中国ブロック報告会からは、「地域はすべての人の生活の基盤」である、という認識が重要であることを学ぶことができた。その主旨は次のように整理される。

- ・地域には、認知症の人、障害のある人等支援が必要な人とともに、元気な現役世代も子どもたち等も含まれている。つまり、要支援の人のための地域だけではなく、元気な人の活躍の場としての「地域」も念頭に置くべきである。
- ・働く人が土曜とか日曜とか、あるいはちょっとした時間に地域活動を行うといったことがこれからより大事になってくるのではないか。地域の活動やあるいは地域での自己研鑽なども含め、この層を増やしていくことが大事ではないか。
- ・就いている仕事の中で見守りの機能を果たすといったことも、これからより大事になってくるであろう。
- ・そもそも「働く／地域で活躍する」もこれからはできるだけ横割りで考えていったらいいのではないか。今、農業、林業など地域の中で広い意味の働き手が非常に不足している分野がある。一方で、活躍したい場所を求める人たちがいる。農福連携は高齢も障害も病気の人たちもあるいは生活困窮の人も、その人たちも、働く、活躍する場をつくっていくことが大事。
- ・個々人の人からすると、支えられるだけではなく、支えられながら支える側の活動もしているというコンセプトになる。地域共生社会というのは、支える、支えられるという関係が全ての人に存在するということ、それを横割りでサポートすることではないか。
- ・ただし、地域としては1つなので、ばらばらに地域づくりをするのではなく、すべての人を対象にしてすることが大事なのではないか。その際、支援は制度横断的にやるべき、地域としては、支える地域と一緒にやっていくことが大事。それが「地域共生社会」なのではないか。

(文責事務局)

2 調査から明らかになったこと① ～自治体の意識と動き（主にアンケート調査から）

（１）地域共生社会の実現と地域包括ケア施策としての「地域共生社会の実現」の位置づけ

- ・東北・中国ブロック各自治体の「地域共生社会の実現」についての捉え方をみると、福祉分野を超えた総合的な「まちづくり」の流れと認識している自治体は約 1/3。半数は、「地域共生社会」の方向性を決めかねている現状であった。（19 頁参照）
- ・また、現実には、福祉分野間あるいは福祉分野以外の部局との連携の状況を見ても、それほど進んでいないことが明らかとなった。一方で、当該アンケートの回答部署は多岐にわたるなど、自治体間の認識・仕組みの違いが大きいことが想定された。（18、20、31、32 頁参照）
- ・また、東北ブロック報告会では「地域共生社会の話なのか、地域包括ケアシステムの話なのかよくわからない」という意見が見られるなど、報告会での論旨の組み立て方法の問題とともに、地域包括ケアと地域共生社会の捉え方について自治体間の認識の相違がある可能性も感じられた。（196 頁参照）

（２）「地域共生社会の実現に向けた住民主体の取組」への自治体の認識

- ・住民主体の取組促進に向けては、住民の意識・理解が得られない（行政がやるべきことを住民に押しつけているという反応）、自治体内の地域差、介護保険総合事業 B 型事業の担い手が見つけれられない、などの課題が多く挙げられている。（29 頁参照）
- ・特に、介護保険制度地域支援事業等の活用実績と意向についてみると、現状の実績としては、一般介護予防事業について 6 割超の自治体の実施済みで、その 2/3 以上が効果を実感している（特に、政令市では 83% が実施済みで 9 割以上が効果を感じている）。今後新たに地域住民等を主体として取り組みたい事業としては、B 型への期待が高まっている（特に、一般市では B 型訪問）。（23、27、28 頁参照）
- ・一方で、自治体としても、特に政令市を中心に、特に小さな単位・規模の住民主体の取組を把握できていない、という認識も持っている。（34 頁参照）
- ・今後、自治体として取り組みたいのは、「担い手やボランティアスタッフの育成」、「地域関係者間の調整や新たな関係づくりへのサポート」、「空き家・空き店舗、既存の公共施設活用」などが上位を占めている。（36～38 頁参照）

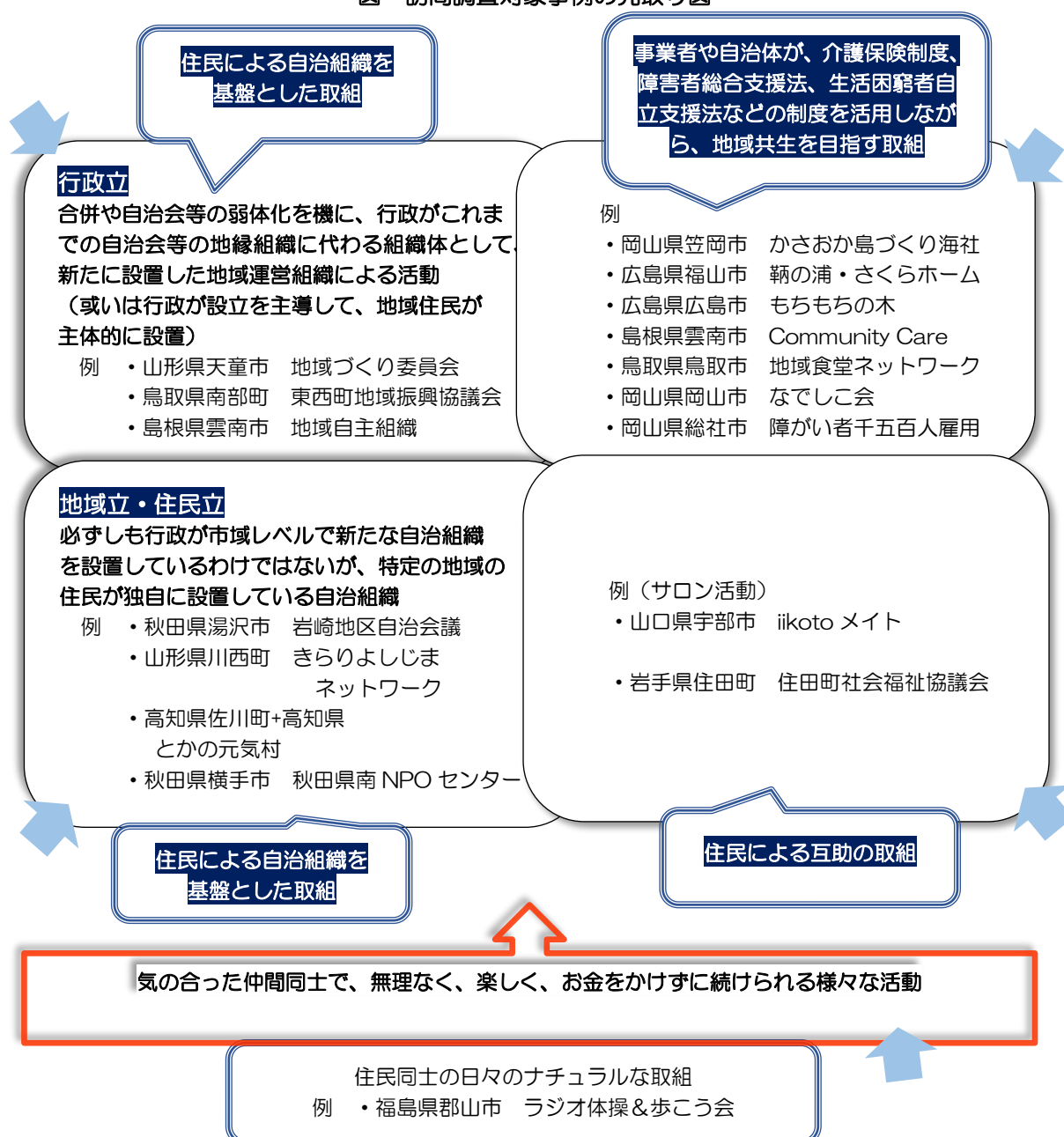
3 調査から明らかになったこと② ～住民・地域の意識と動き（主に事例調査から）

（１）「入口」は別でも「中身」は分野横断・多機能で複合的

前章Ⅱ冒頭で記載したように、本事業における訪問調査対象事例における「地域共生社会」の切り口（入口）は、大きく

- 「住民による自治組織を基盤とした取組」
- 「住民による互助の取組」
- 「介護福祉等の制度サービスを活用しながら地域共生を目指す取組」
- 「住民同士のナチュラルな活動」の４点に分けられた。

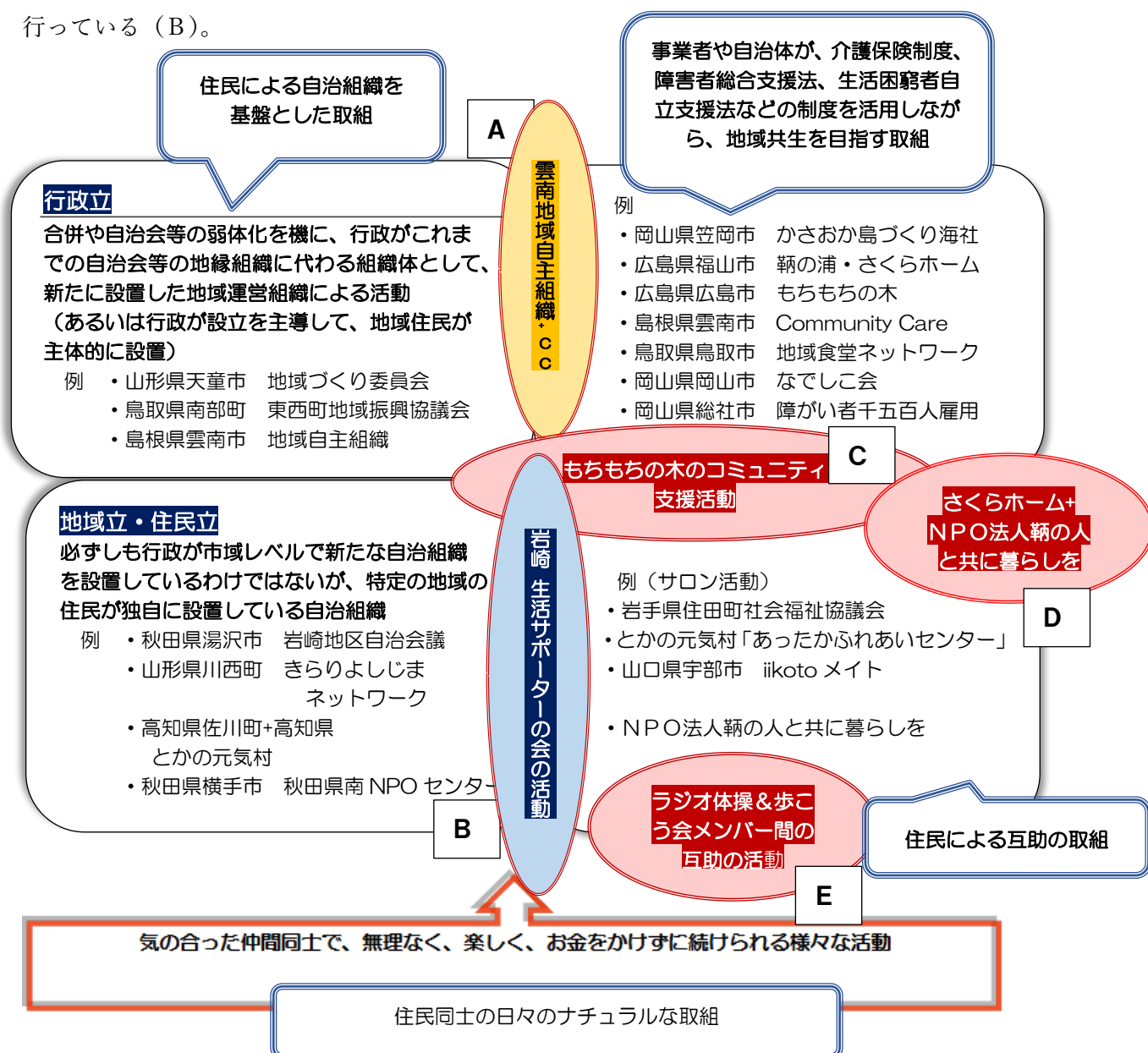
図 訪問調査対象事例の見取り図



しかしながら、訪問調査を進めるうちに、実は、入口こそ例えば「地域自治組織」であるものの、実際活動している中身は、かなり「複合的・多機能」「分野・対象・横断的」であることが判明していった。

「南部町地域振興協議会」、「雲南市地域自主組織」、「川西町きらりよしじまネットワーク」、「湯沢市岩崎地区自治会議」等の地域自治組織の場合、自治組織としての「協議・合意形成機能」と「地域課題への対応を考慮した実施機能・事業機能」双方を併せ持っている点が特徴的である。というよりも、多様化する地域課題に対して弱体化した地縁組織の力を高めるために、協議機能と分野横断的な実施機能・事業機能を併せ持った新しい地域自治組織・機能を再構築した、という経過はいずれも共通していたのである。それを行政が市町全体のこととして発案したか、先に、ある特定地域の住民が実行に移したか、という違いである。

下図に示すように、市内 33 の「雲南市地域自主組織」の中のひとつは、株式会社 Community Care と協働して事業展開を図る（A）、あるいは、湯沢市岩崎地区自治会議では、住民による生活支援のための活動部隊として「岩崎 生活サポーターの会」を結成して、有償の生活支援活動を行っている（B）。



したがって、「事業機能」として何を実施していくのかについては、地域が何を優先課題としているのかによって異なっている。いずれの地域自治組織も、丁寧な住民との対話を重ねる中で、地域の優先課題として何に取り組んでいくのかを決定し実行に移している。そこに、地域自治組織・地域住民ならではの「我が事」意識が明確に表れているといえる。

他方、前頁図右側の、介護保険制度等の制度を活用した事業（図右上）、住民互助の活動（図右下）の場合はどうか。

例えば、「福山市 鞆の浦・さくらホーム」、「広島市 もちもちの木」は、いずれも介護保険事業に取り組んでいる。「さくらホーム」の場合は、その人に最もふさわしいサービス提供が可能な制度メニューとして、「小規模多機能型居宅介護」を選択し、ある利用者さんの場合は「1日訪問60回」を実践していた。さらに言うと、この事業者は、もともと認知症になっても、身体が不自由になっても、従前どおりに地域の中で生活をしていく、役割も持っていく、そうした姿を地域に見せていくことを実現していくためのツールとして最も適切と思われた介護保険制度を活用したまでのことである。そうした取組を、地元自治会（NPO 主宰者）に当初は反対されながら、NPO の理解と協力のもとに進めてきている。（D）

広島市の「もちもちの木」の場合も、亡き配偶者が開始した介護保険事業所を引き継ぐ形で事業を再スタートさせているが、実は、制度だけでは生活全般の支えができないこと、時に大都市部の住民同士のコミュニティの希薄化を強く感じ、都市部らしい緩やかなつながりをつくることを目指し、地域の中に「場」を提供しながら、住民たちの自発的な取組を支援している。この法人では、介護保険事業を実施しながら、多世代交流が可能な地域住民主体のカフェや制度を使わないシェアハウス等の住まい方を、法人独自の「地域コミュニティ支援事業」として車の両輪として実施している。一見、すべて法人が丸抱えで実施しているようであるが、実は、既存の組織（町内会や民生委員児童委員会）の活動を否定するのではなく、併存しながら、地域の中に多様な層を重ねていく方法（住民から見ると参加の選択肢が多様になる）をとっている点が特徴的である。（C）

ここでも、入口は介護保険制度利用であるが、その中に入ってみると、地域の互助の活動や自治会等の活動と繋がりながら、個人を、地域を、結果として包括的な体制の中で、支援したり、支えられたりしている姿がある。

(2) 取組のプロセスと促進要因

ここでは、各事例から見えた、取組プロセスと取組促進要因について簡単に整理したい。

取組プロセスの原点をみると、大きく2つ、一つは地域が抱える共通の課題や目的が契機となる場合であり、もう一つは、個別のニーズや生活課題の解決が目的となる場合である。中には、それらが同時に起こる場合もみられた。さらに、地域の課題（目的）に取り組むことが、個人の生活課題の解決につながり、それがまた地域の生活の豊かさにつながっていく、あるいは個人の生活課題を解決することで、地域の課題解決につながり、それがまた個人の生活の豊かさへと循環をしていくなど、取組が進むことで両者が循環していく傾向にあることがわかった。

①取組プロセス

①-1「地域」としての認識（楽しみ、共通の生活課題、継承危機や意欲等）が、具体的行動への契機となる場合

今回調査対象となった地域の、集落や住宅地としての歴史・年数をみると、長いものでは、近代以前にさかのぼる歴史と伝統に裏打ちされた地域、比較的短いものでは、戸建て団地として開発されて30年程度が経過し、同世代で購入した住民たちが一斉に高齢期を迎えるようになった地域まで幅広いが、最低でも30年程度の居住歴のある地域であった。

地域自治組織や任意の住民による活動の取組開始のきっかけを見ても、「縮小する地域」「生活文化や伝統行事の継承」への危機感、つながりが途絶えること・孤立することへの不安などが、契機となっていることが多い。

秋田県横手市で中間支援組織として活動する秋田県南NPOセンターは、活動支援に当たっては「住民との対話の中から、まずは取組のきっかけとして、多くの住民が共感し合える生活課題（例えば「雪対策」）を一つ見出すことが重要。実践活動の第一歩を踏み出すことから、地域住民が身につけた課題解決力を、次なる課題解決に向け派生させることで、さらに「自分たちのことは自分たちで解決」する力が増していく」と説明していた。

こうした「共通の課題」を認識する要素は何か。一定期間、地域として共に過ごす、という時間軸もその一つであるのか。特に、都市部の新興の住宅地等の場合、まずはこうした「共通の生活課題」が何にあるのかを出し合い共有していく過程が不足していると、個々の悩みがさらに地域の中で孤立化してしまう懸念がある。

①-2「個人」の問題意識や生活課題の解決からスタートする場合

今回の事例の中でも、例えば、理学療法士でもあった靱の浦・さくらホーム施設長の場合、義父の介護を靱の浦で始めたことで、地域の人々の「どうしてそのような状態の人が外に出てくるのか」といったある種率直な意識・視線・言葉を受けたことで、地域の意識を変えていくにはどうしたらよいかを考えはじめ、同時に、その際に地域で暮らし続けることが困難で困っていた方をサポートする方法が小規模多機能居宅介護であったことから、その時点で最も有効なサービスとして、介護保険事業者となって運用していくのである。

また、別の事例では、一見近隣の住民同士のサロン活動だが、実は、民生委員という仕事を通じて近隣で気になっていた方を、その方の趣味や活動意向に合わせてメニュー開発をして引き出していく、という手法もとられていた。

②地域共生社会を促進する要因は何か

➤住民が理解・納得していること（実施までの合意形成と日常の情報共有）

- ・いずれの事例をみても、住民と行政の対話、住民同士の対話、協議等、丁寧な対話や協議の積み重ねが実施されていた。その結果、大多数の住民の「腑に落ちる」取組となっていっている様子がうかがえた。その際、「住民」の中には、地元企業・商店、学校、役場、警察等も含まれることが重要であることは言うまでもない。
- ・またこれは、将来的な話ではあるが、補助によらない長期の取組継続を想定した場合、住民が必要と思うことに対して、きちんと負担をしていくことも必要となるが、そのためにも地域住民が「我が事」として納得していることが必須となる。

➤変化する必要性に伴い、活動の形式やあり方を柔軟に変えてきた経緯があること

- ・例えば、秋田県湯沢市岩崎地区の取組では、住民組織が一度途絶えてしまったことを契機に、継続性・持続性を念頭に置いた地域の各種組織の統合化を図るとともに、拠点となる施設の指定管理のあり方を勉強会等を通じて地域住民・行政と丁寧に構築することで、新しい自治の形を地域から提案し実現している。山形県川西町のきらりよしじまも同様である。

➤より多くのリソース（資源）を活かしていること・繋げていること

a.人材（住民、専門職、行政（職員）等）、

（住民同士）「仲間」としての気に掛け合いや行動をいかに増やせるか（ナチュラルな取組）

小地域の住民を対象とする活動、任意の仲間による活動などの場合、スタートは、「自分がやりたいことを誰かを誘って始める」、参加する方も、「無理なく楽しく実施する・参加する」ということが多いことに気づく。また、その取組が、日常の暮らしの一コマとしてパズルのようにはめ込みやすい、という点も特徴ではないか。その結果、活動も無理なく継続できて、仲間も少しずつ広がっていく。さらに、ラジオ体操や散歩という場を超えて、互いを気にかけ合い、緩やかに世話をやき合う関係へと発展していく。

こうした活動は、その団体自体の規模が拡大していくことよりも、小さな仲間同士のたくさんの活動がまちなかに広がっていくことに意味のある活動と言えるだろう。こうした活動の意味については、本人たちはもとより、行政や福祉関係者においても案外認識されていないことが多いのではないか。今回の事例でも、「ラジオ体操&歩こう会」の活動は、本人たちが無意識に行っていた活動を、それを定期的に見ていた第三者がその意味を発見しその意味を本人・周囲に伝えていったものである。こうして考えていくと、私たちの周りには、このような「無意識の取組」がたくさんあるのではないだろうか。こうした無意識の取組と、制度サービス、自治会や社協、民生委員によるサロン等が多層的に重なっていくことが、地域の住民力・セーフティネット力の強化につながっていくと思われる。

（専門職）制度サービス、専門職をいかに地域の側に寄せていくか（地域が使いこなすか）

事例調査の枠組み検討にあたり、企画委員会では「制度サービスはややもすれば住民相互のこれまでの関係性を切ってしまう」懸念があるのではないかと、という問題意識が提起されていた。しかし一方で、要介護の重い方や障害の思い方が地域で暮らし続けようとした場合、介護・福祉の制度サービスを利用せずに生活継続が可能となるとは考えにくい。

今回の調査対象の取組をみると、例えばさくらホームでは、地域住民の意識を変えていくために、あえて利用者を地域に出す（駄菓子屋の店番）などの取組を開始した経緯がある。こうした事業所では、事業所の方針のもと、職員は日常の業務の中で、利用者と近隣住民をつなぐ役割を意識化し実践していく。職員にとっても、地域の方と繋がることで地域から信頼され、仕事のやりがいや向上心につながる、という好循環が展開されることとなる。

このように事業所が明確な方針を持っている場合はともかく、そのような事業所ではない場合、地域の側から提案・働きかけをして行く、あるいは両者が交わるような空間・環境上の設定を考慮する等の工夫も有効ではないか。また、職員も、職場のある地域、住んでいる地域での一人の地域住民であることを意識化し、動くことが求められるのではないかと。

専門職の場合、多くは若くして資格を取って「支え手としての専門家」としてそれぞれの現場に配属される。「II 実践事例」で引用した「地域づくりの木」によれば、当然、地域や住民と専門職の間には、「専門用語」と「暮らしことば」という言葉の違いを含め、様々なギャップがあることが想定される。こうした状態で、専門職が、「専門知識」を一方向的に地域や住民の側に伝えても、双方向の対話や理解にはならないことが懸念される。調査で訪問した雲南市のCommunity Nurse Company（株）で、代表は、「これからの時代、専門職を含め、誰もがアンラーニングが重要」との認識を示している。同時に、住民としての視点や実態像も求められるのではないかと。

* アンラーニングとは、一度学習した知識や価値観を意識的にいったん捨てて、新たに学習し直すこと。個人や組織が継続的に成長するためには、ラーニング（学習）とアンラーニング（学習棄却）のサイクルを回していくことが必要というもの。

（行政（職員））行政（職員）のもつ力をいかに地域に側面的に活かすか

行政との関係性から各事例をみると、スタート段階で、様々な地域課題について、行政と地域（あるいは地域の一部の問題を認識している人）の認識が一致できており、かつ、行政が行政計画の中で位置づけていく（予算も確保）という方法が、地域にとってはもっとも心強いバックアップとなる。この場合、いかに地域の中の（間の）合意形成を図っていくかが重要で、時間も要している。

次に、基礎自治体のアンケートでも指摘されていたが、地域への相談できる人材の派遣・配置である。地域自主組織設置に当たり、多くの自治体では支所ごとに職員を配置したり、あるいは地域の公民館等に「コーディネーター」として人員を配置して、効果的に活用されていた。

ここでポイントとなるのは、「相談に応じる」「コーディネートする」際の支援する側の姿勢ではないか。今回の事例の多くは、「主体は地域住民なので、あくまで住民の判断にゆだねる」あるいは「協議のための時間をかける」「回答を示さない」など、あくまでも「側面支援」の姿

勢であった。また、行政ではないが、住田町社協では、書類作成など住民にとって敷居が高いと思われることについて、社協職員が支援していくなどの方針が徹底されていた。

3つ目が、行政職員個人としての、住んでいる地域との関わりである。専門職同様、OB含め、住んでいる地域での住民としての役割を果たしていくことが期待されていた。

b.建物や場所（公的設備や福祉施設等）

～コーディネート機能を含めた拠点の効果的な活用と「拠点」の認識を広げることの大切さ

今回調査で共通していたのは、やはり活動やたまりの拠点として、何らかの施設〔場〕が活用されていたことである。

助成を受けながら個人宅の倉庫を改築したり、さらに住田町の住民の手挙げによる小地域のサロン活動では、活動拠点は、個人宅、集落の集会所、（今は使わなくなった）製材小屋等と様々であった。

東北・中国の各地で共通して多く見られたのが、小学校区域（あるいは中学校区域）に配置されている「公民館」であった。自治体によって、公民館が民営化されそのプロセスで新たな地域自治組織が指定管理者となって運営していく方法をとるところ、そしてその過程で、自治体の所管も社会教育からまちづくりへと変更になったり、従来通りの所管だったり、その管理形態は様々である。さらに、公民館が活動の拠点となるだけではなく、そこに配置されている職員が、地域の団体の活動と住民・他の組織等の情報の仲介役を担っていた点である。岡山市や天童市のように、社会教育主事が配置されている場合、その職員が、地域の団体の活動と住民・他の組織等の情報の仲介役を担っていたし、公民館を拠点として地域自治組織が活動を開始している場合、多くは建物の指定管理を受けながら、事務局機能を担う人材が配置されていた。何らかの形で、「拠点+コーディネート人材」がセットになって配置されていた。

さらに、「ラジオ体操&歩こう会」のように、任意による自発的なグループを中心とする活動では、まちなかのコンビニ・イートインコーナーや居酒屋が、体操や散歩の後の情報共有、おしゃべりの場として重要な役割を担っている点にも注目したい。これは、集会所等の公的な施設、福祉関係の施設以外、コンビニや居酒屋等まちなかのあらゆる場所が拠点となり得ること、言葉を変えれば、こうした一見福祉と関係のない施設・場の職員（店員）であっても、そうした認識をもって、住民の活動を見守ったりつなげたりする意識を持つことが重要、ということになるのではないかな。

c.財源確保

～補助でない財源の姿を模索していること、地域経済の循環を意識

人口が減少し、地域の産業等も縮小していく中で暮らし続けていくためには、「生業」が必要である。いずれの地域も大きな産業の誘致には至らないかもしれないが、できる限り最後まで島で暮らし続けていくために最低限必要な生活支援を島民自ら実施して行こうと、島民がNPOを立ち上げ、通いの場づくり（+そこでの軽作業）、買い物支援・見守り、移送などの支援を、介護保険制度と有償活動によって運営している。これらは、サービスの場づくりでもあり、住民にとっての働く場づくりの一環ともなっている。自治体からは、今後の可能性として介護保険制度を地域共生社会実現のための仕組みづくりに活用することが示された一方で、担い手で

ある地域住民からは「事業者」となることへの戸惑いも語られており、各地域での丁寧な検討が望まれる。

➤多様なキーパーソンの姿があること

- ・事例調査訪問先のリーダーは多彩であった。さくらホーム代表や精神障害者の家族会のように家族や身内の中に困難を抱える方がいる場合もあれば、元企業人だった方が、例えば組織の経営マネジメントやQCサークルの手法を地域組織の運営を行う、元自治体職員が地域組織の運営にあたるなどである。こうした、特に地域にとっての「新しい人材・手法」をその地域の中でいかに育てていけるか、という点も重要である。

4 調査から明らかになったこと③ ～基礎自治体の県や厚生局への期待

（１）基礎自治体が県に期待していること

自治体アンケートでは、地域共生社会の実現に向けて、基礎自治体として県に期待する支援を尋ねている。（39、40 頁参照）

県に対する期待は、専門職の研修や相談への助言、広域調整、アドバイザー派遣、情報提供、財政支援など、ほとんどの選択肢に対して 50%以上の自治体が回答しており期待の高さがうかがえる。

その中でも、一般市・町村の回答で期待が高かったのは、相談への助言・支援、広域の連絡調整、ネットワーク化などの広域調整、県職員や専門家などのアドバイザー派遣、保健師やリハビリ専門職等の広域派遣調整等の人材育成・確保等である。小さな市町では、好事例もさることながら、具体的な相談への助言、広域調整、人材面でのサポートへの期待が高いことがわかる。こうした点で、現在高知県が実施している市町村支援の取組は参考になるといえよう。

また、地域包括ケア推進における医療・介護連携という点では、「お互いが顔の見える関係になるために、県が一定の役割を果たして、県の本庁、場合によっては保健所が各市町村と連携して関係づくりを進めていってほしい。そこに事業者の方も参加して、福祉の関係者が身近な医療関係者につながる、医療の関係者は福祉の関係者につながる、という循環ができることを期待したい」という県へのエールもいただいた。

参考 高知県 ～県としての集落機能を支える仕組みづくり～

地域福祉の拠点である「あったかふれあいセンター」と、住民主体で地域の支え合いや活性化に向けた仕組みづくりを行う「集落活動センター」の連携により、中山間地域における生活支援サービスの確保・充実を図っている。また、人材面での支援として、実際に地域に駐在し、地域の実情やニーズに応じた支援を行う取組として「地域支援企画員制度」が進められている。

○集落活動センターの取組（中山間地振興・交通部 中山間地域対策課）

高知県ホームページ内：

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070101/2016031700183.html>

○あったかふれあいセンターの取組（地域福祉部 地域福祉政策課）

高知県ホームページ内：

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060101/attaka.html>

参考 「地域共生社会」の実現に向けた県による自治体支援～東北ブロックの取組から

青森県では、東青圏域の町村部を対象に「多機関連携の協働による包括的支援体制構築モデル事業」を推進、その一環で、対象町村内での住民説明会やワークショップの開催、活動拠点の設置、地域の相談機関等への CSW の配置等、県として自治体支援を行う。

県地域福祉支援計画の基本理念に「互いに認め合い、共に支え合いながら、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を掲げる岩手県では、自治体の地域福祉計画策定を支援しながら、先進事例の紹介や専門人材の育成等に取り組む。

宮城県では、被災者支援の経験を活かして「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」を設置、市町村へのアドバイザー派遣、情報交換会や生活支援コーディネーター養成研修の開催、情報提供等を行う。

秋田県では、自治体の地域福祉計画策定を支援するとともに、「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進に向けたセミナーの開催・周知活動、人材養成講座の開催等に取り組む。

※東北ブロックでは、各県担当課と委員との意見交換会を開催（P.11 参照）。参加は青森県、岩手県、宮城県、秋田県。

（２）基礎自治体が厚生局に期待していること

自治体アンケートでは同様に、地域共生社会の実現に向けて、基礎自治体として国（地方厚生局）に期待する支援を尋ねている（39、41 頁参照）。なお、アンケート設計の時点で、「国（地方厚生局）」と記載しているため、実際、国に対する期待なのか、地方厚生局に対する期待なのか曖昧になってしまっている。

回答をみると、「単独補助事業等（共生型事業）による財政面のサポート」と「好事例などの収集・情報提供」に 2 / 3 が集中した。

企画委員会の議論でも、「特に基礎自治体にとっては、地方厚生局との直接的な関係はなく、イメージしにくいのではないか」という懸念もあった。実際、現在地方厚生局はどのような市町村・都道府県支援を行っているのか、中国ブロック報告会における、中国四国厚生局地域包括ケア推進担当高原課長の資料を引用して確認したい。

下記参考資料は高原課長の私見の位置づけではあるが、今後中国四国厚生局としては、人材の養成と QOL 向上への支援、地域共生社会の地域づくりへの支援、地方厚生局の強みを生かした情報提供の大きく 3 つの観点からの自治体支援を実施していくことが重要と認識されている。

厚生局では既に、各県との共催セミナーを実施しているが、平成 29 年度の各県との共催セミナー実績をみると、受講者合計 731 名（うち県外受講者 114 名）と、一定の蓄積・関係づくりを有していることがわかる。

参考 中国四国厚生局 地域包括ケア推進課の取組（私見）

○人材の養成と QOL 向上への支援

- ・各県と共催したセミナー等の開催
- ・県域を越える専門的なネットワークの構築
（若年性認知症コーディネーター、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター等）
- ・管内専門職養成施設との連携

○地域共生社会の地域づくりへの支援

- ・老人保健健康増進等事業を活用した先行事例の横展開支援
- ・市町村、県、国の出先機関（労働局、地方整備局、地方運輸局）等との連携
- ・認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

○地方厚生局の強みを生かした情報提供

- ・様々なデータの活用と効果的な情報提供

地方厚生局の役割を県支援と想定すると、第一義的には、今回多くの市町村が挙げていた県への期待に対して、厚生局としていかに県をバックアップしていけるかが重要になるのは言うまでもない。

少し観点を変えると、この間ほとんどの権限が市町に移譲され市町村単位の事業実施が前提となった。一方で、先述の医療介護連携のように、現在でも県が所管しながら施策を進めている領域もある。これからの人口減少社会の実像を予測した上での県の市町村支援のあり方としては、①特に町村部など基礎自治体を単位に施策を推進していくことが困難になってくるような自治体への広域的な支援と、②医療介護のように、県と市町村とで管轄が分かれてしまっている領域をつなぐ支援等、異なる観点からの市町村支援が求められているのではないか。地方厚生局による都道府県支援も、こうした県の現状を踏まえたものが求められていると言えよう。

同時に、県を超えた先進的な事業に対する情報共有・研究や民間事業者を巻き込んだブロック単位での事業創出の検討等、県域を超えた、民間との協働による地域独自の事業構想・開発など、市町村・県+民間・住民をつなぐハブ機能、ニーズに根差した厚生局単位でのある種「地域（局域）密着型事業」等の創出など、むしろ、地域からのボトムアップ型の国への政策提言等も期待されるのではないか。

5 まとめにかえて ～今回調査を機に今後引き続き検討が必要なこと

（１）「住んでいる地域」に対する住民（特に子どもや若者）の愛着や帰属意識、参加経験をどのようにつくるか

自治体にとっても、地域住民にとっても、すべての主体にとって、最も基本的な事柄といえる。特に、中山間地域では、多くの子どもたちが、場合によっては高校入学の段階で地域外に出てしまい、中にはそのままふるさとには戻らない子どもも少なくない。

中山間地域や島嶼部で明確に意識され取り組まれていた、子どもや若者の愛着、帰属意識を高める方法として、２つの異なるアプローチがあった。

① １つは、その土地で生まれ育った、あるいは高校等他地域から通学してきている子どもや若者の「ふるさと意識」や「ふるさとでの体験」づくりのための仕掛けづくり

② もう１つは、逆に、地域の外の若者に活躍してもらう仕掛けづくり

である。この場合、住んでいる地域だからもてる愛着、というよりは、その地域の何かが印象に残り、これからここで新たな関係性をつくりたいという位置づけでの帰属意識である。

①については、中学生や高校生が地域の一員として、各種の合意形成の場や提案事業、ボランティア活動等に積極的に参画できるような大人からの工夫もあったし、高校生からの町への提案という形もあった。地域社会が、子どもたちを大切に、かつ尊重し、できる限り多様な経験を積んでもらおうとしている姿は、今後に向けて大変参考になるのではないか。また、地域で受け継がれている生活文化、講やお祭りなどの行事や、農村で今なお若妻会や青年会、消防団とそのOB

会などが残っている地域では、そうした大人の活動に交じって、大人といっしょに実体験している姿もあった。今回調査はどちらかと言えば中山間地域が多かったが、広島市でも地域の子どもたちとの関わりの機会をつくっていた。笠岡諸島でも、「島の今後を考えると、島の子ども達への教育が最も大事」との見解だった。

学校教育においても何らかのカリキュラム等が用意されているかと思うが、子ども・若者にとって重要なことは、「知識としての学習」ではなく、地域での生活文化を大人と共に学び、体験することによる実質的な習得といえる。そうした点で、住民主体で再編された東北の地域自治組織等では、公民館や団体等を拠点として、大人・子ども・若者向けの学習会⇒解決のための実行というサイクルをつくり上げていた。いわば、学校ではない、地域の中の横断的な学びと実践の場である。

②については、中国ブロックの離島や過疎の町で、自治体の施策として明確に位置づけられていた〔笠岡、雲南〕。また、自治体の施策ではないが、希望者があれば地域住民によるNPOで移住をバックアップしたり、逆に当該地域の住民となるための「心得」等を伝授する方法などもとられている。いずれにしても、外からの人に対してどれだけ元からの住民がオープンマインドで受け入れることができるか、住民としての生活文化の共有ができるような仕組みをつくっていくか、が重要とかる。

また、移住ではないが、今回の調査では、就業の場に通っている若者も重要なまちづくりの人材になるという点に可能性を感じた。岡山の事例では、もともと家族会が立ち上げた精神障害者の作業所であったが、障害福祉サービスの事業所となることで若い職員が働くことになり、それから職員から、まちづくり計画の作成を呼びかけるなど、動きが広がっていったことである。この場合は、公民館の職員が、若者と地域をつなぐ結節点の役割を果たしているのである。

ただ、これらについて、今回調査では必ずしも詳細な聞き取りができていないため、調査としては、今後の検討課題とも位置づけられる。

さらに、もう1点、「住んでいる地域に対する愛着」とともに、今回検討できなかった点がある。

Ⅲ章冒頭で触れた、障害のある人がいかに、地域で住民として暮らし続けていけるかは、地域共生社会の実現を考える上で、一つの重要な指標とも言える。同時に、どうしても地域で排除されたり孤立する人は生まれてくるし、逆に介護施設や病院、刑事施設等から地域に戻ってくる人を地域でどのように迎え、支えていくのか等の点については、今回の調査対象に含めることはできなかった。医療機関でいえば救急機能のような位置づけかもしれないが、制度・制度外の「シェルター」のような機能を地域でどのようにつくり、そして定着へとつなげて行けるのか、今後の検討が残されている。

* この点については、「6 地域共生社会の次の一步に向けて ～本事業を通じた気づき」で、東北ブロック委員会リーダーである池田委員が、仙台市と石巻市で実践しておられる「ひなたぼっこ」の取組について解説されているので参照されたい。

（２）基礎自治体の役割の観点から

今回調査で、自治体の実態や意向を把握するための調査としては、１つには悉皆による自治体アンケートがある。さらに、事例調査の一環として、実施主体団体と共に自治体ヒアリングも試みたが、日程調整等の都合がつかず、実際に訪問できた地域は、全体の２／３程度であった。本稿は、そうした限定つきの中でのまとめであることに留意されたい。

ここでは、特に、今後全国的に検討課題となることが想定される、①地域自治組織の再編と、②「互助」と総合事業Ｂ型の位置づけをどのように考えていくかという点から整理したい。

①地域自治組織の再編の観点から

今回調査で明らかになったことの一つとして、「自治体のピンチは地域のチャンス」という逆説的な事柄を挙げたい。特に、地域自治組織を改編している自治体では、自治体が、危機意識や具体的な将来展望を住民と共有し、ある程度の権限を含めて、地域で考え、地域で合意形成を図ってもらうプロセスをとっている。逆に地域の側は、こうした機会をチャンスと捉えていくようになっているのである。こうした地域と自治体の関係をどのようにつくっていくかも今後のポイントの一つではないか。

多くの場合、地域自治組織には、合意形成機能と分野横断的な事業機能双方が期待されているが、そのためには、まずは行政内での福祉を超えた部署間の情報共有・連携が必須になる。例えば、島根県雲南市の場合「地域自主組織」の決定に当たっては、庁内連携をとるとともに、新たな地域組織をつくる際に、どの地区同士で一つの地域自主組織を構成していくのか、その点から地域が決める、という徹底的な地域主体の方法をとった。これは、地域住民に「我が事」感を持ってもらうための最強の手法とも言える。結果として、３年をかけて、地域自主組織の姿が決まってきた。雲南市の場合、この地域自主組織が、例えば介護保険制度の生活支援体制整備事業においても協議体となっているなど、すべての事項について新しい地域自主組織を基本としている点も特徴的である。

今回の自治体アンケート調査からは、全般的に行政の「連携」が十分には進んでいないという結果があがっている。連携には、内側（組織内でのチーム編成）と外側（外部とのネットワーク）の２側面がある。連携がなかなか進んでいない場合、その背景がどこにあるのか。回答の半数は、「地域共生社会」を福祉を超えたまちづくりとして広く対応していくのか、福祉の枠内で検討していくのかについても、いまだ方針を決めかねている状況にあった。逆に意欲がある場合には、その手法がわかれば急速に連携が進んでいく可能性もあるので、自治体が、地域と共に、これまでのノウハウや経験則に縛られない、新たな方法論を学ぶ機会を得ていくことも重要になるであろう。

アンケートの自由回答では、連携に際しての悩みとして、市町村の地域づくりの部局と福祉部局との言葉の使い方が違う、ということで「言葉の共有化」が課題として挙げられていた。まずは、こうした一歩から検討を進めて行く必要があり、厚生局や県の役割も大きい。

②「互助」と総合事業B型の位置づけをどのように考えていくか

介護保険制度地域支援事業等の活用実績と意向について自治体アンケートによれば、現状の実績としては、一般介護予防事業が主流で、今後は、B型への期待が高い（特に、一般市ではB型訪問）という結果であった。

制度・非制度という点で見ると、現在「互助」として行われている、岩手県住田町社会福祉協議会地域での住民主体のサロン活動、とかの元気村あったかふれあいセンターの活動（高知県佐川町）、iikoto メイト（山口県宇部市）の活動は、いずれも、場合によっては、介護保険総合事業のB型通所として実施することもできる活動であった。（ただし、現状ではいわゆる「ケアプラン」の作成は行っていない。）財政的な継続性、安定性という観点からみると、今後介護保険制度を地域共生社会実現のための仕組みづくりに活用する可能性を行政も認識していた。

そのことを訪問調査の際に伺ってみたところ、複数の地域で、特に地域の皆さんは、「それは嫌だ」「考えにくい」という反応であった。その理由としては、「自分たちは、顔見知りの中で、お互いを気かけながらやっている。知らない人のことまで面倒見たくない」、「介護保険になると、結局『事業者』『利用者』という顔になってしまうのではないか、今のような利用者也支援者もない関係がいい」という回答が寄せられている。

介護保険事業に転換するにせよ、当初の目的を考えると、その手段が介護保険であっても、地域の互助あるいは有償の活動どちらでも構わない、むしろ、地域が選択すればよい事項とも考えられ、その「地域が選ぶ」ということが、いかにきちんと、行政と住民とが我が事として考える中で、認識の共有や合意形成を図っていけるかが重要になるともいえるのではないか。

また、ヒアリングの中で示された「介護保険になると、結局『事業者』『利用者』という顔になってしまうのではないか」という意見は示唆に富んでいるのではないか。この点については、今回十分な確認ができていないが、取組の持続性と関係性の自由度等の観点から、検討が必要なのではないか。

生活支援体制整備事業、介護予防事業、B類型（住民主体）のサービス展開の課題解決にと、安易にこれらの活動を置き換えるのではなく、むしろその活動にあった制度として、自治体として応用していこうという視点で、制度を再設計してみてはどうだろうか。県や厚生局としても、こうした観点からの市町村支援が重要であり、こうした取組が、厚生局の創発する「地域共生のサービス」のより豊かな中身に近づいてくるのではないか。

6 地域共生社会の次の一歩に向けて ～本事業を通じた気づき

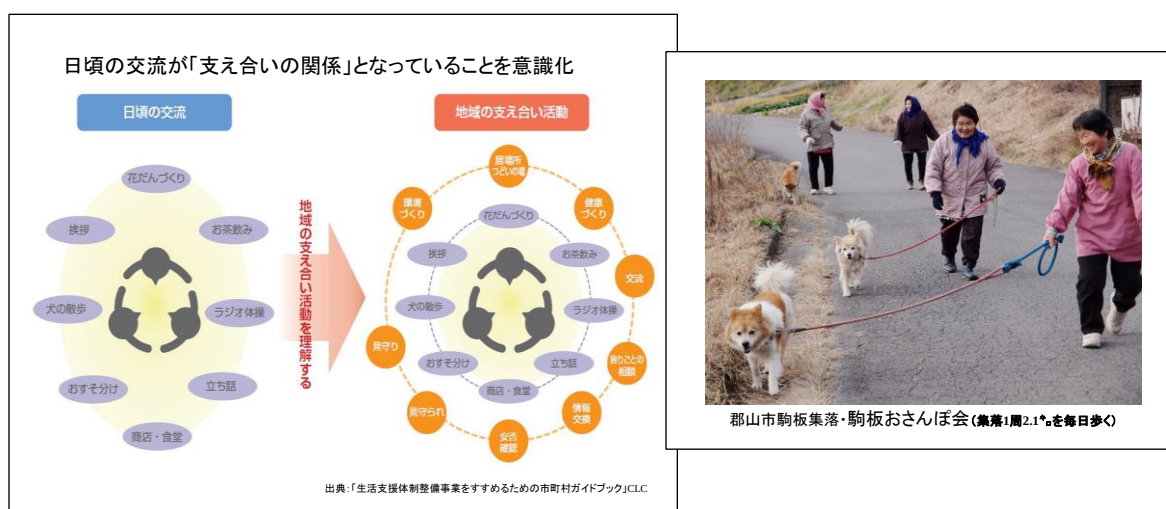
(1) 東北ブロックから

○池田 昌弘 委員

特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長、東北ブロックリーダー

この研究事業は、東北厚生局と中国四国厚生局の管轄エリアを研究フィールドとして進められた。中国ブロックでは、介護事業所・施設と住民が連携して地域づくりに取り組んでいる事例を中心に、東北ブロックでは地域住民が主体的に活動している事例を中心に掘り下げてきた。東北の取組を少し広げながら、あらためて「地域共生社会」について考えたい。

1. 「日頃の交流」をよく見してみる



例えば、老人クラブの「花壇づくり」やご近所で「お茶飲み」をよく見てみてほしい。老人クラブの「花壇づくり」は、実は「集いの場」になっていて、そしてそれが「健康づくり」になっている。そこでは、いろいろな情報交換がされていて、「今日はあの人がお休みだけど、家が近いから、帰りに訪ねて声かけるね」と言い、それが「見守り」、「安否確認」になっている。ご近所の「お茶飲み」も、そこに通っていくことが「健康づくり」になっていて、その場が「居場所」になり、「情報交換」、「困りごとの相談」、「安否確認」、「見守り」にもなっている。よくよく見てみると、出かける先のある高齢者の方たちはいろいろなつながりを持っている。これは今、健康寿命においても随分言われている「社会性」のある暮らしである。

例えば、福島県郡山市（人口34万人）では、毎年『通いの場』普及推進大会を開いており、市長もいらっしゃる場でいろいろなグループが日々の暮らしぶりを発表する。

この写真は仲よし4人組が毎日している犬の散歩の様子。午後2時になると、一人が犬を連れて近所のお友達に「散歩に行くよ」と声がけをして、他の方も次々に犬を連れて家から出てくる。お一人だけ猫しか飼っていない人がいるので犬は3匹で、集落1周2.1キロを4人で歩いている。散歩が終わると、誰かの家でお茶飲みしている。

この方々は市長さんから感謝状をもらった。なぜかという、①仲よし4人組で毎日散歩をす

ることは、お互いを見守り、気にかけて合う関係になっていて、困りごとがあればお互い支え合っている。②集落1周 2.1 キロ歩いているのは運動になっている。③誰にも頼まれていないなかで毎日家から出てきて集落1周歩いていると、必ず誰かしらが見ていて、「また今日もあの4人歩いてるね」と「見守り活動」ならぬ「見守られ活動」になっている。「見守られ活動もとても大切だ」と市長さんから感謝状が出た。

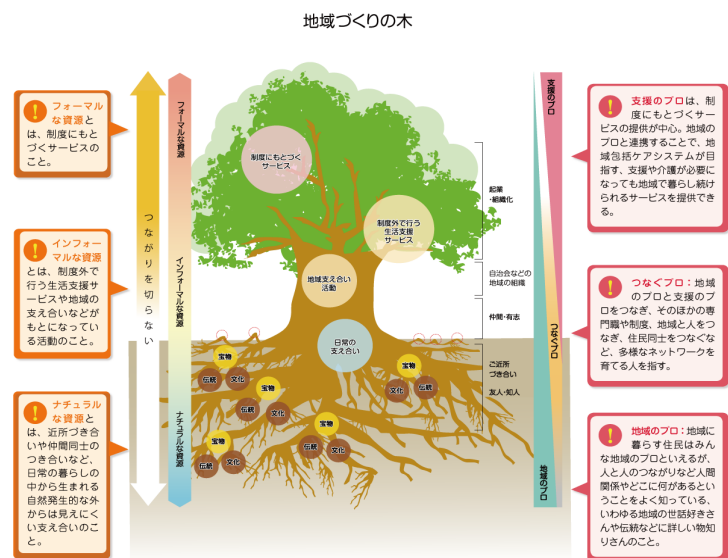
2. 「地域づくりの木」を倒さないために

住民の皆さんの取組をいろいろと聞いてみると、芋づる式のようにつながっていると感じる。ラジオ体操をしている人が終了後ウォーキングをされていて、ウォーキングが終わるとコンビニに立ち寄りイートインコーナーでおしゃべりをしている。これは、サロンとは言わないサロンになっている。また、こうしたつながりがお互いの気にかけて合う関係へと発展するが、これも、支え合いとは言わない支え合いの関係となっている。そういうことが都市部でも農村集落でも行われていることが見えてきた。

高齢化率 56%の福島県昭和村は、カスミソウ生産日本一の村。デイサービスセンターを休んでカスミソウの出荷のアルバイトをしている高齢者がいる。時給は 850 円。2 時間だけ働いて、2 時間おしゃべりして帰る、という。

この話をしていたら宮城県の気仙沼でも、「今、気仙沼はワカメの収穫期で、気仙沼のお年寄りにはデイサービスセンターを休んでワカメの収穫の手伝いに行ってるよ」と話す方がいたので訪ねて高齢者に話を聞いてみると、「デイサービスには忙しくて行けない」と。専門職や家族は、本人

には役割や居場所があって忙しいのにデイサービスどころではないのに、そこから切り離すようなことをしていないだろうか。日中の明るいときは家の周りでやることがある、ご近所の目もある。しかし夜が不安と言われるが、日中デイサービスセンターにお連れして夕方家にお送りする。本当はナイトデイサービスが必要なのに、現場からはそういう声が上がらないので、介護保険の制度も変わらないのではないだろうか。



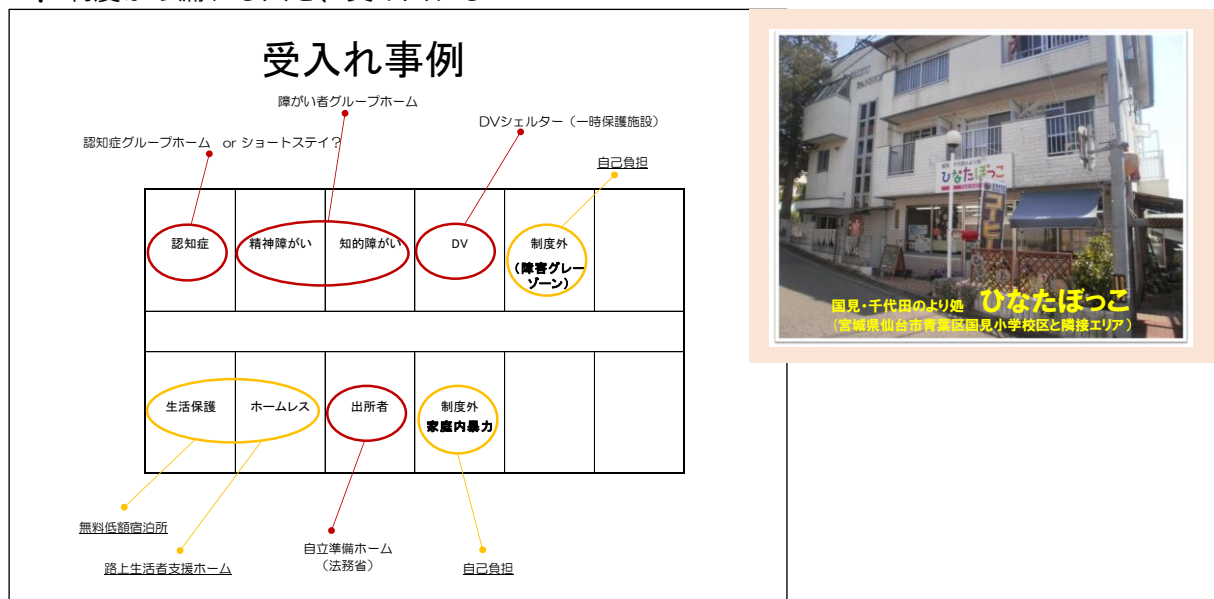
この図は、宮城県の第7期の高齢者保健福祉計画にも位置づける「地域づくりの木」。枝葉が「フォーマルな資源」、幹が「インフォーマルな資源」、根っこは「ナチュラルな資源」としている。根っこの部分は土の中なのであまりよく見えないが、ご近所でのちょっとした気にかけて合いや見守り合い、そして支え合いがとても多くある。

右側に「支援のプロ」と「地域のプロ」と「つなぐプロ」とある。「地域のプロ」とは地域住民のことで、誰と誰がつながっていて支え合っているとか、よくわかっている。でも、「支援のプロ」

はそんな細かいところまではわからない。この両者をつないで地域づくりをしていかなければならないが、両者を「つなぐプロ」が、町内会長や民生委員、生活支援コーディネーター。高齢者が増えて介護保険サービスを使う方が増えて枝葉が大きく茂って、地域のつながりが弱くなって根っこが細ってしまうと、この木は倒れてしまう。適切にサービスを使いながら、根っこを太くしていき、この木が倒れないようにしていかなないと、地域は持続しない。

東北のある地域で、住民の方がおしゃべりしているところにお邪魔したら、「介護保険サービスの利用が増えると、あちらの世界の人になってしまうのよね」という言葉を耳にした。つまり、介護保険サービスを使うと、ご近所のつながりがどんどん薄くなってしまいます。1日でも長く自宅や地域で暮らすためにつくられた介護保険サービスが、それを使うとご近所の関係が弱くなって、結果、施設に向かうベクトルが大きくなってしまうということをもう一度考え直さなければいけない。こういうことこそ協議体で話さなくてはいけない。協議体では、ないものとか課題探しをしているが、課題探しはすぐ行き詰まる。あるものや、できていることを探することがとても大切だ。住民の皆さんはいろいろな工夫をして、何とか地域で暮らすようなことをされていて、そこに視点をむけなければいけないと思っている。

3. 制度から漏れる人を、受け入れる



私たちはいま、仙台と石巻で、制度から漏れるあらゆる人を受け入れる緊急一時支援の取組を実践している。どんな方が利用するかというと、どこも受け入れてくれない認知症や、精神障害者の方、同居家族が急死して一人残された知的障害者の方や障害のグレーゾーンの方やホームレス、出所者などなど。また、例えば、火災の延焼で今晚泊まるところがないという人も、施設や病院から自宅に帰ることに不安があり、中間的に利用される人も受け入れている。取り組んでわかったのは、普通の施設は慢性型の施設なので、緊急の人を受け入れにくいということ。「今晚泊めてください」と言うと、「施設長がいないので決められません」とか、実態調査してから、「うちの施設ではこの人は急では見られないからだめです」と言われるが、救急病院と同じく、「まずはとりあえず来て」と言って受け入れる態勢をつくれないと、難しいのだろうと思う。これを町

内会長や地区社協の会長、民協の会長と一緒に運営しているが、住民の皆さんから「こんな人を受け入れてはだめ」と言われたことは一度もない。逆に「こういうところがないと地域だけで支えられないので助かる」と言われ、応援してもらっている。このようにみんなで受け入れるところがあれば、どんな人も地域でまだまだ暮らせるということが見えてくる。

異なる視点から「地域共生社会」を実現するための取組を考え事例を収集してきたが、東北ブロックで考えていることと中国ブロックで先駆的に取り組んでいる方々の共通点を見出すことができた。

○大坂 純 委員

東北こども福祉専門学院 副学院長

1. 「地域共生社会」を検討するにあたって

地域共生社会のキーワードは、「わかっていることと、わかられていること」にあるのではないかと、と常々感じている。それは、自分の存在を周りにわかってもらっていることと、自分も周りにいる人のことをわかっているということである。そして、そのことが、地域で住民として暮らすことができるということではないかと考えている。

一方で、地域の中にあるそうした取組みを調査として見つけていくことはかなり難しいことだと感じる。なぜならば、住民がすでに行っていることも、「事業」でなければ見えないし、調査をしてもあがってこない。仙台のような都市部であっても、そういう動きはあるが、調査をしてもそういった草の根の部分は見えてきにくいだろう。第一、本人たちもそう自覚していないケースがほとんどではないか。生活支援体制整備事業においては、私たちは発表会を奨励している。活動の自慢大会をしてもらい、それに意味づけをしていく。そして、意識化していく、というプロセスがある。

例えば、認知症の高齢者や障害者など、専門職から見れば、「支援が必要な人」と言うことになるかもしれないが、そもそも住民がそういう見方をするのか、或いはそういう見方をする事自体がどうなのか、という懸念もある。「友達の友達」などという見方をしているだけなので、その人にずっと入っていくことができる。「知り合いの旦那が困っているから、助けるのが当然」というだけの話で、それが広がっていくと網の目が広がるのだろうと思っている。

本人は関係性の中で生きているわけだから、地域社会とどうつないでいくかということが重要で、そのためには、地域に今あるものをどうつないでいくか、どう生かしていくか、ということではないか。あるものを上手につなげたり、表に出したりしていくことが重要で、それを側面的に支援するという事。

なので、どうやったらいろいろな人が集まるか、と考えるよりも、出て行ってしまったほうがいい。障害者大会だから来てください、ではなく、地域ですで行われている取組に出ていったほうがいいと思っている。

そういう前提で、多様なものが地域にあることが重要だという事が伝わるようにしたほうがいいのではないかと。福島県の郡山市で集いの場の推進委員会を実施したときも、いろいろな活動が

出てきた。一つの自治体でもいろいろな取組がある。いろいろな取組があればあるほど、網の目が張り巡らされるのではないか、と思っている。

2. 事例からの学び① 「ラジオ体操&歩こう会」から

「ラジオ体操&歩こう会」が一般的なサークル活動と異なるところは、生活支援の取組が自然にできている点にある。ラジオ体操を一緒にすることにおさまらず、機能が多様化している。孤立予防だけではなく、リハビリ効果もある。何もできなかった人が、自発的に通うことで介助なしで生活できるようになったり、男性の方だと身辺がだらしなくなりがちなところを（このグループ内の）女性の方たちに生活指導をされたりしている。ご本人たちは全く意識していないが、いろいろな効果がある。

例えば、ラジオ体操&歩こう会のメンバーのパートナーが亡くなってしまって、介助者がいなくなってしまうことがあった。そのときに、メンバーが迎えに行き、本人はしぶしぶだったが、来るようになり、車いす無しで自立して生活できるようになった。

それは、「地域のために何かしよう」ということではなく、たまたま知り合いのご主人だけが残ってしまったので、「一人暮らしだけど、どうしているんだろうね」という話になって、迎えに行き、ラジオ体操に誘うようになった。

3. 事例からの学び② 「天童市 高掬地域づくり委員会」から

天童市での訪問調査（高掬地域づくり委員会）では、委員会運営上の合言葉として、

- ・自分たちの力で解決できるものは自ら取り組もう。
- ・学習をしながら課題を解決しよう。
- ・みんなで話し合い考えながら解決しよう。

の3点が挙げられていた。

会をスムーズに運営するには、「学習すること」と「協議すること」が大切だと思っている。それは、視野を広げるための協議であり、視野を広げるための学習、活発にするための協議、なので、広げることと多種多様なことを認めることが重要ではないかと思っている。

いろいろなものが地域のなかに網の目のようにある、ということが重要という前提からすると、「きらりよしじま」のようにそれを自分の組織でつくってきたところもあるが、すべての団体がその方式で進めて行くことには無理があると思う。行政がそれを認めていける仕組みを考えることが重要ではないかと思う。

(2) 中国ブロックから

○丸山 法子 委員

一般社団法人リエゾン地域福祉研究所 代表理事 中国ブロックリーダー

地域共生社会の実現をめざした本研究事業は、つぎの3つの特徴がある。

- ①制度的な「共生型サービス」といわれる保険内サービスに限定せず、地域住民とともに対象領域を超え、多様な主体が協働した支援活動であること
- ②高齢者や障害者、要介護者といった福祉の対象分野の枠で分類ができない幅広くゆるやかであること
- ③活動の展開プロセスや実施主体の構成要素にフォーカスした点

あくまで住民の主体性に主眼をおきながら、自治体や支援組織が、それを側面的にサポートするスタンスや具体的な手法について、今までクローズアップされなかったことも含めて、たいへん意義のあった事業と考える。各地で展開する進行中を含めた事例の収集と調査、そして実践者との議論から得られたなかから、つぎの2つの要点と今後の活動展開についての提案を述べたい。

1. 視察や事例候補にあがった取り組み事例から得られたエッセンスについて

地域共生社会を実現していると思われる活動事例のリストアップ作業段階から、全体を俯瞰して重要と思われる共通要素として、つぎの3点がある。

(1) 制度や対象者の枠で分類しない活動であること

生活課題を抱える住民への支援は、従来、住民の互助を土台に専門的分野を公的サービスが担うかたちが、やがて公的サービスへの依存度が高まった。住民の互助活動は、住民の頻繁な入れ替わりによる地域への愛着・帰属意識の低下や生活スタイルの変化含めて、かかわりの希薄化が大きな課題である。そのなかで、今回の事例のほとんどは、気づきや思いのある住民による支え合い活動としてスタートしている。こうした活動は、身近な近隣住民の抱える生活課題をいち早く察知し、その人たちへの日常的でさりげない支援活動。これらは共通して、制度を前提にしていないことにより、高齢者、要介護者、子ども、障害といった対象者別の分類がしにくい。また、地域の実情や文化、活動状況や支援の内容によって多様なかたちとなり、多様な人々が支援者として受け手として関わっている。社会保障制度としての分類からではなく、その活動でどのような成果があるのか、事例を注視していくことが必要である。

(2) 地域活動を継続するための工夫

個別の生活課題のためにスタートした活動が、その後、維持継続することができず消滅することがある。とくに補助事業からスタートしたものは、補助期間が終了すると同時に活動や事業が終わってしまうことも少なくない。今回の多くの事例は、長年にわたり、活動のかたちを変えながら、活動を維持継続させている。共通するのは、変化する必要性に伴い、活動の形式やありかたを柔軟に変えてきた経緯があること。細かすぎる規約や複雑な意思決定までのプロセスにしばられることなく、シンプルにかたちを変えられる工夫が見受けられた。

また、より多くの外部リソース（資源）が関与していることも重要な要素である。発起人やそのグループ、組織だけが運営する一方、より効果的に運営をするためには協働者、関連する

組織の存在が欠かせない。活動の拡大や継続、水平展開を生み出すために、外部リソースとして、①人材（住民、行政職員、専門家等）、②建物や場所（公的設備や福祉施設等）、③資金（助成金制度や寄付等）、④情報提供や共有（補助事業の活用情報、コラボや共催等）を、独自のコミュニケーションスキルを駆使してうまく活かす工夫をしていた。

（３）多様なキーパーソンの姿があること

活動は、自然と発生するように見えていてもキーパーソンが必ず存在している。気づきを実行に移し、強力に推進するリーダーシップ的人材と、上記のような工夫を生み出したり、関係機関との連携に動いたり、活動の影の下支えをするフォロワーシップ的人材の２タイプ。意図的に役割を決めることも、また実働的にそういった存在になっていることもさまざまあり、まさに個々の特性。共通して両者の力が如何なく発揮できていた。

2.活動の創出、継続のための自治体の役割について

（１）自治体に期待することとは？

活動の実践者に対してほぼ共通して確認したこの質問に、どう回答されたか。「もっと地域に足を運んでほしい」「もっと関わってほしい」といった意見のほか、「余計なことをしないでほしい」「お金でつらないでほしい」などもあった。これらは住民の主体性を尊重し、しっかりと長く応援をしてもらいたいという肯定的なメッセージ。そのためには、頻回な異動人事をせずじっくりとした行政職員からの関わりや、活動の決定段階においてアドバイザーとしての側面的な立場からの支援など、自治体職員ならではの出番がある。また、関係団体との連携の場面や助成金申請時、公共施設の使用時など、活動展開に向けたお墨付きといった自治体にしかできない独自の役割も発揮してほしい。

各自治体へのアンケート調査では、地域共生社会の構築の政策上の位置づけについて半数近くが「判断しかねる、または方向性が定まっていない」と回答している（アンケート結果参照）。上記のような地域からの要請に対応するために、①住民主体の取組の把握、②部署内外の担当者間連携、③活動人材の育成確保策の展開などに取組む必要があると考える。とくに、目前にある、生活支援体制整備事業、介護予防事業、B 類型（住民主体）のサービス展開の課題解決にと、安易にこれらの活動を置き換えるのではなく、むしろその活動にあった制度として応用しようという視点で、制度を再設計してみてもどうだろうか。

3.今後の展望として

（提案１）地域活動の情報集約のしくみ化

住民の助け合い活動は、表向き、健康づくりや介護予防、趣味や楽しみなどの活動だと見ると、結果として見守りや声かけ、個別の支援がなされているといった効果が組み込まれていることがある。表面を見ただけではわからない、潜在的な活動の事例が多くあった。地域包括ケアの深化として支援活動を促進させるためには、どこでだれがどのように、といった地域の活動情報を細かく把握することから始まる。地域包括ケア構築にむけた「地域ケア会議」の５つの機能のなかの「ネットワーク構築機能」がこれにあたるのではないか。行政担当者だけが単独で情報を集めるには限界がある。まだ活動名もないような小さな住民の互助を把握し運営支援するために、地域自治組織や中間支援組織と協働したり、既存のしくみをうまく活用した

りして、集約機能をもたせることは大切である。

（提案2）活動の見える化

前述のように、住民の活動は表面的メッセージと潜在的意図といった2段階構造がある。プロセスから浮かび上がる支え合いのルールや支援目標など独自に定められているものには理由があり、よく観察をしなければ正しく理解ができないことが多い。さらに既存の制度や領域の枠に入らないため理解されにくいことも、新たな人材不足につながる要因のひとつではないだろうか。活動のていねいな表現や、一目でわかるような説明、理解を助けるデザインやコピーといった「見える化」した活動情報と支援策の工夫が必要である。

（提案3）「地域包括ケア人材」の育成と確保

制度の枠にとらわれない地域独自の助け合い活動を生み出し広げるには、住民の主体性は外せない。支援者だけでなくすべての住民の気づきを生み出し、引き出したい。そのためには勉強会や事例検討会、発表会を効果的に開催し、増加する生活課題を知るなどして、活動のきっかけとするなど、従来あるものからさらなる工夫が必要である。同時に、専門職含めすべての行政職員、定年後の行政職員こそ地域の一員として、持てる経験と知識を発揮してもらいたい。地域人材はもちろん「行政人材」こそ、発掘していくべきである。こうした「地域包括ケア人材」の育成と確保は重要課題である。

今回、中国ブロックリーダーとして委員に加えていただいた。かねてより地域包括ケアシステムの構築にむけた自治体への支援や、地域活動の創出、活動支援を広く展開してきた経験から、地域包括ケアの深化としての地域共生社会の実現のために、マクロとミクロ両方の視点で検討をしつつ、また、中国ブロックと東北ブロックの対比から得られる文化や地域性の特徴をふまえ、地域活動のプロセスと自治体との関係性を考察する役割として、委員の皆様とともに議論を重ねてきた。個々の事例から浮かびあがる住民主体の助け合いの姿と経緯に二つと同じものがなく、ていねいな読み込みと理解は、対話しながら深めることが大切だという実感があった。地域包括ケアの深化をめざし、こうした事例から得られたエッセンスを集約し、地域特性にあった住民による地域共生社会の実現がある。この報告書をきっかけに各地での取組みが創出し展開されることを願いたい。

○黒宮 亜希子 委員

吉備国際大学 保健医療福祉学部 社会福祉学科 准教授

大学は教育研究機関であり、その役割とはまさに地域共生社会を担う人材の育成および研究にある。特に大学数が少ない地方の都道府県としては、地域社会に人材を送り出す貴重な機関でもある。地域共生社会の実現に寄与する若い人材の育成の視点から簡潔に述べたい。

本事業の中で視察に訪れた団体や機関には、大学および教育機関と連携しながら行い活動を進めているケースが多数あった。教育機関との連携の利点は、やはり若い人材が地域について学ぶことができる点であろう。学習者として地域活動に参画する経験は、彼らの「我が事」感覚を養う機会となる。その例として、ある団体の視察に訪れた際に、責任者として活躍されている担当者の方のお話を長時間うかがうことができた。その方が活動に関わった契機は、大学在学中に授業の一環として当該地域の活動・取組に関わったことであったという。その後、地域の魅力に惹かれ、Iターンとして転居し、現在も活動の中心を担っておられる。

そもそも大学生のような若い年代には、地域共生社会の軸をなす「地域」という概念が頭になことが多い。彼らの年齢からすれば無理もないかもしれないが、これに加えて「地域における支え合い」や「地域における共生」と言ってもピンとこない。専門職を養成するという以前に、彼らの育った生育環境に大きな変化が起きている。その実例として、近所づきあいがほとんどない地域で育った大学生に、「地域における支え合い」や「地域共生」と説明しても、「なんとなくそれは必要なことだ」、「それは大事なことだろう」と漠然とした理解にとどまることが多い。これはソーシャルワーカー等の専門職を目指す学生もそうであるし、それ以外を専攻する学生も同じ傾向であると感じている。子どもの頃に近所の家に上がり込む、他所の家に出入りした経験がほとんどないという学生もいまや珍しくはない。専門職として専門的知識・技術を備えた「支え手側」になるという視点も大事だが、その生育の中で、地域の中で見守られてきた、支えられてきたという、「受け手側」の経験も人の成長には重要ではないだろうか。

大学生にとって重要なのは知識の獲得とともに経験であると考え。大学入学後にボランティア活動や、地域貢献活動を通じていわゆる「地域デビュー」を果たす学生も多い。この背景には、大学の社会貢献・地域貢献の必要性がひろく叫ばれているためである。さらに、大学の教育カリキュラム全体も変化してきた。能動的な学習を促すアクティブラーニング（AL）、問題・課題解決型学習（Problem Based Learning）といった授業手法も積極的に取り入れられている。特に地方の大学は、学生自身が地域に潜在する問題を見つけ出し、その解決に向けて動くことができる人材の養成を目指している。実際に学生が実習としてある中山間地域に点在する集落に赴き、集落の生活の様子を住民から聞き取ることで、「地域における支え合い」や「地域共生社会」のイメージが学生達の中にも沸いてくる。経験を通じて初めて、「我が事」としての「地域」が実体化するからではないだろうか。

パネルディスカッションの際、指定論者として短い学生とのエピソードを話させていただいたが、日頃大学生の教育に携わっている中で、学生の言動に教員としてハッとさせられることがある。大学入学後、自ら地域活動を行う団体を立ち上げ、積極的に地域活動を行ってきたある学生がいた。その学生が就職活動中の4年生のある時期に、「先生、会社に勤めるとか社会人になるのももちろん大事だけれど、私は地域の人、特に地域の子供達にとって信頼される大人になり

たいと思うのです」と口にした。なんとなく学生の口から出たその言葉ではあるが、一教員としてというより、一人の人間としてハッとさせられた。このエピソードから鑑みるのは、一昔前の日本の地域社会では、それこそ地域に信頼できる大人がいるということは当たり前のことであった、ということはないだろうか。近所の人に上がり込む、行き来する、近所の子供と一緒に他所でおやつを頂くなどは決して珍しいことではなかったはずである。

信頼できる人（大人）が地域にいない社会において、「地域共生社会」は成り立たないように思う。地域共生社会の目指す、「人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながる」ことは、基本は人とのつながりやそこでの信頼ではないだろうか。それは大人になって急に備わるものではなく、おそらく小さな頃からの蓄積であるといえる。若い世代、年齢の違い、障がいの有無など一切関わらない、地域に「自分のことを知っている人がいること」、そのなんとも言えない煩わしさ、逆に言えば心地よさが地域共生社会の根幹にはあるように思う。要は「我が事」や「丸ごと」の土台にあるのは、「ソーシャルキャピタル（Social Capital）」の醸成であり、いかにその質と量が担保されているかが関連しているであろう。

大学のみならず教育に関わるということは、ある意味その地域やひろくは国の未来を作ることと繋がっていると考える。地域共生社会の実現を担う次世代の若者に、「地域共生社会とは」をどう伝えるかは、知識としてだけでなく、ハート、心がやはり重要である。これは、保健医療福祉等の専門職、いわゆる国家資格の取得を目指す学生のみならず、リベラルアーツとしての幅広い体験と学びの機会を社会全体が提供することもあわせて重要であろう。そのためには、教育研究機関としての大学のみならず、さらに幼少期からの学校、地域、家庭とのスクラム連携が益々重要になってくるのではないだろうか。

おわりに

～今回の調査を通じて感じたこと～

1. 「共生社会」と「地域共生社会」

障害福祉分野出身の私が、今回の調査事業に関することを依頼されたのは、障害児・者、高齢者が24時間365日いつでも相談できる総合相談センターや、障害者、高齢者が制度横断的に利用できるホームヘルパー派遣に加え、有償ボランティアを組み合わせる制度の対象外の人にも支援ができる仕組みづくりを、障害福祉の現場から進めた経験によるものと思われる。障害福祉の分野では、障害者総合支援法において、「障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」を実現することが基本的理念となった。一方、高齢者の分野から進められてきた地域包括ケアの概念は、その対象を広げ、子ども、障害者、高齢者、生活困窮者などの分野を横断的に捉える、「地域共生社会」の実現が目指されることになった。

このように、別々の分野から目指されるようになった「(地域) 共生社会」は、同じものを目指しているのか、それとも違うのか、というのが、障害福祉分野が出発点であった私にとって、この研究事業に関わるようになった最初のテーマであった。

これに答えを与えてくれたのが、広島県福山市の「鞆の浦・さくらホーム」の取り組みであった。事業を始めた代表者によれば、鞆の浦に嫁いだ後、義父が病に倒れ車いすの生活となって自宅に帰ってきたが、近所の人たちから病気になる前と同じようには付き合ってもらえず、「自分は役立たずになってしまった」と落ち込む姿を見て、社会の意識を変えたいと思ったことが原点とのことだった。その後、町の歴史を象徴する木造の工場が取り壊されることを惜しみ、その建物を買い取って介護の事業所を創設したという「物語」は、地域共生社会とは、その町に住む人と人との関係や歴史がつくるものであるということを教えてくれた。運営する小規模多機能型居宅介護事業所の訪問回数が1日60回という実践は、そこを利用している一人一人の生活と意思を尊重した結果であり、「相互に人格と個性を尊重し支え合う」ことは、地域共生社会においても共通する理念であることを教えていただいた。

2. 自治の新しい形

地域共生社会の事例調査で印象に残ったのは、自治の新しい形が生まれてきているということであった。これまで、自治は、住民が税金を払って行政に任せ、行政が主導する自治に住民が協力したり参加したりするというのが一般的だったように思う。しかし、特に、人口減少が進む中山間地域においては、行政が中心になって全てを担うことに限界がきている。町内会は役員のなり手がなく、若い世代は都市部に出て行き、子どもも減り、高齢者は増えている。このような状況に活路を見いだそうとしている取組みが、高知県佐川町の特定非営利活動法人とかの元気村や、島根県雲南市の地域自主組織、鳥取県南部町東西町地域振興協

議会の取組みである。廃校になった小学校や公民館を集落の住民活動の拠点及び事務局として活用し、法人格の有無に関わらず、行政が住民組織に委託費を出して専従の人を配置し、集落単位の生活支援やグループ活動を住民が担い手になって進めている。これまで、行政が担ってきた役割を、拠点となる建物と専従の人をセットでつけて、財源も含めて住民に委譲し、集落の住民が主体となって地域活動を展開することで、孤立防止や健康作りのためのお茶会やサロン活動、地域の運動会、通院や買い物のための移送サービス、短期的な宿泊サービスなど、集落のニーズにきめ細かく対応した活動を行い、それを住民自身が担って主体的に活動する、行政にお任せではない地域活動が展開されていた。きっかけは、財源も人も減る中で、やむにやまれず始めた「対策」だったのかもしれないが、実際に始めてみると、集落における地域作りを、住民自身が生き生きと主体的に行っており、それを後ろで支える行政の職員も、その姿に触発されるかのように、生き生きと楽しみながら取組みを進めている姿に、人口減少社会が開く、新たな「自治」の可能性を感じることでた。

3. 財源としての介護保険の可能性

一方、これらの自治体に共通していたのは、このような取組みを継続するための財源の問題であった。現在は、自治体の独自財源や地域創生のための有期限の補助金などを活用している自治体が多く、事業の継続、拡大のための財源確保が課題となっており、今後、介護保険の地域支援事業や介護予防・日常生活支援総合事業を活用することを検討している自治体もあった。市町村が保険者である介護保険制度を、地域共生社会のための仕組みづくりに活用することが、可能性として期待される。

4. 地域共生社会は足元にある

福島県郡山市の「ラジオ体操&歩こう会」は、住民が相互に支え合う共生社会が、実は私たちの足元にあることに気づかせてくれた。もともと、健康のために毎日ラジオ体操をして、その後グループでウォーキングをするようになり、それが地域の人たちが相互に参加者を気にかけ、気にかけられるようになり、自然な見守り、見守られ活動になっていることに気がついた、というものである。高齢者世帯の見守り体制をつくろうとすると、多くの場合、地域包括支援センターや民生委員、町内会などが隣近所の住人と申し合わせをして、毎日雨戸が開いているか、新聞や郵便が溜まっていないか確認し続けるということが行われるが、「ラジオ体操&歩こう会」の人たちは、毎日決まった時間に集まってラジオ体操をしてウォーキングすることにより、毎日来ている人が、連絡もなく来なかったら、グループの人たちが心配して、休んだ人の家に様子を見に行くという関係ができている。地域共生社会というと、途方もない労力をかけて、大掛かりなことを始めなくてはならないようなイメージになりがちであるが、実は、「ラジオ体操&歩こう会」のように、地域の中で自然に行われていること

を見つけ出し、再評価することから始めることが、地に足の着いた、その地域らしい取組みの開発につなげることができるのではないかと感じた。自分が気にかけている人、自分を気にかけてくれている人を書き出せば、自分の「地域共生社会度」を計ることができそうだ。調査委員会では、このような身の回りの活動を再評価することは、地域共生社会という大きな木に水と栄養を吸い上げていきわたらせる、地面の下に根っこに目を向けることであるという比喻が使われたが、的を射ていると思われる。

5. キーパーソンを生み出すもの

今回の調査事業で、地域共生社会を実現する、様々な素晴らしい取組みに出会うことができた。これらの取組みの多くには、それを進めるキーパーソンがいた。これらの人たちがキーパーソンとなった要因は何だったのだろうか。何人かの方に尋ねたところ、共通していたのは、ご自身の家族が病気で介護が必要になったり、生まれながら障害をもっていたり、無理が災いして亡くなられたりしたことなどによる、個人的な体験が原点となっていることであつた。それらの体験は、辛さや苦しさ、理不尽さを伴うものであつたと思われるが、それを土台にして地域社会を変えたいという想いにつながっているように感じた。キーパーソンになっている人たちを動かしているのは、介護や支援を必要とする当事者の存在そのものであるように思われる。だとすれば、キーパーソンになりえる人は、どの地域にも必ずいるのではないだろうか。支援が必要な当事者は、一見すると「保護を必要とする弱者」のように見えるかもしれないが、実は、その人の存在のもつエネルギーが周囲の人たちを動かし、キーパーソンを生み出して地域共生社会をつくる取り組みを進めているのだとしたら、日本全国どこにでも、その可能性は満ちていることを、今回の調査を通じて感じた。

地域社会が変容するなか、それぞれの地域で場づくり・人づくり・仕組みづくり、関係性のつむぎ直しが始まっている。本報告書が、各地域において行政と地域がともに課題に向かっていく際のご参考になれば幸いである。

末筆ながら、お忙しい中、アンケート調査、訪問調査にご協力いただいた住民組織、事業者、自治体の皆様、訪問調査や委員会での検討にご参画いただいた委員の皆様に心より感謝申し上げます。

平成 30 (2018) 年 3 月

地域共生社会を実現するための
新しい包括的支援体制と住民主体の地域づくりの構築事例の収集及び
自治体、地方厚生（支）局等の役割に関する研究事業検討委員会

委員長 曾 根 直 樹

IV 參考資料

1 事例一覧

本事業の一環として、地域共生社会の実現に向けた自治体アンケート調査を実施したが、そのアンケートの中では「地域共生社会の実現に有効と思われる取組事例」を自治体から挙げてもらっている。

その一覧（※）は、以下のとおり。

※報告書への掲載の許諾が得られた紹介事例のみ。

No	紹介自治体	取組主体	取組のキーワード	開始年
1	青森県階上町	各町内会	地域住民による地区計画策定	H19
2	岩手県久慈市	久慈市	いきいき百歳体操を通じた生活支援	H28
3	岩手県岩泉町	岩泉よりそい・みらいネット	多機関の協働による包括的相談支援体制構築	H29
4	秋田県湯沢市	NPO 法人ひだまり	障害児・者との交流の場づくり	H30
5		湯沢市社会福祉協議会	「ふれあい広場」（福祉祭り）	S52
6	福島県郡山市	郡山市	「福祉まるごと相談窓口」の開設	H29
7	福島県伊達市	伊達市	共助社会構築推進事業（地域通貨導入）	H29
8	鳥取県鳥取市	鳥取市	こども食堂を核とした「地域食堂ネットワーク」	H29
9	島根県益田市	益田市	まちづくりラウンドテーブル	H28
10	島根県雲南市	地域自主組織	市内全域で「地域自主組織」の設立	H17
11	岡山県岡山市	山崎東町内会見守り隊	住民同士の声掛けや見守り活動等	H28
12		平井学区 地域づくり会議	他機関連携と地域づくり研修会等	-
13		平島健康福祉委員会	地域課題・生活課題解決への取組	H24
14		楽しく元気もも太郎体操クラブ	生きがいと健康づくり	H28
15		御津南学区宇垣原町内会	「ちょっとだけ お助け隊」の活動	H25
16		おやじの会	いきいきサロン「オヤジ」	H20
17		福田学区支援サポート協議会	「福田学区支援サポーター」の組織化	H28
18		南輝ケア会議	みんなが安心して暮らせる地域づくり	H23
19		みどり動好会サロン	体操と居場所づくり、見守り活動	H17
20		がんばる さくらんぼ会	体操と居場所づくり、見守り活動	H17
21		NPO 法人なでしこ会	「福渡夢プラン」	H21
22		宇野学区コミュニティ協議会	宇野学区放課後宿題教室	H26
23		よこいゆめくらぶ	わくわく農園	H10
24		さいさいサポーター	さいさい子ども食堂	H28
25		高野尻村をつくる会	高野尻村をつくろうプロジェクト	H28
26	山口県宇部市	iikoto メイト	いつでも、だれでも集える拠点	H22
27	山口県防府市	向島「にしき」健康くらぶ後援会	「幸せます健康くらぶ」	H29

No.	1
取組主体の名称（法人格）	町内の各町内会
取組の概要	町では協働のまちづくり条例を平成 19 年 4 月に施行。本条例第 18 条では地区ごとのまちづくり計画についての条文があり、平成 20 年 3 月には、町内全 19 地域において地域住民の地域住民による地域住民のための地区計画が策定されている。 町の総合振興計画と地区計画は相互に反映され、整合性のある計画とされている。
協働・連携先等あれば	－
開始年（おおよその活動年数）	平成 19 年（10 年）
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画することができる。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】計画策定にあたっては、職員が推進スタッフとして地域に入り込み、協働で計画づくりを進めた。 【立ち上げ期以降】地域住民の連携強化を図りながら各々の地区計画を推進するため、地区計画推進交付金の交付をしている。
紹介者	青森県階上町 総合政策課

No.	2
取組主体の名称（法人格）	久慈市
取組の概要	平成 28 年 8 月末より「いきいき百歳体操」の取組を始めた。現在 47 団体 784 人の方が、毎週 1 回以上集まって体操に取り組んでいる。その中には、子育て中のお母さんと一緒に体操を行う団体、うつや認知機能の低下した高齢者等の受け入れを行う等、見守り支援や助け合い活動が自然に行われている。 普及啓発と参加者の士気を維持するために、活動報告会（1,000 人規模）を開催する予定。
*介護保険法、障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法等の制度を利用している場合、わかる範囲でご記入ください。	介護保険法（地域支援事業の一般介護予防事業）
協働・連携先等あれば	病院、施設等のリハビリ専門職等
開始年（おおよその活動年数）	平成 28 年 8 月末（約 1 年 3 か月）
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	・「支え手」「受け手」という関係を越える。 取り組みに必要な準備、運営を住民が行う。困り事については一緒に考える。 ・地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画する。 ・人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながる。 体操や交流を通じて、住民自身が興味のある内容について活動の輪を広げている。例：食事会、安否確認訪問、卓球等々
自治体としての関わり	【立ち上げ時】「いきいき百歳体操の研修会」を開催し、紹介を行った（500 人参加）。事業の説明、体力測定、体操の指導助言の 3 回の関わり。 【立ち上げ期以降】3 か月・6 か月・1 年・必要に応じて体力測定及び情報収集を行う。「活動報告会、交流会」の開催（1,000 人規模）。継続支援の一環として、「スペシャルバージョン」、「かみかみ百歳体操」「認知症講座」等、団体の希望に応じて対応している。生活支援コ

	ーディネーターが訪問して、さらなる居場所・お宝発見（いきいき百歳以外の居場所探し）を行い、報告会を行っている。
紹介者	岩手県久慈市地域包括支援センター

No.	3
取組主体の名称（法人格）	岩泉よりそい・みらいネット
取組の概要	・平成 28 年の台風第 10 号は岩泉町に甚大な被害をもたらした。発災から約 4 ヶ月の緊急対応を行う中、東日本大震災の学びから支援フェーズ移行後は、これまで家族・地域の支えによって何とか暮らせていた人たちの生活が立ち行かなくなり、多様な困り事や悩みが表面化することが想定された。 ・町としても、こうした問題に寄り添って、ケースマネジメントする機関が必要と考え、被災の有無を問わず、さらに制度・分野ごとの壁を越え包括的に相談支援する機関「岩泉よりそい・みらいネット」を官民協働により組織化。 ・人口 1 万人弱の規模が小さい自治体では社会資源は限られている。特に災害時において、社協はボランティアセンター運営に注力されることから、地域福祉の担い手はさらに不足する。 ・災害による被災地における包括的相談支援体制構築の一つのモデル。
*介護保険法、障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法等の制度を利用している場合、わかる範囲でご記入ください。	生活困窮者自立支援法等の多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業を利用している。
協働・連携先等あれば	岩手弁護士会、特定非営利活動法人フードバンク岩手、特定非営利活動法人クチェカ 等
開始年（おおよその活動年数）	平成 29 年 1 月～（1 年）
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4 つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	・同取組は災害をきっかけに繋がった町内外の多機関、それも岩手弁護士会や生活困窮者、被災者、障がい者等の支援の分野のエキスパートを有する組織とネットワークを構成し、たらい回しにしない強力な相談支援体制を構築した。災害をきっかけに町外の多様な支援機関との繋がりを持つことができた。 ・また、並行して地域住民や福祉領域以外の団体をメンバーに加えた会議やワークショップによる新しい地域の担い手作りにも取り組み始めたところ。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】官民協働のプロジェクトとして、参画団体の一員として関わる。 【立ち上げ期以降】国庫補助を活用した財政的支援のほか、事務局の役割を担う。
紹介者	岩手県岩泉町 保健福祉課

No.	4
取組主体の名称（法人格）	特定非営利活動法人 ひだまり
取組の概要	平成 30 年 4 月より、湯沢市遊休公共施設等利活用促進事業を活用し、旧岩崎小学校施設を障がい者（児）福祉サービス事業所として展開する。事業内容は、児童発達支援（平成 31 年頃実施予定）、放課後等デイサービス事業、就労継続支援 B 型、就労継続支援 A 型、就労移行支援であり障がいを抱える者のライフステージ（生まれてから一般就労するまで）継続した支援を展開する事業所となる。

	また、旧岩崎小学校では「放課後児童クラブ」を既に行っており、一般の小学生と障がいを抱える子ども達の交流活動の場にもなる。幼児期から障がいについての理解、共生の心が体験によって育まれ、共生社会の実現を目指す福祉教育が可能となる。 さらに、隣接地の「湯沢市ふるさとふれあいセンター」は、子どもから高齢者まで地域住民が集う地域の拠点施設であり、「ひだまり」が平成30年度から障がい福祉サービス事業を展開することにより、地域住民の拠点施設と障がい者・児の拠点施設が1カ所にまとまることにより、今後の共生社会の実現にむけた取組が大きく期待できる拠点となる。
*介護保険法、障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法等の制度を利用している場合、わかる範囲でご記入ください。	障害者総合支援法、児童福祉法
協働・連携先等あれば	—
開始年（おおよその活動年数）	平成30年4月
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	・障がいを抱える者の一般就労まで支援するライフステージにおける支援施設であること。 ・幼児期から健常者と障がいを抱える者との交流・体験の機会を持つことで福祉教育が可能となる施設である。 ・地域住民と障がいを抱える者と共生社会の実現に向けた取り組みが可能となる拠点施設である。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】湯沢市遊休公共施設等利活用促進条例に基づく指導・助言及び改修助成金。障がい福祉サービス事業等の申請手続きの指導・助言。 【立ち上げ期以降】障がい福祉サービス事業の指導・助言。共生社会の実現に向けた活動へのサポート
紹介者	秋田県湯沢市 福祉課

No.	5
取組主体の名称（法人格）	ふれあい広場 湯沢市社会福祉協議会
取組の概要	平成29年度で第32回開催の歴史ある湯沢市の共生社会実現のためのお祭りである。子ども、高齢者、障がい者など地域住民が一同となり福祉体験しながら心のふれあいを深め、思いやりの心を育てるお祭りとなっている。平成29年度はふれあい広場とコラボし、市役所の庁舎ロビーで障がい者就労施設での物品販売、活動報告も行った。
協働・連携先等あれば	障がい者就労施設での物品販売（主催：湯沢雄勝包括支援ネットワーク協議会 アンテナショップ部会 事務局：障害者総合支援事業所松風）
開始年（おおよその活動年数）	昭和52年～（32年間）
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	第32回開催の歴史ある湯沢市の共生社会実現のためのお祭りである。子ども、高齢者、障がい者など地域住民が一同となり福祉体験しながら心のふれあいを深め、思いやりの心を育てる機会となっている。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】ふれあい広場実行委員として、活動・運営を共に実施 【立ち上げ期以降】ふれあい広場実行委員として、活動・運営を共に実施
紹介者	秋田県湯沢市 福祉課

No.	6
取組主体の名称（法人格）	郡山市
取組の概要	ダブルケアや 8050 問題など、市民の皆さんが抱える複合的な課題の解決を支援するため、市内 3 か所に「福祉まるごと相談窓口」を開設。相談員が様々な相談機関につなぎ、世帯に寄り添いながらスムーズな課題の解決を目指す。
*介護保険法、障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法等の制度を利用している場合、わかる範囲でご記入ください。	厚生労働省「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業のうち、多機関の協働による包括的支援体制構築事業
協働・連携先等あれば	—
開始年（おおよその活動年数）	平成 29 年 10 月
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	地域社会を取り巻く環境の変化による地域ニーズの多様化、複雑化を踏まえ、全ての地域住民が抱える様々な分野にわたる生活課題を「丸ごと」受け止め、様々な機関につなぎながら世帯等に寄り添った支援を行う。制度、分野ごとの「縦割り」をつなぐ支援ネットワークの構築等を目指している。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】事業の実施において、既存の「郡山市生活困窮者自立支援庁内連絡会議」及び、「郡山市生活困窮者自立支援地域ネットワーク協議会」を活用し、庁内及び庁外の関係機関との情報共有等を図っている。 【立ち上げ期以降】—
紹介者	福島県郡山市 保健福祉総務課

No.	7
取組主体の名称（法人格）	共助社会構築推進事業（伊達市）
取組の概要	地域通貨を媒体として、お互いを支える仕組みを構築する。 平成 29 年度は、モデル地区として 4 か所（市街地 2 か所・中山間地 2 か所）を設定し、試験的に開始する。 支援する側と受ける側でのマッチング及び地域通貨の管理などは、自治組織や町内会等を想定している。
協働・連携先等あれば	—
開始年（おおよその活動年数）	平成 29 年 10 月から
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	平成 12 年度に介護保険制度が開始されてから、介護サービス＝高齢者対策からスタートし現在に至るまで 17 年が経過した。その間、障害者自立支援法が制定され、児童福祉関連制度も変化してきた。その結果、世帯（家族）での複数の多問題ケースが増え、きめ細かな対応が求められたときに、縦割りでの分担が足枷となってしまった。さらに、公助ありきで進んできたことで、住民が公の機関を頼るのが当たり前になってきた傾向がある。 これらの状況を打破するため、地域住民が自身を支える契機としての「地域通貨」の導入は、共助社会構築の一翼を担うものと思われる。全市に波及するには時間を要するが、先行事例を作り他の地域に広がる環境をつくるのが大切であると考えます。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】地域通貨を活用したスキームづくりと地域通貨の発行及び、実施母体となる自治組織に対する財政的支援。 【立ち上げ期以降】—

紹介者	福島県伊達市 総合政策課
-----	--------------

No.	8
取組主体の名称（法人格）	こども食堂を核とした「地域食堂ネットワーク」
取組の概要	現在、鳥取市において世代や対象に応じた様々な食堂が展開されており、これらの食堂を、多元的な社会的居場所＝「地域食堂」として位置付けネットワーク化し、相互補完的に展開することによって、地域共生社会をめざすための重要な社会資源、社会的仕組みとして機能させ、さらに、「地域食堂」とそれを支援する地域の人々との社会的なつながりをつくらうとするものです。
*介護保険法、障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法等の制度を利用している場合、わかる範囲でご記入ください。	生活困窮者自立支援の取り組みとして、本ネットワークの枠組みの中で、生活困窮者等へのフードサポート事業や、子どもの学習支援やキャリア意識形成をはかる活動を展開。
協働・連携先等あれば	地域食堂運営団体及び支援団体（生協、銀行、商工団体、社会福祉法人、民間企業、その他）
開始年（おおよその活動年数）	実質的な活動実績年数は1年 正式設立総会 平成29年11月27日
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	・様々な世代や対象に応じた多元的な居場所であり、利用や運営において「支え手」と「受け手」が相互的に展開されている。 ・「助けて」と言わなくても、身近な関係作りの中で、相互に気づき合うことを重視した地域の支援であり、「つぶやき」を支援につなげる仕組みづくりである。 ・地域の様々な社会資源とのつながりや、地域住民の関係性を紡ぐ、「相互に支え合う」地域の構築である。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】－ 【立ち上げ期以降】「地域食堂」とそのネットワークの運営は民間主体であるが、これらが継続的かつ安定的な運営を図るための環境づくりを鳥取市が積極的に推進していく。
紹介者	鳥取県鳥取市 人権政策監 中央人権福祉センター

No.	9
取組主体の名称（法人格）	益田市役所 人口拡大課
取組の概要	【まちづくりラウンドテーブル】 市民と行政がともに考え行動するパートナーシップを確立し、各地の地域課題の解決を図るための意見交換の場並びに学び合いの場。 【方法】 益田市協働推進ネットワーク庁内会議（関係19課で構成）にて、住民（地域自治組織）と対話するキーワードを決めた上で実施。住民（地域自治組織）は様々な年代の方が参加し、行政もキーワードに関係する課のみでなく、全庁的に参加することに特徴がある。
協働・連携先等あれば	－
開始年（おおよその活動年数）	平成28年度
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	キーワードをもとに地域の強みと弱みについて抽出し共有。その上で自助・互助で行うべきものを住民（地域自治組織）が、共助・公助で行うべきものを行政が、それぞれ持ち帰り、「NEXT ACTION」として活動化・政策化につなげていく。

自治体としての関わり	【立ち上げ時】まちづくりラウンドテーブルの具体的な手法や取り扱うキーワードの抽出、庁内各課の連携体制の構築、地域自治組織をはじめとする市民への啓発などを実施。 【立ち上げ期以降】まちづくりラウンドテーブルに関する事務局を担う。
紹介者	島根県益田市 高齢者福祉課

No.	10
取組主体の名称（法人格）	地域自主組織
取組の概要	市の合併をきっかけとした広域的な行政サービスの弊害もあり、地域課題を住民自らが事業化して解決していく組織として、市内全域で「地域自主組織」（30 組織）を設立。住民自治のプラットフォームとして活動している。交流センター（平成 22 年に公民館を転換）を組織の活動拠点とし、職員は地域自主組織が雇用、市からは一括交付金と指定管理料を交付している。
協働・連携先等あれば	—
開始年（おおよその活動年数）	平成 17 年 4 月～平成 19 年 9 月
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	地域課題に応じた活動を住民が主体的に実施している活動であり、分野を横断した幅広い取組が展開されている点
自治体としての関わり	【立ち上げ時】合併の前からまちづくりの主体として地域自主組織を位置づけ、合併後に市内全域での設置を主導。 【立ち上げ期以降】各地域の主体的な取組が進むよう、市民はまちづくりのパートナーとして捉え、交付金等を通じた財政的支援及び職員による人的支援などを実施。
紹介者	島根県雲南市 地域振興課

No.	11
取組主体の名称（法人格）	旭操学区 山崎東町内会見守り隊
取組の概要	「お互い様の気持ち」を大切に、住民同士でできることをできるときにやろうと町内会をはじめ市社協、地域包括支援センター、公民館とも相談しながら「ボランティア」として結成。対象者の声掛けや子どもの登下校時のセーフティ活動などの見守り活動、いきいき・ふれあいサロンへのお知らせ配布や当日の役割分担、あんしんカプセルを民生委員と協力し、配布及び配布先の管理、今年度から子供会と一緒にラジオ体操を実施している。
協働・連携先等あれば	—
開始年（おおよその活動年数）	平成 28 年秋（山崎東町内会見守り隊結成）
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	「いつかは我々も年を重ねてご近所の方々にお世話になることもあるのだから」という気持ちを大切に活動しており、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画する取組に合致している。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】公民館、市社協、地域包括支援センターが相談対応 【立ち上げ期以降】上記関係機関が連携して運営の相談対応
紹介者	岡山県岡山市 地域包括ケア推進課（ふれあい公社・岡山市社会福祉協議会）

No.	12
取組主体の名称（法人格）	平井学区 地域づくり会議
取組の概要	連合町内会役員、学区各種団体、公民館地域支援員担当職員、山陽学園ボランティア支援センター、中区地域包括支援センター、中区保健センター、中区社会福祉協議会で会議を構成（30名）し、地域づくりに関する先進事例の研修会の実施、地域づくり先進地の視察、認知症サポートリーダー養成講座修了生を中心にオレンジカフェの立ち上げ、運営（毎月第2土曜日）を行っている。
協働・連携先等あれば	－
開始年（おおよその活動年数）	－
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	地域の情報・課題を収集、共有し課題解決策の検討と支援体制の仕組みづくりを行い、行政・専門職とのネットワークを構築し、連携・協働して地域課題を解決していくとした会の活動目的及び内容が、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画すること、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、「丸ごと」つながる取組になっている。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】公民館地域担当職員、中区保健センター、中区地域包括支援センター、社会福祉協議会中区事務所が連携して相談対応 【立ち上げ期以降】上記機関が会合や当日参加し必要な支援を実施
紹介者	岡山県岡山市 地域包括ケア推進課（ふれあい公社・岡山市社会福祉協議会）

No.	13
取組主体の名称（法人格）	平島健康福祉委員会（HKF）
取組の概要	平島学区の高齢者等の福祉に寄与することを目的に平成24年に設立され、課題解決の実働部隊として活動開始中。町内会長、民生委員、主任児童委員、愛育委員、消防団などを経験した人たちが、元職・現職を問わず動ける人が動けるときに活躍している。主な活動内容としては、生活支援サービスの提供、井戸端カフェ2か所の運営、健康福祉研修会（介護予防教室）の企画実施、平島健康福祉ニュースの発刊など。
協働・連携先等あれば	・有料老人ホーム さんさん平島（井戸端カフェ東平島：第2土） ・団地内の旧店舗空き家（井戸端カフェ南古都：第4土）
開始年（おおよその活動年数）	平成24年
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	学区の高齢者等の福祉に寄与することを目的に設立され、課題解決の実働部隊として活動を開始し、昔ながらの町内会と新しい団地町内会が融合し、多世代交流の支え合いまちづくりにチャレンジしており、アンケート調査を行い地域の課題を把握し、それらを解決していこうとする活動が地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画する取組になっている。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】－ 【立ち上げ期以降】－
紹介者	岡山県岡山市 福祉援護課（ふれあい公社）

No.	14
取組主体の名称（法人格）	楽しく元気もも太郎体操クラブ（山南公民館）

取組の概要	「体操を通していつまでもやりたいことができるカラダづくり」を会の目標に①みんなと一緒に体操することで、体力を保ち、いつまでも地域でイキイキとした暮らしを継続することができること、②人との交流や新しいことへの挑戦など、脳への刺激になり認知症予防につながるため、③楽しく通いやすい場をみんなで作ること。参加者の誰もが主役になれる、生きがいと健康づくりの場であることを目的に活動中
協働・連携先等あれば	－
開始年（おおよその活動年数）	平成 28 年 3 月
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	岡山市介護予防センター主催の「毎週介護予防教室」からの自主化グループとして発足。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】－ 【立ち上げ期以降】－
紹介者	岡山県岡山市 地域包括ケア推進課（ふれあい公社）

No.	15
取組主体の名称（法人格）	御津南学区宇垣原町内会「ちょっとだけ お助け隊」
取組の概要	御津南小児童の登下校見守りを行う、宇垣原町内会の原地域安全パトロール班が中心となり、地域の高齢者が抱える些細な困りへの手助けをするために結成された。当初は、学区内に自転車屋がなく、車いすの虫ゴム交換や自転車のパンク修理依頼が多かったが、最近は、網戸の修理やテレビの調整など日常生活における対応が増えてきている。独自の活動として、緊急時に活用するため、服薬状況や連絡先を入れた財布に入るサイズの「御守」を希望者に配布している。
協働・連携先等あれば	－
開始年（おおよその活動年数）	平成 25 年 2 月
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	町内会の登下校見守り活動から、地域高齢者の困りごとへの対応へと分野ごとの縦割りを超えた活動へと発展し、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画した取組になっている。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】－ 【立ち上げ期以降】－
紹介者	岡山県岡山市 地域包括ケア推進課（岡山市社会福祉協議会）

No.	16
取組主体の名称（法人格）	いきいきサロン「オヤジ」（おやじの会）
取組の概要	町内会活動の役割分担および行政では解決しにくい奉仕作業等の活動を通じ、会員相互の繋がりを築き、明るく元気な地域づくりに貢献することを会の目的とし、入退会随時可、自費運営、町内会等の要請に対して協力はするが、申し立てはしないなどボランティア活動として束縛のない自由な活動を行っており、主な活動内容としては、小学校通学路や公園周辺などの草刈りを主とする環境整備、夏祭り等の支援、親睦会を通じて福祉関係を含む幅広い情報交換を行うなどしている。
協働・連携先等あれば	芳賀団地町内会
開始年（おおよその活動年数）	平成 20 年
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた	町内会活動の役割分担および行政では解決しにくい奉仕作業等の活動を通じ、会員相互の繋がりを築き明るく元気な地域づくりに貢献していく

取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？)	という活動が地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画する取組になっている。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】－ 【立ち上げ期以降】－
紹介者	岡山県岡山市 地域包括ケア推進課（岡山市社会福祉協議会）

No.	17
取組主体の名称（法人格）	福田学区支援サポート協議会
取組の概要	「地域のために何かしたい」とやる気のある介護支援サポーター養成講座受講者を対象にサポーターの今後を考える会を開催し福田学区独自のサポーター「福田学区支援サポーター」を組織化。高齢者から子供まで「困っている人」全てを対象にし、向こう三軒両隣の助け合いの精神で活動をしている。
協働・連携先等あれば	－
開始年（おおよその活動年数）	平成 28 年 10 月
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	学区の小地域ケア会議を発端に介護支援サポーター養成講座受講者など地域のために何かしたいとやる気のある人が中心となって町内会等の既存の組織ではなく、学区独自のサポーター組織として活動しており、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる取組を行っているため。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】公民館、社協、包括が連携して相談支援 【立ち上げ期以降】上記に保健センターが加わり運営の相談支援
紹介者	岡山県岡山市 地域包括ケア推進課（ふれあい公社・岡山市社会福祉協議会）

No.	18
取組主体の名称（法人格）	南輝ケア会議（支え合い推進会議）
取組の概要	みんなが安心して暮らせる地域づくりを目指し、学区内の各種団体と専門機関が協議する会議を実施している。各種会議による活動計画等の企画検討及び実施、あんしんカプセル配布後のフォロー等も実施している。見守る人も見守られる人も安心できる仕組み作りがしたいという意見の中で、シルバー見守り隊が発足。南輝ケア会議推進員（シルバー見守り隊長）を各町内 1 名置き、町内会とのパイプ役としてケア会議への参加やカプセル配布者の取りまとめを行っている。
協働・連携先等あれば	－
開始年（おおよその活動年数）	平成 23 年 6 月
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	小地域ケア会議を中心に高齢者や障害者に関することだけでなく、子育て支援や誰でも気軽に集えるサロン活動の充実を目指し、地域住民の一人でも多くが福祉活動に参加し、同じ目標に向かって協議しながら、支え合い助け合える人づくり、場づくりを進めていることが、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる取組になっている。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】－ 【立ち上げ期以降】公民館、保健センター、包括、社協、予防センターが会合に参加し、運営相談支援
紹介者	岡山県岡山市 地域包括ケア推進課（ふれあい公社・岡山市社会福祉協議会）

No.	19
取組主体の名称（法人格）	みどり動好会サロン（みどり公民館）
取組の概要	「あっ晴れ！もも太郎体操」を中心にみんなで体を動かして、いつまでも元気にを目標に、①いつまでも元気に地域ですごせるように介護予防②みんなが集まれる楽しい居場所づくり③参加者の安否確認を目的に活動中。
協働・連携先等あれば	－
開始年（おおよその活動年数）	平成 17 年 12 月
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	「みんなで身体を動かしませんか？」という民生委員の声掛けで始まり、体を動かすことだけでなく、大正琴の鑑賞や、料理教室の実施など、若い担い手も交えて、いかに地域で介護予防活動ができるかから、地域の助け合い活動がどこまでできるかと地域の課題解決に向けての活動へとつながっており、支えて、受け手という関係をこえて取り組んでいる。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】－ 【立ち上げ期以降】－
紹介者	岡山県岡山市 地域包括ケア推進課（ふれあい公社・岡山市社会福祉協議会）

No.	20
取組主体の名称（法人格）	がんばる さくらんぼ会（郡公民館）
取組の概要	「あっ晴れ！もも太郎体操」を中心にみんなで体を動かして、「さくらんぼ会から地域へ！ 地域から岡山市へ！」を目標に、①いつまでも元気に地域ですごせるように介護予防、②みんなが集まれる楽しい居場所づくり、③参加者の安否確認を目的に活動中。
協働・連携先等あれば	－
開始年（おおよその活動年数）	平成 17 年 12 月
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	「みんなで支え合いませんか？」の声掛けで始まり、平成 27 年「あっ晴れ！もも太郎体操」団体に加入、体を動かすことだけでなく、みんなが主役となるように、参加者の特技を生かした企画の実施や小旅行などを取り入れながら、支えて、受け手という関係をこえて取り組んでいる。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】－ 【立ち上げ期以降】－
紹介者	岡山県岡山市 地域包括ケア推進課（ふれあい公社）

No.	21
取組主体の名称（法人格）	NPO 法人なでしこ会
取組の概要	取組名称：「ふくわたり・ふれあい・ふくし祭り」「福渡夢プラン」 過疎・高齢化の進む福渡地域において、障害者の自立支援を行う NPO 法人が事務局を担い、「ふくわたり・ふれあい・ふくし祭り」（通称「ふふふ祭り」）を開催。老人ホーム、在宅福祉サービス事業所、障がい者支援センター、メンタルボランティア、社会福祉協議会はもとより、町内会、公民館、移住者グループなどと協働で実行委員会をつくり開催するお祭りを開催。また、平成 23 年にはまちづくり計画「福渡夢プラン」をつくり、「岡山の巣鴨をめざそう！」「福を渡し、福が渡る町をつくろう」よびかけを広げている。

協働・連携先等あれば	福渡上・下区町内会、メンタルボランティアさくらの会、障害者生活支援センターこら〜れ、社会福祉協議会建部分室、建部町公民館、建部町観光協会、福渡小学校、建部町在宅福祉サービスセンターほのぼの荘、特別養護老人ホーム旭水荘、タネピリカ（移住者グループ）、なでしこの会家族会、建部町ポイントカード協会、なでしこ共同作業所
開始年（おおよその活動年数）	平成 21 年（9 年）
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	障害者福祉施設が核になっているが介護や教育、まちづくり分野とともに取り組んでいる。 福祉まつりが福祉を柱とした地域まつりに発展し、継続的なつながりを生み出している。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】－ 【立ち上げ期以降】支所の駐車場を会場として提供したり、実行委員会への公民館の参加など、地域をつくる一員として参加。 本事業も含め、当該法人の実施する事業が「岡山市協働のまちづくり条例」に規定する協働で課題解決を進めるモデルとなる事業にあたりと指定し、市の遊休施設を無償貸与の支援措置を講じている。
紹介者	岡山県岡山市 市民協働企画総務課

No.	22
取組主体の名称（法人格）	宇野学区コミュニティ協議会
取組の概要	取組名称：宇野学区放課後宿題教室 学校の敷地内に新設されたコミュニティハウスを活用して地域団体が主催して放課後宿題教室を開催。週2回小学校2年生を対象に希望者約40人が宿題をするのを見守る。町内会が地域全体に募集して集まったボランティアや近隣の中学校、大学の学生など約20人がボランティア先生として運営している。また昨年度からは子ども食堂も開設している。
協働・連携先等あれば	宇野小学校、宇野小学校学童保育（YMCA せとうち）、就実大学、岡山操山中学校、県立岡山操山中学校
開始年（おおよその活動年数）	平成 26 年（4 年）
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	きっかけは、宿題をしてこない児童について学校からの投げかけがあったことによる。ひとり親家庭や貧困家庭で宿題をすることそのものを見守る親がいない状況の子どもについて、地域で取り組むことができないかとスタートしている。宿題を学校や家庭の問題として終わらせないことではじまった取組である。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】宇野小学校放課後子ども教室実行委員会の事業として実施し、市から補助金を受け運営資金としている。 【立ち上げ期以降】立ち上げ時同様補助金は継続している。 平成 28 年度「おかやま協働のまちづくり賞」に入賞し表彰。副賞として活動を紹介する動画を作成し地元ケーブルテレビで放映するとともに、市の協働推進ウェブサイトで発信している。
紹介者	岡山県岡山市 市民協働企画総務課

No.	23
取組主体の名称（法人格）	よこいゆめくらぶ

取組の概要	取組名称：わくわく農園 地域の耕作放棄地を活用し、就園前の親子から、保育園、幼稚園、小学校の子どもたちの農業体験のできる「わくわく農園」を運営。サツマイモづくりや米づくりだけでなく、収穫物を食べるイベントやレンゲ畑で遊ぶ企画、七輪でのせんべい焼など様々な体験活動を実施している。
協働・連携先等あれば	横井学区連合町内会、横井小学校PTA、親子クラブ、横井小学校、横井幼稚園、横井保育園、富原保育園、第二さくら保育園
開始年（おおよその活動年数）	平成10年（20年）
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	高齢化による耕作放棄地という課題を資源として活かし、子どもたちの体験学習の場としてきたこと、またその取組が高齢者の知識を伝え、農業従事者の技術を伝え、子どもの体験と親世代とのつながりを生みだし、地域みんなで子どもを育む場となっている。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】－ 【立ち上げ期以降】平成28年度「おかやま協働のまちづくり賞」に入賞し表彰。副賞として活動を紹介する動画を作成し地元ケーブルテレビで放映するとともに、市の協働推進ウェブサイトで発信している。
紹介者	岡山県岡山市 市民協働企画総務課

No.	24
取組主体の名称（法人格）	さいさいサポーター
取組の概要	取組名称：さいさい子ども食堂 老人ホームの地域交流スペースを活用した子ども食堂を開設。毎月第二土曜日にボランティアによる昼食を提供（中学生までは無料、大人は300円）。子どもたちの孤食をなくすだけでなく、福祉施設職員や施設入所者の家族との交流なども生んでいる。
協働・連携先等あれば	社会福祉法人岡山中央福祉会、特別養護老人ホーム中野けんせいえん、西大寺小学校、西大寺中学校、西大寺公民館、西大寺ふれあいネット
開始年（おおよその活動年数）	平成28年（2年）
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	・福祉と教育、施設と地域を子ども食堂がつないでいる。 ・元中学校校長、元小学校のPTA、元子ども会や親子劇場など子どもを支える活動をしていた人たちの、今ももっている「子どもたちのために何かをしたい」という気持ちをつなぎ、発揮される場となってスタートしている。農家からの食材の提供や地元スーパーから菓子や玩具の提供などにも広がり、多様な主体が子どもの孤食を「我が事」と考え、「できること」を発揮しはじめている。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】－ 【立ち上げ期以降】平成28年度「おかやま協働のまちづくり賞」に入賞し表彰。副賞として活動を紹介する動画を作成し地元ケーブルテレビで放映するとともに、市の協働推進ウェブサイトで発信している。
紹介者	岡山県岡山市 市民協働企画総務課

No.	25
取組主体の名称（法人格）	高野尻村をつくる会

取組の概要	取組名称：高野尻村をつくろうプロジェクト 公共交通機関もなく過疎・高齢化が進む中山間地域の高野尻村は7世帯9人の町内会住民全員が高齢者であり高齢化率100%の集落。子どもたちの声が聞こえる集落にしたいと、空き家を活動拠点として活用し、様々な体験プログラムを実施し、子育て世代などが特別村民となって集落を繰り返し訪れる高野尻村づくりをすすめている。月2回程度のイベントを通年で実施し、野菜作りや遊び場づくり、など豊かな自然と田畑を活用したプログラムや集落の高齢者に漬物やしそジュースのつくり方など生活の知恵を伝えるプログラムなどを実施。
協働・連携先等あれば	NPO 法人岡山市子どもセンター、自然体験リーダーズクラブ、牧石学区連合町内会
開始年（おおよその活動年数）	平成28年（2年）
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	限界集落の高齢者自身が集落再生に取り組んでいる事例であり、9人の住民が、集落の消滅を漫然と見守るのではなく、もう一度子どもの声の聞こえる村にしたいと一丸となって取り組んでいる。また、NPOなどとの協働や、特別村民となった人たちに村の日常活動にも参加してもらうなど、住民以外の村民の力が次第に活かされてきていることも注目される。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】区づくり推進事業「地域活動部門」の補助制度により事業の4分の3を補助（人件費、備品費などを除く）。 【立ち上げ期以降】区づくり推進事業「地域活動部門」の補助制度により事業の2分の1を補助（人件費、備品費などを除く）。
紹介者	岡山県岡山市 市民協働企画総務課

No.	26
取組主体の名称（法人格）	iikoto メイト
取組の概要	自宅の倉庫を改装し、いつでも、だれでも集える拠点として開放し、活動を行っている。毎月20日程度の活動。 活動内容：介護予防を目的として体操（スクエアステップなど） 生きがい、仲間づくりを目的として、絵手紙の作成、大正琴など 子ども主体のイベントの企画など
協働・連携先等あれば	—
開始年（おおよその活動年数）	平成22年12月（7年）
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	幅広い活動を自主的に行うだけでなく、活動費の捻出、活動のアイデアを参加者が出し合い、継続した活動ができている。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】行政の呼びかけにより、開設。拠点設備費、活動費を助成。 【立ち上げ期以降】活動費の助成。
紹介者	山口県宇部市 地域福祉課

No.	27
取組主体の名称（法人格）	防府市 向島「にしき」健康くらぶ後援会

取組の概要	「幸せます健康くらぶ」 介護予防と買物支援を一体的に提供する総合事業のサービス。 地域を社会福祉法人のマイクロバスが巡回し、大型商業施設で介護予防教室に参加した後、昼食や買物をして地域に戻る。 地域ケア会議を契機に、市と地域が中心となり開発し、市、地域（B型補助）、介護事業所（委託）、社会福祉法人（D型補助）、大型商業施設（会場の負傷提供）が協働で実施。 厚労省から「サービスDの実施可能モデル」として全国に周知。
*介護保険法、障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法等の制度を利用している場合、わかる範囲でご記入ください。	介護保険法（介護予防・日常生活支援総合事業）
協働・連携先等あれば	防府市通所サービス連絡協議会、イオン防府店、社会福祉法人蓬萊会（障害者支援）、向島「にしき」健康くらぶ後援会（地域団体）
開始年（おおよその活動年数）	平成29年5月
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向けた取組として、4つの要素のうち、特に推薦するポイントは？）	高齢者の生活支援をテーマに地域ケア会議を行った後、地域を中心に開発したサービス。地域課題を地域の様々な主体が参画することで解決した。現在は、地域団体を中心に介護予防の普及や子育て世代の活動とのコラボレーションなどが進んでいる。 地域団体は、民生委員や自治会長などで構成されるが、高齢者福祉に関してはこの団体が窓口になっているため、「縦割り」による非効率な意思伝達は減り、地域と行政が一体となって活動が行なえる土台ができた。
自治体としての関わり	【立ち上げ時】生活支援コーディネーターの役割。サービスが確定した後に、要綱等の整備を行い、周知活動を行った。 【立ち上げ期以降】補助金や委託など、財政的な支援。必要に応じて、問題解決のために調整を行うことはあるが、現状では地域に任せている。
紹介者	山口県防府市 高齢福祉課

2 アンケート調査票

地域共生社会の実現に向けた自治体アンケート

【ご記入にあたって】

① 次頁以降の各設問についてご回答の上、平成29年11月27日（月）までに、下記アドレス宛にメールにてご返送ください。

ご回答済み調査票の返信先: chiikikyousei@nir.or.jp

② プライバシー・ポリシー等

ご記入いただいた内容は、本調査の目的以外に使用することはありません。すべて統計的に処理しますので、個別情報として取り扱うことはございません。ただし、ご紹介いただいた事例については、ご承認をいただければ、報告書巻末にリストとして掲載する予定です。

③ 本調査結果は、平成30年2月に予定している各ブロック報告会の中で、ご報告させていただきます。詳細は、厚生局並びに弊所ホームページをご確認ください。

④ 「地域共生社会」の定義（ご参考）
厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料によれば、「地域共生社会」は次のように定義されています。

制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

そして、そのために、自治体は、住民等による「我が事・丸ごと」の地域づくりへの支援や包括的な支度体制の整備を進めることとされています。

⑤ また、地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係について、本研究事業では、平成28年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健推進等事業「地域包括ケア研究会報告書 2040 年に向けた挑戦」で示された下記内容と理解しています。

『地域共生社会』とは、今後、日本社会全体で実現していくとすると社会全体のイメージやビジョンを示すものであり、高齢者分野を出発点として改善を重ねてきた『地域包括ケアシステム』は『地域共生社会』を実現するための『システム』『仕組み』であると考えられる。したがって、地域包括ケアシステムの深化と進化は、地域共生社会というゴールに向かっていく上では、今後欠かせないものといえるだろう。

⑥ 本調査票で使用している「種」、「芽」、「芽」のイメージ

「種」：あくまで資源であり、そのままではそのまま止まりになるもの（「芽」の前段階）

「芽」：いくらかの水や栄養になるような刺激や外部からの支援、関わりが始まったばかりのもの

◇本調査の事務局とお問合せ先◇

一般財団法人 日本社会政策研究所 担当：高野、内田、白紙（しらかみ）

〒160-0008 東京都新宿区三栄町6-12 アークランジェ 4階

電話 03-3351-7575 URL <https://www.nir.or.jp>

Eメール chiikikyousei@nir.or.jp

- 1 -

◎ 自治体名、回答部署名、回答者・連絡先をご記入ください。

自治体名	県	市町村
とりまとめ部署	部	課
ご担当・連絡先	お名前	役職
	連絡先（メール）	◎

I 貴自治体における地域共生社会実現に向けた取組方針や課題等について

問1 「地域共生社会」の実現に向けた貴自治体の体制等について伺います。

（1）貴自治体では、「地域共生社会の構築」を政策上どのように位置づけていますか。

（もっとも近いと思われるもの1つに○）

1. まちづくりや総合計画等の目標とも整合を図るなど、福祉分野を超えたまちづくりの一つの目標と捉えている
2. 主に、保健医療福祉・生活等の分野を中心とした地域づくりの目標と捉えている
3. 現段階では判断しきれず、又は方向性が決まっていない

（2）地域共生社会の実現に向けて、例えば、高齢分野と障害分野、子ども・子育て分野等、行政の福祉部局間で協働して行っていることがありますか。以下のなかであてはまるものに○をつけて、☐内に具体的に記入ください。

1. 連絡会議等で、定期的な情報共有や協議の場を設けている
2. 包括的な相談支援体制等の構築に向けて各課で協働している
3. 住民主体の地域づくりの促進に向けて、関係部署で協働している
4. その他（☐）
5. 特にあてはまるものはない

具体的に（その他を含めて記載）

- 2 -

問2 介護保険制度の地域支援事業は、地域住民の主体的な取組を促進させる（地域で決める）ための手法として有効と考えられます。以下にあげた各事業について、それぞれ該当するものを【選択肢】欄から選び、番号や具体的な事業の名称、概要をご記入ください。

(1) 自治会・町内会など、地域住民が主体となって実施している事業

⇒

付問 事業実施による効果等があれば、特に効果を感じられたもの1つを選んで、簡潔にご記入ください。

選択肢()について

(2) 今後（第7期の介護保険計画等）、新たに地域住民等を主体として取り進めたい事業

⇒

【上記(1)(2)の選択肢】

1. 一般介護予防事業
2. 介護予防・生活支援サービス事業（B型通所）
3. 介護予防・生活支援サービス事業（B型訪問）
4. 介護予防・生活支援サービス事業（B型訪問）
5. 地域支援事業の任意事業（具体的に）
6. その他()

付問 今後、地域支援事業の任意事業として、新たに創設を希望する事業があれば、具体的に教えてください。

(3) 介護保険制度の地域支援事業を活用して、住民主体の取組を進めて行くよでの悩みや困りごとはありますか。以下のなかであてはまるものに○をつけてください。（複数回答可）

1. 住民主体による取組の必要性や効果について、住民の理解が得られにくい
2. 地域・相区ごとの住民主体の活動に大きな差があり、自治体全体の取組に繋がらない
3. B型型（住民主体）のサービスの適切な担い手が見つかからない
4. 介護予防を兼ねた高齢者の役割や出番をどのようににつくったらいいか、わからない
5. 生活支援コーディネーター配置後の自治体の役割（コーディネーターへの支援等）が不明確
6. 協働体の設置にむけて、どのような方法で立ち上げ、自治体としてどのような働きかけをしたらよいかわからない
7. 生活支援体制構築事業による協働体の活動をもっと活性化させたい
8. その他()

問3 地域共生社会の実現に向けた住民主体の取組促進のための、自治体としての取組について伺います。

(1) 多様な地域の方が参加して住民（組織）主体で行われている活動は、介護保険制度以外にも、福祉・日常の支え合いからまちづくりまで、幅広い取組がみられます。

貴自治体では、上記のような住民主体の取組について、把握できていますか。

(より近いと思われるもの1つに○)

1. どちらかと言えば把握できている
2. どちらかと言えば把握できていない

付問 具体的に、どのような分野の取組が把握できていますか。

(2) 住民主体による取組を把握するための方法は様々あるかと思いますが、以下の1～3の中から、これらについて、該当するものに○をつけ、その理由を具体的に記入してください。

① 行説内の施設等以外で、定期的に必要に応じて情報共有を図っている部署がありますか。（複数回答可）

※部署名ではなく、ご所属の組織で添えください。

1. 保健・医療担当
2. 地域振興・地域自治担当
3. 社会教育・生涯学習担当
4. 市民活動・市民協働担当
5. 学校教育担当
6. 経済振興（含農政、観光等）
7. 都市政策・建設担当
8. 防災担当
9. 交通政策担当
10. 総合政策・企画担当
11. その他()

② ①にあげた以外で、定期的に必要に応じて情報共有を図っているところがありますか。以下のなかで、あてはまるものに○をつけてください。（複数回答可）

1. 地域包括支援センター（含プラント）
2. 市町村社協（含ボランティアセンター）
3. 地区（校区）社協
4. 自治会・町内会等の住民組織
5. 生活支援コーディネーター
6. 民生委員・児童委員
7. NPO・ボランティア団体
8. 介護・障害福祉関係の施設・事業者
9. 医療機関
10. 協働組合（生協、農協等）
11. 介護・医療以外の民間企業、商店等
12. その他()

③ ②であげた機関とは、どのような方法で情報共有を図りながら、住民主体の取組に担いでいますか。以下のなかで、あてはまるものに○をつけてください。（複数回答可）

1. 担当者間で日常的な情報のやりとり
2. 定期的な会合の実施
3. 不定期な会合の実施
4. 聞き取りやアンケート調査の実施
5. 意見交換やワークショップ等の開催
6. 母子や活動報告等のやりとり
7. その他()

④ 地域での住民主体の取組を把握していくうえでの課題や困っていることがあれば、お答えください。

(3) 自治体として、住民主体の取組を推進していくために、どのような支援をすめたいと思いますか。以下の①、②について、それぞれあてはまるものを【選択肢】欄から選び、番号をご記入ください。

① 既に実施している ⇒ _____

② 今後取組みたい ⇒ _____

【選択肢】

1. 地域の課題やできていることなどの発掘や共有化促進の機会づくりへのサポート
2. 地域関係者間の調整や新たな関係づくりへのサポート
3. 社会や地域包括支援センターなど関係機関との調整、連携へのサポート
4. 専門機関等による支援
5. 空き家・空き店舗や既存の公共施設等の活用促進
6. 活用可能な制度・事業の情報提供・助言
7. 取組展開・継続のためのコンサルテーションの提供（あるいは手配）
8. 担い手やボランティアスタッフの育成、紹介
9. 社会教育や学校教育を通じて子ども・若者の育ち支援
10. 立ち上げのための財政的支援
11. 運営費（人件費）等の財政的支援
12. 共同募金、クラウドファンディング等、新たな地域での財源創出の機会づくり
13. その他

★「13. その他」を選んだ方は、具体的に記入ください。

問4 地域共生社会の実現に向けた基礎自治体としての責務を果たしていく上で、県や国（地方厚生局）にはどのような支援を期待しますか。

（複数回答可）

	期待額	
	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
1. 事業の稼働状況の把握や必要な支援等についての調査等の現状把握		
2. 相談への助言・支援		
3. 好事例などの収集・情報提供		
4. 県職員や専門家などのアドバイザーの派遣		
5. 総合事業等において中核を担う市町村職員や地域包括支援センターの職員、生涯支援コーディネーターなどに対する研修		
6. 保健師やリハビリ専門職等の広域派遣調整等の人材育成・人材確保		
7. 複数の市町村にまたがる広域の連絡調整、ネットワーク化等の広域調整		
8. 地域福祉支援計画等における「住民主体の地域づくり」推進方針の明確化		
9. 単独補助事業等（民生型事業）による財政面のサポート		
10. その他 []		
11. その他 []		

付問1 上記に関連して、具体的な要望事項等があれば、ご記入ください。

付問2 年明けに予定している各ブロックの報告会で、本事業に関連して取り上げてほしいテーマ・内容等があれば、具体的に教えてください。

●可能な範囲で、平成29年10月現在の状況についてご記入ください。人口数ばかりになる最新の数字で結構です。

[illegible]

・「D」の場面はりを記入

	調査票	③ 地区社会協会	(住所)
② 地域住民生活センター数	道庁：() 市街：あり → () 市街 市街：なし、あり → () 市街		
③ 生活支援施設は制度事業の 実施状況	1. 事業を開始している →第1期協賛団体 1.設置している(制度費) 市街・2.未設置 →第2期協賛団体 1.設置している(制度費) 市街・2.一部または未設置 →生活支援コーディネーターネットワークの協賛人員数 計 _____人 2. 上記以外、いずれも未実施		
④ 地域ケア会議の実施状況	1. 自治体・企業と各関係で開始 2. 自治体・企業のみで開始 3. 上記以外の方法で開始 (具体的に→) 4. 開始していない		
⑤ 「減額ケア」を「個別化自治体のみ」 地域ケア会議で検討しているの否	1. 個別事例の検討 2. ネットワークの構築 3. 地域の課題やまできていることの発見 4. 制度の改善・開発 5. 地域化 6. 事業や取組の評価、成果の確認 7. その他 _____ 8. 設けていない		
⑥ 生活協同組合(例 地域ケア推進 会館)と提携する自立型施設(例 等)間の情報共有の設置有 無	1. 設けている →月毎的に []		

2

本事業では、地域共生社会の実現に向けた全国及び管内の先行的な取組を収集・整理し、取組のプロセス等を事例として紹介することをミッションとしています。

貴自治体のあるいは近隣自治体で、制度内・制度外に関わらず、上記の運用に沿うと想われる
取組やサービス（事業）がありましたらご紹介ください。

「地域共生社会」の実現に向けた取組として、図書館では次の4点が挙げられています。

- ### 例 2.3.1

- ・活動や運営、参加には、新団員の募集者、陳述者、児童と関係者と分かれることなく、日常共に存在している。
- ・年一五回以上は、要介護は、要保護者、家族形態などでは困難なことでなく、二、三回以上はやるやらかしに困難な点に对应している。
- ・就学 A 型、B 型、デイサービス等の利用者であるとともに、運営する喫茶店や養育等で接客や販売などのサービス提供を出している。
- ・デイサービス、デイサービス等の利用者が、全体的な運営の運営等を出している。
- ・制度が直ぐ外れかを要する、制度立案や決定のプロセスに対して、近隣住民が継続的に参加している。
- ・日常生活活動、小学校区などの一定の範囲で、地域的事務をしやすい状況にさせて、全員が参加や出席をもっている。
- ・地域で生み出した資源、住民の力や積極性を、備わったことで、地域の新たな発展性や活動を促している。

なれ、ご紹介いただく内容は……

- ・医師や事業の存在は、福祉分野に限りません。 お手紙ですが、福祉分野以外の分野にもご質問にたいしては、お答えいたします。
- ・上記の4つの要件すべてを満足している必要はありません。 これは「要」のような状態のものでも、可能性を備えているにらご紹介ください。

お手数ですが、別紙シート（次頁）にて、取組の主体や取組内容、貴自治体の関わり等について、ご記入の上ご返送ください。

わがまちの地域共生社会の実現に有効と思われる取組事例の紹介シート

紹介者 氏 名 市町村 道
連絡先 tel: email:

取組主体の名称（法人格）	
所在地	
連絡先 電話/メール等（担当）	
取組の概要 *他にパンフレット、記事等があれば 添付ください。	
*自運営形式、障害者社会参画、生 活支援者団体等自治体の活用を利用 している場合、わかる範囲で記入 ください。	
協働・連携先等あれば	
開始年（およびその活動年数）	
紹介理由 （「地域共生社会」の構築に向 けた取組として、4つの要素 のうち、特に担着するポイン トは？）	
取組による具体的な成果など おわかりでしたら	
	【立ち上げ時】
自治体としての関わり	【立ち上げ期以降】
報告書（他未リスト）掲載可否	1. 可 2. 否 （どちらかに○）

※お手紙ですが、資料の事例を正確に記述する場合は、米フォーマットをコピーしてご記入ください。

～ ご協力、ありがとうございました ～

3 ブロック報告会

(1) 東北ブロック報告会

地域共生社会の実現に向けて～地域の試みから学ぶプロセスとエッセンス～

開催概要

日時：平成30(2018)年2月9日(金) 13時00分～17時00分
 会場：フォレスト仙台 第1・第2フォレストホール
 主催：一般財団法人日本総合研究所「地域共生社会を実現するための新しい包括的支援体制と住民主体の地域づくりの構築事例の収集及び自治体、地方厚生(支)局等の役割に関する研究事業」検討委員会事務局
 後援：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、社会福祉法人青森県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会、社会福祉法人山形県社会福祉協議会、社会福祉法人山形県社会福祉協議会、東北各県社会福祉法人経営者協議会
 協力：東北厚生局

次第

時間	プログラム
13:00～13:10	開会挨拶 厚生労働省 東北厚生局長 藤原 禎一 特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田 昌弘
13:10～13:50	基調講演「地域共生社会を考える」 一般財団法人高齢者住宅財団 特別顧問 高橋 紘士
13:50～15:20	事例紹介 各地域の試みープロセスとエッセンス 1. 日常の暮らしのなかの「住民交流」「介護予防」「支え合い」 ラジオ体操&歩こう会 代表 松井 正喜 特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター 地域支え合い推進プロジェクト 開発主査 木村 利浩 2. 「住民対話」続けて48年～対話・協働のまちづくり～ 岩崎地区自治会議 副会長 高橋 岩五郎 3. 共助組織による地域課題の解決(横手モデル) 特定非営利活動法人秋田県南 NPO センター 共助社会づくり部門担当 八嶋 英樹 ≪進行≫ 一般社団法人リエゾン地域福祉研究所 代表理事 丸山 法子 ≪発言者≫ 特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田 昌弘 山形市福祉推進部生活福祉課 課長補佐 増川 悦裕 -休憩-
15:20～15:30	
15:30～15:40	自治体向けアンケート調査結果報告 一般財団法人日本総合研究所 主任研究員 内田 誠一
15:40～16:30	パネルディスカッション ー地域共生社会とはどんな社会か、明日の一步を考えるー ≪進行≫ 東北こども福祉専門学院 副学院長 大坂 純 ≪パネリスト≫ 東北厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課 課長 東 基幸 岩手県保健福祉部地域福祉課 生活福祉担当課長 阿部 真治 特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田 昌弘 社会福祉法人雄勝なごみ会 事務局長兼人材育成部長 佐藤 博 ≪フロアからの指定発言≫ 一般財団法人高齢者住宅財団 特別顧問 高橋 紘士 東北大学公共政策大学院 教授 白川 泰之
16:30	閉会

要 旨

◆開会挨拶

厚生労働省
東北厚生局長
藤原 禎一氏



日頃から高齢者施策や地域包括ケアの推進、さらには地域共生社会等のテーマに対し、多大なるお力添えをいただいていることに、改めて御礼申し上げます。

本事業は地方厚生局が協力させていただいていますが、これまで地方厚生局はどちらかというと医療機関等の事業者向けの業務が中心でした。その後、地域包括ケアの推進を、特に自治体とインターフェースで業務を行うようになりました。

少子高齢化、核家族化、人口減少、地域のつながりの希薄化など多くの課題が複合化しています。そういう中で、生活上の悩みを相談することが困難で、地域の中で孤立してしまう、こうした世帯に対する支援が今後重要になってきます。

こうした課題を抱えながらも、住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるようにするためには、分野の縦割や支え手・受け手の関係を超えて、住民も含めた多様な主体がそれぞれ役割を持って支え合いながら活躍できる地域共生社会の実現が、一つの答えになっていくと考えています。

昨年は、社会福祉法の改正がありました。改正のポイントの一点目は、市町村において地域住民の地域福祉活動への参加を促進する、そのための環境づくり。二点目は身近な圏域で、分野を超えて地域の生活課題について総合的に相談対応していく。三点目として、主に市町村圏域で、生活困窮者自立支援の関係機関の協働によって、複合化している生活課題を解決していく体制づくり。今年の4月から法律が施行されますが、その関連で昨年末の12月に厚生労働省が指針やガイドラインの見直しを行いました。

本日は、高齢者住宅財団・特別顧問の高橋紘士先生に基調講演をお願いしているほか、多くの方々にご登壇いただきます。事例発表、パネルディスカッションを通じて、会場の皆様には、本日のセミナーを一つのきっかけにして、これからの取組のヒントを持ち帰っていただき、各地域で展開していただきたいと思います。

特定非営利活動法人

全国コミュニティライフサポートセンター
理事長 池田 昌弘氏



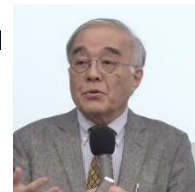
本研究事業の東北ブロック委員会のリーダーを務めています。この事業は、東北と中国・四国の2つの厚生局の管轄エリアを研究フィールドにしています。中国ブロックの方は、介護事業所・施設と地域住民が連携して、地域づくりに取り組んでいる事例を主に掘り下げています。東北ブロックでは、地域住民が主体的に活動している事例を掘り下げています。その関連で、本日も3つの団体の方に事例紹介していただきます。その中には中間支援組織と一緒に地域住民が取り組んでいる事例もあります。

今日は、このような事例を掘り下げて、会場の皆さんと議論ができればと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

◆基調講演

「地域共生社会を考える」

一般財団法人高齢者住宅財団
特別顧問 高橋 紘士氏



1970年代モデルから2025年モデルへ

これから「地域共生社会を考える」というテーマでお話しさせていただきます。この後で現場の生き生きとした事例紹介があるので、その前座として地域共生社会という概念、それが生まれてきた背景等を説明します。

日本の人口は、2008年にピークを迎え、その後減少していきます。20世紀初頭、日本の人口は4,500万～5,000万人でしたが、2200年にそれくらいの規模になるだろうと予測されています。北欧スウェーデンでは合計特殊出生率が低下したとき、早い段階で徹底的に議論し、子育て支援を始めました。その結果、合計特殊出生率が回復し、人口が上向き、ストックホルムでは人口増を吸収するためニュータウンができていたという話を聞きました。

ところが、日本は世界的に見ても、いまだかつてない人口の変動の経験をしています。このような急激な人口増減は、これから中国や韓国などの東アジアの国々が経験することになりますが、過去にはこのような経験をした国はないといえます。団塊の世代のベビーブーム世代が成長し、高齢化するということがおこっています。1970年代は高度経済成長が完成して安定

成長に移行した時期ですが、その中で形成された社会の姿を象徴するものが、核家族、専業主婦、日本的経営等が挙げられますが、そういう前提で年金と医療を中心に充実させる社会保障をつくり、皆年金・皆保険体制をつくりました。これは社会保障制度改革国民会議が1970年代モデルと呼んだもので、今日まで続いてきていますが、同会議は、これからはこのままではどうも成立しないとして、1925年代モデルへの移行を国民会議の報告書で主張されています。

2025年は高齢者が増えると同時に、子育ての問題は引き返せない状況になります。それは大都市、地方都市であろうが、農村、山村であろうが共通の問題です。子供が生まれなくなる社会になってしまうわけです。出生率はこれから格段の政策努力と子育て環境の整備によって上がる可能性はありますが、子供を生む世代そのものが減り始めましたから人口減少に歯止めがかかるのは、これらの政策努力と意識の変化を期待しても、相当先の話です。これから生まれる子供たちを大事に育てていく質の問題として子育てと少子化対策を考えるべきです。

そのように、2025年になって新しい思想で社会や経済のあり方に対処しなければいけないのに、どうも1970年代の考え方を引きずっています。そして、社会保障制度改革国民会議では、2025年までは地域包括ケアの考え方で進め、全世代型社会保障という考え方を導入しようとしています。2000年に介護保険制度ができて、2005年の改正のときに介護保険を発展させるための考え方として地域包括ケアを議論していたのを、さらに、医療にも同様の考え方を適用しようとしています。

老人医療費の無料化が1973年のことです。在宅死5割、病院死5割という状況がこの時期にあたります。現在の病院死は85%です。国際比較しても、このように看取りの場を病院に委ねる国はどこにもありません。日本は、病院以外で死ぬ場所がないような社会をつくってしまったわけです。「社会的入院」という言葉が使われるようになったように、医療は必要ないけれども、病院に入らざるを得ないという状況が作り出されました。また、「寝たきり老人」という概念はこの頃あって、実は1970年代に皮肉なことに、高度経済成長のおかげで、あるいは高度経済成長が人を寝たきりにするようにしたという側面があります。

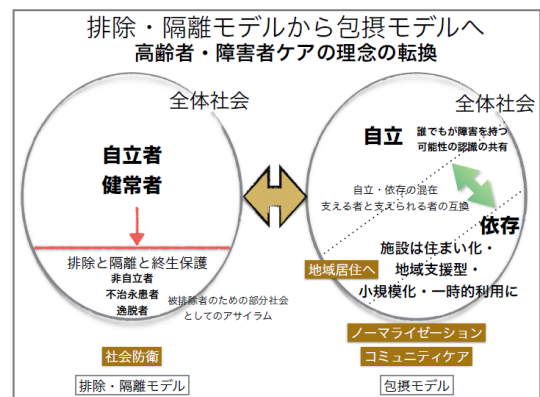
それから、認知症ですが、有名な『恍惚の人』は1972年に出版されました。その当時は痴呆症、痴呆老人と表現していました。今は認知症高齢者の状態像は大きく変わり始めていますし、寝たきりも同様に変わり始めていますが、2025年には1970年代の病院施設依存モデルでは破綻

します。

もう一つ、障害の問題があります。障害は、糸賀一雄が「この子らに世の光を、この子らを世の光に」という表現の中で、私たちの生活している社会の中で障害児・者を支えるようなものが障害の理念だと主張したわけです。ところが、それに対して、「不治永患」という概念があります。治らない人、永遠の患者は施設で大事に世話をするのがよいという考え方です。それからどうなったかという話が2025年の話と深くかかわります。

排除・隔離モデルから包摂モデルへ

高齢者・障害者ケアの理念は、複雑な要因がありますが、「高齢者-障害者」というよりは「自立-依存」という考え方で整理するとわかりやすいと思います。実は私たち人間は生まれたとき、死ぬとき、全員お世話（ケア）が必要です。それなのに、私たちの社会は自立した人とそうでない依存状態にある人に分けて、そして自立した健常者のみを構成員として一般社会をつくって、自立していない人や、逸脱した人は、特別な場所で保護する、というやり方をしてきました。



その象徴が『砂の器』（松本清張）で描かれたハンセン病患者の処遇です。まさに地域がハンセン病患者を排除してきたのです。後に国家がこの排除を制度化し、療養所に隔離するという政策が長く続き、この政策が誤りであったということを国家が認めて、国家賠償の対象とされてことがご存じかと思います。砂の器が描いたのはまさに地域が排除することと、近代的な隔離制度のはざまでおこった事件が描かれ後に映画化されました。

地域の助け合いとは、とても美しいことではありますが、実は歴史的にみると障害者や高齢者、そういう人たちを排除した上に成り立つものだったのです。多くの場合、排除の論理と支援というのは裏腹だったのです。これをどのように我々は克服していくのかというのが大きなポイントです。

このことを考える上で、なぜ高齢者の問題がわかりやすいかという、誰でもが寝たきりになり、認知症になる可能性があるという意味で当事者性があるからです。だから、介護保険はすべての高齢者と40歳以上の人が保険料を負担するという社会保険の仕組みで、制度として成立しました。これが障害になると、自分には縁のない、最近の言葉でいうと、「我が事」と思わない人が多く、なかなかこの考え方が定着しにくかったのです。

その点が大きく変わりつつあるといえます。意識が追いついていないかもしれませんが、豊かな社会というのは、実は精神障害、メンタルヘルス、鬱病の問題を生み出しているのではないかと。経済活動や社会活動の中で実は障害もつくり出されているのではないかと。実は公害の問題はこのようなことを教えてくれたのです。経済活動で商品“GOODS”が生産されますが、それと同時に“BADDS”も造り出されたのです。水俣病が肥料を製造する過程で排出された有機水銀が障害を伴う被害を地域住民に与えた事件として、記憶に新しいことです。

誰でもが障害と隣合わせというか、そういう経験をするだろう、経験しなくてもそのことをイマジネーションできるようになる社会では、排除による保護の関係ではなく、おそらく自立と依存の間に、言葉のあやですが、自立的依存や依存的自立など、人間は必ず人から支えられる関係性を前提とした支援システムは必要になるということです。

「介護」という言葉のもとには英語のケア(Care)です。「ケア」という言葉は、気配りをするという意味です。それを他者に対して「気を遣う」という言葉に使われるようになった。それが「世話をする」という概念に変わっていく。さらに、20世紀初頭に「ケア・アンド・プロテクション」という専門用語として使われるようになり、わが国には、看護、介護、監護などの訳語として定着します。

実は、「介護」には護るという言葉が入っていますが、Careという概念からProtectionという言葉が切り離されるようになったのが1960年代から70年代です。その人の生活を尊重しながら地域の中で生活してもらったらどうだろうというので、1970年代にコミュニティケアという考え方ができたからです。

日本にもこの考え方が導入され、地域活動には自治会町内会などがありますが、それと同時に、様々な支援を要する人々に対して、それを地域で支援するような仕組みの重要性が主張され、1970年ごろから地域福祉という概念が成立していきます。

そうすると、地域で生活をしながら支援をし

たりされたりするような関係性の中で、障害や高齢や病気になったときも、生活できるようにすべきではないか、それを支えようという動きになって、地域での様々な支え合いの仕組みができました。これは従来のムラの自治とは違い、排除した後の助け合いではなく、排除されていた人たちも包み込む、「インクルージョン」(包摂)と言います。

近代国家というのは法制度によって合法的に統治を行うという考え方なので、対象を設定し、そこに制度をつくりました。例えば認知症医療のなどでも、人との関わりなど社会関係が何よりも重要だと考えられるようになっていきます。人との関わりというのは、白衣や制服を着た専門職の人達にケアをしてもらうのだけではなく、仲間が必要なわけです。これを障害の領域ではピアグループと呼びますが、そういうことかというと、タテワリではなく、横串をさし、多様な人々の関わりのなかでゴチャゴチャにしていく中で、今までのタテワリの制度のあり方は変わるはずで、それを変えていくのは地域なのです。あえて言いますが、邪魔しているのは実は地域の行政であることがしばしばです。

地域共生社会を理解するために

今までは高齢者の医療、介護、保健福祉の連携で「住まい」も大事だということになった背景は地域社会でケアをするという考え方が登場したからに他なりません。これから社会保障制度を持続可能にしていくか、いつまでも施設や病院に頼るわけにはいかない時代になり地域での医療、看護と介護サービスを充実させていく必要があり、そうするとその前提として、住まいの問題がクローズアップされているのです。これは自治体が頑張らなければいけないのです。ところが、住宅政策は市町村では確立しているとはいえません。福祉と住まいの連携が市町村行政でも必要になります。地域医療の都道府県に任せるわけにはいかない領域です。

住まいの最近の課題は地域の空き家活用ですが、それは地域の様々な支援のサポートとセットになる。それを障害や難病、生活困窮者、母子家庭に拡大し、実はベースに地域づくりがないとだめだという話です。だから、地域づくりと専門サービスをつなげるのは自治体の仕事です。そのことで色々な制度が生きて使われるようになるはずです。

地域の捉え方は伸縮自在です。コミュニティと言いますが、グローバルローカルという軸での整理も可能です。

先ほど社会福祉法で地域包括ケアという考え方、地域住民の参加を考えるためには、自

助・互助・共助・公助という枠組みが考えられました。滋賀県の永源寺の花戸貴司先生が人口7,000人くらいの高齢化率3割を超えている地域での実践活動をビジュアルライズした絵があります。「わけて、あつめて、しぼる」これが今までの対象ごとに分けて、それを集めて、何かと思ったら縛っていたと。そうではなく、「まぜて、ちらして、つなぐ」というのです。色々な人をごちゃ混ぜにしよう、その間に連携をとる、そのためには専門家も含めて、地域がここにあるという。それから、「魅知普請曼荼羅」という永源寺が属している東近江市で、SOYORIという、町の世話役が地域で活動している様々な活動を曼陀羅図に描いたのです。ボランティアから生業に至るまで、福祉から環境まで色々な活動を地域で見たものです。要するに「見える化」です。地域共生社会のベースはこういう地域の活動を見える化することが大切なので紹介しました。

最近の空き家活用で共同居住の姿をつくったときに、住宅局が「まちなか」「ごちゃまぜ」という言葉を使っていました。その場合に、排除型ではなくて様々な人が町中に一緒に住めるようなコンセプトで、そこに様々な支援ができるようになればよいと考えます。



地域共生社会論のために

地域共生社会は、医療介護福祉と地域社会を繋ぐ鍵の概念に育ちつつあります。自助・互助・共助・公助という考えがありますが、地域での様々なサポートがないと、実は専門的な支援も機能を発揮しない時代になりつつあります。

近代市民社会の原理を、リバティー（自由）、イクオリティー（平等）、フラタニティー（博愛あるいは友愛）であらわしています。あらためて、包摂の課題を考えると、フラタニティーという概念意味を再認識にしたいと思います。これが理念あって、社会の力を結集することができるはずで。

先ほど紹介した図に「普請」ということばが

できました。この言葉はまさにみんなで力を合わせてという意味だったのです。この「合力」が新しい広い意味の福祉と関係があるとすれば、地域共生社会は新しい医療福祉を支える理念をあらわす概念になるかもしれないと思います。

それは地域での様々な実践が積み上がって、それに対して応援しようという社会的な仕組みができる。社会的な仕組みというのはチャリティーです。かわいそうな人たちに愛の手をではなく、私たちの仲間を支えるために私たちができないだろうかという精神に支えられると、「共に生きることができる社会」が形成されることになると思います。

◆事例紹介

《司会》

一般社団法人

リエゾン地域福祉研究所

代表理事 丸山 法子氏



本事業は東北ブロックと中国ブロック、2つに分かれて実施、私が中国ブロック委員会のリーダーを務めています。個人的には西日本と東日本の地域性の違いや取組のどこにフォーカスするかというところに興味持っています。

今回の事例発表では、地域の活動を皆さんの地元の活動を想定しながら、対比させていただきながら聞いていただけるとよいかなと、またどうすれば活動が大きくなるのか、あるいは住民同士の助け合いが育っていくのか、そのエッセンスやプロセスを対比しながら聞いていただけるとよいかなというのが一つ。それと、行政が力を発揮していくタイミングやポイント、関わりについても聞いていただけるとよいかなと思います。

（１）日常の暮らしのなかの「住民交流」「介護予防」「支え合い」

ラジオ体操&歩こう会

代表 松井 正喜氏

特定非営利活動法人

全国コミュニティライフサポートセンター

木村 利浩氏

本日はコミュニティライフサポートセンターの木村ではなく、郡山のラジオ体操&歩こう会の準会員・木村として紹介させていただきます。地域共生社会の実現



や地域包括ケアの実現に寄与するののかというところを明らかにしていきたいと思います。

中核市である福島県郡山市は人口34万人、高齢化率が約24%、ラジオ体操&歩こう会は、市役所がある辺り、まさに中心市街地の活動です。

毎朝、NHKの郡山支局の前に集まり、6時半になるとスピーカーからラジオの音声が流れます。それを目当てに多いときには市民の方が30人くらい集まります。少なくとも20年以上前から続いているそうです。体操は10分間で、黙々と身体を動かし、その後14人前後と一緒にウォーキングします。毎回コースが変わるので、時間も多少変わります。

雨の日も、NHKの建物のひさしの下で体操をして、その後傘を差して歩きます。雨が降ろうと雪が降ろうと、槍が降ろうと歩くのではないかなという感じです。

2016年の元旦、大晦日でも元旦でも歩くので、元旦は歩いている途中で初日の出を拝みました。このメンバーのうちの最高齢、今年88歳になる一人暮らしのおばあちゃんが、初日に向かって拝んでいます。

ウォーキングの締めくくりには、主に一人暮らしの方がコンビニに立ち寄り、100円コーヒーでお茶を飲みながら活動を締めくくります。体操のときは黙々と身体を動かすだけですが、ウォーキングやお茶飲みのときは、よく毎日これだけしゃべることがあるなというくらい、ずっとおしゃべりしています。

この会も例外ではないのですが、男性の方の一人暮らしですと食生活が乱れがちだったり、ちょっと身なりが



だらしくなったりということもありますが、女性たちがそれをチェックして、生活指導もしています。

年中無休、365日型の活動なので、もちろん健康づくりに役立ちますが、お互いの見守りにもなります。例えば誰かが体操に来ていないと、たちどころにわかるのです。皆さんほとんどご近所で、人によっては歩いていくコースの途中に自宅があるので、来ていない方がいると電話をかけたり、あるいはウォーキングの途中で、声をかけて呼んだりするのです。究極の見守り活動だと思っています。

そして、廃業したスナックの元店主の方がメンバーにいて、そこで月に何回か集まって食事会も開いています。さらに、行きつけのスナックでは、カラオケを楽しんだり食事を楽しんだ

りして、年一、二回、アルコール会と称して親睦の会を開催しています。

さらに、ちょっとあそこの町に美味しいそば屋があるみたいだけれども、一緒に食べに行かない？ということで、車を持っている人が乗せていってくれて、ちょっとした小旅行もしています。

例えばメンバーの誰かがけがや病気をされたりしたときに、その人が一人暮らしだったら、おかずを差し入れたり、自宅に招いて食事をさせたり、買い物を手伝ったり、車で通院を手伝うなど、そういう支え合いが自然にできているのです。

最高齢のおばあちゃんが、家電製品の使い方がわからないと、メンバーの誰かが使い方を教えてあげたり、ちょっとした日常の暮らしの中のお手伝いをメンバー同士でしています。これがあるから一人暮らしになっても自宅でギリギリまで暮らし続けられるのではないかと思います。

それでは、メンバーの皆さんにラジオ体操&歩こう会の活動をしてどんなことがよかったのか、直接聞いてみたいと思います。まずは代表の松井正喜さん。

○松井氏 この会ができたのは、私が65歳で退職した年です。今、私は83歳になるところで、18年前、健康の維持管理を思いついて、体操と散歩を夫婦で始めたことから発しています。今から9年くらい前から、次第にメンバーが増えてきて、一人だけ誘ったことがあります。それ以外は誘った方はいません。自主的に参加された方々です。この会は、会則もなく、会費もありません。自由参加です。これだけ続いたということで、私もかなり満足しています。

○山平氏 私は、松井さんから遅れること2年くらい、誘いがありまして、初めは歩いたのですけれども、三日坊主でした。ところが、同じ老人大学に通っていて、何だか明日でやめようかというのでは格好悪いと。それで、それから歩き始めました。

私は一人暮らしです。この会には一人暮らしが多いです。朝眠いのに出ていきます。そこには女性がいます。これがやはり励みになっています。女性がいなかったらできなかったと思います。

○木村氏 ラジオ体操&歩こう会のメンバーには、脳梗塞の後遺症があって、実はかつて歩行がかなり不自由だった方もいるのですが、同じマンションに暮らしている方がその男性をこの会の活動に引き入れて、その男性は今では普通に体操も歩けるようになりました。その男性をこの会の活動に誘った方がいますので、話を聞きたいと思います。

○大河原氏 会の中で一番若いのが私です。今ご紹介にありました男性が50歳の頃、脳梗塞になって、自分でウォーキングしていましたが、奥様が3年前に亡くなり、もしよかったらと誘ったのがきっかけで、彼は最初、ちょっと不自然な姿勢でいたのですが、今はもう全然そのような不自然な姿勢もせず、皆さんと同じく変わりなく動いています。

今考えてみると、これが一つの財産になったのかなというのが実感です。

○荒木氏 一人暮らしになり、11年くらいになります。歩いて行ったり来たりできる範囲内で、子供も住んでいます。でも、毎日様子をみに来るということではできませんので、もし2日くらい黙ってラジオ体操を休んだときは、私に何かあったときだから、そのときには子供に知らせてほしいと、松井会長を信頼して子供の連絡先を知らせてあります。その点は安心して、旅行などでいないときは、事前に話しておきます。

○佐藤氏 住民主体のサロン活動をしているいきいき友和会で、1年間保険証を使わないで頑張っている人がいます。その人を目指して私も頑張っていきたいと思います。

○菊田氏 2年前、両親の介護をしていました。母が亡くなって、追いかけるように父が亡くなりまして、私は両親の介護をするために会社をやめましたし、友人とも疎遠になってしまいました。趣味らしい趣味もなく、両親の介護をしていましたが、あっという間に両親が亡くなってしまっていて、これからどうすればいいのかと。今60代ですが、70代、80代、これから長い時間をどうやって過ごしていこうかと、1年間くらい悩んでいました。一步踏み出すことができなくて、家に引きこもりがちになりました。そのときに、「広報こおりやま」に会の活動が載っていたのです。松井さんを知っていたので、吸い込まれるように読んでしまっていて、それでこの活動を知ることになったのです。私もこの活動に参加したいと思いまして、それで一步踏み出すことができたということです。

○木村氏 今のメンバーの皆さんのコメントで、この会の活動が単に体操をしてウォーキングだけでない、多様な支え合いの人の輪であることがわかりいただけたと思います。

○丸山委員 松井さんご夫婦の中で18年間、そして、会がスタートしてから約10年経過しているということですが、徐々に会のメンバーを拡大しつつ活動を継続されてきたという、その秘訣を一言でいうとしたら、どういったことがあったのでしょうか。

○松井氏 会には遠くから参加する方が3名

ほどいます。15分くらい歩いて来る方、車で来る方、あるいは近くのスナックを経営している方も朝来るのです。感激しているのですが、ただ広く募集することはなかなか難しい。仲間を増やしたいという気持ちはありますが、地域社会の中でその辺のネックがあります。

今日は11人いますが、皆さん一人一人の心がつながっている、そういう状況を考えれば、これを長く、この後、後任に若い人に続けてやってもらって、その中で郡山市内でも長く続いてもらえればと思うのですが。

あと、郡山市では「通いの場」普及推進大会というのがちょうど3年前から始まりまして、このような会、集いの場、通いの場を多く普及しようということで、私もその一助になればという思いで活動しています。

○丸山委員 自治体の関与というか接点というのが発表の中では伝わってこなかったのですが、どういう形で自治体の力というものが反映されているのでしょうか。

○木村氏 そもそもこのラジオ体操&歩こう会の活動に接触するときに、実は市役所に行って住民団体について聞いてみたのですが、把握していないということでした。市役所の地域包括ケア推進課に行ったら話をし、その職員の方にこの現場に行ってもらったところ、松井さんが自治会の会長で、市役所とつながりがあって、そのつながりの中で我々も接触することができたという経緯があります。さらに、行政職員の方も一緒に活動を体験して、これが包括ケアの推進に寄与するものだという認識を深められていました。

(2)「住民対話」続けて48年～対話・協働のまちづくり～

岩崎地区自治会議
副会長 高橋 岩五郎氏



今日は話し合い、対話活動というテーマでお話し

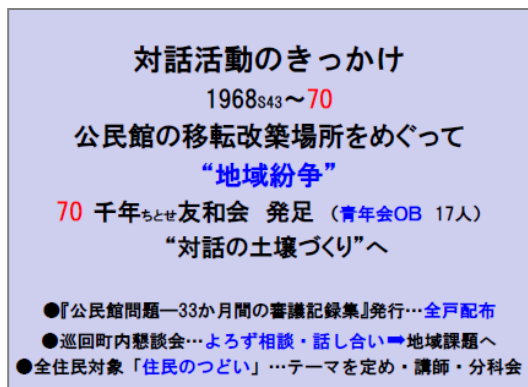
します。話し合いの中から課題を整理して、その課題をできるだけみんなで解決していくというごく当たり前のことを毎年続けて、振り返ってみたら40年を超えていました。

地域の状況は、人口が1,600人、600世帯という小さな地域です。昭和の合併が昭和29年ですが、合併前の岩崎町は小学校が1つ、中学校が1つと考えてもらおうとよいと思います。それから、町内会の数が9つ、町内会への加入率が83%、残りはアパート住まいの方です。6年前、小学校が廃校になりました。当時、子供の数は80人。現在は保育園と児童クラブがあります。

空き校舎を活用して、この春から地元のNPO「ひだまり」が障がい者就労支援事業を展開するというので、地域では大変期待しています。

岩崎地区はもめごとの多い、紛争が激しい地域でした。対話活動のきっかけは、昭和43年から続いていた地域紛争です。地区センターの移転改築場所をめぐって、候補地2カ所がどちらも譲らず地域紛争に発展しました。

こういう状態では私たちの将来が心配だということで、当時の30歳前後の青年会OBが千年友和会を発足。そして、もめごとの原因は何か話し合った結果、この地域には話し合えるテーブルがないということで、対話の土壌づくりからスタートしました。



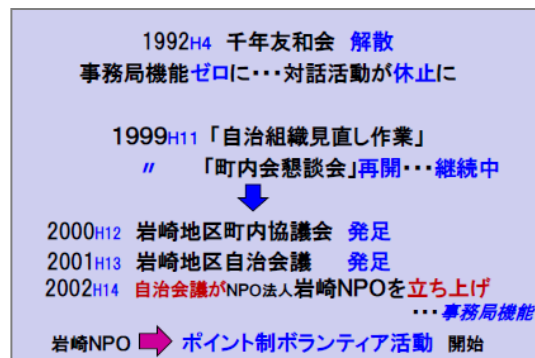
対話活動の一つは9つの町内会を回って、よろず相談をするというものです。毎年同じように80件前後の要望、意見が集まります。これを地域で解決するもの、市にお願いするものなど、大きく3つに整理します。

それから、2つ目ですが、全住民を対象にした住民の集いを行ってきました。集いのテーマを決めまして、講師の先生のお話を聞いて、その後に分科会をします。これを毎年繰り返して、現在に至っています。このほかに、課所長との対話集会、市長との対話集会を毎年行っています。要望事項を挙げて、それに対する市の考え方を話し合うものです。この対話活動の中でどういう事業に取り組んできたか。まず、仏事用祭壇です。祭壇を共同で買って共同で利用する。生活改善運動の一環として行ったものですが、現在も継続しています。それから、藤の千年公園復活運動です。戦前に藤の名所として知られていましたが、戦中・戦後にすたり、何とかこれを復活できないだろうかという話があり、昭和61年から11年間、藤棚7基をつくりました。藤まつりを半世紀ぶりに復活したのが平成6年のことです。それから、地域の伝統行事の継承ということで、昔から伝統的に特別な盆踊りを継承しました。関連して、初丑まつりというものがあります。平成2年に20年ぶりに復活しました。それから、地域の色々な宝物を伝承しよ

うという活動で、岩崎八景の保存伝承事業、郷土伝承かるたをつくりました。能恵姫伝説の石像をつくって、平成6年に除幕式を行いました。能恵姫伝説を伝承する創作太鼓も発足しました。平成7年に川のごみ上げ運動も行いました。これは要望が出てから実施までに19年かかりました。

さて、千年友和会が活動を始めてから22年後の平成4年に千年友和会が解散しました。解散してから何が変わったかということ、懇談会がなくなりました。懇談会がなくなると地域の課題がみえてこない。これでは困るということで、町内会長たちが何とかしなければならないと、平成12年に町内協議会を立ち上げました。当地として初めての町内会のネットワークです。翌年には岩崎地区自治会議を立ち上げ、町内会と社会福祉協議会、そのほかの団体が全てこのネットワークの中に入りました。

自治会議は平成14年に岩崎NPOを立ち上げました。地域活動には事務局が必要で、このNPOが事務局を担っています。



岩崎NPOが平成15年に始めたのがポイント制ボランティア事業で、一定のポイントがたまったら、地区内にある食堂で使える食事券と交換するという事業です。この事業が現在の共助事業につながります。

なお、将来にわたって岩崎NPOが事務局を担うことについては難儀だということになり、持続可能な事務局体制が必要だということになりました。平成15年に指定管理者制度ができて、指定管理者制度の導入に向けた学習活動を数年間行いました。平成19年には指定管理の陳情を市にお願いして採択になり、平成20年4月から指定管理を自治会議が行いました。「かしま館」というのはコミュニティセンターの愛称です。当初の利用目標が月500人、年間6,000人ですが、3倍近い実績を続けています。

指定管理後の主な事業は、地域計画で決まった4つの重点事業です。1つ目は地域福祉事業の有償ボランティア、2つ目はコミュニティ活動の充実で指定管理に力を入れること、3つ目は地域の安全活動で「子ほめ運動」、4つ目は

地域文化活動として住民劇をしました。

このほかの事業では、コミュニティ体験塾を3年間行いました。これは湯沢市内に指定管理を増やしていきたい、湯沢市内の各地区に広げたいという目的で、各地区のリーダーに呼びかけて、かしま館で仕事を体験してもらうという事業です。それから、県職員のボランティア体験研修が県の独自の事業であったときに、何とか受け入れてほしいという要請がありまして、これも2年間受け入れました。

地域活動40周年を記念して、対話と（行政との）協働を目標に「対話と協働のまちづくり宣言」をしました。

平成26年に岩崎 生活サポーターの会を立ち上げました。これは有償ボランティアから、いよいよ共助活動をやろうということで、それを行う団体、組織を立ち上げました。この年から雪おろしを始めて、今年は大変難儀しております。注文に応じ切れないでいます。

今年度、自主防災会を立ち上げ、地域で初めての避難訓練を行いました。

現在行っている進行中の事業ですが、10年前に作成した地域計画は今年度が最終年なので、現在総務省の支援を受けて、ネットワーク圏形成事業を行っています。この事業の1つ目は、活性化プラン策定事業です。それから、防災・避難訓練、伝統文化の継承、情報発信事業という4つの事業を行っています。

○丸山委員 約半世紀にわたるこの取組、非常に奥が深く、目まぐるしく事業の実践成果が上がっているということが伝わってきました。こういった取組、これくらいの自治力を上げていくということを他地域が実践するとしたら、高橋さんならどういったアドバイスをいただけますか。

○高橋氏 特効薬はないわけですが、特効薬に近い一番の近道は、それぞれの集落、地域には市町村役場の職員がいるはずで、その方々が地域の中で職場とは離れて地域の一員として地域のリーダー的な動きをしていくというのが、最も効果があるのではないのでしょうか。現在は、なかなか職員の顔が地域でみえない、それが実態ではなかろうか。秋田県内にもいくつかコミュニティ活動に熱心なところがありますが、それらは必ず市町村役場のOBや現役職員が事務局として動いています。それ以外はなかなか難しいのではないかと感じています。

（３）共助組織による地域課題の解決（横手モデル）

特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター 八嶋 英樹氏



当法人は中間支援組織、NPOとして平成16年12月に設立されました。主に秋田県南部のボランティア団体やNPOの支援を行っています。そして、主な事業の柱は、秋田県南部市民活動サポートセンターの受託と秋田県南部男女共同参画センターの指定管理、県から受けている事業ですが、これが大きな柱になります。

平成23年から、ボランティア団体、NPO支援のほかに、地域の支援をしていこうということで、国の新しい公共支援事業に提案した事業が「高齢過疎地域における共助力アップ支援事業（横手モデル）」です。これが平成23年10月から平成25年3月まで、1年半かけて取り組んだ事業です。

ここで行われたのは、地域のことは地域でやりましょうという動き、働きをつくりたいということです。動機としては、少子高齢化、人口減少社会のトップを走っているという秋田県の状況がありました。その中で、横手市はとても雪が降ります。高齢化が進むと、雪おろしができなくなる、玄関前のブルドーザーが置いていった雪を片づけられなくなる、あるいは免許を返してしまって、冬の間の買い物ができなくなるというような問題があり、それを何とかできないだろうかということで始めた事業でした。

最初、私たちも経験がなかったので、地域に入って地域の方を動かすのは非常に難しく、まして私たちはNPOという立場でしたので、NPOといって地域に入ってもなかなか理解されないという現実がありました。そこで、市にも協力いただき、地域に入って「地域の困りごと座談会」を行いました。大抵のことはまだ困っていないけれども、この年は豪雪で、雪は何かしなければいけないのではないかという話が出ました。横手市の場合、住民の共通の課題が雪だったのです。

その地域課題を解決する組織として、「共助組織」と名づけたのですが、市内に4つの組織ができました。保呂羽地区自治会、南郷共助組合、三又共助組合、狙半内共助運営体です。保呂羽地区自治会は、その地域に自治会がなかったのでつくったということですが、すべて任意組織です。行政が設置した組織ではなく、住民

が立ち上げた任意の共助団体です。主に雪おろし、雪寄せの活動をしますが、狙半内だけは買い物支援も行いました。



ボランティアの取組ではなく、責任を持って活動してほしかったということもあり、そのためには対価を頂戴し、作業をするという団体にしたいというところから、有償の取組にしました。

そうすると、ボランティア保険が使えないということで保険の勉強をしたり、それと初めての試みだったので、それぞれの組織がどういうことをやったらいいかわからない、どうやったらいいのだろうということで、共助組織代表者ネットワーク会議をつくって、その4団体が集まって、勉強会、情報交換をする機会も設けました。その組織だけではなくて、秋田県、横手市（行政）、私たちNPOが事務局となり、後方支援する形で行いまして、1年目は国の補助金を使って社会実験を行いました。2年目は自立した有償ボランティア団体として、料金を設定してサービスを提供、3年目からは、さらに困っているところに、やはり補助金ばかり頼ってられないので、自分たちで資金を何とかできないかというところも考えながら活動してきました。

4団体で始まったネットワークでしたが、平成27年に共助組織連合会に発展し、その後立ち上げられた3団体と、私たちは関わっていなかった2団体、船沼除雪支援ボランティア組織と木下ふれあい隊に声をかけ、当時9団体（現在10団体）での連合会を設立しました。やはり後ろから支える人がいなければいけないということで、事務局は私たち、それから横手市にも参与として関わってもらっています。

南郷共助組合では、南郷は男性が出稼ぎに行く地域だったので、女性の方が屋根に上っています。女性が頑張ると男性も頑張るというところがありまして、非常にいい活動になっています。

それと、町部は町部で別の課題があります。町部は住宅が密集しており、雪を捨てる場所が

ないので、雪おろしをして、玄関前に落ちた雪を載せ、それをトラックの荷台に除雪機で飛ばして、近所の雪捨て場に捨てに行くという作業をしています。そうしないと、高齢化が進んでデイサービスの車が頻繁に行き来するようになったので、道が狭いと、デイサービスの車が乗せるたびに止まると、ほかの車が通れないということもありました。

雪おろしの作業している方は60代から70代、結構高齢の方、平日動ける方が多いのですが、その方たちの生きがいにもなっています。やっている方は日常生活支援として関わっていますが、本人たちの生きがいづくり、元気づくり、介護予防にもなっています。

ボランティア保険が使えないというところでは、社会福祉法人相和会が、保険代を負担するとの申し出もあり、外部からの支援もあります。

倒木事故があったり、道が塞がれてしまった、奥の集落が孤立してしまったときも早く作業に取り掛かれたと、「お助け隊が孤立集落を救う」という新聞記事にもなりました。

雪問題だけではなく、買い物支援、地域通貨の発券、交流会の開催など、何か一つの課題で始まったことが、自分たちもやればできると、ちょっとした成功体験の積み重ねが、これもやってみたらどうかというような話に派生し、様々な取組につながっています。

保呂羽地区の住民交流お買い物ツアーなど、お盆のものを買ったり、正月のものを買ったりということで、住民がバスに乗って買い物に行きます。最初は県の事業と国の事業で保呂羽地区が受けて行っていたのですが、今は自主財源があります。市の協力でバスを出してもらっているということです。

住民交流お楽しみサロンは、スタッフ入れて60人くらいが、音楽や映画を楽しみ、終わったらみんなで昼寝して帰るというような話をしていました。給仕している方もいまして、これは地域の高齢者で、ご飯をつくったり、そういう担当の方もいます。

南郷共助組合の地域通貨「マイド」は、南郷地区の5店舗あった店が今は1店舗しか残っておらず、その店舗も継続が難しくなってきました。そこがなくなると買い物難民が多く出てしまいますので、事業継続してもらうために、応援する意味でそこのお店でしか使えない地域通貨を発券しました。これは雪おろしなどの作業の賃金の一部として渡して、これを地域の店で使うという取組です。

自主財源の話をしました。秋田県から県道の草刈り作業についての業務委託契約を結び、そこから作業代をもらうことが自己資金を生

み出しています。先ほどの保呂羽地区のお買い物ツアーや住民お楽しみサロンもこのお金を使って開催しています。

狙半内のお買い物サービスは、バス停から2～3km歩かなければならない地域があり、当時12世帯中7世帯が高齢者の一人暮らしだったので、その方たちが雪の中を歩く状況を会長が危険に思い、社会実験として行ったのがお買い物送迎サービスでした。

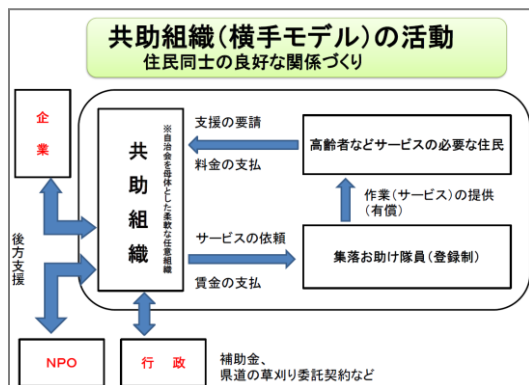
結局、これを社会実験として3ヵ月実施しましたが、お金をもらえないし、保険をどうするかといった問題がありました。それを地域のスーパーマーケットを手掛ける㈱マルシメが自社のバスを出してくださり、それが買い物支援になっているという取組です。

バスの前を共助組織の会長が先導します。地域の人はスーパーに運んでいってもらって買い物できるし、スーパーにしたら遠くからのお客様を連れてくることできる、お互いのよい関係づくりも、もしかしたら地域共生社会に関係あるのかなとも思います。

先ほど見守りの話もありましたが、バスの中も同じで、今日は誰々さんが乗ってこないとか、バスの中で仲よくなった人たちを気にするような関係づくりができています。

「生きがい食材納入」という共助組織から広がった取組は、昔は親子三代住んでいて、畑で野菜を栽培して食べてくれる方がいました。でも、今は高齢者の二人暮らし、一人暮らしが多く、畑で野菜をつくっても食べる人がいなくて捨ててしまうという現状があって、畑をやめてしまう人がいます。

畑仕事をしなくなると、次第に体力が落ちてきたり、生きがいを失ったりという状況があったので、それを先ほど保険代を出してくれた社会福祉法人の施設が、食材として購入してくれることになりました。共助組織で始まった活動が、最近では企業や事業者も協力してくれています。



NPOと行政が後ろから支援しているところもうまくいっている要因かとは思います。そ

れが結果的に住民同士の良好な関係づくりにもつながってきているのかなと思っています。幸いなことに、そういったところが評価されて、地域の頑張りが、一層のモチベーションにつながっているところもあります。

○丸山委員 ニーズにこだわって取組を重ねていきつつ、同時に組織間連携というステークホルダーとの関係性を上手くつくっていった、そういう中間支援組織の動き方をご紹介いただきました。

良好な関係づくりというところでは、この中間支援組織ならではの関係づくりの秘訣あるいはポイントを教えていただけますか。

○八嶋氏 最初に苦労した点は、どうしても地域には行政依存というものがあり、自分たちでやってみませんかという呼びかけをしても、いや、それは行政がやることでしょというような意見が必ず出てきます。そこをどうやって自発的なものにしていくのかというところには時間をかけました。

良好な関係づくりでいえば、地域のつながりが薄れてきたので、その分行政が頑張らなければいけないということで、計画をつくったり、地域に組織を設置したり、行政組織を置いたりして、それが次第にやらされ感、行政依存につながったところがあるような気がします。それをもう一回、地域の力を合わせて、地域で考えて地域で解決するものに色々仕掛けていけなかなというところは頑張ったところではあります。

○丸山委員 3つの事例発表を通して、気づきやポイント等、総括的なコメントをいただきたいと思います。

○池田委員 3つとも素晴らしいのですが、なかなかすぐに真似できるという取組でもないと思いますし、とても時間のかかることだと思います。

皆さんにお配りしている「まちづくりと地域支え合い」というパンフレットに「地域づくりの木」という絵が出てきます。木の枝葉が制度サービス、幹が町内会やボランティアグループ、老人クラブなどの地域支え合い活動、その下の土の中の根っこが日常的なつながりの中での支え合いというものです。

3つの実践は、比較的プライベート型のお話で、場合によっては行政から支援を受けるということもありましたが、企業などにつなげていくというような取組もありました。

特に根っここのところに私たちは目が行っていないのではないかなと思いました。農村地域は横のつながりが比較的深いと思いますが、30万都市の郡山市でラジオ体操&歩こう会の取

組がありました。町内会の活動もとても大切ですが、町内会の活動とは別に仲よしのグループがネットワークをしていくことも重要で、地域で支え合いの関係をつくるといっても、嫌な人を交えて支え合いの関係はつくりにくい部分があって、そういう意味では、通常の地域ではできるだけお友達づくりをして支えていくことが現実的です。

ラジオ体操&歩こう会のメンバーの方々は、男性の一人暮らしの方々が女性の皆さんと一緒に服を買いに行ったり、ちょっと困ったときに運転できる人が送迎をしてくれたり、けがをして生活がしにくくなると、どなたかが食事を届けたり、灯油入れの手伝いに行ったりというようなことで、お互いにつながって支え合っているという話があります。

今回、介護保険の改正で生活支援体制整備ということで、要支援の方が介護保険のサービスを使えなくなったときに、生活支援サービスを何となくつくるといように厚労省の資料をみるとありますが、介護保険を使うことによってご近所の関係を切ってきたという背景を考えると、生活支援でサービスを提供すると、またご近所の方が、あの人はサービスに結びついたから私たちは関係ないということになるのではなくて、友達づくりをしてお互いに気にかけていくことがとても大切ではないかなと思います。

あわせて健康寿命の話も出てきましたが、いきいき百歳体操を含めて体操教室が進んでいます。しかし、結構落とし穴があって、住民の皆さんは体操教室の後に二次会をしているのです。先ほどの運動をして帰ってきて、コンビニに集まってお茶会もありますし、ご自宅や喫茶店、ファーストフード、あるいはファミリーレストランに行って二次会をしているグループもあります。二次会でお友達を深めて、困ったときにお互い助け合うということになっています。

色々な団体が顔を合わせることが頻繁になることで、お互いに気にかけて、ちょっと困ったときに助け合っているというところもあり、その意味では、今日の実践報告の行間にとっても大切なことがあって、そういうことをそれぞれまた何か機会があれば、ぜひ聞いていただくといいのではないかと思います。

最後1つ、今、地域づくり系の人と福祉系の人と勉強会をしています。地域づくり系の方からいわれるのは、地域づくりは結果福祉につながるということです。福祉の人たちは目的が福祉なので、結果ありきなのです。でも、結果ありきの地域づくりはないということです。

一緒にみんなで話し合っ、そこで出たこと

で地域というのは生まれていますが、最初から福祉を目的にした地域づくりで上手くいったことはないという話もあるので、そういう意味では、今日もどちらかというと地域づくりの視点の中で地域の福祉を高めているということも大変学ばせていただきました。

○増川委員

(山形市福祉推進部
生活福祉課 課長補佐)

3つのすばらしい事例を紹介いただきまして、大変参考になりました。こういった活動はどこ



地域でもすぐにやれるということではないと思います。地域共生社会を進めるには、まずできるところから、できる人たちから小さく始めて、だんだん広がっていくことが大事ではないかと思います。また、住民主体の取組を進めるにあたって、地域をまとめるリーダーや指導者が当然必要になってきますので、行政としてできる支援としましては各地の先進事例の紹介、情報共有しながら地域のリーダーや指導者を育てていくことが大事だと思っています。

◆自治体向けアンケート調査結果報告

○事務局（内田） まずご確認いただきたいのが、本事業では地域共生社会づくりに向けた取組について、東北と中国の2ブロックで議論してきました。その結果、必ずしもお互いの意見をすり合わせたわけではないのですが、例えば取組の整理方法について、先ほどの3事例のような制度を使わない住民相互の助け合いの取組、制度のサービスを使いながら住民と協力して行う取組、さらに現状の制度ではカバーし切れない重度の方を制度外でケアするという、3区分で整理できるのかなと考えています。

東北ブロックでは、先進事例として挙げられたほとんどが、住民による取組に集中しました。それに対して、中国ブロックでは、住民相互の助け合いの事例が少なく、どちらかというと制度を使って、そこに住民の方のお力を借りながらケアをしていくといった事例が多く挙がりました。

その東北と中国を重ね合わせてみると、バランスよく住民相互の助け合いから制度・制度外まで、インフォーマル・フォーマルサービスを使った事例が挙げられたということで、こういった形で検討を進めてきました。

さて、自治体向けアンケート調査結果について、いくつかポイントをお示しします。

中国・東北ブロック合わせて334自治体にアンケート調査へのご協力をお願いし、7割の自治体から回答をいただきました。まず、「住民

主体の取組を把握していく上での課題や困っていること」という設問では、事例紹介の中でも高齢者が主体となっているというお話もありましたが、「取組の人材・担い手不足」が多く、活動の中心となる人材が不足していたり、特定の人に役割が集中する、地域での担い手が少ないといった課題が挙げられました。また、行政にとっては実感があるのかもしれませんが、「情報収集が困難」という回答も多くありました。特に行政が関与していないような取組をどうやって情報収集してよいのかわからないといったことがあります。そのほか、何か住民組織に働きかけた場合に、積極的、消極的な組織に分かれる、温度差があるという結果もありました。

「住民主体の取組を自治体として推進していくために、どのような支援を進めたいと思いますか」という設問では、既に実施しているもので最も多かったのが「社協や地域包括支援センターなど関係機関との調整、連携へのサポート」が71.4%、それに対して、今後取り組みたい支援としては、「担い手やボランティアスタッフ育成、紹介」といったことが挙げられました。

本事業の目的の一つでもある「県や国（厚生局）に対する自治体からの期待」は、まず県に対する期待は、こちらが挙げた選択肢に対して50%以上の自治体が期待しているとあります。特に最も多かったのが「市町村職員や地域包括支援センターの生活支援コーディネーターなどに対する研修」が73.9%でした。

それに対して、国に対する期待はかなり集約されておりまして、ポイントは「好事例などの収集・情報提供」と「単独補助事業による財政面のサポート」、つまり情報提供と財政面のサポートといったことが自治体からの希望として挙げられたということです。

◆パネルディスカッション

ー地域共生社会とはどんな社会か、明日の一步を考えるー

《進行》

東北こども福祉専門学院
副学院長 大坂 純氏

○大坂委員 本日のセミナーのテーマは、「地域共生社会の実現に向けてー地域の試みから学ぶプロセスとエッセンスー」です。まずは登壇者から一言ずつご発言いただきたいと思います。



東北厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課 課長 東 基幸氏



私からは、厚生労働省の出先機関という立場から、国における最近の地域共生社会の実現に向けた動きなどについて、ご説明させていただきます。

地域に係る問題意識を整理しますと、例えば制度・分野ごとの縦割りでは解決できない課題の存在や、支え手側と受け手側が固定化していること、地域のつながりの希薄化などといった点が、従前から認識されていたところです。これらの問題を解決するために、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」として掲げられたのが本日議論しているような社会を実現していくこと、すなわち「我が事・丸ごと」の地域共生社会を実現するということです。

「我が事・丸ごと」の地域共生社会

○制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、

○地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、

○人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、

○住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

◆今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」

次に、今年の1月18日に厚生労働省で全国部局長会議がありましたが、そのときの地域共生社会に関する資料の中で現状や今後の取組として主に4つの事項が記載されています。1つ目は、地域共生社会の実現に向け、昨年の通常国会でいわゆる地域包括ケア強化法が成立し、2つ目はそれに伴い社会福祉法が改正されたということ、3つ目は改正社会福祉法の円滑な施行に向け、昨年12月に指針等が整備され、4つ目は地域共生社会の実現に向けた地域づくり強化のために、自治体の取組を支援するモデル事業を実施するということです。

この4つの事項のうち、まず地域包括ケア強化法では、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度持続可能性の確保を大きな柱にしています。この法律の成立により、社会福祉法などが一括で改正され、地域共生社会の実現に向けた取組の推進に関する事項や内容が様々な法律に盛り込まれました。

また、改正社会福祉法では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念、この理念を実現するために市町村が包括的な支援体制づくりに

努めるべき旨が規定されました。さらに、地域福祉計画の策定の努力義務化等もされました。

次に、平成28年6月に閣議決定されました「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、地域共生社会の実現が提唱され、それを受けて「小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」や、「地域全体の複合化・複雑化した課題を受けとめる、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進」が示されたところです。

厚生労働省では、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進するため、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、総合的な相談支援体制づくりに取り組む市町村を支援するために、平成30年度予算案に26億円を計上し、モデル事業を実施することとしています。

岩手県保健福祉部地域福祉課 生活福祉担当課長 阿部 真治氏

県行政の立場からお話します。社会福祉法上、都道府県の役割は地域福祉支援計画を策定することになっています。これは市町村の取組を主に支援するといった趣旨になります。岩手県では、第2期の支援計画があり、第1期計画は平成21年度に策定しています。地域共生社会のイメージですが、本県の計画の中から引用しますと、「互いに認め合い、ともに支え合いながら、誰もが安心して暮らせる地域社会」とし、これを基本理念として10年近く取組を進めてきました。

来年度は、次の第3期計画の策定を予定しています。既に着手していますが、次の5年間の第3期計画の基本的な理念はそれほど変わらないと考えています。一方で、岩手県では来年度、全ての分野を網羅した県の総合計画の見直しが予定されています。

その岩手県の総合計画のキーワードが「幸福」を追求することが県の大きな目標になっていましたので、地域福祉支援計画も「幸福」というキーワードを生かしたいということで、例えば先ほどの基本理念に加え、幸福を実感できる社会といった考え方も取り入れて、次の地域福祉支援計画をつくりたいと考えています。

地域に暮らす人たちがともに支え合う社会があって、そこに暮らす人、携わる人たちが幸福を実感できることが理想でもあると思いますし、目指す姿ではないかと思っています。地域福祉支援計画は様々な方からご意見を伺い

ながらつくります。計画とは何かできてしまうと多少陳腐化してしまうような感じがしますが、その策定の過程も非常に大事で、例えば市町村においては、色々な方から意見を聞いて、それによって市町村の抱える様々な課題がわかったといったこともあるので、そういった策定の過程を大事にしながら、1年かけてつくっていきたいと思っています。

地域共生社会の実現に向けた取組は、福祉の分野だけでは到底おさまり切れません。本県の県庁内での策定体制も、例えば商工労働観光部、農林水産部、政策地域部、環境生活部、教育委員会など、ほとんどの分野を網羅したメンバーを入れて連絡会議や作業部会を設置し、庁内の中でも全ての分野で連携しています。新たに市町村の地域福祉計画をつくる、あるいは見直すといった段階では、市町村の庁内の様々な分野を横断した全庁的な取組が必要だと思っています。

次に、県による市町村への支援のあり方について、県内市町村に調査したところ、「県に何を期待するか」という点で多かったのが「優良事例や取組のノウハウの情報を発信してほしい」、「地域福祉人材の育成に取り組んでほしい」の2点でした。まず情報発信については、県の地域福祉支援計画の中でも、目指す姿勢を具体的に書き、それを実現するためにはどのような取組が必要なのかを列挙し、さらに取組に類似するような県内の先進事例を集め掲載しました。例えば、市町村や地域の方が、このようにしたら、うちでもできるかもしれない、そういったイメージをもってもらうような計画にしていますので、次の計画でもそういったところを念頭に置いて計画をつくって、それが市町村の取組に、ひいては地域の皆さんの取組に少しでも参考になればと思っています。

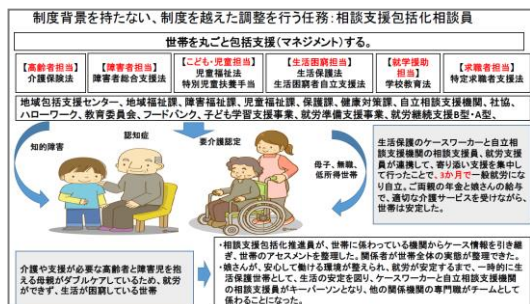
それから、県では地域推進フォーラムを開催し、基調講演や事例発表、実際に現場で携わっている方々による意見交換、グループワーク等をする場を設定しています。人材育成に関する県の取組としては、地域福祉活動コーディネーターの育成を県社会福祉協議会に委託して行っています。現時点で約300人を育成したということになっています。ただ、それらの人材が実際地域でどのように活躍しているのか、どう活用していくべきなのか、まさに課題として捉えていますので、市町村や関係者と話し合いをしながら、第3期計画ではできるだけ具体的な提言ができればと考えています。

社会福祉法人雄勝なごみ会
事務局長兼人材育成部長 佐藤 博氏

まず「我が事・丸ごと」とは、他人事を我が事として捉えて、そして地域を我が事のように住みやすい地域にしていきたいと思いますという考え方です。社会福祉法の第4条に新しく2項を入れました。主語が地域住民で、地域住民が主体と考えています。特にここで強調しているのが、「地域生活課題」です。地域における生活課題、他人事を我が事として把握して、それを地域の支援機関を含めて、地域全体を丸ごと解決していきたいと思いますというのが意図です。これまで「地域生活課題」というワードは出てきませんでした。



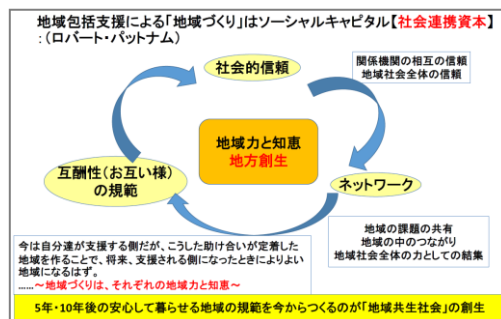
次に、それを実現するためには、市町村は包括的な支援体制を構築するということが書かれています。わかりやすく説明すれば、認知症の親と障害児をダブル介護しなければならない。そのため、働きたいけど働けない。つまり、この世帯は全体が生活に困窮する世帯になってしまいます。こういう世帯にはケアマネが介入したとしても、この世帯全体をみるよりも認知症高齢者のケアプランをつくれればよいというのが、これまでの制度の考え方でした。まさにケアマネは本来のケアマネの仕事をしているのですが、世帯全体の問題がわかっていながら、私の仕事はケアマネだから介護保険だけという、これが今までの制度でした。湯沢市でもモデル事業において、相談支援包括化推進員を置いています。この相談支援包括化推進員は、介護保険のケアマネや障害者の相談という、それぞれの制度の中で困っている部分と全体をまとめてコーディネートする役割を担います。ケアマネはケアマネだけ、障害は障害だと、縦割りだったものを包括的に対応するようにして、「我が事・丸ごと」で地域を包括していく、または世帯を包括して丸ごとと抱えて対応していくというものを地域の中に、市町村の中につくっていかなければいけないのです。



それぞれの制度ごとの専門職はいましたが、この専門職が制度ごとの専門機能が確立されたという条件のもとで、それをさらに制度ごとの専門職を丸めて、世帯全体を丸めるようにしていくことが必要になってきます。

もう1つは、地域の中で共生事業をしていくためのヒントとしては、例えば今多くの空き家があります。この空き家を使って社会福祉法人がグループホームをつくらうとします。ここに地域で引きこもった若者がいれば、その人にお手伝いを頼む。地域に耕作放棄地があれば、農業技術を持つ周辺の高齢者に教えてもらいながら障害者が野菜をつくっていく。そうすると、この地域全体からみると、行政の空き家対策室、耕作放棄地の農林担当、高齢者の生きがい対策ということで地域包括や高齢者の生きがい対策担当、介護保険担当も関係します。そして、引きこもりの若者が働けるようになるためには商工労働担当や、その青年の生活に困窮する世帯からの脱却も図られていくということで、地域にこれだけの方々が関わっていて、この地域全体の共生社会づくりに向かっていくことによって、行政の意識も変わってくると思います。

地域共生社会を考える上で色々な材料があるので、それらを上手く使いながら行えば、これから地域の連携により、このようなことで地域が情報を共有することで、社会的信頼も出てきますし、互酬性の規範も出てきます。今は自分たちが支える側だけでも、いずれ我々はいつか将来支えられる側に回ります。そうなったときに、こういう地域共生社会づくりをしておいてよかったと思えるようにならなければならない。そのためには、専門職は専門職の縦割り、行政は行政の中の縦割りではなくて、「共生社会」という共通言語の中でこのようなソーシャルキャピタルをつくっていく必要があると思います。



特定非営利活動法人
全国コミュニティライフサポートセンター
理事長 池田 昌弘氏

国が制度をつくらなければならない専門職とは一体どういうことかと思って発言を聞いていました。住民の皆さんとおつき合いしていると思うのは、やはり生きる力が強くあって、支え合う力もすごくあって、やはりそこを私たちは向き合って、寄り添ってこなかったのではないかということを改めて感じています。

都市部のあるタワーマンションでも、管理組合の自治会で小規模多機能型居宅介護をマンションの中につくって、そのマンションで最後まで暮らせるような仕組みづくりも始まっています。都心だからできないわけでもなく、農村だからできているわけでもないのです。農村部では、車の免許を返上したことで、外出もままならなくなり、歩いて行く範囲の中にお友達がいなくて孤立しているという話も出てきています。その意味では、都市部も田舎もあまり変わらないのではないかと感じています。

先ほどのラジオ体操&歩こう会は、郡山市で毎年「通いの場」普及推進大会があって、ラジオ体操をして歩いているだけで市長から感謝状が出ました。犬の散歩をしているだけで感謝状をもらった人たちもいます。よくよくみると、そのグループの中では助け合いが行われていて、その助け合いが安心につながっているということがあります。

新聞報道は2040年や2060年という数字を使い始めました。もう2025年問題は終わったなと感じていますし、2060年には65歳以上の方1人に対して20歳～64歳の方が1対1になると出ていますし、人口推計では岩手県の人口124万人が、100年後の2115年には24万人になると、盛岡より小さくなるのです。その意味で、子供たちが生きる社会をこれから考えていかなければいけないと思います。今日生まれた子が100歳のときに射程の範囲になってきているので、子供たちが安心して暮らせるようなことを考えて、3年計画、5年計画ではなく、30年、50年、100年後をみていかなければいけないと感じています。

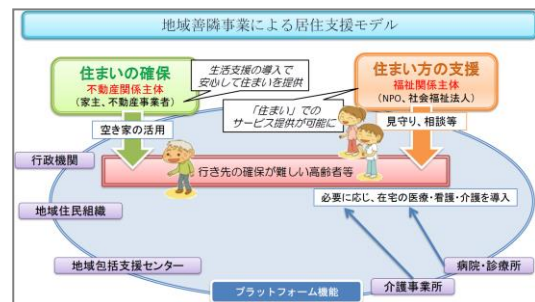
○大坂委員 ありがとうございました。地域共生社会について、様々な立場の委員から発言がありました。ここでさらに視点を広げるために、住まいと生活支援を組み合わせた地域善隣事業について、フロアから東北大学公共政策大学院教授の白川先生にご発言をいただきたいと思っています。

東北大学公共政策大学院
教授 白川 泰之氏



高橋先生の基調講演でも「地域居住」という言葉がありました。私からは、地域で暮らすことについて、実際の取組等も交えて地域共生社会を考える一つのヒントにしていいただければと思います。

行政と住民が一体となって包括的に支え合う仕組みをつくることについては、わかったようで難しいのですが、これを具体的にどのような進めていったらいいのでしょうか。特に行政の方はかなり悩んでいると思います。地域包括ケアの有名な概念図があります。植木鉢のところに「すまいとすまい方」と書いてあります。これがないとケアが一切成り立たないわけです。したがって、ここをしっかりと整えなければいけない。では、実際はどうかというと、毎年のように行き場に困っている高齢者や低所得者がやっと流れ着いた先で事件や事故に巻き込まれるというような報道が後を絶たないわけです。



やはり地域で暮らす、住宅、暮らしをセットで整えていこう、こういう発想があります。そうした中で、「すまいとすまい方」の一体的な提供ということで、地域善隣事業という居住支援モデルを検討してきました。特徴的なのは、一つは住まいを確保する人も協力しましょうということで、多くの空き家がありますので、わざわざ住宅を新しく建てる必要はありません。空き家を活用すればよいのです。もう一方で、住まい方の支援、生活の支援をする人たちも必要です。つまり、大家さんにとっては、高齢者は孤独死するのではないか、トラブルを起こすのではないかと心配で、なかなか住宅を貸してくれないこともあります。そこを、我々がしっかりお世話しますと、一方でご本人に対して地域で暮らしていきましょと支援をしていく事業モデルが必要です。

厚生労働省老健局のモデル事業に8自治体が名乗りを上げまして、その3年間の効果を読み

てみますと、世帯構成は単身の方が4分の3くらい、年齢でみると後期高齢者が半分以上、常識的に考えると大家さんが貸さないパターンです。

これには福祉団体が日々の暮らしを支援しているのです、大家さんは安心しているのです。こういう形で、地域で眠っていた空き家が今まで暮らしの場に困っていた方々の住まいになっていく、生活の本拠になっていくというわけです。

では、実際にどういうことでお困りだったのか、転居理由をみてみますと、一番多いのが経済的な理由です。家賃が高い、配偶者が亡くなり年金が下がってしまって苦しいなど諸事情はあると思います。そのほか家族内の問題です。丸ごとの支援体制という話では、こういう絡み合った複合的で複雑な問題を解決していかなければならないのです。

もう1つ、入居者に対する支援の内容をみてみますと、定期的に様子を見に行ったり、緊急のときに通報が行くような仕組みを入れます。そのほか、金銭管理や家財処分、亡くなった後の手続も代行するなど、色々なサポートが入っています。まさに複合的な課題に対して丸ごと支援をしていくということが居住支援の中では実際に出てきているわけです。

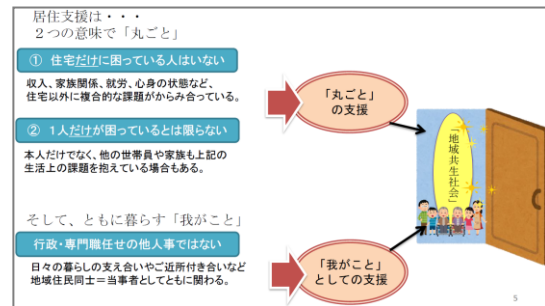
では、地域との関係はどうか。実際の暮らしぶりの一例ですが、地域のサロン活動に参加されたり、近所の方が手伝ってくれて年末の大掃除をしたり、このほかにも近所づき合い、友達ができて楽しいなど、色々な事例が出てきています。

もちろん支援団体も、本人が地域の一員として暮らせるようにサポートしている結果だと思います。それと、支え手・受け手が固定しないという意味からいうと、入居者の方の中には近所の福祉施設に行って、そこで入居している高齢者の話し相手をしたり、そのように自分も何かできることを地域で活動している方もいます。

居住支援とは、「我が事・丸ごと」との関連でいうと、1つ目は住宅だけで困っている人はいないわけで、複合的な要素を抱える中で、包括的な「丸ごと」の相談支援体制を構築して解決しなければいけないということです。

そして、先ほど地域での暮らしぶりもみていただきましたが、行政の人がやればいい、福祉の専門職がやればいいという他人事ではなく、やはり地域で暮らしていくという中にあって、住民同士のおつき合いの中でご本人も地域の一員として生き生きと暮らしていける、住民にとっても「我が事」として捉えてもらおうということがあると思います。

行政の方の中でも、地域共生社会はどういう突破口で事業を考えていけばいいのか、具体的な仕組みとして何かをやろうと考えたときに、居住支援をやってみてください。この問題は「我が事・丸ごと」にならざるを得ないのです。やり方は1つではないですし、色々な切り口があつていいと思います。



○大坂委員 今日には色々な事例を出していただいたり、その地域の多様な取組の主体に対する期待を考えなければということで、佐藤委員に多様な主体が取り組んでいることに対する地域行政からみた期待など、一言いただければと思います。

○佐藤委員 一言でいえば、岩手県の阿部委員の話のように、共生社会づくりの行政の取っ掛かりは地域福祉計画だと思います。地域福祉計画の共生型というイメージを庁内の関係部局、または地域の色々な活動される団体を、まだ行政も知らないでいる活動している団体も多いと思います。そういう社会資源を取り入れていく、そして、その点がネットワークで結ばれていくことが重要であるということです。

もう1点は、岩崎地区自治会議の高橋さんがおっしゃいましたが、もっと公務員の人に参画してもらいたいということでした。現職はなかなか難しいことだと思いますが、地域の中に市町村の職員、国の職員が、そのノウハウを自分の住んでいるところで我が事のようにして、今までの培った能力を発揮することが地域活性化に一番大きく結びつくのではないかと思います。上から目線で恐縮ですが、公務員は地域の中で活躍すべきだと思います。

○大坂委員 最後に高橋先生から事例発表や議論の内容をお聞きになったご感想やご意見を頂戴したいと思います。

○高橋特別顧問 企業も組織もこの道一筋で兼業禁止とっていましたが、さすがの公務員も兼業禁止を緩めます。そういう意味で、色々な角度からアプローチしていくことに期待しています。それは企業も儲ける話と地域貢献という話が本質的につながり始めています。そういうことを含めて、将来のことから考えたら、そのようになってほしいと、色々な将来か

ら今を考える。地域共生社会は、上から降ってきたのではなく、地域から芽生えてきたものだと意味転換をしていただきたいと思います。

○大坂委員 ありがとうございました。高橋先生、白川先生のお話、そして3つの事例発表をお聞きして、委員もこれまでやってきたことと少しずつその中で学んだことを皆さんにお伝えしたかったのですが、なかなか伝え切れないところもあったと思います。

来年度からいよいよ地域共生社会はもっと本格化していくと思います。その中で少しでも皆様の日々の暮らしやお仕事にお役立っていたらと思っていますし、我々はさらに地域共生社会が進むようなお手伝いをこれからもしていきたいと思っています。どうもありがとうございました。

——了——

来場者アンケート結果

(1) 回収状況

- ・配布数：76 名（全参加者 98 名のうち関係者 22 名除く）
- ・回収数：58 名（回収率 76.3%）

(2) 回答結果

- ①本セミナーは、地域共生社会を考える上で、また実際に地域共生社会の実現に向けた取組を考える・実践する上で参考になりましたか？

	大変参考になった	ある程度参考になった	あまり参考にならなかった	参考にならなかった	総計
自治体	12	5	1		18
社会福祉協議会	5	8			13
地域包括支援センター	2	3			5
NPO 法人	4	4			8
その他	7	1	2	1	11
不明		1			1
総計	30	22	3	1	56

■付問. 参考になった点、参考にならなかった点

- ・高橋先生の地域共生社会の講演は参考になったし考えさせられました。特に残っている言葉は、援助モデルの図で…（絵？）、今までは「分けて、集めて、束ねる」だったが、これからは「ばらして、散らして、つなぐ」なるほどなあと思いました。（その他）
- ・基調講演は刺激的でした。先駆事例は大変良いと思いました。一方で、ここまで行けずにとん挫した取組の分析も必要かと思いました。（その他）
- ・ラジオ体操&歩こう会、自然発生的、自主的、規制がない、会費がない。効果が見守り、障害の機能回復、コミュニティの成立等、被災者の生活再建支援の現場にいる身として高齢者対応について大変参考になりました。ありがとうございます。（不明）
- ・事例発表で代表者だけでなく活動参加者の声を紹介したことは大変よかった。（自治体）
- ・事例紹介が大変参考になった。住民主体の動き、市の関わりのタイミングが勉強になった。（自治体）
- ・まちなか、ごちゃまぜがもっと進んでいけば。地域づくりが福祉につながっていくということ。住民から自発的に発生した活動が大切で、また自治体の効率的な支援がポイントではないかと（くれぐれも邪魔をしないという点で）。（その他）
- ・実践事例や県・厚生局と役割の異なる意見が聞けたので大変参考になりました。地域共生のイメージがわいてきました。（自治体）
- ・毎日の体操、そしてウォーキングに興味を持った。無理なく継続していく方法や会の運営について、もう少し話を聞いてみたかった。（地域包括支援センター）
- ・高橋紘士氏の基調講演は超すぐれております。大変参考になりました。ラジオ体操&歩こう会、コンビニでのコーヒ一杯、スバラシイです。（社会福祉協議会）
- ・様々な地域の様々な角度からの取組事例を知ることができました。しかし、どれも比較的成功した事例だったと思います。世の中には、実を結ばなかった取組もあるはずで。それらの分析や原因などから学べることも多いのではないかと思います。（NPO 法人）
- ・事例紹介では長年の取組を知ることができました。これから取り組もうとしていることの参考になった。雄勝なごみ会の佐藤氏の発表は明確で大変わかりやすかった。（NPO 法人）
- ・すばらしい取組でしたが、すぐにまねできるとは思わなかった。コーディネーターの方が発表者に「アドバイスを」と尋ねてくださったのが良かったです。（NPO 法人）
- ・資料 P.3 の考え方が参考になった。地域づくりの木の考え方がわかりやすかった（「まちづくりと地域支え合い」）。資料 P.69 の上半分のポンチがわかりやすかった。地域共生社会のセミナーに行政の渉外担当者がいつもいないのが不思議。発表側は障害者関係の取組事例が多いのに。（自治体）

- ・地域での生活支援（地域での支え合い活動）互助力を高めることで、自助力→共助力→公助力という順番が大切であると感じました。わけて、あつめて、しばる→まぜて、ちらせて、つなぐ。これができる生活支援コーディネータが必要になってくると感じました。本日は参加させていただきましてありがとうございました。（NPO 法人）
 - ・横手、岩崎地区とも自然とのかかわりあい、そこに住んでる人とかかわりあいでゼロからのスタートで大変です。私たちはその点幸せな生活ができていると思います。参考にしながら生きていきたいです。（その他）
 - ・地域共生社会の話なのか、地域包括ケアシステムの話なのか、よくわからない。（その他）
- ②「わが地域でもこんなことをしている！（してみたい！）」、「会場で聞けなかった素朴な疑問」などなんでも結構です。自由にお書きください。
- ・空き家の話が地域から出た。その地域も文化を大切に、コミュニティ側を大切にしていた。そこでその空き部屋の活用方法をどのようなプロセス（借りる？買う？管理？）しているのか知りたい。（社会福祉協議会）
 - ・都市型で自然に住民が助け合う「歩こう会」のような人のつながりの輪があるということは、すごいことだと感じた（田舎ではよく取組事例が発表されているのだけど…）。良いことは誰も負担になっていないこと、強制的なことでもないこと、いなければ声をかけるなど、続く要素が沢山あるなあと感じた。ヒントをいただいたので、何か自身の地域でも、都市型なりにつながりができることはないか考えてみたい。（その他）
 - ・町内会に入っていない世帯が増え、それがまず課題。町内会役員のなり手がいない。役員の高齢化もすごい。（地域包括支援センター）
 - ・行政として、住民主体の活動の促進を図るために事例紹介をしたいが、なかなか情報収集が難しい。また、住民が活動を進めるための手順やノウハウ等を指南したりアドバイスする人材がより多くいればよいのでは…と感じた。（自治体）
 - ・自分の地域に戻り、「市の職員」としてだけでなく、一地域住民として活動していきたい。「できる人でまずやってみよう！！」（自治体）
 - ・高齢者の通院や買い物を支援する送迎・移送サービスに、どのように対応したらよいか、大変苦慮しております。（自治体）
 - ・若い力（担い手）の発掘のため、協議体に大学（近隣にある）の学生会に加わってもらった。今後に期待大です。ポイント制ボランティア活動について詳しく聞きたい。（地域包括支援センター）
 - ・わが町でも地域まるごと会議で住民の気づきがあることを願いたい（自治体）
 - ・人材育成に関わる「楽しい学習会」。住民がもっと賢くなるように！1 行政に任せっきりでダメである。（社会福祉協議会）
 - ・疑問なのですが、福祉的な活動をしている NPO が急に町内会にやってきて、地域共生社会に向けた取組をやろうと言い出しても協力を得られるのは難しいですよね…？住民レベルのボトムアップ的な意識改革も必要と思うのと同時に、行政などからのトップダウンのアプローチもあればと感じました。（NPO 法人）
 - ・NPO が町内会と関わる最初のアプローチとしてどんな方法があるか、事例があれば教えてください。NPO 主催の座談会はすぐに受け入れられたのでしょうか。（NPO 法人）
 - ・議論ばかりに時間をかけずに、「できる人でまずやってみよう」という積極的な姿勢が必要だと思いました。有償ボランティアとして料金を設定し、責任をもって取り組んでいることが素晴らしいと感じました。地域への「しかけ」づくりも大切であると感じました。時間がかかることではあるが、誰かが始めなければ何も始まらないことだけは避けがたい事実であり、多少の強引なしかけも必要であると思いました。（NPO 法人）
 - ・私たち毎朝楽しみに体操しております。これからも仲間を大切に、継続してまいります。絆として大切に！（その他）

以上

(2) 中国ブロック報告会

地域共生社会の実現に向けて～地域の試みから学ぶプロセスとエッセンス～

開催概要

- 日時：平成30(2018)年2月24日(土) 13時00分～17時00分
 会場：TKPガーデンシティ広島駅前大橋 ホール4A
 主催：一般財団法人日本総合研究所「地域共生社会を実現するための新しい包括的支援体制と住民主体の地域づくりの構築事例の収集及び自治体、地方厚生(支)局等の役割に関する研究事業」検討委員会事務局
 後援：広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、社会福祉法人広島県社会福祉協議会、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、社会福祉法人島根県社会福祉協議会、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会、社会福祉法人山口県社会福祉協議会
 協力：中国四国厚生局

次第

時間	登壇者・内容
13:00 ～ 13:10	開会挨拶 ・厚生労働省中国四国厚生局長 片岡 佳和 来賓挨拶 ・広島市長 松井 一寛
13:10 ～ 13:50	基調講演 「地域共生社会」の実現に向けて ・厚生労働事務次官 蒲原 基道
13:50 ～ 15:10	事例紹介 「各地域の試みープロセスとエッセンスー」 ◎事例紹介①(鳥取県南部町) ・東西町地域振興協議会 会長 原 和正 ◎事例紹介②(広島県福山市) ・鞆の浦さくらホーム 施設長 羽田 富美江 ◎事例紹介③(広島県広島市) ・特定非営利活動法人もちもちの木 理事長 竹中 庸子 【進行役】 一般社団法人リエゾン地域福祉研究所 代表理事 丸山 法子
15:10 ～ 15:25	ー 休憩 ー
15:25 ～ 16:55	パネルディスカッション 地域共生社会実現に向けて、明日の一步を考える 【パネリスト】 ・鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長 小澤 幸生 ・社会福祉法人恵寿会 理事長 北尾 慶子 ・山口県宇部市健康福祉部地域福祉課長 篠原 功 ・一般社団法人リエゾン地域福祉研究所 代表理事 丸山 法子 ・厚生労働省中国四国厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課長 高原 伸幸 【進行役】 ・日本社会事業大学大学院 准教授 曾根 直樹 【指定発言】 ・特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長 池田 昌弘 ・吉備国際大学保健医療福祉学部 准教授 黒宮 亜希子 【総括コメント】 ・厚生労働事務次官 蒲原 基道
16:55 ～ 17:00	閉会 ・日本社会事業大学大学院 准教授 曾根 直樹

要 旨

◆基調講演 地域共生社会の実現に向けて



厚生労働省 蒲原基道氏

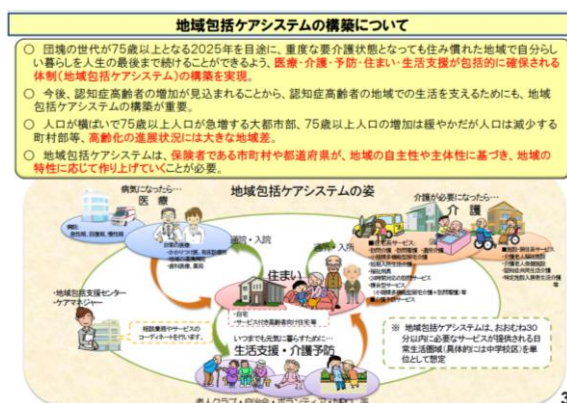
はじめに

高齢者分野の地域包括ケア推進のため各地域で様々な取り組みがされていますが、一方で、地域づくりは決して高齢者だけではなく、いろいろな人を含めた横割りで行っていく、あるいは自分たちの地域は自分たちでつくっていくという意味で、地域共生社会ということを行っています。本日は皆さんと一緒に少し考えていきたいと思います。

私は事務次官になる前の1年間、老健局長として高齢者の介護の問題を担当していました。介護保険を中心に、高齢者の地域包括ケアがどんな構造で、どんな問題があるか、どんな方向にこれから向かえばいいかという話を最初にしたいと思います。

ただ、私は、障害者福祉の仕事も割と多く、課長を3年、部長を1年で、合計4年務めました。障害者福祉の経験から見たら、高齢者福祉はこの点をもっとやればいいのかという気付きもありました。高齢者の支援と障害者の支援、そして病気を持った人の支援というのはだんだん似てくる構造にあると考えると、その流れで地域共生社会のイメージにも近づくように思います。

1. 高齢者を支える地域包括ケアについて



最初に、地域包括ケアについて話をしたいと思います。この図は、昔から厚生労働省が使っている図です。地域包括ケアは、医療的なサービスと福祉的な介護のサービス、この2つが専門的なサービスとして存在している上に、真ん中に「住まい」がきます。これはご自宅もあれば、今増えて

いるサービス付き高齢者向け住宅のような住まいもあり、住まいの問題が3つ目のポイントです。あと、生活支援・介護予防です。生活支援というのは、電球の交換やごみ出しなど、ちょっとしたサポートを中心にした、ちょっとした近所の助け合いです。できるだけ介護にならないように体操教室を開いたりするという介護予防。この5つのパーツから成っているという構造です。

これからの地域包括ケアについて

○医療と介護の連携の推進

○地域における生活支援等の活動の推進

○就労・社会活動の支援の強化

4

(1) 医療と介護の連携の推進

最初に医療のことからお話します。昔は病院に入院して治療して、しかも治すというのが非常に多かった。しかし、だんだん世の中が変わり、いわゆる生活習慣病が増えてきている。すると医療の場も変わってきて、病院への入院を中心にするより、むしろ地域で暮らすということをより重視するようになってきています。これは、病院中心の医療から地域完結型の医療へということで大きな流れがあります。地域完結型の医療と言いますが、結局医療で言えば、外来もあります、訪問診療、訪問看護もあり、在宅医療が中心になってきています。本人からすると、医療のサービスを在宅で受けながら、一方で福祉のサービスを在宅で受けることがつながってきます。したがって、現在もそうですが、昔は入院していた部分がだんだん介護の領域になってくるとともに、いわば医療・介護の連携が大事になってきています。この点が今後のポイントとして1つあると思います。

医療と介護の連携について、私の頭の中では、ミクロのサービスレベルの連携と、それを支える医療関係者、介護関係者の顔が見える関係づくりという、2つのディメンジョンがあるような気がします。

サービスの分野では、1つは、生活する場における医療と介護の連携。これは通常の生活の中において、訪問系の介護と医療系の訪問看護が連携するというのが1つあります。もう1つは、地域で暮らして入院する、あるいは入院した後地域に戻る。この連携がより重要になってくると思います。

今回、介護報酬の改定、診療報酬の改定のなかで、ケアマネジャーがサービスの調整をしている

ときに、入院したらケアマネジャーの人が入院先の病院に情報提供するというのをより手厚くやっています。あるいは入院中においても、在宅に戻られた後のことを考えて連携するといったことも手厚くやっています。そのことで情報がうまく流れるようになり、入院・退院のとき、スムーズに帰ってこられるようにすることが、これからより重要になってくると思います。

もう1点、地域で暮らしている場合でも、人の一生には寿命がありますので、だんだん人生の最終段階に行く時期が来ます。そのときに看取りをどうするかというのがポイントになってきます。かつては自宅で亡くなる方が多かったですが、最近は病院で亡くなる方が増えてきて死亡場所の割合では75%ぐらいになっています。内閣府の意識調査では、できれば自宅で、あるいは広い意味の生活の場で亡くなりたいという方が相当程度いる。ただ、実際の条件が整わないので、そこにいけないという方もおられるわけです。したがって、これからは看取りの機能をどうするかというのが非常に大事になってくると思います。

今回の介護報酬の改定でも、例えば生活の場といえ、実は特養も1つの生活の場、自宅も1つの場ですけれども、そういう看取りの場における介護報酬の中の医療ニーズへの対応については、より手厚く評価しています。その意味では、できるだけ生活の場で亡くなられることをサポートしていくというのが政策の方向です。

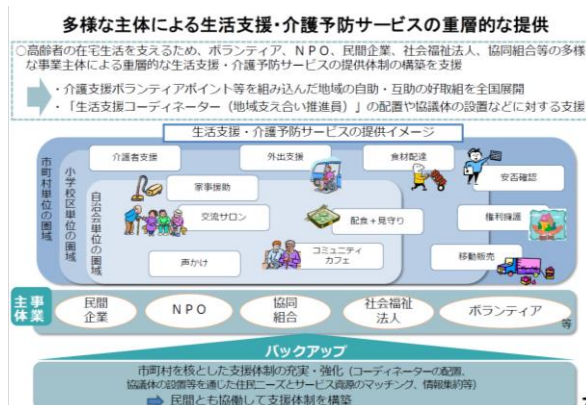
これはいわばミクロのサービス調整ですが、それをやるためには常日ごろから介護の事業者の方と医療の事業者の方が顔が見える関係になっていることがとても大事です。これは実は市町村の仕事で、医療・介護連携事業として、例えば合同研修をしましょう、あるいは一緒に顔が見える場でディスカッションしましょう、そういうことを市町村がやることになっています。したがって、これにより力を入れていくことが大事です。

ただ、一般的には市町村レベルですと医療のことが少々わかりにくい。したがって、医療・介護連携事業ということでお互いが顔が見える関係になるために、県が一定の役割を果たして、県の本庁、場合によっては県の保健所が各市町村と組んで関係づくりをこれからぜひ進めていってほしいと思います。そこにぜひ事業者の皆さんが顔を出して、福祉の関係者は身近な医療関係者につながる、医療の関係者の方は福祉の関係者につながることをできるだけやっていってほしいと思っています。これが1点目です。

（２）地域における生活支援等の活動の推進

次に地域における「生活支援・介護予防」があります。いろんな助け合いが地域でされることが大事になってきます。私の認識では、地域の助け合いは、本人にとって気持ちに通じるとか、お互

いに支えられたり支えたりする関係ができることがとても大事だと思っています。これは保険料も含めて、公費となると、効率とか公平性とかいうのがどうしても出てくるので、両方相まって人の暮らしを支えるということです。結果的には、確かに地域の助け合いが厚ければ、公費が膨らまなくてもいいという構造になるのかもしれませんが、まずは本人ベースに考えると、今のような関係だと思っています。



こちらは、多様な主体が地域づくりにかかわるという図です。地域の助け合いというのはいろんなパターンがあり、例えばちょっとしたサロンをつくる場合があります。サロンには、親子が集まるサロンもあれば、お年寄りが集まるサロンもありますが、地域側からすると、幅広くサロンづくりを進めていくことが大事ですし、昔よく言われた「コミュニティカフェ」、今は子ども食堂もどんどん増えてきていますが、食を媒介にしながらいろんな人が集まるといったことも、重要性が増してきています。

こうした地域における取組を、これから我々はサポートしていく必要があるのではないかと思います。いくつかその取組の主体を紹介しますと、例えば社会福祉法人。社会福祉法人の場合は、税制上の優遇措置がありますが、例えば、介護保険事業に営利企業が参入している中、社会福祉法人は何をするかということが改めて問われる。先般、社会福祉法の改正がありまして、社会福祉法人の重要な役割で、地域における公益的な取組を実施することが規定されました。また、法改正により、保有している財産から、事業継続に必要な財産を除いた財産は社会福祉事業等の福祉サービスに再投下することが求められています。こうした改正を背景に、社会福祉法人には主体的に地域における活動を展開してほしいと思っています。

抽象的に言ってもなかなかわかりにくいですが、例えば、先ほど地域包括ケアの真ん中に「住まい」ということを申しあげました。住まいの問題は、実は高齢者にとって非常に重要です。それは、特養に入る層があり、一方である程度お金があると有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅に入り

ますが、これから低所得者の高齢者が入る民間の住宅が大事になってきます。ところが、民間のアパートですと、ひとり暮らしの人にはなかなか貸しにくい。なぜ貸しにくいかというと、何か問題が起こったら後で困ってしまい、いろんなことをやらなければいけないので、なかなか貸してくれない。ハードとしての貸し家はあっても、そこに加えて見守り機能が大事だと思います。見守りをセットで住宅を提供するというのが、これからは大事です。

その見守り機能を誰かにやってもらわなければいけないのですが、例えばその1つの主体として、社会福祉法人ができることがあるのではないかと考えています。実際に特養を持つ法人は24時間職員がいますので、周りの低所得高齢者の見守りのサポートに入るといったことは、社会福祉法人の機能として求められてくることではないかと思えます。社会福祉法人は地域のサポートをするということがこれから重要になると考えております。

ボランティアについて一言申し上げます。ボランティアというと、典型的には高齢者のボランティアが1つありますが、今はだんだん減ってきています。

今後どうするか。私は、働く人が土曜とか日曜とか、あるいはちょっとした時間に地域活動やることがこれからより大事になってくるのではないかと考えています。最近、働き方改革で、ワーク・ライフ・バランスと言われていますが、子育てや介護とのワーク・ライフ・バランスは、割と浸透していますが、地域の活動と働くことの両立も、立派な両立だと思えます。ワーク・ライフ・バランス憲章というのを政府で出していますが、それを調べたら、実はワーク・ライフ・バランスというのは狭い意味での「家庭の生活とのバランス」だけではなく、地域の活動やあるいは自己研鑽なども含めるとされているので、そうしたことをこれから言っていくことで、この層を増やしていくことが大事ではないかと思えます。

生活支援の事業主体の中で「民間企業」があります。民間企業というのはイメージが湧きにくいかもしれませんが、多分、皆さんの地域の中に地域密着型の活動をしている民間企業があると思います。例えばある会社は、幾つかの市町村と組んで見守りの協定を結んでいます。自宅を訪問した際、「あれ、この人はきょう、ちょっと調子が悪そうだ」というと、市町村に連絡する。それは全てを網羅するわけではないけれど、自分がやっている仕事の中で見守り機能を果たすといったことも、これからより大事になってくる。そんな機能を担ってもらったらいいいと思います。あと、民間企業そのものの活動ではなくても、そこと連携することもこれから大事です。

もう1つ別の市の事例です。今、宅配業者が一番困っていることとして、宅配に行っても不在が

続くことがあります。その結果、人件費がかかってしまう。この問題は、ラストワンマイル問題というそうです。最後のワンマイルのところに確実に物を届けるのがなかなか難しい。この市では何をしたかということ、宅配業者が市町村と連携し、ある地域の拠点までは物を運びます。その後、例えば、シルバー人材センターに登録している人が地域の拠点まで物を取りにいき、自転車か徒歩で回れる距離、割と身近な距離にそれを持っていく。そうすると、持ってこられた家の人は、宅配のおじさんじゃなくて、地域の顔見知りの人が来るということで、「元気?」、「元気だよ」、「ちょっと調子が悪い」というやりとりが、ここで行われる。かつ、運ぶ本人は会社から1個当たり幾らという単価をもらえてちょっと収入がある。運ぶ本人にとって生きがい就業になるとともに、そして運ぶ人本人は自転車に乗ったり歩いたりしているので、介護予防になっている。そして運んでもらった人にとっては見守り機能になる、ということが生まれている。

民間企業の活動に地域の活動がうまくコラボしてやっている、いい事例だと思います。先ほどの民間企業そのものの活動と組み合わせたものではないかと思ひ、そういう知恵が市町村の方にもこれから求められる。現場では、地域密着型の企業とか酒屋の宅配業者とかいろんな人がいる。より汎用性がある事例と思いました。これが地域の話です。

（3）就労・社会活動の支援の強化

障害者の支援の場合は、私の理解では、医療と福祉があり、福祉サービスの一部に就労を支援するというサービスが1本立っています。就労継続支援A型、B型、就労移行支援があります。もっと言えば、障害者の人は一般就労している場合も相当程度ありますが、高齢者ケアの分野では、自分の役割や、社会での活躍の点が少し弱いと思われ、むしろここをこれから大事にしていく必要があると思っています。

高齢者のデイサービスの活動をいろいろ調べてみました。通常はデイサービスというと、その活動を行っている場所に行き、ご飯を食べたり、カラオケをしたり、いろんな活動をしますが、おもしろい活動だなと思った例があります。この自治体の認知症デイサービスでは何をやっているかというと、（実はこれは若年性認知症のデイなのですが、）ある車の販売メーカーと組んで、そこに出かけて洗車活動を行い、本人は少し謝礼をもらっているそうです。高齢者のデイというのは、どちらかというとその場で活動するのが一般的に多いと思いますが、ここは就労型の側面もあるデイになっているのです。若年性認知症の方はいろいろな活動したい人が多いので、屋内で何かするよりも、

このように社会に役立っているという気持ちを持つことのほうが、本人にとっては生きがいになるのではないかと思います。後の発表の中で、もしかしたらそういう認知症の例が出てくるかもしれませんが、こういうコンセプトがすごく大切だと思います。

関東地方で、認知症デイで子ども食堂をやっているというおもしろい例もありました。子ども食堂ではご飯をつくって出すのですが、そこで認知症の方が活動しているデイを見つけました。このように認知症の方も含めてお年寄りが活躍することをサポートするということが、これからより力を入れていくことが大切だと思います。

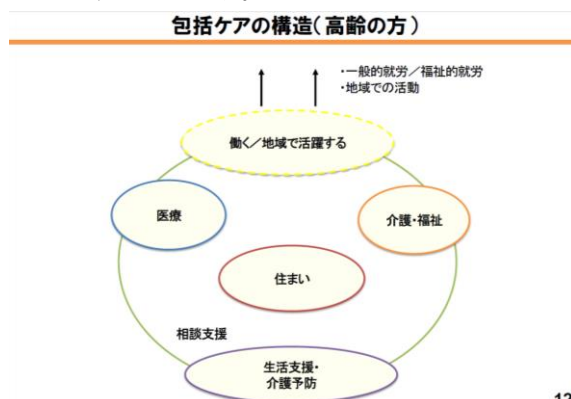
若年性認知症で1つ思い出しましたが、最近では自分が若年性認知症であることをカミングアウトして、こんな活動をしていますと言う人がふえてきています。皆さんもお聞きになったことがあるかもしれませんが、ある車のディーラーだった方が40歳未満で若年性認知症になりました。認知症になったら仕事をやめなくてはならないと思うのが今まで一般的でした。一方で事業主側も、仕事を継続してもらうことは難しいと考え、お互いがそう思ってやめてしまうという事例が多かったと思います。

ただ、今回の事例は、会社の理解があって働き続けることができた。彼はもともと販売成績がよかったのですが、今は総務部に移って、支援を受けながら仕事をしている。このような例が出てきているということは、認知症になっても働くということを大事に考えていくことの表れだと思います。最初の話に戻ると、高齢の分野でもこの分野を強化していくことが大切だと思っています。

2. 地域包括ケアと地域共生社会

地域包括ケアと地域共生社会の関係について、今のようなことを頭に置きながら、これから少し抽象的な話になるのですが、横割りでサービスを提供していくことについて、一緒に考えてもらえればと思います。

先ほどの図がまた出てきました。これは見なれたのでいいのですが、これをより抽象化したのが、この図です。



地域包括ケアの構造としては、医療、介護があって、住まい、生活支援・介護予防がある。そして、「働く／地域で活躍する」がある。私の理解では、この「働く／地域で活躍する」というのは、2つの概念があり、1つが一般的就労・福祉的就労。認知症でも働いてらっしゃる方もいれば、福祉的就労で、さっきのように、デイで働いている方もいらっしゃいます。

そしてもう1つが「地域での活動」。お年寄りも、あるいは要介護状態になっても、例えば地域でちょっとした町内活動に参加して掃除をすることもあると思います。

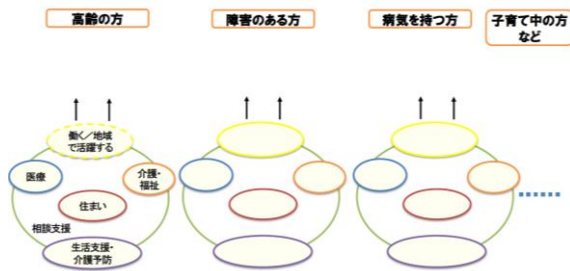
他の分野で考えてみても、構造的に似ているのではないかと思います。私はもともと障害の仕事をしていたので、むしろこっちのほうから頭に入って、医療、福祉、住まいがあって、地域の助け合いがある。制度的にはここが福祉のサービスではありますけれども、就労移行支援とか就労支援系のサービスがここにあると考えれば、ここで障害のある方が働く支援をしているということなので、考えてみれば障害も同じ構造で、むしろ障害をやっていたからこそ、ここが大事だと気がついたので、結果的には高齢、障害は同じような構造になっているのではないかと。

そこでもう少し考えていったら、がんの人の治療と就労の両立というのがよく出てきます。あるいは、がんに限らず病気の人の治療と働くことの両立も出てきます。両立といっても、先ほどの子育てと仕事の両立とは別の意味で、ここでいう両立という概念は、病気を持っている人が医療とか治療をしながら働くこと、「医療」と「働く」の関係性を両立と言っているのではないかと思います。

病気の人でも当然家に住んでいるので、住まいのサービスは大事ですし、一般的にいろんな助け合いもやっている。特にがん末期になってきたとき、一定の人は介護のサービスで、福祉サービスもここにあるということで、結局、病気の人と同じような構造です。

考えてみれば、難病の人なんかはまさにこの構造になっている。難病の人はもともと医療のサービスを受けていました。実は難病の人は、昔は障害者の総合支援法の対象になかったのですが、今や対象拡大になって、難病の人も福祉のサービス対象になったので、難病の人は「福祉」もある。病気の中の難病なんかはまさにこの構造になっているということで、何となく全部似た構造になっているのではないかと。

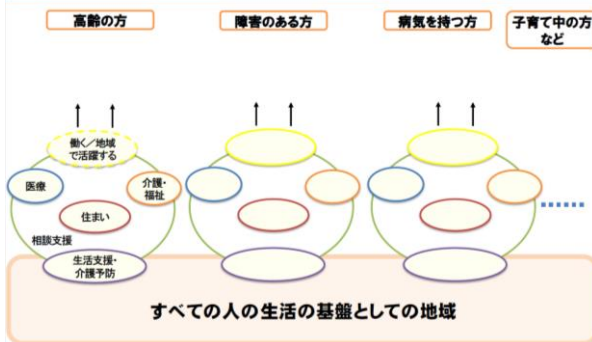
包括ケアの構造



13

そこで、先ほど話が出た地域をみんなでつくっていきましょうという話になってくると、結局地域としては1つなので、ばらばらに地域づくりをするのではなく、みんなを対象にして行うことが大事だと我々は言い出しました。

地域＝すべての人の生活の基盤



14

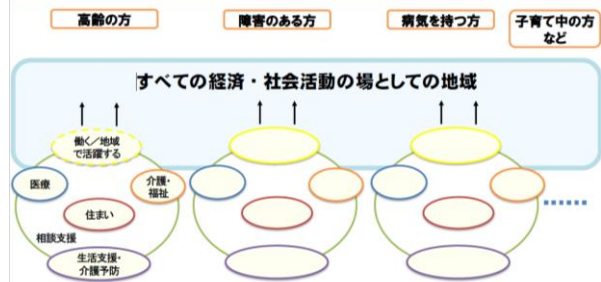
この図に「地域＝すべての人の生活の基盤」と書いてあります。横割りでの地域づくりは、こういう意味じゃないかと思います。横割りの必要性はいろんな観点がありますが、8050 といって、家に高齢の方と 50 歳の人がいるというパターンもありますし、そもそも障害のお子さんを抱えた親御さんが高齢化していくと、親御さん本人の介護問題が出てきて、お子さんの障害の問題がある。世帯の中で重複している問題が世の中に大分出てきているので、それを考えると、支援は制度を横断的にやるべきですが、地域としては、支える地域が一緒にやっていくことが大事だと思います。

あるいは制度の狭間の問題。なかなかサポートがいかない、定義には当てはまらないが、例えばごみにあふれている家に住んでいる方を頭に置いた場合でも、この横割りの地域があれば気づきができて、一定のサポートができると思います。

したがって、重複問題、狭間問題を考えると、横割りの地域が大事と思っているわけです。地域の支援活動をしている団体は多くあり、いろんな団体の人たちは、恐らく高齢者向けの地域をつくらうとか、障害者向けの地域をつくらうとは決して思っていない。地域全体でやっていこうと思っています。活動する人も、そもそも地域

は一体だと思っているので、支援側からも一体であることが必要。支援する側にとっても大事だということで、横割りというのは、そういう意味でこれから大事だと思っています。そのためには、一定範囲で参加するきっかけづくりが大事なので、地域を耕す生活支援コーディネーターあるいはC S Wという方々を養成して、つくっていくことが大事だと思っています。

地域＝すべての経済・社会活動の場



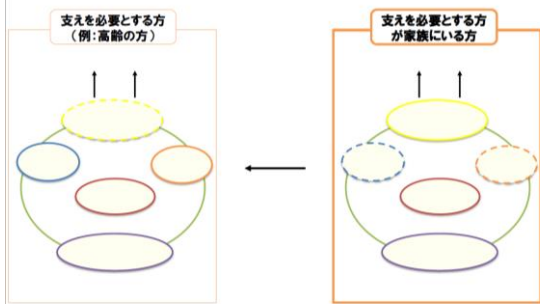
15

今までお話をさせていただいたように、「働く／地域で活躍する」部分も共通じゃないかなというのが私の今の問題意識です。「働く／地域で活躍する」部分も、これからはできるだけ横割りと考えていったらいいのではないかと考えています。今、地域の中で広い意味の働き手が非常に不足しています。例えば農業、水産業、林業…いろんな分野で人が足りなくなっている。一方で、確かに一般の働き手とは違うかもしれないが、活躍したい場所を求める人たちがいて、ここをこれから自治体の人たちが共通してサポートしていくことが大事です。農福連携は高齢も障害も病気の人たちもみんな一緒にやっていく。あるいは生活困窮の人はもともと横割りですが、その人たちも、働く、活躍する場をつくっていくことがこれからは大事です。

あと 1、2 点だけ話をしておきたいと思います。

ここまでは、どちらかというと一般的には支援を要する人について考えてきました。私のコンセプトは、支援を要する人については、基盤としての地域も大事だけれども、活躍する地域も大事だということを申し上げました。個々人からすると、支えられるだけではなく、支えられながら支える側の活動もしているというコンセプトになると思います。だけど、よく考えたら、高齢とか障害とか病気じゃない、現役の働いている人たちもいて、現役の働いている人たちがどんな関係なのかというのを考えてみたのが、この図です。

要介護の高齢の方などと家族の関係

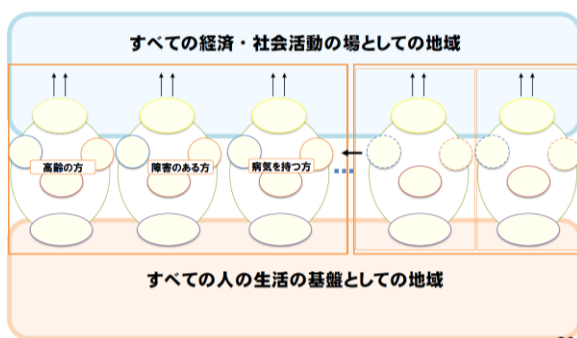


17

例えば、介護を要するお年寄りがいて地域包括ケアで支えられています。一方で、一定の範囲では家族の人もサポートをしている。それは同居の場合もあれば、同居ではなくても心理的にサポートしたり経済的にサポートしたりしている。医療・介護ではないかもしれませんが、家族の人たちも結構働いている。そうすると、介護離職の問題は、介護の家族を抱えた人が働きながらちゃんと一定の介護のサポートができるといった意味では、この人たちが離職しないようにしようということで、働くことと介護の両立を図ろうということではないかと思っています。

話が少し外側になりますけれども、例えば子どもや介護を要する人がいない場合も、働きながら地域で活動することもある。これが仕事と地域での活動との両立ということになります。要は、もともと高齢とか障害とかサポートを要する人だけではなく、現役世代と言われている一般の人たちも通じて、こうした関係性が整理できるのではないかと思います。

地域共生社会②



20

私の頭の中はこういう整理です。左の枠がいわば伝統的なサポートを要する人、右の枠は現役世代—子どもとか介護を持った家族、そうではない家族—。全ての人にとって地域で支える部分というのは非常に大事であり、全ての人にとって活動する場を保証していくことが大事です。

しかし、伝統的には左の枠内の人がサポートを要する人だと思っていたが、この人たちも支えられながら支えているという構造になっている。右の枠内の方は、どちらかというと支える側と思っ

ているかもしれませんが、支える側の人も支えられたり、支えられたりしている。全体的に見ると、社会全体で一人一人が支える側と支えられる側と両方の側面を持っているということではないか。それをいわば地域として支えるし、経済・社会の活動の場をつくって、そういう場を提供していくといったことをこれから考えていく。これが地域共生社会ということではないかと思っています。

私自身は、先ほど言ったように障害分野での経験が長かったので、働くというのは大事だと思っている視点で高齢やほかの分野を見ると、構造が一緒だという話をしました。その上で、地域共生社会というのは、支える、支えられるという関係が全ての人に存在するという、それを横割りでサポートすることではないかと思っています。

このあと、非常に具体的な事例発表があるので、その事例発表を聞きながら、この図も少し頭に浮かべながら考えていただければと思います。どうもありがとうございました。

◆事例紹介 各地域の試みープロセスとエッセンスー



《進行役》
一般社団法人
リエゾン地域福祉研究所
代表理事 丸山 法子氏
(本事業検討委員会 委員)

○丸山委員 皆さん、こんにちは。私は、広島県社協で地域福祉をずっとやらせていただいていた、とりわけサロンをつくったり、ボランティアグループを立ち上げたりということをしてきました。平成23年に県社協を退職しまして、この法人を立ち上げて、地域包括ケアの企画・運営、医療・福祉人材の確保・育成といったことを含めて、福祉の地域づくりで、全国各地で活動させていただいています。本日は、実践者視点で3つの事例をお届けしようと思いますが、テーマが地域共生社会なので、皆さんにとっての地域共生社会とはどういうものなのかというところをエッセンスとして、かみ砕いてお伝えしたいと思っております。聞き方のポイントを少しお伝えしておこうと思います。

1つは、何をやっているのかとか、何をやってたのかというのもちろん紹介していただくのですが、皆さん自身が事業の進め方とかそういったものを見るというよりも、まず住民感覚で見ていただければと思います。この地域の住民だったらどうだろうという感覚で聞いてみてください。これは非常に大事なポイントになります。

2つ目は、どんなリソース、どんな資源、どんな人材、どんな制度、どんな情報を活用したのか、という点。今回の3つの事例は非常にうまくリソース活用をしています。背中を押してくれたものは何だったのか、活動をさらに展開させたのは何があったのか。皆さんも身に覚えがあるかもしれません。1つの活動を進めていくときに、足踏みをしたり、方向が間違ったり、危機感を感じることも幾らかあるときに、この3つの事例の活動者は何をもってそこを回避あるいは乗り越えてきたのか、どんなリソースを使ったのかというところも聞いていただけるといいと思います。

蒲原次官の、今まで支えられる側であった人たちが支える側にも回るといふ新しい価値観を皆さんにお持ち帰りいただきたいというお話だったので、それをうまく実現されている3人の方に来ていただきました。

(1) 福祉力のアップは地域力のアップ ～住民組織による高齢者の居場所づくり～



南部町・
東西町地域振興協議会
会長 原 和正氏

私は地域づくりをやっておりますので、そういう立場から、住民組織による高齢者の居場所づくりについて、話をさせていただきたいと思います。

福祉の町・南部町、第1回全国介護保険福祉サミット、2000年に開催された町です。福祉の町を標榜しております。実は開会の挨拶の最中に鳥取県西部地震が起きまして、震度6強、一挙に中止になりました。

改めて言うこともないかと思いますが、こちらは中国地方、鳥取県です。西部になります。どういうわけか、南部町ということですが、これは米子市の南にあるということです。鳥根県に面しており、人口は1万1109人。西伯町と会見町が合併した町でございます。

福祉を切り口にして地域づくりをした。できたのは、地域振興協議会です、ヒト・モノ・カネ、これがあったということ。いきなり地域コミュニティホームを開設したわけではありません。見守り活動が原点で、防災・防犯活動、子育て支援から、地域コミュニティホームの開設に結びついたということです。

私どもの東西町というのは、行政的には東町、西町というのですが、地域振興協議会ができたときに、東西町という名前をつけたところ。間もなく宅地造成されてから50年を迎えます。自慢話ですが、防災組織で県知事表彰を受けたり、放課後児童クラブを地域で開級、地域コミュニティ開設をしたり、防災まちづくり大賞で消防庁長官表彰を受けました。去年11月には、地方自治法施行70周年記念ということで、地方自治功労で総務大臣賞を受賞いたしました。

米子市に隣接しており、車でわずか10分くらい。人口は1,174人。高齢化率は34.5%。

○地域振興協議会

地域振興協議会、例えば広島県では安芸太田町が有名ですが、小規模多機能自治組織として全国に同様な組織が240以上存在しています。小規模、要するに1000～2000人規模でやる。多機能とは、地域振興、地域福祉、防災・防犯、これらをやっていく。自治というのは、住民主体によるまちづくりです。

なぜそれが必要か。これは言わずもがなですね。

国と地方の関係の変化。わかりやすく言えば、交付税の減額、合併後の人員削減で、これをしないといけないというのが平成の大合併でした。南部町は、13年前に合併したときには行政職員が185人いたのが、今は115名。70人減って、でも行政運営ができています。その背景には、このような組織があったからではないかと私は思っています。とにかく地域課題を住民が力を合わせて解決できる組織がこれではないかと思っております。

従来、区長会による運営でした。これは区長が短期間でかわるとか、問題があっても先送り。地区の公民館は我々も非常に熱心に行っていた。ところが15年前、熱心に行っているけど高齢ひとり暮らしの方が多んじゃないとか、独居の方が増えただけどうするのか。それは社会教育事業ではないじゃないか。今、全国で、地域公民館もこういうことに取り組んでおりますが、これも全てやろう、こういうことになりました。現在もそうですが、当時、地区の福祉活動の実践的なものは社会福祉協議会が担っていたわけです。

○見守り活動からの始まり

我々が最初に取り組んだのは見守り活動です。支え愛マップづくりに取り組みました。21年2月ですので、間もなく9年目を迎えます。住民生活福祉総合研究所の木原先生から指導を受けて、見守りをするのに、どういう仕組みをしてやりたいか。ポイントはここ一人に見込まれた人を見守り人にしなさいとか、独身の息子と老母のペアもこういうことをしなさいとか—そんなことを教わったわけです。独居高齢者への面接アンケートは、随時しております。

見守り活動は必ず見直しをしないといけないということですね。我々は見守り人の定義を決めています。まず安否の確認をしなさい。ただ、突然死の責めは問わないということを地域の共通認識にしています。中には、見守りの方が行ってみたら亡くなっていた。もう私はだめです。いや、そうではない。孤独死は1カ月くらいだということですね。

世話人はこういうことをしています。当人の意向をまず尊重しなさい。これをうまいことやらないと、「何であんたが私の見守りをするの」というのが起きます。

災害発生時。きょうも話がいろいろ出ていましたけれども、ご存じのように東日本大震災が2011年3月11日午後2時46分、昼間に起きました。冒頭に話しましたが、私のところも鳥取県西部地震が昼間に起きたときに、行政主導で防災組織をつくりました。ところが、昼間は区長とかそういう人は地区にいない。一昨年、鳥取県の倉吉を中心に中部地震が起きました。これも震度6弱でした。地元新聞に「防災組織機能せず」と出たんです。倉吉市は防災組織をつくっていた。私も昨年

中部復興本部に呼ばれてある地区へ話をしに行ったのですが、1つだけ機能した防災組織があった。それは、自主防災組織のリーダーが有休をとって家にいた。これがポイントで、我々はこのことをやっています。昼間いる人でやりなさいと。救助隊ではないですから、見守り対象者とか昼間独居者の安否確認と避難の補助をやる。こういうことに取り組んできました。当然、認知症に対する取り組みも行っています。

○コミュニティホーム事業（始まり・展開）

鳥取県長寿社会課の資料で、独居高齢者のアンケートがあります。3町村で鳥取大学の竹川准教授がアンケートをとりました。ほとんどの人が、住み続けたいと思っている。ところが、鳥取県の平均年金受給額は全国平均より低い。平均賃金に至っては36番目。当然、岡山、広島は上ですね、トップ10に入っています。要するに貧乏な県なのです。

鳥取県の高齢者の現状②			県長寿社会課提供		
○ 鳥取県の平均年金受給額は全国平均より低い			○ 鳥取県の平均賃金も全国平均より低い		
都道府県別平均年金受給額(2009年度)			都道府県別現金給与総額(2009年度)		
順位	都道府県名	平均年金受給額	順位	都道府県名	現金給与総額
1	神奈川県	100,906円	1	東京都	411,211円
2	愛知県	95,737円	2	大阪府	343,383円
3	兵庫県	95,417円	3	愛知県	326,379円
4	広島県	94,793円	4	神奈川県	325,566円
5	千葉県	94,559円	—	全国平均	315,294円
6	東京都	93,881円	5	岡山県	312,409円
7	埼玉県	93,678円	6	静岡県	307,415円
8	滋賀県	93,528円	7	広島県	306,625円
9	大阪府	92,795円	8	栃木県	305,023円
10	山口県	92,378円	9	京都府	302,822円
—	全国平均	89,326円	10	千葉県	298,765円
26	鳥取県	84,165円	36	鳥取県	268,939円
47	青森県	70,362円	47	沖縄県	248,021円

(資料出所)厚生年金課・国民年金課の調査(平成21年度)より作成。
(注)厚生年金・国民年金受給者の加重平均額であり、県民年金等は含まない。

(資料出所)毎月勤労統計調査(平成21年度)より作成。
(注)現金給与総額には、ボーナスは含まず、各種手当を含む。

15

そのためにこういうものをやろうというのが、地域コミュニティホーム事業です。背景は、独居高齢者の増加。介護サービスを利用すると、地域から出ていかないといけない。つながりがなくなる。年金受給額が低い。高齢になっても、あるいは障害のある方でも、地域住民とのつながりの中で、可能な限り地域で暮らせるモデル事業なんです。もう6年前になりますが、当時、厚労省から鳥取県の長寿社会課長として見えていました日野課長から提案があったわけです。鳥取県で3カ所、平井知事が20億の基金を積んで実施した事業で東・中・西部で行い、できたのは我々の地区だけでした。

要介護状態になったときにどこに住むか、非常に大きな問題です。離れて住む家族と同居。私どものところにいらっしゃった。92歳になった元気な方が、我孫子の娘のところに行く。ところが、1年後、恥ずかしながら帰って見えまして。やっぱり慣れないところでは自殺しそうだと。

コミュニティホームモデル事業は、自宅で暮らしにくくなった高齢者を、これまでと同じ生活環境の中で暮らしていけるように、地域で支援していく全国初の取り組みです。

その経緯を少しお話ししたいと思います。実は24年5月ごろ、もう6年前ですが、鳥取県が3月議会で予算を組みました。我々はやろうということで、イメージづくりで尼崎などへ視察に行きました。ヘルパー2級も—これは介護保険事業ではありませんから、別にその資格は要らないのですが—お世話するほうも要るのだろーということ取得しました。ここまでは順調でした。ところが、これからが難航。4月に「息子のところに移るから、空いたから、これ、使っていいよ」という提案だったので決まったと思いましたが、家賃10万くださいと言う。何とか6万まで粘ったが、県の補助金があるうちはいいけれど、とてもこれはだめだと断念しました。地域には空き家が相当あったが、やがて息子が帰ってくるとか、仏壇があるとか、やっぱり人に貸すのは嫌だという人が多い。それでも11月ごろ、「両親が住んでいたけど、亡くなって、もう10年くらい空いているから、いいよ」と。条件は無償。以降は順調に進みました。

これは今のコミュニティホームの外観です。利用者は、昼食もサポートを受けてつくっています。この方は92歳。認知症が入っているけれど、自分でできることはされます。

当時の県の方針は、日中の居場所、デイサービス、ショートステイみたいなものですね。言葉は違いますが、これができるような体制になっています。地域の特性としては、持ち家が多いので、ほとんど今は①のデイサービスのようなものしかやっておりません。登録料は年間3000円、送迎をしています。

ボランティアスタッフというのはこういうことです。今、事業統括は我々のところの福祉部長がやっております。施設長、この方がいるからできました。介護福祉士であり、民生委員。介護のプロでもありますし、民生委員というお世話役でもある。サポート員は、介護福祉士、あるいはまた初任者研修資格者、ケアマネの資格者、看護師。82歳の方がサポート員としてお世話を当たっています。まだ元気なうちはサポートする側。あすはお世話になる方も、こういうことで元気になります。送迎ボランティアは、団地が造成した高台にあり、どうしても歩いていけない人には、男性陣がこれを請け負っています。中にはがん患者の方もいらっしゃる。けども、元気なうちはこういうことをやることによって、力をもらえる。

行政は運営委員になっていただいて、当初申し上げたように、県の支え愛体制づくりの補助金を受けて資格を取った。

送迎の車はなかったですね。日本財団にいろいろお願いしたんですが、我々地域振興協議会は法律で任意団体なので、だめだと。寄付金をいただいたりして、中古車を買いました。

定常的な利用は、当初は3人くらいですが、今は大体6人くらい。サポート員3名が早出、こう

いう体制をしております。

効果は、まず利用者のバイタルチェックで病気の早期発見ができる。医療行為ではありませんから、体温と血圧をはかって、きょうはちょっと高いじゃないかというときは、すぐ病院にお連れする。きちんと食事をとることで体調がよくなった。中には、私は社会福祉協議会の配食サービスでお弁当を配りに行ったのですが、這って出てくる人がいた。そんな人も、施設長が利用しませんかと言って、きちんと食事をとるから、今はふっくら、元気です。そして亡くなる1カ月前まで利用がありました。実は一昨年になりますが、12月24日に、「原さん、私は入院します」と。がんというのは聞いていました。亡くなったのは翌月、1年前の1月20日で、1カ月足らずで亡くなられた。こういう方が3カ月入院するとどのくらい費用がかかるか。一般的に1カ月大体85万、本人負担は5万、80万は保険組合が負担。我々は今、県の補助金がなくなりまして、町から助成を受けていますが、85万くらいです。言葉は悪いですけど、入院が3カ月のうちの1カ月で済んだ。あとの2カ月間くらいで2年間賄えるわけです。

メリットは、家族に安心していただけることです。中には、家にいると鬱になりそうだけど、サポート員になって解消した。わずかであるが、サポート員の小遣いになります。1時間300円をお渡ししますと、1年間やるとそれでも4～5万になって、旅行に行けるくらいの額です。ボランティアヘルプ活動で、我々は配食や家事援助をしています。

○地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会の実現に向けて、これは私の私見でございます。

まず、地域課題に真摯に取り組まないといけない。行政でも、PDCAというのが盛んに言われています。我々は、まず見なさいと(Look)。机上で計画してもだめです。やっぱり現場を見る。特に現状をしっかりと把握する。それが大事だと思います。

そして、将来に希望が持て、生き心地のよい町にしたいということです。やがて自分たちもお世話になるという「我が事」。緩やかにつながり、近所で助け合う「近助力」を高める。そして、気軽に集まれる居場所で引きこもりを防ぐということです。特に我々が大事にしている地域づくりはこれですね、昨日入居した方も数十年前に入居した方も同等である。年長者だからと威張らない。女性も対等に発言と活動ができる。こういうことです。我々のところも人口が減っています。今、盛んに言われていますが、U・Iターン・移住者増で人口の社会増を、こういうことを目指していきたいと思っています。

ご清聴、ありがとうございます。

○丸山委員 皆さんもよくご存じのとおり、自治振興区ですとか自治振興会といった地域の組織が行っていく地域共生社会の実現のモデルでした。総務大臣賞まで受賞された。何をもって受賞に値するののかというところを非常にコンパクトにまとめていただけたと思います。

自治振興区は、町村合併をきっかけにして、各地で、それぞれ地域の独自性でいろんな活動をされてきました。うまくいっているところもあれば、足踏み状態のところもあったりで、どうやったらうまくいくのかといったところも非常にヒントになったのかなと思います。また、気づきの引き出し方がすばらしい。1つの事業が終わったから、やれやれではなくて、その事業を通して、孤立死がふえているんじゃないのとか、ひとり暮らしがふえているのはどうしたらいいんだろうとか、自主防災体制をつくったからといって安心するのではなく、そこに漏れている人とか、そこに対応し切れないケースがあるよねというところまで拾っていく眼力というか、こだわりといったところが、うまくいっている秘訣かなと思いました。

それでは、鞆の浦さくらホームの施設長、羽田さんです。羽田さんは、いろんな施設の取り組みがあるのですが、今回は特に地域での取り組みというところでお話をいただきたいと思います。

（２）介護が育てる地域の力

～さくらホームと鞆の地域共生への歩み～

鞆の浦・さくらホーム
施設長 羽田 富美江氏



今日は、「介護が育てる地域の力」ということでお話しさせていただくんですが、施設が10周年で、自分で10年間してきたことを同じ題名『介護が育てる地域の力』として本にまとめ、地域の人に渡したら、地域の人から怒られたことがありました。「羽田さん、ちょっと違うんじゃないか。『地域が育てる介護の力』やろ。この題はおかしい。変えなさい」と言われたことがあります。今日は私の目線から「介護が育てる」としていますが、実際は地域の人に育てていただいたというのが本当の姿だと思います。

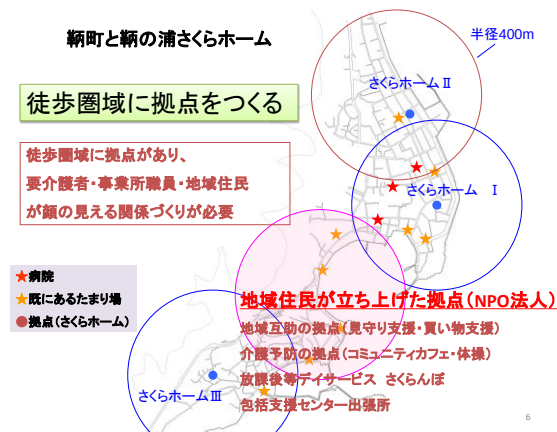
鞆の浦さくらホームは、福山市の南端の海岸沿いにあります。人口は4,218人。これは3年前の人口で、今は約3,900人、毎年200人近く減っています。この図から見られるように、後期高齢者

の方が3年前は26.2%です。多分、もう30%を超えています。小さい子ども、若年層がどんどん町を出ていっています。産業も衰退しつつあり、高齢化率も48%の町ですが、この町の強みは、お祭りが多いために、地域コミュニティがしっかり残っていることと、住民は地域への愛着が深いということです。

私は、今から10年前、このまま10年経って何もしなければ、この町を維持できるのだろうかと思いました。年齢を重ねても、障害があっても、居場所となるまちづくりをしたいと思って、施設を立ち上げました。施設をつくりたいというのではなくて、まちづくりをしていきたいという思いから施設を立ち上げました。先ほど、原さんがおっしゃったように、皆さんが力を貸してくれたら、地域力が低下しても、もっと新しい、素敵な地域を創ることができると思ったので、そのために、「あたりまえの暮らし」を地域の人に理解していただきたいと思いました。

「あたりまえの暮らし」というのは自由があって、役割があって、病気になったら病気になったでしようがない、周りの人がその姿をちゃんと認め、多くの人としっかりつながっている暮らしだと思います。そんな「あたりまえの暮らし」を地域の人に理解してもらいたいと思ったので、地域の方の意識の変容を促していきたいと思いました。

そのためには、地域の社会資源としっかりつながっていくことを大切にしました。私たちのような事業所が人と人をつなぐハブになっていかなければいけない。また、地域共生ケアの豊かさを地域の人にしっかり見ていただきたいと思いました。地域共生ケアは、「地域のひとともにケアしていくこと」で、地域の人も豊かになり、支援される認知症の人も障害の人も、いつも地域の人が声をかけてくれて、自分のありのままを認めてくれる、そんな豊かさを障害のある人にも地域の人にも体験していただきたいと思いました。



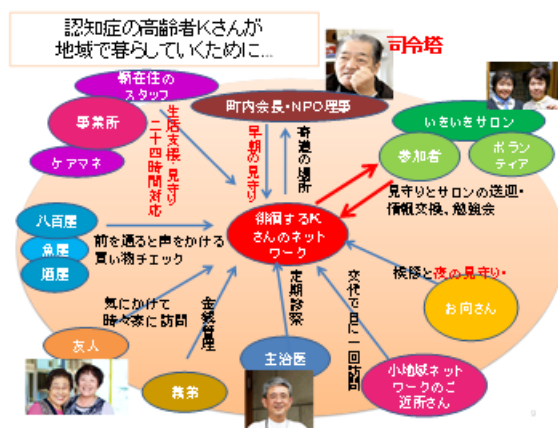
事業所としては、デイサービスから始めました。現在、居宅介護支援事業所は、通所介護と小規模多機能型事業所、サテライトが2つで、合計3事

業所があります。グループホームは1ユニットです。その他に、放課後等デイサービス「さくらんぼ」と、重度心身障害児の発達支援も運営しています。軀は3キロ弱の細長い町ですが、それらの施設を拠点としてちりばめました。注目していただきたいのはピンクの部分です。ここは住民の方が立ち上げたNPO法人(「軀の人と共に暮らしを」)で、見守り支援、買い物支援、介護予防の拠点でもあり、地域包括支援センターの出張所でもあります。また、若い人も運動ができるような機械を入れ、中学生や小学生も来て、若い人が筋力強化する。そんなところが全部一緒にあり、その中で放課後等デイサービスをしています。

地域共生に向けての、軀の浦さくらホームの具体的な実践としては、職員を地域化すること、次に利用者さんを地域化すること、それから軀の浦まちづくり塾をしています。

○職員を地域化する

職員を地域化するというのは、専門職がしっかり町に出て、地域のいろんな方と顔見知りになって、地域活動の下支えをするということです。介護の専門職が施設の中にとどまっていたら、地域の課題や、町内会長さんや民生委員さんやおせっかいおじさんやおせっかいお婆さんとの関係はつくれません。職員がしっかり町へ出ていく。そして、事業所が人と人をつなぐハブとなっていく。職員が地域の課題を把握できるようになるので、あの人はあのひとと仲がいいとか、あの人に頼んでみたらどうかということがどんどんわかってくるようになります。



実践の一つとして、認知症高齢者Kさんが地域で暮らしていくために、NPO 法人と町内会長をされている方が司令塔となって、地域をつないでいきました。この方は、認知症とわかったとき一介介護度3でした一人とかかわりたくないから、地域包括支援センターの職員や色々な人が声をかけるけれど、家の中に入れない、受け付けられない様子でした。徘徊もされるので、施設に入るほうが良いのではと思ったのですが、このときは施設に入れ

ず、施設に入るまで地域で支えようということになりました。町内会長さんが司令塔となりご近所の方に役割分担をし、地域をつないでいったのです。この方は必ずいきいきサロンに参加して、終わった後、町内のお世話係の人が集まり、この人をどんなふうに見ていこう、どんな声かけがいのだろうと、認知症のことを理解していきました。専門職だけにかかわるときよりずっと落ちつかれて、いい笑顔になったので、住民の人たちは、地域の環境の大切さを体感していきました。その後何年かたったときに、施設の順番が来たのですが、地域の人が「このままこの町で見たほうがいいんじゃないか。」と言い、結局最期は地域の人が看取っていただきました。私の施設に地域の人が亡くなられたことを連絡をしてくれて、いつも往診に来てくださる病院の先生が「地域の住民が看取ったんか」と少しびっくりされたという経緯があります。

このように地域のなかでの役割分担は、バラバラではなく皆つながっています。その中で、さくらホームは24時間365日、いつでも電話くださったら対応しますと言って、支える人たちを支えています。支える人たちを支えないと、その人たちは不安になるので、その下支えをするのがさくらホームの役割だと思いました。

また、いきいきサロンで見守りマップをつくっています。その後、ラジオ体操やコミュニティカフェ、百歳体操のグループが、住民主体でどんどん生まれていきました。共生社会に向けては、教育がとても大事だと私たちは思っています。

○利用者さんを地域化する

利用者さんを地域化するというのは、利用者が地域とつながって、地域共生ケアの豊かさを体感し、それを可視化することだと考えています。たとえば、ひきこもりの子どもたちが子ども園で駄菓子屋を販売したり、重度障害の子がお年寄りの施設に来たり、ということを日常的にしています。この重度障害のある子は車椅子の運転がとても上手なので、お年寄りが自分も頑張らなきゃいけないと元気になります。地域の若いお母さんも、「1時間ほど見てください」と子どもを連れてきます。これは駄菓子の販売を、ボランティアさんと認知症のお年寄りがしている風景です。

さくらホームの利用者



軒の浦まちづくり塾は、地域コミュニティを残したいという思いで始めました。住民と塾生と、ワークショップなどを行っています。塾生の大学生は、防災の勉強もするので、独居の高齢者のお宅の家具固定など、地域のためにいろんなことをしてくれます。

地域共生を目指して得たものは、要支援者は、住みなれた町で暮らし続けられること、人間関係が豊かで安心があることです。だれもが自分らしさを維持でき、地域住民は、生きづらさを抱えた人への偏見が薄れ、自分が暮らす地域への安心感が生まれ、住民同士のつながりが深まっていきました。事業所職員は、仕事が本当に楽しくなる。生き方を理解し、尊重するケアを目指すことができ、住民がしっかり支えてくれるので、ケアの幅が広がっていきます。

しかし、地域共生社会の実現に向けては、まだ20年、30年かかると思います。私がこの10年間で感じたことは、地域住民は、地域福祉の話や認知症のことを説明しても、わかりません。理性による説得より体感が重要だということ。介護職(福祉の専門職)がしっかり地域に出ていって、課題をしっかりとつかんで、その課題を解決していく過程で、地域の力や互助の文化が再生していきました。専門職が支援する側になったら、地域の人は力を貸してくれません。「助けてくれ、一緒に力を貸してくれ」と言わないといけない。まず専門職は支援する側という意識を取っていかないと、地域の人の力は借りられないということがよくわかりました。

最後に、5月に(放課後等デイサービス)「さくらんぼ」の卒業生とスタッフでジェラート屋を開きます。観光がてらぜひお越しください。

○丸山委員 10年の実践から得られた実感を、教えていただきました。「理性による説得より体感が重要である」というところは、非常に説得力があると受けとめました。そして、課題解決のプロセスで学ぶことも非常に重要なポイントではないかと思います。地域共生社会というのは、私も含めて専門職はわかったような格好をするものですが、一般住民の方というのは、わかりやすい言葉で、シンプルに伝えなければ、実感として湧かないということを、羽田さんから伺ったような気がいたします。

(3) 地域で紡ぐ多様な人のつながり ～地域現在未来を支える多世代交流～



特定非営利活動法人
もちもちの木
理事長 竹中 庸子氏

特定非営利活動法人「もちもちの木」は、16年前、認知症の方の居場所づくりから始まりました。私たちの居場所づくりというのは、認知症の方がテーマだったのです。その中で、高齢になっても、障害があっても、認知症になっても、自分らしく暮らしていくために、ここにいると安心できる、そんな居場所にしたい、そんな思いで始まりました。

誰もが安心できる暮らしを目指して、現在、「古田のおうち」「庚午のおうち」「土橋のおうち」という3カ所で事業をしておりますが、16年前に始まったのは「土橋のおうち」です。

○もちもちの木について

土橋は、平和記念公園から橋を渡ったところにある地域です。原爆投下前は広島を中心だった場所で、商売人魂のある人たちが今も住んでいます。そこから私たちの事業は始まりました。

コミュニティづくりといったらやはり公民館。公民館が、実はここから歩いてはいけない、遠い竹屋町、バスでも行けないというすごいところにあります。コミュニティをつくるのに公民館が集まるというパターンがあると思いますが、それが難しい地域です。中学校区としては、国泰寺中学校区というところで、町のど真ん中のエリアに入っています。

2カ所目は庚午中1丁目にあります。埋め立てられた土地で、宮島へ行く電車が走っているところにある町です。

そして3カ所目は古江新町にあります。ここも埋め立てが始まりました。この地域も公民館が少しづれている。中学校区が入り組んでいて、とても地域の中だけでおさまらない。校区でくくってしまうと、とても入り組んだ難しい地域になっています。

そんな中で私たちは、グループホーム、認知症の人の力を引き出して暮らしていくことをやっています。

もう1つはデイサービスです。いろいろなデイサービスがあると思いますが、私たちの事業所にいらっしゃる人は、比較的集団行動が苦手な方、個性が強いとか自分のやりたいようにやりた

い人が多く、ほとんどが個別のケアで、さまざまな活動をしています。この中で、認知症の人の仕事づくりとか居場所づくり、役割づくりとして、着物をほどこいてクッションにしたりして販売する、そんなこともしています。

雰囲気は喫茶店のような感じです。みんなが一緒に輪になって座るのは、私自身がとても抵抗があり、みんなばらばらに座って好きなことをしています。このように、地域のコミュニティステーションとして活動しています。

○介護と地域を掛け合わせる

あなたの居場所はどこにありますか

私たち一人一人が考えなくてはいけないことで、私はいつも「あなたの居場所はどこですか」と問いかけます。どんな社会活動、どんなコミュニティづくりをしても、私の安心できる居場所は一体どこかという問いが、私の中でも浮いてきます。普通の暮らしを続けて、自分らしく生きるというのは何かというのを、コミュニティを通して、地域の人と一緒につながりを築きながら、考えてきました。

その中で、多世代のコミュニティがとても大切だと考えています。高齢者だけでなかなか成立しない。例えば80歳の人をケアするのが80歳では成立しないというのは理解できると思いますが、60歳だったらどうだろうという、今、自分に20歳年下の友達がいたらいいなということになります。そのように、自分たちが元気で生きていくためには、たくさんの人たちに助けをもらっていかなくてはいけないということをみんなで考えています。

大事にしているのは当事者です。若年性認知症の本人、認知症の人、障害のある人、子育て中のママ、悩みのある本人と住民で一緒につくるコミュニティケアをしています。



私たちの組織は大きく分けて、介護事業部と地域コミュニティ支援事業部があります。今日は介護事業部の話ではなく、地域コミュニティ支援事

業部の話を中心にさせてください。

財源は法人の賛助会費です。最近、関係人口という言葉がありますが、東京から賛助会費を振り込んでくださる方もいらっしゃいます。こういった活動をしている「もちもちの木」を応援してやろうという方に、ぜひいろいろ応援してもらいたいとお話しています。

どんなふうにして情報提供するか。総会を大事にされていて、参加者の半が地域住民、半が職員です。数年前はとても大変な赤字で、総会で「理事長、どうするんですか」と住民に言われます。「経営努力します」とか、「銀行に助けてもらいます」という話もオープンにして、みんなで考えてもらうことをしています。それぞれの介護事業部からも、看取りの話などして、地域コミュニティ支援事業部からは「こんな活動をしたい」などお互いに発表し合って交流するということをしています。

私の活動ですが、「もちもちの木」の代表としていますが、介護保険事業部では、グループホーム・デイサービス、「土橋のおうち」の管理者でもあります。介護福祉士、認知症ケア専門士、また広島市の認知症アドバイザーとして、認知症サポーター養成講座はほとんど断らずに、平成20年くらいからずっとさせてもらっています。地域コミュニティ支援事業部では、私はボランティアのコーディネーターをしています。平成14年に広島県の研修があったときのボランティアコーディネーター養成講座を受けさせてもらい、そこでボランティアというのは何なのかというのを学び、そこからボランティアの受け入れとかコーディネートをしています。そして、土橋町内会の役員でもあります。町内会の役員というので、うちの町内は、最後に詳しく話をしますが、今非常に大変なことになっています。

16年前に「旅館生まれ変わりグループホームに」というので、「土橋のおうち」は旅館街の中の1つにありまして、町のど真ん中にあります。

理念は「～優しい心～ 迷ったり さがさぬよう そばにいるよ」というので、「もちもちの木」という絵本からとりました。優しさは勇気になる、そういう願いを込めてつけられています。実は私たちが始めたときに、大きな投げかけがありました。介護事業をNPO法人でするのはなぜなのか、企業の介護事業所と何が違うのか、違いがなかったら、別にNPOじゃなくていいじゃないかということをお問われたわけです。このことに私は答えられませんでした。悶々としながら、私の中で、ボランティアというのは自発性で主体性だ、この2つの言葉をずっとぐるぐる持ちながら、運営をしてきました。

そんな中で、いいケアをしたい、高齢者に役割を持たせたい、と思っていたとき、子育て世代支援をやっている元職員がデイサービスに子どもを連れて遊びに来ました。そのときに、一生懸命ケアをやっている職員以上に、その子どもたちが高齢者からどんどん力を引き出していく。介護職は要らないのじゃないかなと思うくらい。いつもだったら何もしたくない、動きたくない人たちが、ボールを投げたり、遊んだりする。そのことから気づきがありました。

○住民がつながりをつくる

私たちは場所を提供してサポートする

「あなたの居場所はありますか？」というので、私たちは隣の町で「ふらっとホーム河原町のおうち」という多世代のつながりづくりを始めました。ここから、【当事者が自分でつくる、私たちは場所を提供してサポートする】という形に入りました。コミュニティには、都市型のコミュニティと農村型のコミュニティがあると思っています。農村型というのは、昔からある形です。仕事と暮らしの場所が一緒だった。今では、仕事と暮らしの場が別々、そこが都市型と農村型の違うところだと思います。農村型では同調的で、地域の人たちがいろんなことにお互いがお互いを合わせていくということがあります。都市型というのは、自分がしたいことを選択する、ということがあります。多様な価値観があり、違うことに共感していく。関心が違う、そして集うところが違うことが特徴だと思います。

始めに必要なのは、町を歩いて、暮らしの場で対話を重ねていく。何があったら暮らしやすくなるのか、みんなで考える機会をつくっていく。今まで活動している方の課題を知って、理解をする。最初は1人の活動から始まると思います。

古江新町で始まったとき、「高齢者施設 住民交流 OK」と新聞で取り上げられました。自分たちで考えることができ、自分たちで決めるようになれるか、地域の中でとても大きなテーマでした。そんな中で、地域交流広場、グループホーム、そして民生委員さんから提案があった地域食堂をしてほしい、と声がありました。実際やってみると、3人しか来ませんでした。職員2人でつくって3人というので、地域の人には本当にひどいと私は思いました。今では30人ほどいらっしゃいますが、始めはこんな形でした。みんな地域づくりにめないで、ずっと続けてほしいと思います。

デイサービス「古田のおうち」ができたころ、多世代のつながりがなかなか生まれませんでした。多世代交流というのは一体何なんだろうと、公民館の人たちの、子どもたちのつながり、そして認

知症サポーター養成講座をしていると、地域のコミュニティがだんだん広がっていきました。今では歌の会ができ、町内会の集まりも多世代になり、最初からは考えられない集まりになっています。

その中で、多世代の寺子屋というのを公民館と一緒にやり始め、多世代で広がっていきこうということで、誰もが先生、子どもたちも先生だ、大人も先生だというので、いろんな活動が生まれてきました。これは全部住民から主体的に立ち上げた活動です。今では、あ・は・は倶楽部は認知症サポーター養成講座でお芝居をして、中学校の養成講座でいつも大活躍をするようになりました。近所のおばあちゃんたちが芝居をするわけですね。とてもリアルにわかる、そういった芝居です。

1960年から寿命は15年延びているんだという話を、認知症サポーター養成講座で必ず言います。ということは、75歳くらいで亡くなっていた時代から、90歳くらいまで生きている。ここをはっきりわかっておかないと、自分の人生設計ができないんですね。3ステージの時代じゃない。学校に行って、会社に行って、老後でない。今はセカンドライフ、マルチステージ、山が3つくらいあるわけです。前は1山だったけど、今は3つくらい、山を上がったたりおりたりしなくちゃいけない。そういう準備をみんなでしていく。今の10歳の子は106~107歳まで、半分は生きると言われている。そんなことをみんなで共有しながら、将来どうなんだろうというのを考えていきます。

中学生から学んだことの中に、「このまちにくらいしたいプロジェクト」というので、ゼロベースから、課題から中学生が全部見つけ出して、3月4日にふるたの公園でアクティビティをやります。「中学生と大人でつくる冒険あそび場」で、120人くらいの人たちがここに集うようになっています。

他人ごとでなく、自分ごととし、大きな課題ではなく、共感した小さな課題をプロジェクトにする。今までハード、建物が中心でしたが、仲間をつくって学習する、学ぶということ。そして、解決の方法と一緒に考えて決めるのが大切だと思います。地域コミュニティ支援事業部には2つの柱があります。1つは、法人が主体、地域住民と一緒に活動する。そして2つは、地域住民が主体になって法人が活動をサポートする。こういった形で進んでいます。

「庚午のおうち」では、自分が自分のことを考えて、人とかかわりの中で生きる存在であることを自覚して、自分に向き合って、自分はどうやって生きようかなというのを考える場所ということで、多世代のシェアハウスを築きました。

そこで、認知症サポーター養成講座をしたり、ヨガの教室をしたり、あと、カフェが生まれました。これは全て地域住民が主体的にやっています。

て、料理から何から、いろんなことをやっています。体操も自分たちでやっています。

これが地域住民のメンバーです。ご飯をつくる係の人たち。そして、こんな料理を月に2回。男性も頑張っているんです。配膳係のお2人です。いつもとても生き生きとされています。今どきのお葬式の話聞きたいというので、みんなを呼んだりとか、そんなことで今、40人くらい集まる。その中で、自分たちで麻雀の会をしたいというので、健康麻雀の会を立ち上げて、ここにはたくさんの方が集っていらっしやいます。子育て世代支援もしています。

最後に、土橋の話ですが、土橋は今、745世帯、1205人いる。子どもたちが大体90人くらい。働いている人たちが800人近いですね。そして、高齢者が200人くらい。そんな中ですが、実は町内会に入っている人が133世帯しかないんです。ここで災害が起きたらどんなことになるんだろう。いろいろな活動をここでもやっています。カフェをしたり、認知症の話をしたり、手話サロンをしたり、ランチ会をしたり、いろいろな集いをやっているのですが、そんな中で、どうやって今から私たちはつながっていくのか。

ここで今、町内会長とみんなでやっているのは、とにかく知り合って顔見知りにならないといけない。でも、子ども会もなくなっている。老人クラブもない。町内会も参加しない。イベント情報も伝わらない。これをどうするのが、今からの私たちの課題です。

実は2年前からいのこまつりを復活しました。このときに、土橋町から30人の子どもが出てきたんです。きのう、私が「土橋のおうち」にいて子どもを見たのは2人だけでした。見えないところを、「見える」ようにしていく。今これを持続するところから、私たちは新しく始めようとしています。

学んで知る、伝えて思いを深める、そして交流して新しい発見をしていこうと思っています。

多世代のコミュニティづくりが、これからのセーフティネット。私たちは、「人の縁」という財産をつくる活動をしています。

○丸山委員 竹中さん、ありがとうございました。残り時間で質問させていただきたいなと思います。こうした地域共生社会の取り組みといったものが進展しているポイント、具体的に言うと、それぞれご自身でどのような点が成功要因だったのか。あるいは、うまくいくために、意識的に実践をしたといったことがあれば教えてください。

○原氏 成功するポイントは非常に口幅ったいようですが、やはりリーダーがしっかりリーダーシップをとること。地域の課題を認識して、それにいかんにか人を巻き込むか。それには地域課題を見え

るようにして、自分たちもどうだったらかかわれるということを見える化することではないかと思っています。

○羽田氏 進展しているポイントは、原さんと一緒に、自分がまずその町の地域住民であったこと、それから課題がしっかり見えていたこと。そこのおせっかいおじさんやおばさんたちの特徴もわかっていたし、それを上手に巻き込めたか、頼みに回れたかということだと思います。こんなふうに助けてくださいと頼むことができたことが成功するポイント。あと、行政がしてくださるサロンやコミュニティカフェの助成金が地域の人に入っていくことで、またモチベーションが上がっていき、手伝いに行ったことで、今度、住民の人が私たちをすごく意識してくださるようになったということだと思います。

○竹中氏 価値観の違いを受け入れられたことが大きいと思います。大きな摩擦になる前に、小さな摩擦を恐れずに話し合えたということかと思います。

あとは、今までの活動を邪魔しなかった。今あるもの、いろいろな組織がすでにやっているものを絶対邪魔しない。すでに動いている団体と話をして行って、手伝えることがあったら手伝う。そこでまた、何がない、何が困っているという話をして、こういうのが欲しいというものを一緒につくる、そういう取り組みを心がけました。

○丸山委員 ありがとうございます。とても大切なことを伺いました。まとめさせていただくと、1つの地域組織の活動であったり、あるいは介護事業所の活動であったり、一見、そう見えるかもしれないですが、3人に共通しているところは、住民の主体性を大切にしながら、支える、支えられるといった地域共生を実現しているところではないかと思います。もっと強く言うと、「住民の主体性を失わずに」という点が、共通したポイントではないかと思います。

その中で、人を巻き込む、価値観の違いを受け入れるということをしていました。学ぶためには何があったらよかったのかといったところも、それぞれ共通する部分が幾らかあったというのが、1つの共通したエッセンスではなかったかと思います。

うまく色々な社会資源、リソース、それから行政や制度補助金、助成金といったものとかかわりを持つプロセスが見え隠れしていたのを実感していただけたのではないかと思います。

やみくもに人の力を借りましようと言ってうまくいったためしはないかもしれません。けれども、羽田さんに言っていたように、ピンチのときに頼みに行くといったところは、私たちは余り

しなかったのかもしれないとすれば、それはやはりやっていかないといけない資源の活用、力の活用、協働体制でやっていくというところの道筋ではないか。これがどのタイミングで、誰が、どんなふうに誰に対して手を組みませんかということも、それぞれのプロセス、流れがあったと思います。これも、もしかしたら後半の部分でまとめて、皆さんの学びになるのではないかと思います。

— 休憩 —

◆パネルディスカッション

地域共生社会実現に向けて、明日の一步を考える



《進行役》
日本社会事業大学専門職大学院
准教授 曾根 直樹氏
(本事業検討委員会委員長)

○曾根委員長 パネルディスカッションでは、本事業の検討委員会の中国ブロック委員とともに議論を進めていきたいと思います。

まずは、ご自分の所属、法人の事業所に引きつけながら、どういう事業所で、どういった課題を抱えているか、どういう取り組みをしているかということをお話いただいた後に、3つの事例の中でどういう教訓を得たかとか、どういう気づきがあったかということをお話しいただきたいと思います。



鳥取県福祉保健部
ささえあい福祉局
障がい福祉課長
小澤 幸生氏
(本事業検討委員会
中国ブロック委員)

○小澤委員 鳥取県は全国でも人口が一番少ない地域であり、その中でも先進的なことをやって埋もれないように頑張っていこうという思いでやらせていただいているところがあります。小さい県なので、それだけ地域の中にも目が届くというところはあろうかと思っており、そういう観点で取り組んでいます。ただ、実際に地域の中で密着してうごく自治体といたら、これはまさに市町村じゃないか。それから、全体の制度的な話でいうならば、国が全体的な方向性は決めていくことになるわけです。では、都道府県は何をやるのか、我々にとって課題の部分だと思っています。事務

的な話で恐縮ですが、例えば、我々が「これをお願いします」と予算を財政部局に持っていきますと、「これは地域を応援するということだけど、市町村でやるべき事業なんじゃないの」と言われる。そうすると、我々としても、「地域で大切なこれをしていきなさいかぬのです」という説明はするんですが、「でも、それは市町村でやったらいいよね。その市町村の問題だよ」と言われてしまう。そこがなかなか悩ましい。

東西町の原会長からもありましたが、県として取り組めることとしては、きっかけづくりのような部分があるかと思います。市町村で地域に密着し過ぎてしまうと、一歩踏み出すことや、これまでのあり方を変えていくことが難しい場合があるかと思います。まず県としてモデル的な取り組みを始め、それを県内で広げていくという形で進めていきますということを、先ほど申し上げた財政部局などに行って説得をしていく必要があります。先ほどの東西町の中でのコミュニティホームの取り組みも、あくまで最初につかかきとしてやってみませんかということを県から言わせていただいたのは、まさにきっかけづくりなのかと思うところだと思います。

ただ、きっかけづくりをして、その後で実際にやっていくといろんな問題が起こってくることがあり、運営などをどうしていくのかというのが最終的には問題になります。それをどこまで県として受けられるのか、あるいは市町村にうまくつないでいくのかということが、課題の1つかと思っています。

我々としても、そういったきっかけづくりをしていくことは大事だと思いましたが、モデル的な取り組みをしようとしているところに少し補助をすとか、先ほども羽田さんのほうからのお話で、それがモチベーションになるということも言っていただきましたが、そうならば理想的だと思うところではあります。我々としても、地域を何とか元気にしていくための取り組みはしっかりやっていかなければいけないという思いはある。そのかわり方を市町村と一緒に考えていきます。

先ほど鳥取県は小さい県だと申し上げましたが、そうはいっても19の市町村を抱えていて、それぞれの現場を全て見ていくわけにはいかない。こんな課題があって、こんなことで困っているという聞き取りをしながら、どんな課題に対してどういう支援の方法があるのかと、市町村と一緒に探っていくという状況です。

今、私は障害福祉の仕事をしていますが、その前は長寿社会課というところで、特に地域包括ケアを進めていくための取り組みをさせていただいておりました。ただ、そこでも市町村は、どうやって住民主体の取り組みをつくらせていったらいいのか。今日もまさに竹中さんの発表の中でもありましたとおり、当事者目線、あるいは住民の方に「こ

ういうことをやろうよ」と言ってもらふこと自体がすごく難しいというのが、市町村からいただいている課題でした。

我々としても、そのノウハウは持ち合わせていないので、ノウハウをお持ちの団体にお声がけをさせていただいて、一緒に市町村の悩み事を聞いて、どんな進め方があるのかということを示させていただいたり、市町村の方の課題を一緒に考えて、そこに対して何かしらできる支援をしたりしていきます。特に県外の方とのつなぎは、我々としてできることかと思えます。そういった課題をお聞きした上で、我々としても、どんな制度の支援ができるのかを考えさせていただいているのが、現状です。

冊子の 70 ページに「誰もが集い支え合う拠点」、共生ホームという取り組みがあります。これも県のほうで、居場所づくりの取り組みをされるところに上限 100 万円で補助をさせていただくという事業で、県内でこの補助を使って居場所づくりをしていただくということ支援している。これは鳥取県だけではなく、熊本県など他県でもやられていると思います。

誰もが集い支え合う拠点

鳥取ふれあい共生ホーム＝住み慣れた地域において高齢者、障がい児・者及び児童等の誰もが集い、多様なサービスや活動で支え合う拠点

【効果】高齢者、障がい者等の居場所／家族のようなふれあい／地域住民の絆の強化

【共生サービス型】 高齢者事業所と障がい者事業所、高齢者事業所と保育所など、2 種以上のサービスを連携・協力して実施するもの	【事業所併設型】 高齢者事業所や障がい者事業所に地域の高齢者、障がい者（児）、児童など誰もが集える拠点を併設したもの
【エルフス複合交流施設（米子市西三軒）】 認可保育と小規模多機能型居宅介護の併設 子どもと高齢者が一緒に過ごし、高齢者は育児に参加し生きがいを感じ、子どもは優しく思いやりを学び、お互いに支え合いながら生活している。	【共生ホームなるみ（米子市石井）】 認知症対応型通所介護事業所に地域との交流拠点を整備 空き家を改修し地域との交流拠点を整備。サロンや認知症カフェの開催、保育園児との遠足や公民館祭への参加、健康教室等を実施している。
 保育園の終わりの会 みんなでクッキング	 空き家を改修 地元のお祭りに参加

ご発表を受けて、根本的に人を大事にするということはすごく大切なことだと思いました。手前みそですが、南部町では原会長がリーダーシップを発揮され、紆余曲折がありながらも、コミュニティホームが支え・支え合う関係をつくられて今も維持されている。行政がきっかけであったことはあるかもしれませんが、住民の皆さんのご努力があってこそのことだと思いますし、そういう取り組みを大切にしていけることが大事だと思っています。

実はここに来る前に、羽田さんのさくらホームを見学させていただき感謝を受けたというのが正直なところ。地域で皆さんに顔を知っていただいて、その地域の方を支えていこうという人たちがいるからこそ成り立つということを、改めて思いました。

竹中さんのご発表の中でも、多世代交流を当事者目線で実現していこうというお考えをお持ちだということ自体がすごく大切なところで、これは

県だけではなく、そういう思いのある方を支援できればということが行政の役割の 1 つと思っているところです。

○曾根委員長 要するに、運営に課題があるというふうに途中おっしゃっていましたが、鳥取県南部町の原さんたちの取り組みがまずあって、県としては立ち上げ支援の形になるということでしょうか。

○小澤委員 おっしゃるとおりで、正直なところ、そこは市町村の職員は強く思うところがあると思います。立ち上げて、あとは市町村へ、という形で、最終的にはその運営は地域でやる必要があるという形にどうしてもなりがち。我々としても反省すべきではありながら、条件などもあるので、そうならざるを得ない部分もあり悩ましいと思っています。

○曾根委員長 続いて篠原委員にうかがいたいと思います。

山口県宇部市
健康福祉部地域福祉課長
篠原 功氏
(本事業検討委員会
中国ブロック委員)



○篠原委員 まず、宇部市の紹介も含めて取り組みを説明させていただきたいと思います。

宇部市の概況でございますが、人口は約 17 万弱。主な交通といたしましては山口宇部空港。JR と言えば山陽新幹線新山口駅、厚狭駅、そして山陽自動車道といった高規格道路も走っています。重要港湾宇部港というのがあり、写真にございますように、写真の中ほどに橋がかかっていますが、これは宇部興産という会社が企業でかけた橋で、一企業がかけた橋としましては国内一の規模のものです。その左下に黒いものが並んでおりますが、これが石炭。国際バルク港として、海外から輸入した石炭を国内の火力発電所等々に中継しているところです。

宇部市は、石炭のまちです。石炭によって村から一躍市になったということで、2021 年には市制施行 100 周年を迎えます。

一方、石炭から化学へ移っていく中で、ばいじん公害が発生しました。これを、産官学民、今言う市民協同という形で克服いたしました。また、市内には高等教育機関や学術研究機関が多くあります。医療も、医学部がある関係で多く、病院が 20、診療所が 169 ということで、市民 100 人のうち約 3 人が医療関係者という状況です。教育面で

は、市内の小学校区が 24 ございますが、各小学校区にいわゆる公民館的な市民活動の拠点となる、ふれあいセンターを設置しております。

工業のまちですが、豊かな自然に恵まれた農産物と 6 次産業も今進めており、市営バスが動いているという特徴もあります。

人口は、社会自然増減で毎年大体 1000 人ずつ減っています。平成 7 年をピークにどんどん人口が減っています。高齢化は、大学があるということもあり、県平均に比べて若干低い 31.6%。市域が南北に縦長く、北部の中山間地域は高齢化率が軒並み高い、いわゆる過疎地域は高齢化率が高いという、どこでもあるような状況になっています。その中で地方創生を進めていくため、「暮らして良し、働いて良しの市民が誇りを持てるまちづくり」を進めております。地方創生の中での取り組みの 1 つを紹介いたします。

行政計画といたしまして総合計画等はどこの自治体でもあるわけですが、「にぎわいエコまち計画」という、低炭素まちづくり計画を平成 27 年 3 月に策定しました。これは後ほどまた詳しく説明いたしますが、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり、低炭素のまちづくりを進める計画です。これに基づき、今、居住を誘導していくための立地適正化計画をつくっているところです。

宇部市の取組み

行政計画	住民主体の地域づくり
■ 総合計画・実行計画、創生総合戦略 ■ 地域ふくしプラン ■ にぎわいエコまち計画 ■ 立地適正化計画(策定中)	■ 24小学校区で地域計画を策定 ⇒ 子どもの健全育成、高齢者福祉、健康づくり、地域防災、コミュニティ活性化 ■ 地域・保健福祉支援チームを配置 ⇒ 6チーム(保健師1人、地域支援員2人)
専門人材等の確保	包括支援体制の整備
■ 福祉専門職への就職支援 ⇒ 新卒の保育士、介護福祉士等 ■ ちよこつと活躍事業 ■ 農福連携事業	■ 日常生活圏域を6圏域とし、地域包括支援センターを10カ所設置(委託) ■ 地域総合相談センターの設置 ⇒ 高齢者・障害者・生活困窮者 ■ 相談支援包括化推進員の設置
高齢者の見守り	その他
■ 見守り愛ネット事業 ⇒ 地域であんしん見守り愛ネット 46 ⇒ 地域であんぜん見守り愛ネット 64+α	■ 社会福祉法人の地域貢献活動促進

「住民主体の地域づくり」としては、平成 28 年度に地域計画を策定、24 小学校区で、例えば子どもの健全育成、高齢者福祉、健康づくり、地域防災、コミュニティの活動といった目標を掲げて、地域の特色を生かした計画をつくっているところです。地域・保健福祉支援チームとして、市内の小学校区全部に行き渡るように、今 6 つの支援チームをつくって現場に配置しています。保健師が 1 名、支援員が 2 名という構成です。

日常生活圏域を 6 圏域とし、地域包括支援センターを宇部市では高齢者総合相談センターと呼んでおります。これを市内 10 カ所に配置して委託しております。

本年度は、高齢者や障害者の虐待、あるいは成年後見(権利擁護)、生活困窮者の対策をするために、市役所の本庁舎に福祉総合相談センターを設置、ここにも市の職員の専門職を置き、複合的な

課題に対応するような窓口を設けたところです。

2021 年までの計画として 4 つのプロジェクトを掲げているところです。2 番目に「コンパクトシティ・共生型包括ケア推進プロジェクト」を今から 4 年間でやっていこうとしております。先ほど申しましたように、人口が減っていく中、都市機能を集約して居住を誘導していき、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを計画していこうという中で、今、北部に住んでいる人たちは住めなくなるのか、まちに移転しないといけいないのかという問題も起こってまいります。そうではなく、「地域支え合い包括ケアシステム」というシステムがあります。皆さん誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるような仕組みをつくっていきます。

この計画は、まちの人口が集約している地域は決まっているので、そこに都市機能を集約し、居住を誘導していく。それと、先ほど申しました市バスがございまして、その拠点、拠点を J R あるいはバスでつないで、先ほど羽田さんのほうでもありました、徒歩圏域で暮らせるようなまちをつくっていこうという取り組みです。コンパクトなまちをつくっていく中で、福祉施策は市全域にかかって、どこにいてもいろんなサービスが受けられる、相談ができるといった政策をとろうということでございます。

市内の地域包括支援センターを、いろんな生活相談ができる、福祉の相談ができるといった拠点にしていきたいということで、「身近な『福祉総合相談窓口』の設置」にこれから取り組んでまいります。29 年度は市役所の本庁舎に 1 カ所設けました。10 ある高齢者総合相談センターは、平成 30 年度に 2 カ所、「福祉総合相談センター」と看板をかけかえます。31 年度には、残る 8 つの高齢者総合相談センターを移行します。当面は高齢者と障害者のご相談を受けますが、子ども、生活困窮と、相談の内容もいずれ拡充していきたいと考えています。また、生活相談サポートセンター、障害者相談支援事業所等も看板をかけかえていただいて、市内 15 カ所で平成 32 年度からいろんな相談を受けられるような、共生型社会に耳を傾けてくれるような場所をつくっていきたくないと取り組んでいるところです。

最後になりますが、竹中さんからお話がありましたように、子どもの居場所というのを地域包括支援センターの中でやっていただけるとありがたいのですが、子どもの居場所づくり、子どもの貧困対策に関して、専門家の方から、高齢者の介護をするところでは子どもの世話はできません、子どものことなんか気づきませんよという厳しいご意見もいただいております。先ほど、寺子屋という切り口で多世代交流を進めておられるということで、大変参考になりました。

○曽根委員長 ありがとうございます。まちづ

くりは非常にダイナミックに、人口集約型というところを1つ打ち出しているけれども、相談窓口は総合的にして市内全体に行き渡るようにしているという形で、両面で取り組もうとされているような印象を受けました。



**社会福祉法人恵寿会
理事長 北尾 慶子氏**

(本事業検討委員会
中国ブロック委員)

○北尾委員 現在の活動内容につきまして、全国社会福祉法人経営者協議会が発行いたします機関誌「経営協」2017年3月号に掲載をいただき、配布資料にも掲載いただいています。当恵寿会は、昭和56年、「完全参加と平等」をスローガンとした国際障害者年に認可を受け、翌年の昭和57年、重度の身体障害者の生活施設を開設し、その後、地域社会のニーズにお応えするため、特別養護老人ホーム、保育園を開設しました。現在0歳から100歳までの方にご利用いただいております。

今から36年前に重度身体障害者施設を開設するに当たり、地域住民の方々から多くの不安の声がありました。それは障害について知らないからこその反応なのかと思う一方、どうすれば少しでもよい方向に変えていけるのだろうか考えるきっかけにもなりました。そこから地域の行事などにまず職員が積極的に参加をして、地域住民の方々と交流し、つながりを深めていくことを目的として、法人の全職員で構成する恵寿会ボランティアネットワークというネットワークを立ち上げて、地域のお祭りとかイベントに、職員が休日を利用してボランティアとして準備から参加をして、手づくりの大判焼きを販売したり、近隣の湖の一斉清掃や地域周辺のごみ拾いなどを行い、また、地域のお祭りやイベントには施設のご利用者の皆さんも一緒に参加をしていくことによって、地域の中で障害への理解、また恵寿会の活動への応援が徐々に広がってまいりました。平成16年に、障害者のデイサービスと合築にて開設いたしました保育園の存在が、さらに地域との関係を深めるきっかけとなりました。

先ほど事例報告の中で羽田さんがおっしゃいました「職員を地域化すること」に、非常に共感しております。日ごろから職員が地域に積極的にかかる。出張は、イベントやお祭りの後は直会（なおりい）、反省のときには必ず「一杯やりますか」と、飲みニケーションの文化で、そういったときには職員と一緒に出かけ、顔の見える関係になるということをしています。顔の見える関係をどんどん深めることによって地域の実情や課題を知

っていくと、職員のほうから地域活動の提案等もございます。しかし、非常にさまざまな地域課題に対応していくためには、いろんな視点を持つ職員を育てていかなければいけないと、また改めて感じているところです。

羽田さんの報告の中で、まず専門職が支援する側という意識を取り払い、住民とつながり、ともに歩んでいくことが重要であるということをおっしゃっていました。このことを心に刻みまして、全ての職員に地域を知る機会をもっともっと取り入れていく必要があることも感じている次第です。

○曾根委員長 大変心意気高く活動されている様子をうかがいました。恵寿会ボランティアネットワークは、職員の方は自由参加なのでしょうか。

○北尾委員 全員参加で、1年に必ず1度、休日を利用してボランティアに参加をする形をとっています。

○曾根委員長 法人の方針として、地域に溶け込む努力をされているということですね。3人の方から、前半の事例を引きつけて、お話しいただきました。ありがとうございます。

◆アンケート結果報告 省略 ※17ページ参照

◆指定発言



特定非営利活動法人
全国コミュニティライフサポートセンター
理事長 池田 昌弘氏
(本事業検討委員会 委員)

○池田委員 本研究事業の東北ブロックのリーダーをさせていただいております。何を話そうかとずっと考えていたのですが、きょうの最初の3つのご発表の、長年いろいろとお世話になってきた実践の皆さんの話と次官の話をお伺いして、東北の取り組みをちょっとご紹介したいと思って、この図を出させていただきました。

最初に、「日頃の交流」についてです。例えば、「私は老人クラブの花だんづくりに参加しています」「ご近所でお茶飲みしています」という活動をよく見てみると、老人クラブの「花だんづくり」は、集いの場になっている。そしてそれが「健康づくり」になっています。そこでいろいろな情報交換をしていて、「きょう、あの人お休みだけど、私の家の近くなので、帰りに訪ねて声かけるね」と言って、それが「見守り」、「安否確認」になっています。ご近所の「お茶飲み」も、そこに通っていくことが「健康づくり」になっていますし、そこが「居場所」になり、そこで「情報交換」とか「困りごとの相談」、「安否確認」、「見守り」に

なっています。よくよく見てみると、閉じこもっている方は違うかもしれませんが、出てきている高齢者の方たちはとてもいろいろなつながりを持っています。これは今、健康寿命ということでも随分言われています。

例えば、福島県郡山市は人口 34 万で、毎年、『通いの場』普及推進大会』というのを開いています。いろいろなグループがこんな感じで発表しています。ここに市長さんがいらっしゃいます。

マンションでやっているサロン、これは毎日仲よし 4 人組でやっている犬の散歩です。午後 2 時になると、この方が犬を連れて近所のお友達のところへ「散歩に行くよ」と言う、この方も犬を連れて、この方は猫しか飼っていないので犬は 3 匹で、集落 1 周 2.1 キロをこんな感じで 4 人で歩いています。終わると、誰かの家でお茶飲みしたりしています。

この方々は市長さんから感謝状をもらいました。どうして感謝状をもらったかという、仲よし 4 人組で毎日散歩をすることは、お互いの見守りになっているし、気にかけてくれることになっているし、支えになっている。それはとてもいいことです。集落 1 周 2.1 キロ歩いているのは運動になっています。家から出てこない人は問題だと言われているのですが、誰にも頼まれなくて毎日家から出てきて集落 1 周歩いていると、必ず誰かしらが見えて、「またきょうもあの 4 人歩いてるね」ということで、見守りも重要なのですが、見守られ活動もとても大切ですね、と市長さんから感謝状が出ました。そうしたら、「祝賀会をやるよ」と言って、祝賀会をやったりしていました。

郡山市では、住民の皆さんの取り組みをいろいろと聞いてみると、芋づる式のようにつながっているなと思います。ラジオ体操をやっている人がウォーキングをやっている、ウォーキングをやっている人が、ウォーキングが終わるとコンビニのイトインコーナーでおしゃべりをして、サロンとは言わないサロン、支え合いとは言わないけれどもお互いに気にかけている支え合いとか、そういうことがまち場でもマンションでも農村集落でも行われていることが見えました。今、北海道から沖縄までいろいろなところでこれをさせていただいて、ほぼどこでもやられています。

高齢化率 56% の福島県昭和村、カスミソウ生産日本一の村ですが、デイサービスセンターを休んでここに来ている方がいます。「時給幾らですか」と聞いたら、「時給 850 円」。この方がデイサービスセンターに通ってお世話をしてくれているパートの介護職員の時給より高い。(笑) 何十年もこういうことをやってきた。ただ、できないこともふえてきましたし、長時間はできないので、2 時間だけ働いて、2 時間おしゃべりして帰る。

この話をしていたら宮城県の気仙沼で会場の方がざわついて、「どうしたんですか」と聞いたら、

「今、気仙沼はワカメの収穫期で、気仙沼のお年寄りにはデイサービスセンターを休んでワカメの収穫の手伝いに行ってるよ」と言いました。こういう中にいました。「デイサービスセンターに行かなくていいんですか」と聞いたら、「忙しくて行けない」と言われました。(笑) 結構多いですね。忙しくて行けないのに、無理やりデイサービスセンターに連れていっていませんか。なおかつ、お年寄りの皆さんは言われます。日中の明るいときは家の周りでやることがあって、ご近所の目もある。夜不安なのに、デイサービスセンターの方は夜家に連れて帰ってきておいて、何の疑問も感じていない。変ですよ。ナイトデイサービスが本当は必要なのに、現場からそういう声が上がらないので、介護保険の制度も変わらないというのも変だなと思います。

これは、宮城県の第 7 期の高齢者保健福祉計画にも位置づける「地域づくりの木」ですが、枝葉があって、幹があって、根っこがあります。枝葉のところは「ファーマルな資源」、幹のところは「インフォーマル」、根っこのところは「ナチュラル」と言っています。根っこのところは余り見えないけれども、ご近所でちょっと気にかけて支え合っているということがとても多くある。

こちらに「支援のプロ」と「地域のプロ」と「つなぐプロ」とあって、「支援のプロ」は、きょうおいでいただいている方ですね。「地域のプロ」というのは、先ほどの原さんのように住民の方。住民の方は、誰と誰がつながっているとか、誰と誰が仲が悪いとか、よくわかっています。でも、「支援のプロ」はそんな細かいところまではわかりません。この両者をつないで地域づくりをしていかなければいけません、この「つなぐプロ」が、町内会長さんとか民生委員さんとか、今回、介護保険の改正でできた生活支援コーディネーターです。これをつないで地域づくりを考えていく。高齢者の方がふえて介護保険のサービスを使う方がふえてきた、つながりが弱くなってきたということは、この木が倒れるんですね。ほどよくサービスを使ってこの根っこを厚くして行って、この木が倒れないようにしていかないと、もたないなと思っています。

住民の方がおしゃべりしているところにお邪魔したら、「介護保険サービスの利用が増えると、あちらの世界の人になってしまうのよね」と聞きました。「え、お亡くなりになったんですか」と言ったら、「いや、死んでない」と言われたんですが、介護保険のサービスを使うと、ご近所のつながりがどんどん薄くなってしまいます。1 日でも長く自宅や地域で暮らすためにつくられた介護保険のサービスが、介護保険のサービスを使うとご近所の関係が弱くなって、結果、施設に向かうベクトルが大きくなってしまいうようなことをもう一度考え直さなきゃいけない。こういうことこそ協議

会で話さなきゃいけないことです。あるものや、できていることを探すことがとても大切です。協議会では、ないものとか課題探しをしていますけれども、課題探しはすぐ行き詰まります。なかなか解決できない。でも、住民の皆さんは結構いろいろな工夫をして、何とか地域で暮らすようなことをされていて、そういうところに視点をつけないといけないと思っています。

自助とか自立と随分言われていますが、特に男性は、自立と言うと元気になることだけ頑張る。女性の方は、終わった後でおしゃべりして、大体二次会をやっています。体操をやってからお茶飲みしたり喫茶店に行ったりしているのですが、男性は体を動かすだけ。だから、体が幾ら元気になっても、いずれ支援が必要になると、すぐサービスに結びつくんですね。女性の皆さんは、まずはお友達づくりになって、「運動に行きたくないんだけど、あの人とおしゃべりしたいから行きたいわ」と言って行って、結局お友達づくりをして健康になって、ちょっと困ったときにはそのつながりの中で助け合っている。だから、サービスに結びつくまでの距離があるということで、その意味では、こんなことをぜひやっていただきたいなと思います。

最後に1つだけ、仙台と石巻で、制度から漏れるあらゆる人を受け入れる取組をしています。建物は下宿の後ですが、先ほどの実践の皆さんと同じことをやっています。どんな方が利用するかというと、どこも受け入れてくれない認知症の方、どこも受け入れてくれない精神の方、どこも受け入れてくれない知的障害の方。余りオープンにしていますが、DVやグレーゾーンの方や生活保護、ホームレス、出所者。例えば、火災の延焼で今晚泊まれないという人も受け入れるということなどをさせていただいています。やってみてわかったことは、普通の施設は慢性型の施設なので、緊急の人を受け入れにくいということです。「今晚泊めてください」と言うのと、「施設長がいないので決められません」とか、実態調査してから、「うちの施設ではこの人は急では見られないからだめです」と言われるのですが、救急病院と同じく、「まずはとりあえず来て」と言って受け入れる態勢をつくれないと、こういうことが難しいのだろうと思います。これを町内会長とか地区社協の会長とか民協の会長と一緒に運営しているのですが、住民の皆さんから「こんな人を受け入れてはだめ」と言われたことは一度もない。先ほどの3つの事例と同じですね。このようにみんなで受け入れるところがあったら、あらゆる人が地域でまだまだ暮らせる、ということが見えてくることも、とても大切だと思いました。東北で考えていることと中国ブロックで先駆的に取り組んでいる方とは同じだなと感じました。

吉備国際大学
准教授 黒宮 亜希子氏
(本事業検討委員会 委員)



○黒宮委員 私は教育研究機関である大学に勤めておりますので、若い世代を専門職として社会に輩出する立場にあります。

私は、岡山の笠岡諸島のかさおか島づくり海社へ、先月ヒアリングに訪問させていただきました。ここに行きたいと思ったのは、県内の大学とコラボして展開していること、そして事務局長の方が以前、大学生としてこの地域に授業の一環で入って、結局そこに定住されている、そういったNPOであるということです。

大学は教育機関で、学生を送り出す立場です。「地域共生社会」というのは、ソーシャルワーカーを養成する過程の中では非常に重要な用語とされているのですが、学生を教えていると非常に難しいと思うのが「地域」という感覚です。住民としての感覚が今の学生に余りないというか、弱い。むしろ1日の大半をあの小さな四角のスマートフォンで見ているので、住民感覚を理解してもらうのが非常に難しい。

例えば事例などで、要支援1の高齢者の方を在宅で支えるにはどうしたらいいだろう、見守りをどうしたらいいだろうと学生と一緒に考えて、近隣を行き来する機会を増やしたらいいんじゃないかというときに、「先生、近所の人の家に行くという感覚がなんか余りようわからん」、これが実感なんだと思います。近くの人のお家に行き来して見守りというのが、田舎の子は少しはわかるようですが、今の18歳、19歳の子はちょっと腑に落ちない。こういった学生に地域共生社会というものを理解してもらうには、まだまだ力が必要だと思います。

ただ、大学だけではなく中高も、今、教育の中で、地域貢献とか地域活動を非常に重要視しています。今年、私はすごく感動した経験がありました。大学になって地域活動、ボランティア活動で、子ども食堂を手伝ったり、自分の得意な手芸のワークショップをやったり、非常に活発な活動を始めた女子学生が、ある日やってきて、「先生、この前うれしいことがあったんです」、「何?」と言ったら、「近所のスーパーに行ったら、『こんにちは』と小学生の女の子に言われた」。何がうれしかったか聞いたら、「私を知ってくれている人が地域にいるということ」と。その後その学生が言ったのは、「私、なりたいものがわかった、親とか先生以外の信頼できる大人になりたいな。地域のお姉さんになりたいな」と。何かハッとさせられて、

これかな、と思いました。地域共生社会というのは、いろんな立場もあると思うのですが、地域の中に信頼できる人を増やしていく。高齢者とか子どもとか障害者とか、かかわりなく、そういった人間関係づくりが地域共生社会の基盤なのかと、その学生の言動でハッとしました。

大学というのは地域貢献ということで、地域に学生をどんどん出して、問題解決のあり方ですとか、能動的学習の機会を積極的に与える活動をしています。今日はいろいろなお立場の方がこちらにおられると思いますが、ちょっと厄介な学生も多いのですが、ぜひ地元の学生を受け入れてやってほしい。経験不足なだけであって、将来、地域共生社会を実現するような人材を醸成できるような土壌がつけられると思います。大学からだけではなく、中高などとの連携なども、ぜひいろいろなお立場で行っていただけたらと思います。

地域共生社会の中に余り出てきていないと思うのは、外国人居住者の方の問題です。今、地域にあるハイリスクファミリーといった問題の中で、例えば外国人の方など、いろいろな問題があります。私の学生の中でも、日本で勉強して日本で働いている学生は、会社では受け入れられるけれども、地域の中では外国人としか見られないし、地域活動などにもなかなか参加させてくれない。この地域共生社会の中には、これからどんどん労働者も入ってくるので、外国人居住者への視点も必要と思いました。

以上、大学からのお願いも含め、私が地域共生社会について考えたことです。

○曾根委員長 事業以外の話に池田さんと黒宮さんが広げてくださったので、イメージも随分広がってきたように思います。ここで、今後どうやって展開するかという話をお3方と高原課長に話していただこうと思います。

厚生労働省
中国四国厚生局健康福祉部
地域包括ケア推進課長
高原 伸幸氏



○高原課長 まずは、厚生局とは一体どんな組織なのか、ご存じない方が多いのではないかと思います。中国四国局も含めまして全国に8局ございます。私どもが所管している管内は中国5県になります。一昨年の4月に、8局1つずつに地域包括ケア推進課というのが新たに設置され、私は初代の課長をさせていただいております。

地域包括ケア推進課はどんなことをしているか。地域包括ケアシステム構築の図を見ていただくと、

基礎自治体である市町村が地域包括ケアシステムを構築されるというのが基本的な考え方です。その上で都道府県がこの市町村を支えていくという立ち位置になります。我々厚生局はさらに県に対して支援させていただく、という関係です。

今回の老健事業を発案した立場として、どのように今回の事業を総括するかと考えたときに、私見でございますが、3つのことを考えております。

1つは、人材育成の支援です。私どもはこの1年間かけて、各県と共催してセミナーを開催してまいりました。広島県でやっている研修に参加したいけれども、県外だから受講できないということがあり、自由に往来していただいて、必要な問題意識とニーズに基づいた関心のあるテーマであれば、どの県に行ってもいいという考えで、1年間で5県と共催セミナーをさせていただきました。結果、731名の方に受講していただき、そのうち県外受講者は114名ということで、一定のニーズはあったと理解をしております。そういう意味では、本事業のアンケート結果では、厚生局に対して研修を実施してほしいというお話もあったので、これは今後も継続してやっていく必要があると思っております。

さらに、先ほど事務次官のお話で、若年性認知症の話も出てまいりましたが、若年性認知症コーディネーターというのが各県に配置されています。来年度からは政令市にも配置されることになりました。しかしながら、各県に配置されている若年性認知症コーディネーターは1人しかいない。そうすると、1人職場でよほどのスーパーバイザーがいらない限りは、孤軍奮闘の大変な職場になるだろうと思います。そういう意味では、県域を超えて専門職の方々が集まって情報共有し、次の展望を確認していくような場をセットする必要があるのではないか。「県域を超える専門的なネットワークの構築」が、私どもの役割の1つかとも思っております。先ほどの話で、生活支援コーディネーターがなかなかうまくいかない、協議体がうまく運営されていかないという課題もあると伺いました。こうした認知症地域支援推進員さんや生活支援コーディネーター、あるいは先ほど来から出ている当事者の方々の横連携の場をセットしていくことも、私どもの役割の1つと考えております。

2つ目は、地域包括ケアシステムを支援していくということですが、「地域共生社会の地域づくりへの支援」とも言い換えられると思います。蒲原事務次官が老健局長時代に、老人保健健康増進等事業を厚生局と一緒にタイアップしてやったらどうかというご提案をいただき、まさしくこの事業ができています。こういうセミナーを開いて先行事例を紹介することは、アンケート結果からみても、ニーズに合致した取り組みではないかと思っております。厚生局というのは、栄養士とか介護福祉士とか、そういう国家資格の養成施設の監督指

導をやっている所管部署もあり、例えば、栄養士がフレイルということに対して、しっかりと地域包括ケアに着目しながら養成されていくように、私ども厚生局と大学とが連携していく方策もあるのではないかと私見としては思っております。例えば、先ほどの吉備国際大学以外にも、岡山県の新見公立大学では、市とタイアップして地域共生社会づくりのためにコンソーシアムをやろうとしている。そういうことも応援できたらいいと思っています。

今回の事業を実施してよかったと思うのは、地域共生社会に向けての取り組みは福祉分野だけではないという気づきがあったことです。先ほど曽根先生もおっしゃいましたが、まちの総合部門がきちんとまちづくりを考えているし、子どもの部署でも、子どもが健やかに育っていく地域とは何かということを生懸命考えている。そういう意味で言うと、私どもは、出先機関同士ですが、地方整備局とか地方運輸局とか、そういうところの出先機関とも連携をしながらやっていく必要があると思っていますし、何よりも労働局としっかりと連携をとっていかなければいけないと思っています。

もう一つ老健事業を実施していて、広島県の府中市と一緒に高齢者の住まいのあり方研究というのをやらせていただきました。そのときに我々は「伴走型支援」と言い、一緒に地域のニーズの洗い直しをさせていただきました。このような支援の形も今後必要になってくると考えています。

私ども厚生局のホームページに管内の先行した事例をアップしておりますので、ぜひホームページでご覧になっていただければありがたいです。

3つめの、厚生局の強みを生かした情報提供については、時間がありませんので、省略させていただきます。



○曽根委員長 丸山さんにここまでのまとめをしていただきたいと思います。

○丸山委員 地域のことをずっと見てみると、どうやら地域住民の感性とか知性というのは非常に

大事なんだけど、そこにプロとしての技術が欲しいなというのもある。介護施設や社会福祉法人や介護事業所が地域のことをやろうとすると、住民感覚が必要です。プロの知識を知恵に変える、それから住民の知性をも知恵に変えていくというところの両方の視点が必要ではないか。

いくらか例があり、特別養護老人ホーム等含め幅広く事業を展開している社会福祉法人の、神戸のある施設に行ったときの話です。その理事長が、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）ならぬ、サービス付き障害者住宅（サ障住）というのをやったらいいどうかと考えられた。このことを県に言ったら、県からも賛成が得られたが、現状の制度では実現が難しかったそうです。プロの視点があるから、「こういうのがあったらいい」という1つの流れがあるのだと思います。

もう1つの例は、ある市での認知症カフェの取組です。その市では「認知症カフェ」を変えたいと考え、「Dカフェ」（ディメンシアのD）という名前で展開をされていて、住民の方々がみんなでDカフェを開くのですが、ある人が「マスターの入れるコーヒーはおいしいけれども、僕は街のカフェへ行きたい」と、ぼそっと言ったんですね。その声を聞いて、有名チェーン店のコーヒーショップへ行き「認知症カフェをやらせてほしい」と言ったら、快諾してもらえて定期的に認知症カフェを開いているそうです。そういうまちなんですね。その話を聞いて、まちが動いている。

これは住民感覚が地域を変えていくという知恵かと思っています。その知恵をプロセスとして広げて継続させていくところにはバックアップが必要なので、そこに対して行政がかかわりを持っていく、地域福祉計画を策定していくというのが、1つの大きなやり方ではないか。これは東北ブロックの報告会でもお話が出たのですが、努力義務ではあるけれども、地域福祉計画を策定して、そこに位置づけをしていくというのは、維持継続をして発展的に拡大をしていくための後押しになっていく。

そのために行政の中で何をしないといけないか。庁舎内連携です。この部署とこの部署の共通言語が持てないとか、これは福祉部署だけでやればいいわという自治体は、私も幾らか一緒にお仕事をさせていただいています。まずは地域に向けて何かをするということも1つ必要なのですが、地元に戻って庁舎内での共通言語を持つことと、介護施設、社会福祉法人の中で職員さんにきちんと伝えられるような学びの場があったり、逆に民間企業さんのほうから、「私たちは何をしたらいいんですか」と言ってくださっているところがいっぱいある。そこに伝えていけているかどうか。これは福祉専門職だけの専売特許ではないので、それをきちんと伝えられる言語を持っていないといけないのではないかと思います。

○曾根委員長 ありがとうございます。住民感覚を知恵に変えるというのは、池田さんがお話しいただいたことと通じるのかなと思ってお聞きしました。

さて、皆さんからの質疑の時間に入らせていただきたいと思います。前半の事例の方に対してでも結構ですので、ぜひご質問をお願いします。

◆質疑応答

○A（会社員） 地域包括ケアシステムについては非常に興味がある立場で聞いております。宇部市の篠原課長様にお伺いしたいと思うのですが、「地域防災」というキーワードがありました。宇部市の地域福祉課の中には防災のスペシャリストの方もいらっしゃると思いますが、実際、防災も福祉の一部だと思います。宇部市ならではの福祉と防災という視点で何か工夫されていることがあるのでしょうか。

○篠原委員 要配慮者の方が地域にいらっしゃいます。今、宇部市では、小学校区が24校区ございますが、その全ての校区の自主防災会と協定を締結いたしまして、高齢の方であるとか、あるいは避難するのに支援が必要な障害をお持ちの方であるとか、そういった方々でお申し出のあった方々を登録していただきまして、それを自主防災会との協定で、個人情報漏えいに気をつけながら、もし何か避難勧告が出た場合、あるいは実際に発災した場合、必ず同じ方がサポートに回る。回れないときには別の方が行くよということまで配慮者の方にお伝えして、合意いただいて避難をしていただくという仕組みをつくっているところです。また、そういった地域防災のお話も、各校区の中でつくっている地域計画の中に大体校区が盛り込んでいるという状況です。

○A 配慮者の方の登録ですけれども、例えば広島市内とか広島県内では、病気を隠したいとかいう方々がまだまだ多い。そのあたりの割合は、なかなか比較するものもないと思うのですが、ほかの市町と比べて宇部市さんのほうではどうでしょうか。

○篠原委員 おっしゃるとおり比較するものを持ち合わせておりませんが、高齢者の方は割と登録されやすい傾向にあると思います。身体障害の方も割と登録しやすいのですが、傾向といたしましては、精神障害をお持ちの方はほぼ登録がないように聞いております。皆無ではないとは思いますが、傾向といたしましては高齢の方が高くて、障害者の方でも精神の方はちょっと低いという状況でございます。

○曾根委員長 そういうことに課題を感じていらっしゃるんですね。

○A そうですね。福祉と防災というのは切っても切れないと思っています。ありがとうございます。

○曾根委員長 ほかにいらっしゃいますか。

○B（住民組織） 広島市の安佐北区で築100年の古民家をお借りして、住民の側から地域共生社会がどこまでできるのだろうかということで、子育て支援のフリースペースをやったり、認知症カフェ、あるいはフリーマーケット、そういった活動をして、できれば障害のある方の喫茶ルームが建物の中にできないだろうかということを追求しています。

地域包括ケアの概念図が冒頭の講演のところで示されたのですが、住民の位置づけが、生活支援であったり介護予防であったり、せいぜいボランティアという位置づけ。そこで住民の側から地域包括というアプローチの視点が必要なんじゃないかなと思ったのです。

というのは、先ほど丸山さんもおっしゃったのですが、きょうの実践報告は、事業所というプロの方と職員が常駐するという要件の中で、それにしても先進事例であることには間違いのないのですが、そうではなく、住民サイドから子育てのフリースペースをつくったり、認知症カフェを開いたりというのはできるんですね。場所は古民家でなくてもできると思うんです。要するに、お金についてはいろんな補助金とか助成金とかというのがありますが、人の問題、プロの知恵、それらを入れながら、住民サイドから地域共生社会をつくるという視点をぜひどこかに設けていただけたらと思います。そこを政策的に支援するとか、あるいはプロの支援をどういうふうにかますのかというところを、ぜひ構図としてつくっていただけたらと思います。

○曾根委員長 ご感想をありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○C（社会福祉法人経営） 今日は貴重な話をたくさん聞かせていただきました。私は、広島市で社会福祉法人の特養を経営しています。これは質問ということではなく、介護保険に従事する者としての感想です。

先生方の話をたくさん聞いていると、今の世の中は基本的に高齢化、少子化、人口減少で、これは国レベルでもそうであって、もっと言うと、山村や過疎地域においてはこれにどんどん拍車がかかっている。さきほどの、鞆の浦の羽田様の話は、年間200人ずつ人が減っている、10年で2000人

というような流れです。先ほどの吉備国際大学の黒宮先生の話でも、福祉を目指している学生でも、隣のお家に行くのがどうか、という気持ちを持っているということでした。

これを地域包括ケアシステムで支え合いをもっともっと国レベルで進めようと思ったら、国民のコンセンサスが絶対必要だと思います。そうすると、国民のコンセンサスを得るためには、必要最小限で残っている人たちで支え合うだけでなく、これから輩出するであろう若者たちにもその意識を芽生えさせなきゃいけないのではないかと思います。福祉現場では人手が足りないので、そういったことも踏まえて、もっともっとたくさんの人が来る世界にならなきゃいけないと思っています。

そういう意味では、これは大人になってからの教育ではなく、小さいころからの教育。これは文科省に言っていただきたいのですが、教育の中に、しっかりと支え合いをしていくシステム、カリキュラムを植え込むということが大事なんじゃないかなと思います。国民全体の啓発、国民全体に意識を傾ける、これを国レベルでやっていくということは絶対必要なんじゃないかなと思っていますので、これはぜひ政策の中に入れ込んでいただけたら、現場における者としてはもっともっと社会貢献ができるのかなと思いますので、提言させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○曾根委員長　ありがとうございました。ここで蒲原次官に、今のいろいろなご質問も含めて、きょうのご感想をお願いしたいと思います。

◆総括コメント

厚生労働省
蒲原 基道氏



今日私が使用したスライドは、もともと要介護の高齢者、あるいは障害者など、伝統的にはサポートを要すると思われる方を中心に描いた図でしたので、地域の支え合いや地域づくりといったものは、あの図で言う生活支援にあたると思います。ただ、図として本人が中心なので、その生活支援は位置づけが少し薄く見えたのではないかと思います。

実際のところは、社会福祉法の改正で、法律上の位置づけでも、今回は地域の支え合いや地域づくりを充実していくこととしています。いくつかのディメンションがありますが、例えば、最初は薄く、柔らかに地域のいろいろな課題を受けとめる場をきちんとつくる。そして課題を解決する場につなげていく。最後は、地域包括支援センターのような公的なサービスにつなぐ。このようなコンセプトを我々は示しています。

ただ、国がコンセプトを示しても、それをどう実践するかは、各地域におけるいろいろな取り組みだと思います。その中で今日の事例が位置づけられるのかと思います。

2点目に、特に教育の話が出ましたが、今回、このような福祉の分野の関係で言うと、大きく2点あります。今、話が出た、地域でいろいろな活動するといったことについて、若いときからの体験が大事だと思うので、子どもの育ちの過程における社会的な活動の場、あるいはいろいろな人と触れ合う場をつくっていくということと学校のカリキュラムとの両方あると思います。私の理解では、これから教育要領で「公共」という科目ができるようで、そうしたことも含めて学校教育の中でこれからやっていくことが大事かと思っています。

もう1つ、今の話の関係で、福祉人材の確保が難しいという問題もあります。その点は事業所における処遇の改善、あるいは、事業所における管理・マネジメントの仕方のサポートが大事だと思います。鞆の浦・さくらホームでは職員の応募が多いとお聞きしました。職員がいろいろな活動の中で地域の人と交わる中で、やっていてよかったなと思えるところがあるという事業所には職員がある程度来るのではないかと思います。

こういう地域づくりのときには、行政的には財源の話が出てきます。今はなかなか横割りの財源がないのですが、介護保険の中の地域支援事業は1つ大事な財源です。地域づくりで、市町村単位にコーディネーターを置けるという財源がある。市町村側から見ると、その財源は、高齢者用の地域だけではなく、幅広い地域をつくるという位置づけで実際は使えるので、そうした財源を活用できることが1点。

もう1つは、先ほど池田さんの図も出ていましたが、介護予防といったときに、市町村では体操教室などが一般的には多い。それも大事だと思うのですが、高齢の人が地域のために何か活動するということが自体も役割を持つことにつながるので、恐らくこれも介護予防だと思うのです。私が老健局長にいたときは、介護予防というのは体操という直接的な予防効果もいいのですが、活動すること自体が介護予防になると考えていました。そうすると、活動の宛先が要介護の人の支援でもいいし、例えば子ども食堂の支援や、高齢者が障害者支援をすることも、本人側にとっては介護予防になるので、そういう視点でお金を使うということがあるのではないかと思います。

最後に住宅の話がありました。講演においても3点書きましたが、あの図の中の住まいについても横割りで進めることになります。

今後想定されることとして、「障害の方を抱えた親御さんが要介護になったのでサ高住に入りたい。ただ、お子さんも障害者なので、場合によっては別の部屋に住みたい」ということもあるので、同一の建物で、サービス付きの高齢者住宅、サービス付きの障害者住宅という概念があれば、今のような場合も一緒に住めることになります。この点は今後の課題と考えています。

以上、感想も含めまして、今日はいい事例をいろいろお聞きしまして、大変勉強になりました。ありがとうございました。

○曾根委員長　ありがとうございました。よく見ると、自分たちの周りにはいろいろな取り組みの芽があると、池田さんのお話を通じて思いました。あと、発表してくださった3事例の方たちは、どこも寺子屋や塾などを開いて、人づくりとセットで活動をやっている。ほかに見たところも同様でした。人をどう育てていくかということと地域を再生していくというのは、両輪で取り組んでいくことではないかと感じました。

本日は皆さん、どうもありがとうございました。

——了——

来場者アンケート結果

(1) 回収状況

- ・配布数：179名（全参加者210名のうち関係者31名除く）
- ・回収数：120名（回収率67.0%）

(2) 回答結果

①本セミナーは、地域共生社会を考えるうえで参考になったか

所属／参考になったか	大変参考になった	ある程度参考になった	あまり参考にならなかった	無回答	総計(人数)
1.自治体	16	3	0	1	20
2.社会福祉協議会	5	1	0	0	6
3.地域包括支援センター	5	6	0	0	11
4.社会福祉法人	13	14	0	1	28
7.自治組織	1	1	0	0	2
8.その他	30	17	0	0	47
無回答	3	1	1	1	6
総計(人数)	73	43	1	3	120
総計(%)	60.8%	35.8%	0.8%	2.5%	100.0%

※所属「5.特定非営利活動法人」「6.まちづくり協議会」は回答者数0

■付問. 参考になった点、参考にならなかった点

- ・これまで、「地域共生社会とは何か？」にとらわれすぎていた感がありましたが、色々な考え方やアプローチがあることに気づかされました。様々なヒントを頂いて参考になりました。（自治体）
- ・好事例の共通点がわかった。加えて地域性を出すのが行政や地域包括支援センターの役目と感じました。（地域包括）
- ・共生社会に向けて先進事例を聞くことで、地域の可能性を感じられました。（地域包括）
- ・現場で働いているのですが、どのように地域に貢献していけばいいのか、たくさんのヒントをいただけました。認知症カフェを独自のものにできるようがんばりたいと思います。市長のお話で全体像が見え、わかりやすかったです。（介護職）
- ・羽田さんの報告された事例からは、そもそもの理念が感じられ共感しました。新たにやらないといけないことが目まぐるしく変わって見えていますので、こうしたシンプルな理念から着実に進めばよいことがよくわかりました。（その他）
- ・地域と共生するためのきっかけづくりのヒントになりました。（その他）
- ・地域の求めるものに対して、それぞれの立場で何ができるかを考え、どのように実践できるかだと感じました。また、継続は力なり、と感じました。（その他）
- ・地域への具体的ななかかわり方、きっかけづくりを聞くことができました。（その他）
- ・制度の極限を越えた地域社会のあり方を国が考えていることがよく理解できました。（その他）

②セミナーの中で特に印象に残ったプログラム

所属／プログラム	基調講演	事例紹介	パネルディスカッション	複数回答	無回答	総計(人数)
1.自治体	3	9	5	3	0	20
2.社会福祉協議会	0	2	3	1	0	6
3.地域包括支援センター	2	8	1	0	0	11
4.社会福祉法人	5	16	3	4	0	28
7.自治組織	0	2	0	0	0	2
8.その他	9	20	9	8	1	47
無回答	1	1	2	1	1	6
総計(人数)	20	58	23	17	2	120
総計(%)	16.7%	48.3%	19.2%	14.2%	1.7%	100.0%

【自由回答】印象に残った点、学び・気づきを得た点など

■基調講演

- ・就労（障害者も高齢者も）がポイントだ、ということを普及すべきだと思いました。賛成です。（社福法人）
- ・地域包括ケアと地域共生社会の図式化は参考になりました。（社福法人）
- ・事務次官のお話を直接うかがえたことは大変参考になりました。（自治体）
- ・ご講演が想像していた以上にとてもわかりやすく、おもしろかった。就労支援＝活躍の場、「人は自分の強みを発揮しているときに輝いている」という言葉で学びが繋がった。（その他／フリーランス）
- ・今後の日本の人口動態をかんがみると、地域共生社会の社会インフラの重要性と地域包括ケア連携も含めて大テーマと思われる。（その他／薬局）
- ・色々な事例を生声で聴き、知ることができました。また、蒲原次官、高原課長のお話が大変わかりやすかったです。（その他／医薬品卸）
- ・基調講演での蒲原事務次官の話がとてもわかりやすく、国が地域に求めていることがとてもよく理解できました。話し方も聞き取りやすく、もう少し踏み込んだ話ももっともっとよくお聞きしたかったです。（その他）
- ・企業を取りこみ、見守りを効率よく行うなど、まだまだ工夫したいので地域サポートにつながる取組があると気付いた。（その他）

■事例紹介

- ・軒の浦さくらホームの活動についてももう少し詳しく聞いてみたい。（社福法人）
- ・事業所として、個人として、地域と共生するために何をすればよいか、具体的な事例を見ることが今後の活動になった。地域として、共生社会のネットワーク拠点の作り方、誰もが入れるネットワークの周知など。（社福法人）
- ・住民の主体性を損なわないこと、支援者と思っている人も支えられている視点、高齢者のお知恵と子どもの力の活用も大切。地域に職員が入っていく。すべて大事と思いました。（社福法人）
- ・地域での取組など地域性が異なる中でも共通した部分も多く参考になりました。（その他）
- ・さくらホームの施設長、もちもちの木理事長のそれぞれの設立きっかけの話、続けるまでの苦労話や課題が参考になりもっと話を聞きたいくらいでした。（その他／個人）
- ・「関わったら変わった」等、改めて感銘を受けた。行政も地域とつながろうとしておられることを初めて知った。（その他）
- ・市民感覚として“まちづくり”は明るく前向きなイメージでとっつきやすいが、“福祉”や“介護”となると専門職の分野だ、と敬遠してしまったり、「大変そう」というイメージがあったりして積極的に取り組みづらい印象がある。今回紹介された事例や目指されているシステムは、“まちづくり×福祉”がうまくコラボレーションしていて、これから長い目でまちのあり方、暮らしのあり方を見据える上で重要な視点であり、かつポジティブなイメージにイメチェンする上で良いきっかけになるのではないかと気づかされた。（その他／会社員）

■パネルディスカッション

- ・パネルディスカッションでは、事例も踏まえた話であり、また一人ひとりの想いも伝わりました。コーディネーターの人がとてもうまく、事前準備をよくされていると感じました。（その他）
- ・きっかけを行政がつくっても、それを運営・継続していくことが困難であるということ。（その他／薬局経営）
- ・池田さんの話がとてもよくてもっと聞きたかった。黒宮先生の講演も一つ一つの事例を写真つきで聞きたかった。（－）
- ・黒宮先生の話。大学生の現状がわかってよかった。（その他）

③自由回答

■取組の紹介 ―こんなことをしています、こんなことをしたいです―

- ・「スマイルプロジェクト」として、認知症カフェ、子ども食堂、健康推進事業、小学生対象の英語教室などを行っています。（社福法人）
- ・認知症カフェ、地域の子ども、施設の高齢者との共生を考えて実現していきたいです。（その他）

- ・私の 80 台の母親の事例ですが、福山では、空きテナント有効利用としての喫茶店や市の交流館を利用しての月 3 回の歌声喫茶に喜んででかけております。ある意味、民間での経済・社会活動の地域共生の場ではないかと思われる。(その他／薬局)

■聞きたかった話

- ・地域での見守りをしていくなかで、本人の意向を確認することが大切という事もありましたが、ご家族との連携も必要だと思います。近所も人も子どもさんの連絡先もわからないこともありますが、地域と家族の連携についておうかがいしたいです。(社福法人)
- ・若年の引きこもり、生きづらさを抱えた方も巻き込んだ取組、地域の在り方、「地域」とは何か、居場所とは何か、も聞きたかった。(その他／フリーランス)
- ・限界集落の生き残り。特に、農村型コミュニティの U・I ターンも巻き込んだ活性化についても知りたいです。何か始めるのに必ず抵抗勢力がある(無関心も含め)と思われ、行政が主体になるとやる気がそがれる経験があります。住民意見を聞くといいながらシナリオはできていることが多い。いただいた資料も充実し、参加させていただきよかったです。(その他／個人)
- ・中山間地域での先進事例があれば聞きたかった。(一)
- ・改正社会福祉法で位置づけられた「地域生活課題」を「地域住民」がどのように解決していくか、という観点で話を聞きたい。(自治体)

■感想

- ・地域貢献をしたい住民は潜在的に多いと思います。こうしたマンパワーを活用する「つなぎ」が今後重要になると思います。(自治体)
- ・本日の話をきいて、庁内連携のための組織づくりに生かしていきたいとの思いを強くしました。(自治体)
- ・何か大きなことをしようとするのではなく、専門知識を持っているものとして、地域に入っていく、何か役に立ちたいと思います。(社福法人)
- ・都市型の住民主体型の取組の成功事例や先進的取組が参考になりました。生活支援コーディネーターの研修もぜひ企画をお願いしたいです。(社協)
- ・社会福祉協議会で 4 月から生活支援コーディネーターとして活動する予定です。具体的なお話が聞けて、とても参考になりました。(社協)
- ・事例は全国にたくさんあると思いますが、継続していく仕組みや人(従業員)の教育やモチベーションが重要だと感じました。デイサービスには制度として地域との接点を持つようにしてはどうか、と思いました。(その他／金融)

④回答者の属性

所属名	人数	人数(%)
1.自治体	20	16.7%
2.社会福祉協議会	6	5.0%
3.地域包括支援センター	11	9.2%
4.社会福祉法人	28	23.3%
5.特定非営利活動法人	0	0.0%
6.まちづくり協議会	0	0.0%
7.自治組織	2	1.7%
8.その他	47	39.2%
無回答	6	5.0%
総計	120	100.0%

以上

地域共生社会の実現に向けて ～地域の試みから学ぶプロセスとエッセンス～

参加無料 平成30年2月24日(土)
13:00～17:00(開場:12:30)
会場:TKPガーデンシティ広島駅前大橋
4階 ホール4 A

要申込

※定員(240名)に
達し次第締切

申込方法:下記ウェブサイト内にある申込フォームに
必要事項を入力し送信してください。
<https://www.iri.or.jp/archives/2877/>

参加対象:自治体職員、医療・介護・福祉関係者、NPO法人・事業者の方、
住民自治組織の方等

開催趣旨

本セミナーは平成29年度厚生労働省老人保健増進等事業「地域共生社会を実現するための新しい包括
的支援体制と住民主体の地域づくりの構築事例の収集及び自治体、地方厚生(支)局等の役割に関する研究
事業」の一環として行なうものです。

この事業では、事例調査(約20事例)及び自治体向けアンケート調査(東北及び中国の2厚生局管内334
市町村)を実施し、地域共生社会を実現するための各地での取組や自治体の現状について調査を行っ
てきました。本セミナーでは、それらの結果を報告するとともに、これからの「地域共生社会」の姿、取組
が広がりに促される要因や行政の役割や可能性について、ともに考える機会とします。

自治体職員の方、事業者の方、住民自治組織の方など、幅広くご参加いただきたくご案内いたします。

プログラム(予定)

開会あいさつ

●基調講演『地域共生社会』の実現に向けて(仮)

講演 基道氏 厚生労働事務次官

●事例紹介 各地域の試み アプローチとエッセンス

原 和正氏 鳥取県南部町/東西町地域振興協議会 会長

羽田 富美江氏 広島県福山市/薪の浦さくらホーム 施設長

竹中 庸子氏 広島県広島市/特定非営利活動法人もちもちの木 理事長

丸山 法子氏 一般社団法人リエゾン地域福祉研究所 代表理事

●パネルディスカッション 地域共生社会実現に向けて、明日の一步を考える

パネリスト 小澤 幸生氏 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉推進課長

北尾 慶子氏 社会福祉法人恵寿会 理事長

篠原 功氏 山口県宇部市健康福祉部地域福祉課長

丸山 法子氏 一般社団法人リエゾン地域福祉研究所 代表理事

高根 伸幸氏 厚生労働省中国四国厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課長

池田 昌弘氏 日本社会事業大学大学院 准教授

黒宮 恵孝子氏 特定非営利活動法人全国コミュニティライブラリサポートセンター 理事長

蒲原 基道氏 青森県国際大学保健医療福祉学部 准教授

総括コメント 厚生労働事務次官

閉会

※ 開会後、同会場6階にて情報交換会を予定しております。(詳細要面)

会場ご案内

TKPガーデンシティ広島駅前大橋 (4階)ホール4 A
〒732-0828
広島県広島市南区点橋町1-7 アスティ広島橋ビルディング4階
●JR山陽本線広島駅 中央改札 徒歩5分
<https://www.kashikagishitsu.net/facility/gc-hiroshima-ekimae-ohashi/access/>



情報交換会のご案内

本セミナー終了後、情報交換会を予定しております。
登壇者より近くで話いただける場となりますので、ぜひご参加ください。

時間: 終了後、2時間程度

場所: TKPガーデンシティ広島駅前大橋 (6階) 6C

会費: お一人 3000円(お食事・お飲み物代)
※当日、セミナー受付時にお支払いいただきます。

定員: 50名

参加申込み:

・ご参加希望の方は、本セミナーを申込みいただく際に、あわせてお申し込みください。
・情報交換会の参加受付は2月20日(火)までとさせていただきます。

ご参加が難しくなった場合にも、必ず2月20日(火)までにご連絡をいただきますよう
お願いいたします。

事前のご連絡をいただかなかった場合、会費をお支払いいただく場合がございます。

【主催】(事務局)一般財団法人日本総合研究所

平成29年度厚生労働省老人保健増進等事業「地域共生社会を実現するための新しい包括的支援体制と住民主体の
地域づくりの構築事例の収集及び自治体、地方厚生(支)局等の役割に関する研究事業」執行委員会事務局

【後援】広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、社会福祉法人広島県社会福祉協議会

【協力】中国四国厚生局

お問い合わせ先

一般財団法人日本総合研究所

担当: 高野(たかの)、自蔵(しらかみ)

TEL 03-3351-7575

※お申込みはWEBのみの受付となります

平成 29 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
地域共生社会を実現するための新しい包括的支援体制と住民主体の地域づくりの
構築事例の収集及び自治体、地方厚生（支）局等の役割に関する研究事業
報 告 書

平成 30（2018）年 3 月
一般財団法人日本総合研究所